

国際ロータリー 第2650地区 長期青少年交換プログラム

マニュアルブック 2026

(クラブ・カウンセラー用)

2025. 8. 2

マニュアルブック 目次

GENERAL RULES AND REGULATIONS (受入学生の規則・基準)

はじめに

標準マニュアル-----①- 1

クラブのワーキング・マニュアル-----①- 7

ホストファミリーの手引き-----①-39

受入高校の手引き -----①-43

受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式 ----①-47

派遣学生マニュアル（参考資料） -----②- 1

資 料

We, as the District Youth Exchange Committee, welcome you to District 2650. For your SUCCESS as a Rotary Youth Exchange Student and for your HEALTH and SAFETY, we have Rules and Regulations that you must obey while you are in District 2650.

GENERAL RULES AND REGULATIONS

1. You must regularly attend high school during the year of your exchange.
2. You must carry a group hospital insurance. The insurance cost and the administrative fee are your obligation.
3. You may not travel alone or with other students. All travel must be approved by the District Chairman of the Youth Exchange Committee (Y.E.C), the host club and by the student's own parents in writing. A complete itinerary of every trip must be filed with the District Chairman and host club counselor at least one week in advance.
4. Hosting of the students is the responsibility of the host club. In case of difficulties, you should consult the club counselor or the District Youth Exchange Committee.
5. You are not permitted to be gainfully employed under the student visa. Also most high schools forbid their student from working part-time ("arubaito")
6. Bring emergency money since this program requires you to bring ¥50,000 to be used as a contingency fund.
7. ¥10,000 of monthly allowance will be supplied by the host club. You are however required to bring ¥250,000 for overnight field trips. If you feel that you lack funds for living expenses, you should request additional money from your parents.
8. Question or problems related to this program may be directed to any member of the District Youth Exchange Committee in your area.
9. If you have relatives in this country, they have no authority over you while under the supervision of this program.
10. You are expected to become an integral member of your host family, assuming the normal duties and responsibilities of a student of your age.
11. Choose your friends slowly and wisely as you will have many social opportunities. You do not have to accept the first invitation. Trust your host family to aid you in developing a respectable circle of friends.
12. Your host family are responsible for your socially, spiritually, and physically. You must respect their wishes and requests.
13. You are not permitted to drive a motor vehicle of any kind. This includes things like boats, tractors and motor-cycles.
14. You are not permitted to use drugs, except for valid medical reasons as prescribed by a physician.
15. You must obey the laws of Japan everywhere at any time during your stay. If you violate any laws, you can expect no assistance from the Governments of your native country.
16. Drinking of alcoholic beverages as well as smoking is expressly forbidden.
17. You must avoid romantic attachments.
18. Your attendance is required at Rotary sponsored events and such things.
19. You must make sure that you have no dietary restrictions other than those listed in your Application Form.
20. Any costs relating to a required early return home or any other unusual costs of yours shall be the responsibility of your own parents.

You should make sure you clearly understand the above-mentioned conditions and rules of the program.

THEY MUST BE FOLLOWED OR YOU WILL BE RETURNED HOME.

I AGREE TO ABIDE BY THE RULES AND REGULATIONS OF THIS PROGRAM.

Date: _____

Signed: _____
(Student)

(Father/Mother)

青少年交換プログラム

第2650地区へようこそ。地区青少年交換委員会はあなたを歓迎します。あなたがロータリーの青少年交換学生として成就し、健康かつ安全に過ごせるよう規則・基準を決めています。当地区にいる間はこれを守って下さい。

受入学生の規則・基準

1. ロータリー交換学生は、その交換期間中は、現地の高校に通学しなければなりません。
2. すべての学生は、医療保険に加入して来なければなりません。その費用や付随する料金は学生の負担です。
3. 学生は単独または学生同士で旅行してはなりません。すべての旅行は、青少年交換委員会（Y.E.C.）地区委員長、受入クラブ、学生の両親の書面による承認を得なければなりません。すべての旅行の日程表は、少なくとも1週間前までに地区委員長と受入クラブのカウンセラーに提出しなければなりません。
4. 学生の受入に関しては、受入クラブが責任を持ちます。学生は何か問題が生じた場合は、クラブのカウンセラーまたは、地区青少年交換委員会に相談すること。
5. あなた達は、就学ビザでの収入を伴う雇用は認められません。学校でもパートタイム（アルバイト）で働くことは禁止されています。
6. このプログラムでは緊急の場合に使用するために50,000円のお金を持って来なさい。
7. 月々のお小遣いとして10,000円が受入クラブより学生に支給されます。ただし、宿泊を伴うエクスカージョンの費用として250,000円を持って来てください。それ以外で日常の費用が足りないと感じたら本国の両親から追加でもらいなさい。
8. このプログラムに関しての質問や問題があれば地区青少年交換委員会が指導します。
9. この国に学生の親戚が居ても、交換期間中は、その親戚は学生に対し何の権利也没有。
10. 学生はホストファミリーの一員となり、年齢相応の義務と責任を負います。
11. たくさんの社会的機会を持つことにより着実に、また賢明に友人を選びなさい。初めての誘いを受け入れる必要ありません。友人の輪を広げるためにホストの人達に手伝ってもらいなさい。
12. あなたのホストはあなたの社会的、精神的そして健康的な面での責任があります。あなたもホストの希望や要望を尊重しなければなりません。
13. 学生はあらゆる種類のモーター付乗物を運転してはいけません。それにはボート、トラクター、オートバイなどすべてのモーター付乗物を含みます。
14. 学生は医師の指示による医学的治療を除き、ドラッグ類を使用することを禁じます。
15. あなたは、どこに居ようとも日本の法律を守らねばなりません。もしいかなる法律でも犯したならば、あなたはあなたの本国政府からの助けも得られません。
16. 喫煙と同様アルコール飲料の飲酒は強く禁止されています。
17. 学生は、恋愛を慎まなければなりません。
18. 学生はロータリーの主催する行事に出席しなければなりません。
19. 学生はアプリケーション上に記載されている以外の食事制限がない事を保証しなくてはなりません。
20. 早期に帰国する必要が生じた時の費用や予定外の費用はすべて本国の両親の負担です。

学生は、このプログラムに関する上記の条件や規則を明白に認識していなければなりません。もし従わなければ帰国を命じられます。

私は、このプログラムの規則と基準を守ることに同意します。

はじめに ～標準マニュアル・ワーキングマニュアル(作業手引)の意義～

このプログラムのことは、既に、奉仕委員会資料や地区協議会でのインフォメーションで、ご承知になっておられることと思います。

青少年交換担当委員長・委員・カウンセラーと事務局はこのマニュアルを必ずお読み下さいますよう、お願い致します。

このマニュアルは、我が地区での交換規模や内容の変化によって、変えていくべきものです。クラブのご経験によるご意見をお寄せ下さいますよう、期待しています。

☆

国際ロータリーの管理を基礎づける根本原則は、加盟ロータリークラブの実質的な自治にあります。ロータリーの地区の活動と組織は、個々のロータリークラブがロータリー綱領を推進するのを助けることを唯一の目的としています。

青少年交換プログラムは RI が承認した地区公式プログラムですが、その実施主体は各ロータリークラブです。参加しているロータリークラブの活動を助けるため、地区ガバナーの指導の下に、地区の青少年交換委員会は、地区レベル＝地区対地区の交換交渉・渡航手続き・研修などを支援します。

青少年交換は、ロータリーの国際奉仕の努力の中で、目のさめるような成功を収めているプログラムです。同時にこの活動は、経験の中から積み上げられたルールに従って進められる、国際間の実務作業の上に成り立つ奉仕活動です。

青少年交換の実務作業は単なる事務ではありません。この実務作業を誠実に、確実にしかも迅速に遂行することは、すなわち、国際的な信義に基づき、国際的な理解と友情を進め、世界の平和を築く、立派な国際奉仕活動及び青少年奉仕の重要な部分であります。

ロータリーは、どのような奉仕活動でも“専門家”になることを要求していません。しかし、ルールを知っておく必要はあります。特に、国際的な活動では、ルールを守ることが大切です。このマニュアルは、どなたでも、担当されたクラブの委員が、交換の実務に参加出来るよう、編集したものです。

実務作業のポイントは、次の3つです。

- ① 確認・点検 — 手順通り進んでいるか。書類の不備はないか。チェックにつぐチェックです。
- ② 迅速・遂行 — 相手の身になって、処理は直ちに。着実なアクションにつぐアクションです。
- ③ 連絡・合意 — 関係者に知らせる。クラブ挙げて取り組むコンセンサスにつぐコンセンサスです。

青少年交換計画は、ロータリー年度を越えて継続する特殊な奉仕活動で、しかも未成年の交換学生を遠く派遣し、また一年間に渡って受け入れる奉仕活動です。実務をおろそかにすると重大な事故を招きます。特に関係者の間のコミュニケーションが大事です。

青少年交換の事業は、ロータリーの奉仕活動の中では特異です。継続的、かつ組織的に行われる、いわゆる“We Serve”型の奉仕です。それは無数の“I Serve”によって支えられ、同時に無数の“I Serve”の機会を提供するものであることに気付かれるでしょう。

☆

交換計画は膨大な作業が必要です。しかりこの奉仕は非常に有意義であり、ロータリーならではの。

「若い使節＝Youth Ambassador」達のために、国際理解と世界平和のために、心を込め、思いを尽くす、貴方の奉仕を期待致します。

青少年交換プログラム 標準マニュアル

目 次

I. 青少年交換計画の目的と歩み -----	①-1
II. 基本的な仕組みとルール	
1. 交換計画の仕組み -----	①-3
2. 交換計画のルール -----	①-4
3. 地区委員会の支援活動 -----	①-6

XIV版 2024. 10. 15

I 版 1990. 3. 5

標準マニュアル

I. 青少年計画の目的と歩み

〔目的と目標〕

毎年、ロータリーの青少年交換により、多数の青少年が他国の人々の文化、問題、業績について体験する機会に恵まれています。学生たちは、このロータリープログラムによって、世界観を広げると同時に、自分自身も成長していきます。参加者は世界観を広げ、内省力を深め、帰国します。

このような青少年がやがて大人になり、その多くが地域社会において指導者としての役割を果たすようになると、青少年交換における経験の成果が、その役割の中で生かされるようになります。それゆえロータリーの青少年交換は、世界理解と平和の推進に大きな貢献をしているのです。

ロータリアンは青少年交換を通じて、交換学生のためにできる限りの環境をつくりだそうとしています。青少年交換プログラムには、50年以上の経験があり、世界中に118万人以上のロータリアンがいるというメリットがあります。この経験とロータリーの支援により、このプログラムは、交換学生にとって考えられる最高のものとなっています。

〔プログラムの歴史〕

青少年交換プログラムは、クラブレベルで始まりました。1929年、デンマークのコペンハーゲン・ロータリークラブが初めて提案しました。1939年、アメリカ カリフォルニアの当時の第107地区とラテンアメリカの数地区との間で交換が始まりました。1958年に東部へ広がり、最初の多地区合同の活動—ESSEXは、1962年に結成されました。

1972年 RI 理事会は、青少年交換を国際ロータリーの公式プログラムとすることを決定しました。（ロータリアン必携「青少年のための諸活動」）

第2650地区では、1979年杉山ガバナー・酒井委員長の時に、地区青少年交換委員会規約並びに細則を制定しました。

日本では、1961年1月に、九州の第3733地区（現・2700地区）・久留米ロータリークラブがスポンサークラブとなり、オーストラリア第280地区（現・9820地区）ローズバット・ロータリークラブへ、第1号の交換学生—宮崎洋子さんを派遣しました。

第2650地区では、1971-72年度・絹川ガバナー時に地区委員会を組織し、青少年交換プログラムに参加しました。最初の交換は2名で、京都ロータリークラブが牧 広司君を、アメリカ ミシガン州の第629地区グランド ラビッド・ロータリークラブへ派遣し、同クラブからディビッド クランダル君を受入れました。受入高校は、京都西高校でした。もう一組は、彦根ロ d タリークラブから、那須 達也君を、牧君と同じ地区の、グリーンビル・ロータリークラブへ派遣し、受入は同クラブからのゲイル ハミルトンさんと、受入高校は近江兄弟社高校でした。

以来、第2650地区の交換計画は、着実に成長してきました。交換学生数では1970年代の当初は、年間に1～2名でしたが、1975年から4～7名の規模になり、1980年代に入ると10名に、1987年からは20名に、そして我が国の急速な“国際化”を反映して1990年代に入って年間30名を越える交換規模に成長しました。昨今は10名程度の学生を世界へ送っています。

2020年 Covid19 の世界的パンデミックにより、学生も緊急帰国することとなり、青少年交換プログラムは年度途中で中断されました。

2023-24 年度、尾賀ガバナー・伊藤委員長の時に、3年ぶりに青少年交換プログラムは再開し今日に至ります。

2023-24 年度までに、派遣学生延べ685名、受入学生延べ633名となっています。

〔第 2650 地区の特徴〕

第 2650 地区は、興味深い歴史と伝統を持った地域や豊かな自然環境により地球環境問題にも積極的に貢献している地域です。海外からの交換学生にとっても大変興味深い地区で、日本 34 地区の中でも青少年交換が活発に行われている地区の一つです。

ロータリー青少年交換プログラムの種類には、長期交換（1 学年）と短期交換（数日から数か月）がありますが、第 2650 地区では、長期の青少年交換を、地区レベルで計画し実施しています。その交換計画の特徴は、北米、中南米、欧州、オセアニアなど、広い範囲の国・地区と、バランスをもって進めていることです。近年では、毎年数名から 10 名程度の交換学生を派遣し、同数を受け入れています。また短期交換については地区レベルでは実施していませんが、地区内各クラブが海外姉妹クラブと実施している場合、RI の指針を遵守できるようクラブのサポートをしています。

ロータリーの奉仕活動は、RI もクラブでも 1 年毎に選ばれる会長と理事会によって管理されていますが、第 2650 地区ではこのプログラムの性格を鑑み、地区委員会が中長期の展望を持って取り組めるよう委員会構成や委員会方針を立て、未来を見据えながら毎年度の運営をしています。

Ⅱ. 基本的な仕組みとルール

1. 交換計画の仕組み

〔単なる留学ではない〕

ロータリーの青少年交換計画の目的は、異国での生活と勉学を通じて国際理解と友好を深めることによって、世界平和に貢献することであって、単なる留学ではありません。最近「留学斡旋」がビジネスとなっていますが、ロータリーの青少年交換プログラムは、それらとは全く違います。便宜上“留学”と言ってもよいですが、このプログラムでは留学という用語は使っていません。あくまでも“交換”であり、留学生ではなく“交換学生”Exchange Student です。

〔交換である〕

交換=Exchange ですから、派遣=Outbound と受入=Inbound があります。原則として、交換年度(ロータリー年度と違い、出発・来日時を含む歴年をいう)内に派遣したら同数を受入なければなりません。但し、派遣しても相手の都合によって、翌年に受け入れるなど、変則的になることがあります。

〔関係者と役割〕

青少年交換プログラムは、派遣と受入を同時に行うことから、様々な立場の関係者が協力して計画を遂行する必要があります。マニュアル化する際の代表的な関係者を整理します。

派遣学生 : 交換学生のうち、この地域より異国へ派遣される学生を指します。(Outbound)

受入学生 : 交換学生のうち、派遣学生と交換でこの地域へ受け入れる学生を示します。(Inbound)

スポンサークラブ : 交換学生にとって、送り出す側のロータリークラブを指します。

ホストクラブ : 交換学生にとって、受け入れ先のロータリークラブを指します。

※同一年度に派遣・受入を行うクラブは、スポンサークラブでありホストクラブでもあります。

クラブ担当者 : スポンサークラブ、ホストクラブの担当委員長などの責任者を指します。

カウンセラー・クラブカウンセラー : 受入学生の理解者・相談相手の役割としてホストクラブの会長が選任します。

地区委員会 : 地区青少年交換委員会を示します。プログラムへの参加クラブを支援します。

〔短期・長期交換がある〕

青少年交換プログラムには、夏休みなどを利用した短期交換と1年間の長期交換があります。当地区の地区委員会が主として計画実施しているのは長期交換です。長期の場合は、就学ビザが必要など、特殊な問題があります。

〔クラブが主体である〕

このプログラムの主体は各ロータリークラブです。各クラブの責任において交換を行います。地区委員会は地区ガバナーの監督と管理の下、クラブの活動を支援することを任務とします。

例えば、就学ビザ取得のための身元引受者はホストクラブ会長であり、地区委員長は地区ガバナーに代わって、それを、Endorse=裏付けします。

〔ホームスティと通学の義務がある〕

交換学生は1年間ホームスティします。ホストクラブは3～4軒のホストファミリーを準備します。

また、交換学生は高等学校へ通学しなければなりません。ホストクラブは地域の高校の入学許可を得なければなりません。

〔教育としつけでもある〕

国や地域によっては、選挙権や兵役の義務など、成年になる年齢が違いますが、日本では交換学生を未成年者として扱います。また、他国での生活に適応するために、出発前の派遣学生と、来日した受入学生に、教育・研修に力を注ぐのも、このプログラムの特徴です。

ホストファミリーや学校での、日常的な教育が基礎ですが、地区委員会の支援活動の一つとして、研修会やエクスカージョンを計画します。当然交換学生は、地区主催の研修プログラムに参加しなければなりません。

〔交換時期〕

原則として相手国の学校制度に合わせて、北半球は8月末に派遣学生が出発・受入学生が来日します。南半球は1月に受入学生が来日しますが派遣学生の出発は8月末に出発します。

〔相手と共同事業である〕

交換する相手地区と共同＝Co-operationで成り立つ事業です。相手地区・クラブからのGuarantee＝保証書が来て確定します。相手にも審査権があり時には拒否されることもあります。

また相手の都合で、派遣・受入の年度がずれることもあります。そのような場合、次年度の準備（予算など）をしておく必要があります。

〔交換相手は地区が計画する〕

地区委員会は交換を確実にするため派遣先決定後、すみやかに交換相手地区とAgreement＝合意書を交換します。どの地区・クラブとの交換とするかは、双方の地区委員会が計画し、地区ガバナーが決定します。姉妹提携等のあるクラブとの交換希望もお聞きますが、合意のない地区ですと必ずしも実現できるとは限りません。

2. 交換計画のルール

〔根拠規則・規約〕

ロータリーの青少年交換プログラムの方針は「ロータリー章典」に記載されています。

ロータリー章典には、交換学生の資格は「プログラムの参加要件を満たし、クラブまたは地区により推薦された青少年であれば誰でも参加することができる。」とされています。ロータリー財団奨学生などと異なり、ロータリアンの子弟も参加資格を与えられています。

そして、地区交換活動の資金は他の地区資金と区別して保持するものとされており、当地区では青少年交換計画の資金は、地区の一般会計とは別に、当地区内すべてのクラブ会員の人頭分担金を財源とした「青少年交換特別会計」により運営されています。

そのほか、学生の申請にあたっては、標準申請書式を使うことになっています。これ以外にも多くのことがロータリー章典で定められています。

また、青少年交換プログラムに参加する地区レベルのリーダーの参照用となる冊子「青少年交換ハンドブック」に記載された情報は、地区で実践させるベストプラクティスが反映されています。

また地区の主なルールは、「国際ロータリー第2650地区青少年交換プログラムマニュアルブック20**」に記載しています。

〔年齢の決まり〕

交換時に高校生の年齢であることとされています。国によって高校生の年齢は異なります。当地区の規準では、派遣学生は「出発時に高校に在籍し、15歳以上—18歳6か月未満の者」としています。

〔派遣学生の契約〕

派遣学生は、Application＝申請書と、Guarantee＝保証書にサインして、このプログラムの規則を守り、ホストクラブと地区委員会の監督に従うこと、モーター付の車等を運転しないことなど約束します。その他世界共通のルールがあり、予め保護者とともにサインして契約を結びます。

また派遣中、ホストクラブの要請でスピーチをします。帰国後、スポンサークラブの要請で帰国報告・地区大会参加の義務があります。

〔保護者の契約〕

保護者も、Application と Guarantee にサインして、費用負担、ロータリーの会合への出席や規則を守るなどを約束します。それにスポンサークラブのクラブ担当者も連署します。相手のホストクラブとホストファミリーに一切をお任せし、問題が起こっても賠償請求権は行使しませんと、かなり厳しいことを約束します。

〔スポンサー・ホストクラブの約束〕

クラブは派遣学生のスポンサークラブとして、本人の申請を裏付けし、受入学生のホストクラブとしては Guarantee で、ホストファミリーと学校の手配、ロータリー行事への招待監督・指導の他、受入学生への毎月の小遣いの支給、空港への出迎えなどを約束します。

〔費用負担決まり〕

交換プログラムにかかわる代表的な費用の種類と負担者一覧です。

派遣学生＝保護者負担 渡航費用(パスポート、ビザ等の手数料を含む)、衣類等の費用、受入地区が指定する保険料、通信費、ロータリークラブの行事に参加する時の当地区統一ブレザーやピンバッジ等の費用、派遣先の地区委員会主催のエクスカッション(研修・小旅行)費用(費用は派遣地域によって変わります)

受入学生負担 渡航費用(パスポート、ビザ等の手数料を含む)、衣類等の費用、当地区が指定する保険料、通信費、地区委員会主催のエクスカッション参加費用

スポンサークラブ負担 派遣学生の出発前、帰国後の地区行事への参加費・交通費、派遣先での交換用バナー

ホストクラブ負担 学校費用(授業料、教科書代、通学費、制服・体操服、修学旅行費等)、受入学生の小遣い(月額 10,000 円)、交換用クラブバナー、地区行事への参加費・交通費
(学生の安全等の観点から携帯電話代と国民保険料はホストクラブで負担をお願いします。)

その他の費用 食費・弁当・部屋の提供などは、ホストファミリーの奉仕です。ホストファミリーへの報酬はありません。

〔地区からの補助〕

当地区では地区内全会員が、このプログラムに参加・支援するという意味で、ホストクラブにクラブ活動補助金として受入学生 1 名・1 ヶ月当たり 10,000 円を支給します。

〔派遣学生と保護者の責任〕

当地区では派遣先への到着確認電話は特別に許可しますが、少なくとも最初の 3 ヶ月程度は緊急時以外の保護者からの電話や SNS 等のメッセージのやりとりを控えてください。ホームシックを助長する可能性が極めて高いからです。また交換中に保護者が派遣先を訪問することは控えてください。ホームシックにかかったり、順応が後戻りしたり、派遣学生と受入側ホストファミリーとの関係を掻き乱すことがあります。訪問する場合は受入地区とホストクラブの承認が必要です。当地区に来日した学生は、交換期間終了 3 ヶ月前から 2 ヶ月の間と決めています。帰国間際に訪問し一緒に帰国するは禁止です。

〔ホストファミリーの責任〕

ホストファミリーには、受入学生の親としての権利を委ねられます。我が子同様に扱うようお願いをします。ただし問題が起った場合、本人とホストファミリーだけで解決しようとせず、ホストクラブ・クラブカウンセラーへ相談する必要があります。

〔国際性とはルールを守ることから〕

青少年交換プログラムは、双方のロータリークラブ、地区委員会、学校および家庭の共同事業＝Co-operation です。このプログラムに関わる限り、派遣学生は、滞在している先のロータリーの管理下にあります。彼らが責任を負っていることになります。このプログラムに関与することは、そのような

国際関係の原則を知る良い機会です。これが国際理解の始まりです。

3. 地区委員会の支援活動

地区ガバナーは、RI 決議と地区規約に従って、地区青少年交換委員会を編成し、その活動の財政的保証をします。

地区青少年交換委員会は、ロータリー年度を越えて進行してゆくこのプログラムの特徴により、また多くのロータリアンに奉仕の機会を提供するため、継続と刷新を旨として、原則として3～5年任期の委員で編成されます。

地区青少年交換委員会は、クラブでの担当委員やカウンセラー、ホストファミリーなどの経験を持つ会員で編成され、委員長をはじめ、次のような担当を決めて活動しています。

委員長 : 委員会を代表し、方針と計画を立て、YESS システムと全体を統括する。

通信担当 : アメリカ・ヨーロッパおよび南半球の相手地区との交渉手続き及び、マンスリーレポートでの動向の掌握、交換学生のカウンセリング。

研修担当 : 選考会・研修会運営、カウンセラー 適応指導、・エクスカーション等行事の運営、

総務担当 : 委員長を補佐、スケジュール作成、委員会運営、運営面全般

会計 : 委員会の会計責任者として委員会の資金管理

地区青少年交換委員会は、このプログラムへの参加クラブを支援する為、次の活動をしています。

〔計画立案と相手地区との交渉〕

- ① 相手地区委員長などと交信し、或いは相互訪問して長期交換計画を約束します。
- ② 年度の方針を立て、年間の交換数・予算を決め、相手地区と Agreement=同意書を交わします。

〔候補者選考と交換手続き〕

- ① 計画に従って、募集要項を作り、申込者の面接・選考をし、派遣予定者を選びます。
- ② 派遣先を決め、派遣候補者の Application をチェックして相手地区へ送ります。
- ③ 相手地区から Guarantee を受け取り、渡航手続きを援助します。
- ④ 受入学生のホストクラブを決めクラブへ Application 等の書類を送ります。
- ⑤ ホストクラブから Guarantee と身元保証書等を受け取って完成し、到着空港を指示して相手地区へ送ります。
- ⑥ 受入学生に注意事項等を送り、フライト便をキャッチしホストクラブへの通知と照合します。
- ⑦ 関西国際空港・伊丹空港で受入学生の到着・派遣学生の出発に立ち会います。

〔学生・保護者・クラブ担当者への研修〕

- ① 派遣学生、保護者、クラブ担当者に、6回の研修を行います。
- ② 受入学生、ホストファミリー、ホストクラブに研修を行います。
- ③ 受入学生を主に、2～3回のエクスカーションの他、地区大会への参加を世話します。
- ④ 派遣・受入学生の問題処理を、相手地区と連絡し、援助します。
- ⑤ 帰国学生を青少年交換学友会（ROTEX）に組織し、帰国後の奉仕を援助します。

〔クラブへの活動補助金と情報サービス〕

- ① 地区から各クラブへ、クラブ活動補助金を6ヶ月毎にまとめて送ります。
- ② 帰国学生の「帰国報告文」を作成し、ガバナーへ報告するとともに、各クラブへ知らせます。
- ③ 青少年奉仕月間などクラブの求めに応じてスピーチに行き、情報を広めます。

その他委員長は全国委員長会議・RI オフィサー会議に参加し、全日本と世界各国の青少年交換担当者との連携を図ります。

地区委員会は緊急事態や問題の処理を支援します。

青少年交換プログラム クラブのワーキングマニュアル

目 次

Ⅲ. 交換計画の実務

- 1. 交換計画の段階と作業概要 ----- ①-7
- 2. 関係書類の作成と取扱 ----- ①-9
- 3. 交換実務の段階毎の注意事項 ----- ①-11

Ⅳ. クラブの心得

- 1. 計画策定の心得 ----- ①-19
- 2. 手続きの心得 ----- ①-19
- 3. 選考の心得 ----- ①-20
- 4. 受入の心得 ----- ①-21
- 5. 派遣の心得 ----- ①-24
- 6. 学校との交渉と協力 ----- ①-25
- 7. 問題—トラブル—の処置 ----- ①-26
- 8. クラブの組織と予算 ----- ①-30

Ⅴ. カウンセラーの職務

- 1. カウンセラーの役目 ----- ①-33
- 2. 国際ルール（順守すべきルール） ----- ①-35
- 3. 受入学生の家庭生活と旅行 ----- ①-36
- 4. 受入学生の病気・ケガ ----- ①-37
- 5. 受入の中止＝強制送還・早期帰国 ----- ①-37

- おわりに クラブ挙げての奉仕が成功の鍵 ----- ①-38

X V 版 2026. 8. 2

I 版 1990. 3. 5

クラブのワーキングマニュアル

Ⅲ. 交換計画の実務

1. 交換実施の段階と作業概要

段階区分	担当責任者	作 業 概 要
(1) 準備段階	担当委員長 (現・次年度) 会長・委員長	① 現委員長と協議し、クラブの交換計画・予算計画を掌握する。 ② 地域の高校を訪問し、受入学生(が居たら)の様子を聞き、次の受入について打診する。 ③ 4月に翌年の派遣学生募集が始まるので、理事会で年間の計画について承認を受ける。
(2) 募集段階	担当委員長	① 地区(ガバナー事務所)より発信された「募集要項」を全会員に配付してインフォメーションし、地域の高校・インターアクトクラブに協力を求める。高校と受入について相談する。 ② 会員、高校等からの応募者と両親に面接し、クラブとしての候補者を決め、理事会に報告し申し込む。 ③ カウンセラー、ホストファミリー候補を検討する。 ④ ガバナー事務所へ受験願書等提出書類を送る。
(3) 選考段階	担当委員長 会長・委員長	① 地区の面接・選考会へ予定者・保護者・クラブ委員長と同行し参加する。 ② 選考に合格したら、理事会に報告・承認を受け、受入学生の通学高校、カウンセラー、ホストファミリー候補を準備する。 (ホストファミリーは第2ホスト候補まで準備する)
(4) 候補段階	担当委員長 会長・委員長	① 地区の研修会へ候補者・保護者・クラブ担当委員長と出席する。 ② 研修会で渡された申請書=Application等の作成を援助し、地区通信担当へ渡す。2部 ③ 地区から相手地区からのGuarantee到着の通知を受け、正式に交換学生となる。クラブ会員に公表し、例会に招く。 ④ 相手クラブ会長とメールを交信する。 ⑤ 地区通信担当から依頼があったらYESSへクラブ情報を登録する。
(5) 交換段階	担当委員長 会長・委員長	① 相手地区から、地区通信担当を通じて、受入学生のApplicationがきたら1部を高校へ持参し入学許可を求め、Guaranteeと、ビザ申請用の「入学許可書」に校長印をもらう。カウンセラー、ホストファミリーを決定し、地区書式に記入し、ビザ用の「身許引受書」を完成し地区通信担当へ送り返す。各2部。 ② YESSにホスト高校情報、ホストファミリー情報を登録し、カウンセラー届、ホストファミリー申請書、ボランティア誓約書をアップする(以後、随時変更)。

(6) 出発段階	担当委員長 会長 担当委員長	① 地区の研修会へ派遣学生・保護者・クラブ担当委員長と出席する。Guarantee がきたら、地区通信担当と協力して派遣学生への渡航と保険の手続きを支援する。 ② 派遣学生をクラブ例会に招き挨拶させる。バナー(5本程度)を与える。地区の歓送会(6月下旬)では、ガバナーから名刺・交換用バッジが授与される。 ③ 会長から相手クラブ会長への親書を用意する。 ④ 空港へ見送りに行く。
(7) 受入段階	担当委員長 カウンセラー	① 受入学生へメールで、クラブを紹介し、到着日・フライト便をキャッチし、地区通信担当と高校へ連絡する。 ② 空港へホストファミリーとともに出迎える。高校へも知らせる。ウェルカム用プラカードを用意する。 ③ パスポート、航空券をチェックし、有効期限・帰国便を調べる。年間計画を説明する。 ④ 到着したら14日以内に在留カードとパスポート持参の上、市区町村の窓口へ居住地を届け出て(住民登録)、国民健康保険に加入する(費用はクラブ負担でお願いします。) ⑤ 高校への入学手続きをする。 ⑥ 地区の受入学生研修会へ連れて行く。以後、地区大会・地区主催のエクスカッション等がある。 ⑦ 毎月例会に呼び、小遣いを渡す。(10,000円を厳守。) ⑧ 毎月レポートをカウンセラーに提出させ、チェックして、YESSにアップする。 ⑨ 毎月ホストファミリー報告書を提出させ、チェックして、YESSにアップする。 ⑩ ホストファミリー・高校と連絡し、ホストのチェンジ等を指示する。ホストファミリーチェンジ報告書をYESSにアップする。 ⑪ 例会でのスピーチの機会を与える。
(8) 帰国段階	担当委員長 カウンセラー 会長 担当委員長 カウンセラー	① 派遣・受入学生とも、帰国便を確認し、ガバナー事務所へ知らせる。 ② 送別会で地区委員会からきた修了証書を受入学生へ授与し感謝状をカウンセラー、ホストファミリーへ伝達する。 ③ 保護者、ホストファミリー、友達等と空港へ見送りに行く。 ④ 高校へお礼に行き、次の派遣・受入を協議する。 ⑤ 帰国学生に例会で報告スピーチをさせる。 ⑥ 帰国報告文を書かせる。帰国報告会・地区大会に参加する。

2. 関係書類の作成と取扱

〔派遣学生関係書類〕

書 類	作 成 ・ 送 付 の 要 領
募集要項	地区委員会から募集要項を各クラブ配付する。 その他地域の高校、インターアクトクラブなどにも配布する。
申込書・誓約書	地区委員会ホームページ (https://rid2650.gr.jp/committee-dc021/documents/) よりダウンロードし、申込書と誓約書は記入のうえ、受験願書と一緒にガバナー事務所へ送る。
青少年交換学生受験願書	地区委員会ホームページ (https://rid2650.gr.jp/committee-dc021/documents/) よりダウンロードし、クラブ担当委員長が、本人と保護者に作成させ、クラブ会長のサイン・印を得て、ガバナー事務所へ送る。
予定者審査合格のお知らせ	面接・選考合格者へ送られる。
Application Form 及び Letters and Photos Guarantee Form	* RIJYEM のホームページからダウンロードした書式に、地区委員の指示に従い入力する。Text 入力とし、写真はにこやかなものにするよう指導する。 * Letters and Photos の質問回答は、Word (A4 サイズ) で作成して添付する。 * Application の医師の診断・学校の証明、クラブの受入の可否・本人名の記入を確認し、クラブ会長・担当委員長がサインする。必ず日付を書き入れる。 * Guarantee (A) (B) (C) 欄の、本人・保護者・保証人(会長・クラブ担当委員長で可)のサインを確認する。 * Application P-2 Name Sponsoring District youth Exchange Chair と、Guarantee の(C) District chair Name は欄は空欄のままで可。 * クラブで控えを残し、2セットを地区委員会へ提出する。
YESS 登録の依頼	YESS システムへクラブ情報を登録する。
青少年交換学生のお知らせ	相手地区から本人または地区委員会宛に Guarantee が到着したら、クラブへ通知される。本人が Guarantee 等の書類でビザ取得手続きをするのでそのサポートをする。
その他	* この通知があつてから公式に発表すること。 Guarantee とともに、または別途、相手地区から本人へ保険加入・エクスカージョン費用等のインフォメーションが来ることがある。 本人と絶えず連絡をとり、また、地区通信担当へも知らせて対処する。

〔受入学生関係書類〕

書 類	作 成 ・ 送 付 の 要 領
Application Form 及び Information Sheet	青少年交換学生受入要請とともに、以下の書類が送られる。 Application 及び Information Sheet 、Guarantee 及び入学許可証明書を持って学校へ依頼する。 *Application 及び Information Sheet のコピーを学校に渡す。その他に先方高校の成績証明がある時はすべて学校に渡す。 *Application 及び Information Sheet のコピーをホストファミリー予定者(複数)にも渡す。
Guarantee Form (G F)	* (D) 欄にクラブ会長・幹事がサインする。必ず日付を記入すること。到着日と到着空港は地区通信担当が記入するので、希望があれば地区通信担当に相談する。 * (E) 欄にカウンセラーの氏名・住所・連絡先を記入。 * (F) 欄に学校長のサインと校印をもらうこと。 * (G) 欄に第一ホストファミリーの氏名・住所・連絡先を記入する。
入学許可証明書	* Guarantee と同じく、学校長のサインと校印をもらうこと。
ロータリー交換学生身許引受書 (HG)	入学許可証明書と同じく受入学生が日本国の就学ビザを得るための書類。 * クラブ会長のサイン・印をして、Guarantee・入学許可証明書とともに、地区通信担当へ送る。
ロータリー交換学生受入承諾書	地区委員会への承諾書。 * カウンセラー・第一ホストファミリー・学校の担任の氏名・住所等を知らせる。相手地区へ通知するので氏名・住所等で読みにくいものにはフリガナを付ける。 上記、G F、入学許可書、HG の 3 点の書類は学生がビザ取得のために大変重要な書類で、特にロータリー交換学生身許引受書にはガバナー会議長と地区ガバナー・地区青少年交換委員長の保証が必要。できるだけ速やかに地区通信担当へ送る。
共通事項	氏名のスペリング〈ローマ字表記〉に注意すること。 一字でも異なると別人に扱われるおそれがある。
YESS 登録の依頼	YESS にホスト高校情報、ホストファミリー情報を登録し、カウンセラー届、ホストファミリー申請書、ボランティア誓約書をアップする (以後、随時変更)。

3. 交換実務の段階前の注意事項

「交換」ですから、原則としてクラブは、派遣学生のスポンサークラブであると同時に受入学生のホストクラブでもあります。作業概要に沿って実務を説明します。

その前に、交換の「正規」と「変則」について説明します。

あくまで交換ですから、冬・夏の交換時に一人派遣すれば、一人受入するのが原則です。それが「正規」ですが、相手地区の都合で、その交換時に当地区への派遣学生がない時があります。当然、派遣だけとなりますが、これは言わば「借り」を作ったことになります。逆に、相手地区からその交換時に、こちらからの派遣数より多く送ってくる時もあります。こうして、春の受入分を夏に、或いは当交換年度の分を翌交換年度に受けたり、送ったりするのが「変則」です。

正規には、派遣即ち「募集」から始まるのですが、借りや貸しがありますと、受入から始まる年度もあります。以下の実務は、正規を念頭に置いていますが、変則の場合も同じです。

(1) 準備段階

〔理事会の議決〕

このプログラムの実施主体はクラブです。クラブを挙げての理解と推進は、理事会の一致した合意から始まります。年度を越えて進みますので、次年度会長が決まった 12 月か翌 1 月理事会で、会長エレクト出席の上、次年度夏・冬の計画を審議し、青少年交換担当委員会の編成と予算の方針を決められるよう、お勧めします。

〔連絡先の申告〕

このプログラムは、緊急事態が起こり得ます。クラブと地区、クラブとホスト或いは保護者、クラブと学校などの連絡体制が大切です。特にクラブ事務局の役割が大切です。ロータリー年度を越えて進行しますので、クラブ事務局員がよく理解し、状況を知っているようにしておきましょう。

クラブ事務員が常勤でないでクラブがあります。その場合は、緊急連絡先として担当委員長の自宅または勤務先の方々のご協力もお願いします。

新しいロータリー年度の始まる前に、ガバナー事務所へ連絡先などを知らせて下さい。

- * 地区青少年交換委員会からの調査にはすぐにお答え下さい。
- * 緊急連絡先（住所・氏名・電話・メールアドレス）を知らせて下さい。
- * 地区青少年交換委員会からの補助金の送り先（金融機関・名義等）を知らせて下さい。

(2) 募集段階

〔募集の方法〕

ロータリアンの子弟、地域の高校、インターアクトクラブなどに呼び掛けて下さい。地域の国際交流センターなどに、募集要綱を置くのもよいでしょう。未来を担う若者にチャンスを提供して下さい。募集要綱が来ているのを忘れて、彼らからチャンスを奪うようなことのないようお願いします。

〔派遣学生の種別〕

派遣学生は申込・募集段階では「予定者」。地区委員会の選考に合格し Application を地区が受理したら「候補者」。相手地区から Guarantee がきてはじめて正式の「青少年交換学生」となります。一般公表は「候補者」以後がよいでしょう。

(3) 選考段階

〔受験願書を提出する〕

学生から申し込みがあったら地区青少年交換委員会HP (<https://rid2650.gr.jp/committee-dc021/>)

より受験願書等をダウンロードしてもらい、受験願書および添付書類をクラブに提出してもらいます。クラブで保護者と学生の面接をし、スポンサー（推薦）をするかどうか最終決定する。クラブがスポンサー（推薦）することを決定したら、本人から提出してもらった受験願書に会長が署名をし、受験願書と添付書類を、クラブの申込書と誓約書とともにガバナー事務所へ送ります。

ガバナー事務所がスポンサークラブから書類を受け取ったら、ガバナー事務所はクラブへ面接選考会の日時、場所を案内します。

- * MOUはクラブにて記入の上、選考会の時にまでに提出いただきます。
- * 受験願書は派遣予定者と、その保護者が作成し、クラブ会長の推薦を受けます。
- * 在学高校(又は中学校)の成績証明書と推薦書書式は、学校の書式によります。
- * 健康診断書は学校の健康診断書で結構です。
- * 書類の送り先ーガバナー事務所。ただし、MOUは選考会会場で提出していただいても結構です。

〔面接選考の対象と方法〕

地区委員会からのインタビューは、本人・保護者およびクラブ担当委員の3者を対象として行います。

本人には応募の意志と目的を聞き、簡単な英語でのインタビューをします。保護者には本人の意思を支持され、このプログラムのルールに従って協力して頂けるかどうかを確認します。また、派遣先の希望国・地区の順位などお聞きします。ただし派遣先は希望通りにならない場合があります。

クラブ担当委員には、クラブの青少年奉仕計画、バックアップ体制、推薦経過および複数推薦の場合はクラブでの順位等をお尋ねします。

面接選考は複数の地区委員の他、英語でのインタビューは青少年交換学友会（ROTEX＝帰国学生）が当たります。

〔候補者の決定〕

地区委員長は、選考結果を踏まえ合格者および若干の補欠を決め、地区ガバナーに報告します。ガバナーの承認を受け取って、地区委員長は委員会を以って、派遣国・地区を決定し、候補者名簿を確定し、後日、各人に通知します。

（４）候補段階

クラブ担当委員長は、面接選考合格の通知を受けたら、直ちに行動を開始して下さい。

〔クラブカウンセラーを決める〕

カウンセラーは、ホストファミリーの一員ではなく、クラブまたは地区の青少年交換役職に就いていない人を選出下さい。カウンセラーは交換学生とホストファミリー、ホストクラブ、学校などの間に立って、たえず個人的な相談相手や調整役を務める役割です。カウンセラーはロータリー年度と離れて、その学生の在日中の一カ年を通して同一のロータリアンが務めて下さい。交換学生が到着次第ただちに本人に接触して、一カ年何事でも「相談してくれれば力になる」旨を伝え、本人を力づけて下さい。

〔受入高校を決める〕

まず受入予定高校の校長先生と協議下さい。この段階では、受入学生のことが詳しく判っていませんので、事前協議になります。

受入予定高校が、派遣学生の在日中でない場合や、外国人学生を受け入れた経験のない場合もあります。ロータリーの青少年交換プログラムについて、よく説明し理解して頂くようお願いします。

受入学生の Application が届いたら、学校側の入学許可を得て、Guarantee Form を作成して下さい。

〔ホストファミリーを決める〕

ホストファミリーは3～4家庭が望ましいです。それぞれ違った家庭から日本についての勉強と体験をしてもらうためです。一般に日本の家庭は、外国人を受け入れることをためらいます。つい派遣学生

或いは元派遣学生の家庭だけに頼ってしまいがちですが、これはロータリーのプログラムの趣旨に反します。クラブ例会で、或いは文書でアピールし、ホストファミリーに関心をお持ちの会員・家族とくに夫人に集まって頂き、経験のある夫人とのミーティングを持つことも大切です。その中から、希望家庭を選び、第1・第2・第3・第4と順序を決めて下さい。同時に、緊急時の滞在先確保のため、いつでも対応可能な予備的ホストファミリーを1家庭、常に確保しておいてください。

ホストファミリーの連絡会を作り、ホストファミリー相互で十分打ち合わせをし、過保護、過剰サービスのないよう、また扱いに格差のないようにして下さい。

受入学生とホストファミリーには「相性」があります。ホストファミリーを引き受けたから、絶対に最後までという決まりはありません。相性が悪く、難しい場合はホストファミリーとクラブ担当者（カウンセラーなど）は相談し、解決できない場合、できるだけ速やかに別のホストファミリーに移行して下さい。

〔Application Form の作成〕

RIJYEM のホームページ (<https://ri.jyec.org>) から RI 制定の Application Form をダウンロードし作成します。第1回研修会にて作成説明を行ないます。2部作成します。Application は英文で書きます。

“text 入力”とするよう、また、内容をよく理解するよう指導して下さい。参考資料の和訳「申請書」に記入方法、記入解説が載っていますので参照下さい。

- * 写真は、カラーで、にこやかな写真として下さい。
- * 名前などは、パスポート申請と同じく、正しいヘボン式ローマ字で書いて下さい。
- * 医師の診断に落ちがないか、サインなど不備がないか確認してください。
- * 2部を地区へ送付下さい。(送り先－地区通信担当)

〔英文証明書〕 学校の成績証明書・医師の健康診断書(投薬がある場合)は、相手地区への Application に添付します。英文で作成して下さい。当地区から同封して相手地区へ送ります。

〔写しとファイル〕

Application をはじめ、すべての文書は、必ず写しをとり、クラブ事務局にファイリングして、判り易くしておいて下さい。

〔研修会への参加〕

派遣学生の研修は出発までに6回行います。プログラムの趣旨、基礎的な適応指導、渡航申請指導などを行います。また派遣候補者による英語と日本語でのスピーチなど、実践的な研修を行ないます。

研修会には、地区委員の他、ROTEX（帰国学生）も参加し、派遣先での体験談やアドバイスなどを話し合います。

〔確認書の提出をもって手続き開始〕

第1回研修会で、派遣予定者と保護者は「確認書」へサインをして提出して頂きます。地区委員会は「確認書」を受理してから、つまり候補者の意志を最終確認してから、交換手続きをはじめます。

- * 提出先－ガバナー事務所

〔交換地区の決定〕

クラブの青少年奉仕計画による、姉妹クラブとの交換などの意見・希望を尊重しますが、どの地区・クラブとの交換となるかは、当地区と相手地区とで協議します。最終的には、地区ガバナーの承認により決定されます。

〔クラブ例会への招待〕

派遣候補者には、ロータリークラブの例会に参加させて下さい。派遣先で日本のロータリーのことを質問されます。どのような奉仕活動をしているか、クラブ運営はどのようにしているか、「百聞は一見にしかず」です。

(5) 交換段階

〔受入学生の Application が来たら〕

地区から「交換学生受入要請」とともに、受入学生の Application を送ります。受入学生は、クラブの予定ホストファミリー・予定学校の条件を聞いて検討しますが、男女など希望に添えないことがあります。クラブ担当委員長は高校と協議し、ホストファミリーを決定し、理事会の承認を得て下さい。

Guarantee Form と、一緒に送られる「受入承諾書・身許引受書・入学許可書」の合計 4 種の書類を完成し、地区通信担当へ送り返して下さい。

- * Guarantee 2 部とも地区へ。
- * 受入承諾書 1 部地区へ。カウンセラー・第 1 ホストの住所・氏名・電話番号を明記。
- * 身許引受書 2 部地区へ。会長サイン。
- * 入学許可書 2 部地区へ。学校印は Guarantee と同じもの。
- * 送り先—地区通信担当

〔到着空港の指定〕

Guarantee には、最寄りの到着空港を指示する欄があります。当地区では、原則とし関西空港への到着としています。

派遣学生も同様に、Guarantee に最終到着空港の指示があります。

〔相手との交信〕

相手地区との交信は、地区委員会がその責任で行います。相手クラブとの交信はクラブ会長・担当委員長名で行って頂きます。受入学生へもクラブから歓迎のメールを送って下さい。

第 1 ホストファミリーから、受入学生へ家庭や付近の様子、学校のことなど知らせて下さい。写真も有効です。学生達は異国へ行くことで興奮と不安の中にいます。優しく歓迎の言葉を送って下さい。

カウンセラー、ホストファミリーの決まった派遣学生には、メールを出すように指導して下さい。スナップ写真なども送り、到着空港で見つけ易いよう配慮ください。

(6) 出発段階

〔渡航ビザ申請と書類〕

相手地区から Guarantee Form が来たら、就学ビザ取得の手続きに入ります。派遣学生へ直接、就学ビザのための書類（アメリカでは DS2019 等）や保険申込の書類が来ることがあります。これは国によって違います。“Rules & Regulations” など来ます。すぐに地区通信担当へ連絡するように指導下さい。

パスポート、ビザなど渡航手続きは、派遣学生と保護者の役割ですが、クラブでも支援して下さい。判らないことがあれば、地区委員会へ問い合わせして下さい。

- * 地区通信担当の指示に従ってパスポートを申請して下さい。
- * 相手地区から指示された追加書類はすぐに記入して下さい。
- * 渡航費用・保険加入料金は保護者負担です。地区指定旅行会社へ直接支払下さい。

〔保険について〕

保険に関しては、事故によるけがおよび疾病に対する、医療および治療（歯科を含む）、死亡の場合（遺体の本国送還を含む）、身体障害／四肢切断の場合の現金給付、緊急医療移送、緊急訪問費用、24 時間緊急援助サービス、法的賠償責任（学生のいかなる行為または青少年交換プログラムに関する不作為を補償する）などが含まれます。学生が母国を出発する時点から帰国する時点までの期間、有効なものでなくてはなりません。RI が認めた受入国指定の保険には必ず加入し、当地区指定の保険への加入も推奨します。

〔出発フライトは集団方式〕

出発および帰国の航空便は、地区指定旅行会社により準備することを基本とします。保護者独自で航空券を用意されることを拒否はしていませんが、地区委員などロータリーの関係者が見送りに参加することから地区委員とスポンサークラブと相談の上、航空券を用意ください。

〔名刺とバッジとバナー〕

- * 派遣学生には地区から名刺を 100 枚用意します。
- * 地区から小型の交換用（プレゼント用）バッジを 100 個用意します。
- * 地区から大きな国旗 1 枚用意します。派遣先で他地区から来た交換学生との交流で有効です。
- * クラブから派遣学生にクラブバナーを 5 本程度渡して下さい。
- * 派遣学生出発の時、会長から相手クラブ会長へ親書を持たせて下さい。

〔歓送会で激励を〕

出発前、派遣学生をクラブ例会に招き、激励して下さい。この時にクラブバナーなどをお渡し下さい。受入学生の歓迎会にはホストファミリーと、可能なら高校の担任の先生、友達も招待ください。

〔地区の壮行会〕

一年間海外で生活する仲間として団結を目的として、出発直前に地区委員会主催の壮行会を持ちます。この時ガバナーから激励のアドレスが行われます。

（7） 受入段階

〔受入学生・スポンサークラブとの連絡〕

受入学生及びスポンサークラブ宛に受入れ決定の連絡をし、交信を始めて下さい。また、学生から来たメールには必ず返事を出して下さい。来日する学生たちは 15 歳～18 歳の子供達です。それぞれ心配しているはずです。

〔受入学生の来日便〕

相手地区から地区委員会へ入る情報と、スポンサークラブや本人からのホストファミリーへの情報の 2 ルートでキャッチし、互いに付き合わせて正確を期します。

〔空港への出迎え〕

各クラブ、ホストの出迎えは指定空港（関西空港を原則とする）で出迎えます。地区委員も立ち会います。空港での引き取り以後は、学生の安全についての責任はホストクラブになります。

〔出迎えは賑やかに〕

到着第一印象が大切です。地区委員も出迎えに向かいますが、ホストクラブ委員・カウンセラー・第 1 ホストの他、第 2 以後のホスト、帰国した交換学生など、できるだけ賑やかに迎えて下さい。大きいプラカードなども有効です。

〔到着したら家へ電話を〕

到着したら、すみやかにホストファミリー宅へ帰り、学生の自宅へ連絡をさせましょう。

派遣学生も到着したら、自宅の両親へ連絡するよう指導しています。保護者には、派遣学生から無事到着の連絡があったら、クラブ・地区担当委員へ連絡するように、伝えていますが忘れてしまう方もいますので必ず確認して下さい。

〔スケジュールを教える〕

到着したら受入学生に地区・クラブの研修や行事など、滞在中の概略スケジュールを教えて下さい。

〔エクスカーション費〕

地区委員会主催のエクスカーションを、年 2～3 回行います。受入学生には、来日前にメールで、エクスカーション費用として、25 万円を来日後に支払うよう指示しています。受入学生には、最初の研修

会の時に振込先記載用紙を渡しますので振り込むように指導下さい。

〔緊急用持参金等の持参を確認〕

受入学生は緊急時用に5万円を持参してきています。確認しクラブで預かることを推奨しています。

緊急用持参金は留学期間内に掛かった費用があれば清算し、残金を帰国直前に本人に返金して下さい。あくまで緊急用資金です。

〔ルール・レギュレーション〕

受入学生には“GENERAL RULES AND REGULATIONS (規則・基準)”を送り、本人と保護者のサインをして持って来るよう指示しています。地区オリエンテーション時に持参させてください。

〔1週間以内に外国人登録を〕

入国時に空港で在留カードが交付されます。14日以内に居住地の市区町村の窓口にて居住地を登録(住民登録)して下さい。在留カードは常に携帯することになります。在留カードはパスポートの代わりになります。出国時、空港のイミグレーション(出入国管理)で返還します。カードがないと出国ができなくなります。なくさないように注意して下さい。16歳未満の学生は、在留カードの有効期限が16歳になる前日となっています。6か月前から更新ができますので、余裕をもって手続きをして下さい。

〔国民健康保険の加入〕

住民登録と同時に国民健康保険に加入して下さい。国民健康保険は3ヶ月滞在する外国人にも加入が義務化されております。保険料は、クラブで負担していただくようお願いします。

住民登録の際は、世帯主を本人とし、前年度収入がゼロになることで、減免処置が利用できます。市町村の窓口で相談して下さい。

〔RIJYEM 保険 (JI 傷害火災保険)〕

受入学生は、当地区の指定した RIJYEM 保険に加入して来日してきます。ケガ、病気等で病院へ治療費を支払う際は、国民健康保険を使用し、窓口で3割の自己負担分を支払った後、RIJYEM を通じて JI (ジェイアイ) 傷害火災保険会社へ自己負担分の保険金請求手続きを行う仕組みになっています。その際、医療機関で支払った自己負担分の領収書が必要になります。

〔マイナンバーの交付〕

日本へ移住の外国人にもマイナンバーが交付されます。下記の手順で処理して下さい。

- * 来日学生の住民票住所に、簡易書留が届きます。
内容は、「マイナンバーの通知カード」と「マイナンバーカード交付申請書」です。
- * 「マイナンバーカード」を取得するかどうかは、任意となりますが、国民健康保険の被保険者証が廃止されたことから、マイナンバーカードは取得することをお勧めします。
- * 受入学生が帰国する場合には、外国人登録抹消、国保脱退、そして通知カード失効の手続きを行って下さい。

各自治体によって対応が一定ではないようです。申請時に窓口で確認をお願いします。

〔パスポート・航空券は預かる〕

パスポート・航空券は帰国時まで、必要ではありません。安全のために、クラブが預かることを推奨します。帰国便の予約手続きは学生自身で行わせて下さい。

〔学校の入学手続き〕

ホストクラブは、入学する学校に受入学生、カウンセラー、ホストファミリーと同行し、挨拶し入学手続きや教科書・ユニフォームを買い(学校によっては貸与することもあります)カリキュラムのこと、修学旅行などについて打ち合わせて下さい。

〔クラブでの紹介とスピーチ〕

受入学生が来たら、クラブ例会で全会員へ紹介して下さい。受入学生は、ロータリークラブでのスピ

一チを義務付けられています。ただし、到着直後ではなく、少し日本語も上手になった頃に機会を与えて下さい。

毎月第1例会など定期的にクラブ例会には出席させるようにし、予め学校の詳細を得て下さい。

例会に招くことは、第2以降のホストファミリーの会員に馴染ませたり、その学生生活状況を知る為の機会です。多くの会員に関心を持って頂くように配慮下さい。

歓迎会等を催す場合は交換学生に相応しい内容とし、派手にならぬように配慮下さい。

〔地区・クラブの行事〕

地区又はクラブの行事には努めて出席させて下さい。地区大会、オリエンテーション、交流会は出席が義務になっています。地区大会参加の登録料は免除されています。

〔補助金の送金〕

受入の早期打ち切りがあり得ます。補助金は6ヶ月に1回まとめてクラブの口座へ地区委員会会計から振込ます。早期打ち切りの際は返金ください。ガバナー事務所から予め口座番号など聞きますが、変更の際は、すぐに知らせて下さい。

〔小遣いの渡し方〕

受入学生へは、毎月小遣いを渡して頂きます。小遣いの額は地区一律の10,000円を厳守して下さい。カウンセラーから渡すのが通例です。例会場で会員の見ている前へ呼び出して渡したりしないで下さい。

小遣いは、月の途中の来日・離日でも、日割り計算はしていません。地区からの補助金も1日でも1月分として送っています。

〔マンスリーレポート〕

受入学生には毎月レポートを、カウンセラーに出すよう指導しています。カウンセラーは内容を読みサインをしてYESSシステムにアップロードして下さい。

派遣学生にも、レポートをYESSシステムにアップロードすることを義務付けています。受入学生・派遣学生のマンスリーレポートはYESSで地区委員と各クラブが共有します。

〔ホストは奉仕〕

ホストはあくまで奉仕です。ホストファミリーへの報酬はありません。カウンセラーとホストファミリーへの感謝の気持ちは、歓迎例会や最後の送別会へ招き、クラブの会員全員で表して下さい。

〔スマートフォン・携帯電話〕

スマートフォン・携帯電話は、学生の安否確認や緊急時の対応のため、学生に所持させ、いつでも連絡を取れるようにさせてください。ついてはスマートフォン・携帯電話の最低限の通信費用はクラブで負担していただきますようお願いします。

（8） 受入学生の帰国段階

〔帰国と離日便の把握〕

帰国のスケジュールについては交換の期間が終わる前にクラブ担当者とホストファミリーと本人で決定し、航空券の手配は学生自身で行うよう指導下さい。

帰国のスケジュールが決定したら、地区委員会、受入学生の家族へも知らせるように指導下さい。

〔帰国・離日時の荷物〕

帰りは荷物が多くなります。空港でオーバーチャージを払う羽目にならないよう事前に船便等で送るように指導下さい。送料は自己負担です。楽器・武道具など大型・特殊な荷物は、事前に航空会社の許可が必要です。帰国時の無料航空貨物は通常約30kgまでです。ただし航空会社によって異なります。

※送料・オーバーウェイトは個人負担です。事前に航空会社へ問い合わせして下さい。

〔歓送会と修了証書・感謝状〕

受入学生の帰国便が判る頃に、地区ガバナーと地区委員長のサイン入りの修了証書と、カウンセラー、ホストファミリーへの感謝状を、地区からホストクラブへ送ります。会長にサインして頂き、送別会などで渡して下さい。

クラブからみやげ物を贈る場合は、高価なもの、大きすぎる物、破損しやすい物を避け心のこもった物をプレゼントして下さい。

〔パスポート・航空券等の確認〕

カウンセラーまたはクラブ担当委員が預かっている場合は安心ですが、帰国前に確認下さい。

〔外国人登録と国民健康保険〕

帰国する前日には、外国人登録の抹消と国民健康保険の解約を行って下さい。

〔受入学生の見送り〕

空港へはクラブ担当者はホストファミリーと共に必ず見送って下さい。送別会、見送りは派手にならないよう配慮下さい。

〔帰国してから〕

ホストクラブはホストファミリーの方々と反省会を開き、経験談など記録に留めておいて下さい。

帰国した学生から手紙がくる場合と、全くこない場合があります。来た手紙は例会で発表して下さい。また、来ない場合でもその国情、習慣ですから責めないで下さい。心では感謝しているはずです。

（９） 派遣学生の帰国段階

〔帰国と離日便の把握〕

派遣学生へはホストクラブと相談し、現地で帰国便を決めて予約をします。報告書等で知らせてきますが、スポンサークラブや保護者に連絡があった場合は、地区委員会へ知らせて下さい。

〔派遣学生の帰国出迎え〕

地区委員会は出迎えには行きませんので、帰国を地域担当委員に知らせて下さい。時々帰国しても地区へもクラブにも知らせない派遣学生、保護者がいます。必ず知らせるよう指導下さい。

〔帰国報告会と報告スピーチ〕

帰国後、できるだけ早い時期に、帰国報告スピーチをさせて下さい。また帰国学生には、感想文を書くよう指示しています。それらをまとめて地区委員会で帰国報告書を作成しています。

（１０） 日常的事務

〔連絡の責任者〕

地区委員会はガバナーのオフィサーです。募集等の公式文書はガバナーと連名で会長宛に行います。研修・渡航手続き等、実務上の連絡は、地区委員長、各担当委員長名で、クラブ担当委員長へ行います。実務連絡は重要です。担当委員長は関係者へ迅速・確実に連絡して下さい。

〔事務作業の負担〕

ホストファミリーに負担がかかり過ぎないように、事務的なことはすべて委員会で処理して下さい。

Ⅳ. クラブの心得

青少年交換プログラムは、交換学生に素晴らしい機会を与えることはもちろんですが、クラブ全員にまたとない、身近な国際奉仕の機会を提供します。機会をつくるのが担当委員長の奉仕活動です。それは国際関係について実践的に体験する機会です。外国との付き合いは、特別に難しいものではありません。しかし、独特の問題を理解しておかねばならないことも確かです。

青少年交換プログラムは、学生にとって、平坦で楽しい場面ばかりではありません。学生は、両親の下を離れ、母国と全く違う環境で生活と慣習の中で暮らします。不安もあれば誤解や苦勞、そしてトラブルも起こります。しかし大多数の学生は、厳しい選考を経て、適応指導を受けてきた学生です。順応性を持ち、困難に立ち向かい、精神的にも成長する素質を持っています。

国際関係は、言葉や習慣の違いは勿論ですが、海を隔てて、情報が不足しているというのが特徴です。あれこれ憶測して行動すると、間違いが起こり易くなります。インターネットなどで情報を入手して下さい。このプログラムで「コミュニケーション」が最も重要であるゆえんです。

1. 計画策定の心得

青少年交換は、派遣・受入学生とその家族の私的な問題ではありません。ロータリーの青少年奉仕の事業であり、クラブの奉仕活動です。クラブとして、特に担当する青少年奉仕部門の活動方針と実施計画を入念に検討ください。

〔活動実施計画の策定〕

次年度委員長が決まって、クラブの「活動実施計画」を策定するのは、通常2～4月頃になります。その時には“夏交換”は既にすでに派遣に向けて研修・手続き中です。従ってこれらの派遣・受入を担当する「計画」は、次年度の“夏交換”が対象になります。クラブの青少年奉仕活動のポリシーに従って、交換を計画するか、また予算に関連して交換人数を何人にするのが計画の基本になります。

ー姉妹クラブ短期交換などー

クラブが実施する短期交換等に関しても、当地区青少年交換委員会を通して実施する必要があります。必ず届け出をお願いします。

〔受入学生のためのプログラム〕

青少年交換プログラムは、1年間受け入れて世話をする“受入学生”の対策をしっかり作ることが肝要です。ホストファミリーと受入高校を決め、それらの関係者と協議し、1年間の概略プログラムを作成下さい。その理由と方法は後述しますが、ホストファミリー任せ、高校任せでは、受入学生にとって有意義な1年にならないだけでなく、クラブも何のための奉仕か意味がなくなります。

2. 手続きの心得

〔ルールを守りましょう〕

このプログラムはロータリーの「青少年奉仕」の精神によって行います。クラブ担当委員長はじめ、担当者は、派遣・受入学生への奉仕を通じて、国際理解と友好を増進する、立派な青少年奉仕また国際奉仕活動です。ただしこの国際間の実務も、一種の外交であり外交折衝です。このプログラムの定めているルールに則り、交渉の責任は次のようになっています。

①相手地区委員会との交渉は、地区委員長の責任で、地区通信担当が行います。メールで公式の交渉文書を送ります。

②スポンサークラブ(同時にホストクラブでもある)は、地区委員会間の交渉によって決まった範囲内で、相手クラブとの交渉を、会長の責任で担当委員長が行います。

クラブが、双方の地区委員会を経ないで、クラブ間で派遣・受入交渉をしても、正式な交換計画ではありません。ホストクラブの変更や早期打ち切りなど、交換計画の変更は、地区委員会の承認を受け、双方の地区委員会で合意しなければなりません。勿論、スポンサークラブ或いは、派遣学生・保護者が、ホスト地区委員会、ホストクラブ、ホストファミリーへメールを出し、感謝の言葉を述べたり、自分達のことを知らせたりするのは自由ですし、形式はありません。

要するに、約束したこと約束されたことを変更するには、約束できる責任者へ戻すという常識的なルールを守ることです。

〔公式書類は充分チェックして〕

Application Form、Guarantee Formなどは、記入もれがないか、サイン(青インク)の落ちがないかチェックして、地区通信担当へ提出するようにして下さい。

〔実務作業は迅速に〕

青少年交換の不文律では、外国からのメールや文書には、3日以内に返事を出すことになっています。すぐに返答できないような問題の時も、メールや文書を受け取った、何故すぐに返答できないのか、メールで出して下さい。同様に、地区内の連絡も敏速にして下さい。但し、国によっては、長期休暇などで返事がなく、間際になってGuaranteeを送ってくる所もあります。先ず、我々が迅速に処理しその上でこちらの都合も伝えます。Eメールは時差を気にせずに送れて便利です。

〔上手な英語である必要はない〕

青少年交換計画の公用語は英語です。英語圏以外でもすべて英語で通信します。通常の交信に上手な英語を使おうと努力する必要はありません。先方からの手紙でこのプログラムでよく使う言葉が判ります。それを拝借してもよいのです。必要なことは簡潔に礼を失しない程度に述べることです。サインと日付だけはちゃんと書いておくことです。また、できるだけ判り易く書くよう心掛けて下さい。

〔クラブ事務局の理解と協力を〕

このプログラムでは事務局員の理解が大事です。送信した手紙類(メール)もコピーをとり、公式書類の控えとともに、事務局にファイルしておくことをお勧めします。後日、何かの問題になった時、証拠となりますし、事務局が刻々の状況を知り、関係者からの問い合わせに返答することができるようにしておくためにも有効です。

〔会員・保護者・学校へのインフォメーションを〕

青少年交換という、ささやかな奉仕活動を通じてクラブ会員が外国人や外国のロータリークラブとの関係性を知り、理解を深めることがこのプログラムの重要な目的の一つです。ホストファミリーやカウンセラー任せにしたり、派遣学生と保護者だけの問題にしてはなりません。クラブ担当委員長から、交換計画の進行状況ー派遣学生の出発日程、受入学生の到着便など、常に状況を会員に知らせ、協力を求めることも重要な仕事です。

派遣学生がロータリアンの子弟でない場合、手続き進行状況を知らせ、心配されないよう配慮することは特に大切です。学校の担任の先生との連絡も怠らないようにして下さい。

3. 選考の心得

当地区委員会は“広く機会を提供し、厳しく選ぶ”方針で活動しています。募集要綱にありますように、会員の子弟、インターアクトクラブ、地域の高校に呼び掛け若者達に応募の機会を提供して下さい。

〔第1次の選考はクラブで〕

派遣学生の選考にあたっては、クラブレベルと地区レベルで保護者を交えた個人面接を含む選考手続きを踏まなければなりません。

クラブで第1次選考として応募者と保護者に面接し、計画数また順位を付けて地区へ推薦して下さい。

クラブでの面接・選考は地区での選考のリハーサルとして有効です。帰国した先輩、青少年交換学友会（ROTEX）によるテストも効果的です。

〔順応性のある、明るい性格の子が望ましいのです〕

選考は、本人の意志と意欲を第一にします。語学力もさることながら積極性を重視します。学校推薦の場合、学業成績が重視されるのはやむをえませんが、成績より性格を見るようにしています。また、保護者への依存度（自立性）など親子関係も重視します。

会員子弟の場合でも、両親・兄弟や祖父母など、本人をバックアップして頂けるかよく調べて下さい。

〔相手地区・クラブにも選考権がある〕

交換ですから当然相手側にも選ぶ権利があります。当地区での選考に合格して、正式の Application を送って相手の審査を待ちます。相手から Guarantee が来て始めて派遣学生になります。相手方の審査に通らない場合も想定されるため、対外的な発表はなるべくその後にして下さい。

4. 受入の心得

(1) 一般的な心得

〔先ず温かく迎えましょう〕

青少年交換学生は身体が大きくても未成年者です。殆どの学生は初めての異国へ来て不安で一杯です。「よく来た。Nice to meet you! Welcome!」と、しっかり受けとめてあげて下さい。また、慣れてきても、母国でのように友達は大勢いません。受入学生を孤独にしないよう十分に配慮下さい。

学生の第一の拠り所は、ホストファミリーとホストクラブです。我が子と同じように「可愛がり」しましょう。先ず、スキンシップです。

〔賑やかに出迎えましょう〕

到着空港への出迎え、その最初の印象が大切です。第1ホストファミリーだけでなく、全ホストファミリー、クラブ担当委員が揃って、盛大に出迎えて下さい。青少年交換学友会（ROTEX）がいたら同行させるなど工夫して下さい。プラカードを作り、受入学生が見つけ易いように配慮して下さい。

〔クラブ挙げてホストを〕

ホストファミリー任せですと失敗します。派遣学生の家が預かるのは当然という空気がクラブにあれば、学生は敏感にそれを感じます。例会や街で見掛けたら、気さくに声を掛けて下さい。ロータリーが見守っていることを感じたら、学生は心強く元気になります。全会員でホストして下さい。

〔ホストファミリーの選び方〕

第一ホストファミリーには、同年代の子供がいる、賑やかな家庭が望ましいです。隣近所とのお付き合いの多い家庭も望ましいです。

英語が話せる必要はありません。むしろ日本語で押し通した方が、早く日本語を覚え、友達もでき、学校も楽しくなります。日常生活では英語を使わないようにして下さい。第一ホストファミリーには、日本語を教え、ルールによるしつけをお願いします。学校のご協力を得て、会員以外の家庭で、第二・第三ホストをお願いしても良いです。最終ホストは帰国準備の仕事もありますので、担当委員か会員の所が良いです。

〔通学優先でホストファミリーを選びましょう〕

あまり通学距離が長くなると、部活動で友達をつくる機会が少なくなり、危険に遭遇するおそれも増え事故の確率が高くなります。夏期休暇中などは別として、なるべく学校に通学し易い範囲で、ホストファミリーを選んで下さい。都市部やテリトリーが大きいクラブでは注意下さい。

〔親密になるホストファミリーを見つけさせましょう〕

3～4軒のホストファミリーを用意することは、受入学生が幅広く日本の文化を学ぶの機会を得るだ

けでなく、その中に最も親密に「家族の一員」になれるホストファミリーを見つけるためです。

人と人には「相性」があります。学生とフィーリングの合うファミリーが出来たら、そこに続けていてもよいし、そこに戻ってもよいのです。一軒の特に親しくなれるファミリーを見つけさせあげて下さい。要するに、徹底して学生とホストファミリーの身になって奉仕して下さい。

【家族の一員です】

学生は“お客さん”ではありません。自分の子供と同じように接して下さい。しきたりを教え、家事の分担も決め、自分のお湯飲み、歯ブラシ置き、冷蔵庫に自分用の飲み物を置く権利も平等に。結婚式や法事にも同じように出席させて、たいへん良かったというケースもあります。オーストラリアやアメリカは、様々な民族が集まっています。そこでは皆、独立しています。だから家族が絆となります。オトウサンも夕食には家族と団欒を共にして下さい。

【会員のホスト援助を】

ホストファミリーの都合により、1～2日とか、夏休み中に数日を他の会員家庭が臨時にホストしても良いです。ホストファミリーが負担になり困らないように配慮下さい。この方法を発展させて、クラブ会員で、ホストファミリーサポートチームを編成する方法が紹介されて広まっています。奉仕の機会を分かちあい、ホストファミリーが疲れないよう、クラブ挙げての支援して下さい。

【予備のホストファミリーを】

いつでも対応可能な予備的なホストファミリーを1家庭、常に確保しておいてください。

【カウンセラーは学生とファミリーの相談相手です】

カウンセラーは受入学生が「家族の一員」になれているか、ホストファミリーがもてあましてはいないか、双方の話を聞いて下さい。慣れてくると、甘えや横着さもでてきます。甘やかしも出てきます。ルールや規則は学生の安全と、本分を全うするためにあります。注意や意見も必要です。女の子には、カウンセラー夫人や、女性の青少年交換学友会（ROTEX）の助力がありがたいです。カウンセラーはあくまで「相談相手」で、ホストファミリーの領分を侵さないように十分配慮下さい。

【日本語の習得】

ほとんどの受入学生は、来日前の日本語教育は受けていません。来日後、英会話スクールなどで、日本語会話のレッスンを希望する場合、費用は原則として本人負担ですがクラブの都合でクラブが負担をしても結構です。日本語教育の教科書や辞書をクラブからプレゼントしても良いです。例会での日本語によるショートスピーチも日本語の勉強の良い機会です。

【アルコールの禁止】

青少年交換学生はドラッグやアルコール飲料、喫煙を禁止されています。クラブの歓迎会・懇親会などで、お酒がでる場合には、欠席させる方が良いですが、出席させる場合は、予め本人と会員によく案内して下さい。学生にお酒を注がせるようなことは、絶対にしないで下さい。

【交換学生の相互訪問】

近くに交換学生が居る場合は、交換学生同士で会う機会が多くなりますが、それは奨励できません。交換学生の目的からも、日本人学生と友達になる方が大切です。交換学生同士が連絡をとったり、訪問の約束をして、ホストファミリーが困ることがあります。

外国人は誕生日のお祝いを大切にします。誕生日パーティを禁ずる必要はありません。日本人学生の友達を主に呼ぶなど、学生本人とも十分に話し合ってください。クラブ活動など通じて、良い友達が見つかるよう援助して下さい。

【地区のエクスカッション】

地区委員会は、年間に2～3回エクスカッションを計画しています。交換学生同士あるいは、帰国した日本人学生や派遣予定学生との交流を行います。受入学生には、その費用(250,000 円)を徴収するこ

とにしています。積極的に参加するように指導して下さい。

〔旅行の注意〕

青少年交換学生の地区外への旅行は、地区委員長の許可が必要です。これは安全と責任のためです。

地区委員長が許可する条件は、ホストクラブの会員やホストファミリーなどしかるべき保護者と一緒であること、学校の修学旅行など、責任がはっきりしていることです。地区内であっても交換学生単独、また交換学生同士だけの旅行は禁止です。地区主催のエクスカッションや地区大会への参加のために町から出る時も、クラブの会員か、地区委員などが同行して下さい。

詳しくは、別紙「受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式」を確認ください。

〔国外への旅行〕

学校の修学旅行で国外へ行く時は、なるべく早く地区委員会へ知らせて下さい。海外にいる期間は交換プログラムから外れ、私たち地区ならびにクラブの責任外になります。相手地区ならびに母国の保護者の了解を取る必要があります。詳しくは、別紙「受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式」を確認ください。

〔母国からの両親などの訪問〕

家族などが滞在中の交換学生を訪問するのは、滞在期間の終わる3ヶ月前から2ヶ月間にしています。家族と一緒に日本国内を旅行する場合も地区委員長の許可が必要です。詳しくは、別紙「受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式」ご確認ください。

〔ロータリーの会合への参加〕

例会への出席、地区主催のエクスカッションや地区大会への参加などを支援して下さい。参加できるように、学校にはあらかじめ理解を得ておいて下さい。例会へ出席して、その日はそのまま家へ帰るというのではなく、遅れてでも学校へ通学させてください。学校への出席も最優先です。

〔ロータリーの奉仕活動への参加〕

プログラムの目的から奉仕活動への参加は重要です。地元の福祉施設でのボランティア活動に参加した学生もいます。インターアクトクラブの活動に参加するのも良いです。クラブのニュースや地元新聞に活動の模様を紹介されたら、それを渡して下さい。学生のスポンサークラブへのよい報告になります。

〔危険からの保護〕

交通事故などの危険の他、良くない友達との付き合いから守ることも大切です。外国人の若者だけを対象にした宗教もあります。街で急に英語で話し掛けられ、付いて行き抜き差しならない事態になったケースも起こっています。クラブの会員はじめ、町の人が見守っていること、知らない人と会っていたりしても、カウンセラーやクラブ担当委員へ、早く情報が入るようになっていることが、学生を危険から守る最良の条件です。来日してすぐに、地元の警察署へ挨拶に連れていっているクラブもあります。

〔健康管理の注意〕

学生の健康管理も大切です。費用はクラブで負担し会員の医師に協力を願い、年間通じてホームドクターのように診て頂くと良いです。

〔学校との連携〕

受入時に高校の校長先生、担任の先生と編入される学年やカリキュラムについて、ホストファミリーとともに打ち合わせ、本人によく理解させて下さい。受入中は学校と定期的に連絡を交わし、問題がないか把握して下さい。

(2) 年間計画の心得

〔なぜ計画が必要か〕

受入学生を巡っての大きな「問題」に、ホームシックと受入学生同士が連絡をとり合い、頻繁に相互

訪問することで、学校や地域に馴染めないという問題があります。

経験豊かなクラブでは、解決方法は「忙しくすること」と言われています。「計画」は問題解消策という消極的な意味だけでなく、次のような積極的な目的があります。

- ① 受入学生が青少年交換学生として、1年間の滞在で意義のある成果を得ること。
- ② クラブとして国際理解と友好の意義ある1年間とすること。
- ③ クラブ会員と地域社会の人々に国際的な奉仕機会を提供すること。

〔計画の立て方〕

青少年交換プログラムは、クラブ・ホストファミリー・学校の三位一体の事業です。三者が集まって、年間カレンダーを作ってください。

受入学生に日本を多く知ってもらうために、旅行、見学等を年間計画に組み入れてください。しかし費用が多くかかるような、ホストファミリーのご負担にならないよう留意してください。

例えば、

- ① クラブ : 空港への出迎え・見送り、地区大会、地区主催エクスカーション、クラブ例会、家族会、各委員会の奉仕活動への参加など。
- ② ファミリー: 家族の誕生祝い（本人の誕生祝いも）、家族や友人との旅行、地域社会での運動会・祭りなど行事への参加など。
- ③ 学校 : 毎日のカリキュラム、テスト、運動会、文化祭、部活、修学旅行など学校行事。

〔計画を説明する〕

来日したらすぐに、クラブカウンセラー又は担当委員長から学生に年間プログラムの概要を教えて下さい。始めですから英文も付けて下さい。何かリクエストがあるかも知いて下さい。実行できることと、できないことがあります。できないことはできないとはっきり言って下さい。

〔毎月の計画〕

最初は詳しく分からず、概要になりますが、学校へ行きはじめクラブ活動など学校行事も加わります。「〇月のプログラム」など、学生に示し予定させて下さい。

〔より大きなプログラム〕

市長訪問・一日駅長など、地域によって交換学生の出番があります。クラブ挙げて、地域を挙げてホストすることで、学生にとって“若い使節”としての役割を果たし、国際親善の成果とになります。

〔新聞・テレビに出す〕

市長訪問などは当然マスコミも取材して記事になります。アメリカの学生を地元テレビ局が、一年間密着取材し特別番組にしたこともあります。ロータリーの立派な広報活動でもありますし、学生にも良い記念の記録になります。逆に派遣学生も同様の経験し、新聞などを持ち帰ってきます。

5. 派遣の心得

〔地区主催の研修会などに参加させて下さい〕

ロータリーの奉仕活動や会合への参加は交換学生にとって得難い経験となります。このプログラムが単なる留学ではなく、国際ロータリーの推進する、国際理解と友好を通じて、世界平和に貢献する輪を拓けるものであることを、身をもって体験することができます。エクスカーションでは、世界各国からの交換学生と、友情を深める機会になります。

〔国旗・国歌の教育〕

地区主催の研修会では、国旗・日の丸を掲げ、国歌・君が代を歌います。どの国でも、国旗と国歌に敬意を表します。ロータリーは政治的にではなく、あくまで国の文化の象徴として大切にすることを教えます。お互いの文化を尊重することは、世界平和の原点であり、異国で母国を自覚することは、世界

理解の始まりです。国旗・国歌の教育が必要のように、派遣学生の年代で、日本の固有の文化について、教えられていないことが多いです。日本と地域社会のことを教えて下さい。

〔メールでの交信を積極的に進めて下さい〕

相互の連絡は、原則として、地区委員会は地区委員会同士で、クラブはクラブ同士で、家族は家族同士で進めます。地区委員会は、交信地区相手が多く、相手クラブへまでメールを出すことはありません。

順序として、交換地区が決まり、Guarantee が来るとホストクラブが判ります。第一ホストファミリーが未定の場合など、クラブはクラブへ尋ねて下さい。

〔相手地区委員会からは、規則や手続きを直接本人に知らせてきます〕

当地区の地区委員会を通じることもありますが、大抵は本人へ直接、ビザのための追加書類・予防注射・保険・ツアー費用・到着日・ガイドンス予定など知らせて来ます。地区の担当委員長、地区通信担当に相談するなどして、間違いなく返答し、準備するよう指導して下さい。何事も、先ずクラブに知らせるよう指導して下さい。

〔保険はダブルで掛ける〕

ロータリー青少年交換では、国際ロータリーが定めた補償範囲、補償額以上で、かつ受入地区の認めた旅行保険に入る必要があります。多くは受入国側の指定の旅行保険に入ることになります。しかし、保険制度は国により異なります。カバーの範囲の違いや、保険金受け取りの手続きの違いなどがあります。当地区では、カバーの範囲や手続きの違いを補うために日本の旅行保険とダブルで入ることを推奨しています。

〔渡航の日が迫ってきたら、連絡を緊密にして下さい〕

到着指定空港は、Guarantee に記載してあります。地区通信担当が心得ていますが、突然変わることがあります。相手からの通知に注意し、地区通信担当に知らせて下さい。到着日は相手からからの指定を最優先して航空券を手配します。

〔派遣学生の保護者との連絡を〕

保護者はやはり心配されています。クラブ担当委員は、定期的に保護者と会い、問題が起こっていないか話し合うようにして下さい。

〔帰国後のフォロー〕

交換学生は、帰国後もロータリーの行事に参加する権利と義務を持っています。地区では「帰国報告会」を催します。また「帰国報告書」を出し、支援した地区内全クラブに報告します。クラブでも例会での報告スピーチが義務付けられています。その他、クラブの催しに招き、学生達が得てきたものを、伸ばすように配慮下さい。地区でも、受入学生のエクスカッションへの奉仕、地区大会への参加を用意します。その場合の交通費等をクラブで支援して頂くようお願いします。

6. 学校との交渉と協力

青少年交換プログラムは、クラブ・ホストファミリー・学校の三位一体の事業です。交換学生は高校への通学が義務付けられています。高校から「受入学生」の入学許可を受けることはホストクラブの責任です。

各府県教育委員会とも公立高校で、学生の海外留学、外国人学生の受け入れに積極的ですが、最終決定は学校長に委ねられています。また高校によっては学科主任や職員会議の合意が条件になります。

その他、派遣・受入に消極的な高校や、逆に高校が非常に熱心で推薦が多く、ロータリアンの子弟がチャンスを失う場合もあります。

ロータリー青少年交換プログラムについても理解が進んでいます。そうした高校では、学校の主体的な方針による、派遣・受入のルールを持っています。

先ず、高校の校長先生に相談し、ロータリーと学校の条件を話し合うことが大切です。

ロータリーの青少年交換の意義やシステムを、学校長はじめ先生方に理解して頂くよう、丁寧に説明すること重要です。

〔受入学生のための高校の選び方〕

派遣学生の在籍している高校であれば、問題はないはずです。学校としては、派遣学生の代わりですから、学費免除の条件にもかかいません。しかし、それが女子高校で、受入学生が男子であると、共学か男子校を当たらねばなりません。地区委員会では「変則」の一種ですが、他クラブの受入学生と代えることも検討します。地区委員会との連絡を密にして、迅速に処置して下さい。

〔基本的には“聴講生”〕

多くの高校では、受入学生を定員枠外の“聴講生”として扱います。

従って、正規のカリキュラムで、単位を取得し、卒業資格を得るのではなく、自由に科目を選択させて良いことになります。その中で幾つか単位を取得できれば、更に良いことです。担任の先生には面倒ですが、本人と話し合って科目を決めて頂くようお願いして下さい。

〔2年生に入るケースが多い〕

3年生は受験や就職を控えています。修学旅行に行かせてやりたいと、多くの受入学生は2年生に編入されます。ただ外国の学生は、学校制度の違いもあり、年齢に係わりなく、高校レベルの課程を終えて、大学の入学許可を取って来日していることもあります。事前に納得して通学する 경우가大部分ですが、中には日本人高校生が子供っぽく見えて不満を言う場合があります。話し合い良く理解させて下さい。

〔クラブ活動への参加〕

剣道・柔道や書道・華道などは日本を理解する上で、また本人にとって良い経験になります。スポーツや音楽も友達をつくり、良い思い出をつくる機会です。学校でのクラブ活動を積極的に参加させて下さい。この場合の費用は、原則として本人負担ですが、防具など高価な物は、学校で貸して頂けるかロータリーから援助するなど対応を検討下さい。

〔授業料と謝礼〕

公立高校では、その高校の学生が派遣される場合は、入学金・授業料は免除されています。修学旅行費などは別です。こうしたことは、始めにしっかりと取り決めて下さい。学費免除の場合、クラブから修了時に、図書券(あくまでも目安ですが5～10万円相当。各クラブで決めて頂ければ結構です)を寄付するケースが多くあります。

帰国前のお別れ例会など、ホストファミリーとともに、担任の先生を招いて、感謝の意を表すように取り計らって下さい。

7. 問題 — トラブルの処置

(1) 問題が起こったとき

問題は、受入学生・派遣学生の双方に発生します。

このプログラムの特徴ですが国際的な活動は、海を隔てていて情報が少ないことであります。特に派遣学生に関して起こった場合、学生からの電話やメールなど、断片的情報で憶測すると、間違いが起こり易くなります。冷静に、正確な情報に基づいて判断するようにしなければなりません。

地区の委員会は、相手地区の委員会と連絡を取り、正確な調査を依頼し、判断材料を揃えるようにします。結果的にたいしたことではなかった、ということでも先ず、地区委員会へ報告下さい。

(2) 迅速な処置と報告

しばしば、憶測による否定的な話が流通し、クラブの会員や家族にひろまります。そして問題が取り

返しのつかないまでに悪化します。無責任な噂が流れないように、担当委員会は関係者と討議し、地区委員会の協力を得て、問題の解明と処置、会員への報告を迅速に行うことが肝要です。

（３） ホームシックは正常な現象

ホームシックなることやカルチャーショックを受けることは、正常な現象です。学生達は皆、個性・個人差があります。陽気な子もあれば、内気な子もいます。多かれ少なかれ先ず、到着後 1 週間以内にホームシックに罹ります。軽い場合は友達を紹介し、賑やかにすることで治ります。やや重い場合は母国語を話す機会を与えてあげてください。

カウンセラーは、何かリクエストがないか聞いて下さい。マンスリーレポートに何か徴候がないか読みとって下さい。受入学生の中にはロータリー青少年交換の意味を知らない学生がいます。宗教など心の問題もあり得ます。問題の処理を、母国の家族と相談するのではなく、ロータリーに相談するようアドバイスして下さい。

（４） カウンセラーの役割

カウンセラーは、受入学生のカウンセリングが主たる任務ですが、派遣学生のホストクラブのカウンセラーとの橋渡しも、その役割になります。

幸い、当地区では大きな事故が起こったことはありませんが、初歩的な問題は幾つか起こっています。問題の処置はあくまでも、ホストクラブのカウンセラーに任せて下さい。カウンセラーとのコミュニケーションが上手く行かないと、派遣学生から保護者へメールなどで不満を訴えてくることから「問題」に発展する場合があります。絶えず保護者と連絡をとり、保護者の心配を取り除き、問題の早期発見に気を配って下さい。

（５） 受入学生のトラブルと処置

【よく起こるトラブル】 受入学生でよく起こるトラブルは次のようなことです。

① ホストファミリーが、ほったらかしである。

オトウサン・オカアサンとも働いていて、家にはお年寄りしかいないとか、甚だしい場合は、従業員宿舎に入れられていた学生もいます。お客さん扱いをすることはいけませんが、普通の家庭の団欒は当然提供されるべきです。これでは意味がない、ホストを代えてと要求されます。

② ホストファミリーが一軒だけである。

ホストとうまく気が合っている場合でも、プログラムのルール違反で、約束が違うと言う時があります。どうしても次のホストが見つからない時は、事情を話し、或いは、1 日～数日間だけでも預かる家庭を探すなど、なるべく多くの家庭を経験できるようにして下さい。

③ 旅行に連れて行くといったのに約束を守らない。

東京へ出張で行くからと一緒に行こうと、クラブ会員が約束した後、中止になった等の場合、約束を破ったと受け取ります。軽く請け負わないことですが、変更する場合は、しっかりと理由を説明するようにして下さい。

④ 宴会の席で、お酒を飲まされた。

クラブの会合や旅行で、発生する場合があります。お酒の出る会合には出席させないのが原則です。例えば、ワイン工場の職場訪問で、ワインを勧められたということもあります。説明すれば判ることですが、冗談を本気で受け取られることがあります。特にまだ、日本の習慣に慣れていない最初の時期には注意して下さい。

⑤ 学校で、低学年に入れられて不満である。

通常、高校では3年生になると受験があります。また修学旅行へ行かせてやりたいと、受入学生を2年生に編入します。アメリカなどの学生では、高校を卒業して来ている者もあり日本人の同級生が頼りなく見えます。年齢の高い学生には、地区委員会も事前に説明するようにしていますが、学校の先生と一緒に、日本の事情を説明し、納得させるようにして下さい。

⑥ 東京へ行きたい。

注意が必要なのは「友達に誘われている」という場合です。「ロータリーの責任は結構だから、帰国前に行きたい」というケースもありました。その“友達”が問題で、調べてみると「東京の Snackbar で夜2～3時間働いて3万円になると言われた」と告白した者がいます。外国人の女子が狙われます。「日本安全論」には注意して下さい。

ホストファミリーやクラブ会員が同行し、東京ツアーをプレゼントするのは問題ありません。

⑦ どうにも日本になじめない。

学生の中には、自意識過剰、自己中心的な学生もいます。母国の家庭が複雑な学生もいます。少し内気な場合は、賑やかなホストに代わると治りますが、登校を拒否するケースもあります。外国人にも過保護や自己中心主義の人もいます。そうした学生は、なかなか日本語を憶えようとしないし、友達もできずますます孤立します。

カウンセラーに話しあって頂くことですが、地区委員会とも相談し、重症だと判断した場合は、早期打ち切りとして帰国させる場合もあります。

〔トラブルを未然に防ぐ〕

ホストマザー経験者を交えて、ホストファミリー予定者で会合を持つなど経験を伝えることは、大変有効です。初めてのクラブは、近隣の経験あるクラブから来てもらって、体験を聞くことも有効です。

親身になっての世話できる場所では、問題が未然に防げます。とにかく忙しくすることです。そして、ロータリーがみんなで受入学生を見守って下さい。声をかけましょう。

〔信頼すること〕

「本当は、日本は第2希望で、あまり行きたくなかった」といった学生もいます。問題意識のしっかりした学生にとって、逆に期待外れだという場合もあります。受入学生は、スポンサー地区での選考をパスしてきた優れた学生です。いわゆる“問題児”も、元気旺盛で意欲があるからです。彼らの才能を伸ばし、教育するのもこのプログラムの任務です。日本に故郷を見つけられるよう、援助して下さい。

(6) 派遣学生のトラブルと処置

〔よく起こるトラブル〕

派遣学生でよく起こるトラブルは次のようなことです。

① ホストファミリーが面倒を見てくれない。

ホストファミリーとうまくいかない、といった問題です。ホストクラブのカウンセラーに相談しようとしたが、忙しくて親身になってくれないといったケースがあります。順序に従って当地区の担当委員へマンスリーレポートで訴え、相手地区委員長へ連絡し、ホストクラブの状況を調べ、最終的にホストクラブを代えてもらったこともあります。

学生がルールを外れて、日本の両親へ直接訴え、ホストファミリーや相手地区委員長へ直接手紙を出したりする場合、問題が大きくなります。

② ホストクラブから期限までに早く帰るように言われた。

アメリカ・カナダの場合、高校は7月には夏休みに入るので、8月までホストできないというケースがあります。1年間という約束ですが、1年間＝1 School Year と間違えて受け取っている場合があります。当地区の委員会から、相手地区を通じて、約束を守るよう要求しま

すが、1年近く滞在し、友達もでき、友達の家庭からホストを申し出て解決した例もあります。

③ ホストファミリーが勧めるので、滞在を延長したい。

前項と反対のケースです。滞在が1年以内であれば、ルールに合いますしビザや航空券の期限の心配ありません。滞在先の地区大会に参加するとか、学校の卒業式に出席するためといった場合もあります。ただし、滞在1年間を越えることはいかなる理由でもできません。ホストファミリーに気に入られ、もっと居ようと勧められるのは良いことですし、たとえビザの延長が可能な場合でも、1年間というロータリーとの約束です。

④ 家族が訪問してくるが、どうなっているのか。

これは、相手地区委員会からの苦情の一つです。アメリカ・カナダでは、派遣する学生にも「家族の訪問は、滞在最後の1ヶ月」と教育しているようです。祈角慣れてきたのに、家族が来てうまく行かなくなる場合があります。ホストファミリーの気持ちを察し、訪問には充分注意するよう指導下さい。

⑤ どうにもなじまない。

これも相手地区委員会からの苦情です。言葉を憶えようとしない。ホストファミリーと話をしない。学校へ行かない。ロータリーの会合に参加しない。要するに目的の欠如です。受入学生の場合と同じで、過保護、自己中心的な考えが原因です。最終的には早期帰国を命じられる場合があります。原因が学生にではなく、ホストファミリーやホストクラブにある場合があります。勿論、地区委員会間で、事実調査に基づいて話し合い、時には当地区委員会から先方へ出向き、協議することにもなります。

⑥ 誤解による早期帰国。

極めて稀な例ですが、到着直後、まだ言葉が不自由な時、「帰りたいのか?」と聞かれて「イエス」と言ったことを真に受けたり、日本での受験戦争のこと話したら、心配して「早く帰って、勉強した方がよい」と帰国便の手配をされてしまったこともあります。

地区委員会間の了解なしに帰国便を用意してしまうのは問題ですが、文化や習慣の違いで深刻に受け取ってしまうことがあることを理解ください。

【憶測で判断したり、行動しない】

繰り返しますが、海外との間には時間的にも、言葉の壁もあり情報が不足し偏りがちです。情報不足のまま、勝手に憶測で行動しないことです。先ず正確な情報収集に努めることが必要です。それにはルールに従って相手地区に事実調査を依頼するなど、手立てを踏むことが重要です。

【保護者の心配が問題を問題にする】

派遣学生の保護者は、心配と子供を離れた寂しさで、過敏になることは当然です。

派遣学生から保護者へ何か言ってきたら、先ず気を静めて、「派遣学生マニュアル」を読み返すよう指導下さい。スポンサークラブの担当委員長は、冷静に話しを聞くようにして下さい。

また、保護者がクラブ会員でも、担当委員長より先に、会長さんに相談するなど問題が広がる場合があります。

派遣学生の保護者は、終始心配されて当然です。心配の原因は、情報の欠如、遅延です。担当委員長は、地区委員会からの文書や連絡を早く、正確に保護者へ知らせて下さい。派遣学生に関する情報は、担当委員長に先ず集まるようにして下さい。

大抵のトラブルは、最初は些細で、ルールに則って処置すれば何でもありませんが、問題が拡散し、憶測に基づく行動で本当のトラブルに発展してしまいます。クラブでのコミュニケーションを大切にしてください。

8. クラブの組織と予算

(1) 担当委員会の編成

〔青少年交換担当委員会を設ける〕

このプログラムの奉仕は、息の抜けないほど次々とあります。青少年奉仕委員会のサブコミッティとして「青少年交換委員会」を設けるクラブが増えています。専任委員会がない場合は、青少年奉仕委員長が責任者です。

〔青少年交換担当委員は、3年委員で〕

青少年交換プログラムは、ロータリーの年度を越えて進行しますので、ロータリー年度で切り取るわけにはいかない性質をもっています。担当委員を3年委員として、継続性と刷新性を確保しているクラブも増えています。派遣・受入を決定した年度の担当委員長が、次年度フォローするのも有効です。

〔担当委員の選任〕

カウンセラーと担当委員は、ホストファミリーや子弟派遣の経験者がベターですが、あまり“専門化”してしまうのは良いことではありません。クラブにホストや委員として奉仕した経験のある会員を多くつくることも大事です。

〔ホスト支援委員会の組織〕

ホストファミリーは、喜びもありますが、苦労が多いことも確かです。特に奥さんには苦労を掛けます。クラブで「ホストファミリー支援グループ」を作り、より多くの会員がこの奉仕を分かちあう試みが進んでいます。1日でも2日でもお世話する家庭のグループを編成することをお勧めします。

(2) 予算の編成

〔年度を跨がる予算〕

クラブ予算も、年度を越えて執行できるよう、特別会計にしているクラブが増えています。その場合、姉妹クラブ等、他の国際奉仕とともに国際奉仕特別会計としているケースがあります。

〔予算の組み方〕

クラブとして費用がかかるのは受入学生の方です。従って受入学生の滞在月数を基準にして、予算を組むのが賢明です。受入学生は、下図のように、南半球・北半球によって、滞在が異なっています。ロータリー年度を越えます。2年度に跨って予算を組む必要があります。

RC年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
南半球	△																							
受入学生	○																							
北半球							△																	△
受入学生							○																	○

〔活動補助金の使途〕

地区からの補助金の内、毎月 10,000 円は、受入学生への小遣いです。

〔学校への謝礼〕

学校によっては学費を免除しています。そのような場合は、終わりにクラブから図書券で、5～10 万円分を寄贈されるケースがあります。

〔基金制度のこと〕

このプログラムは、緊急事態の発生を覚悟しておかねばなりません。保険でカバーされていない項目もありますので、緊急に備えて基金制度をもつことも考えられます。

〔クラブ予算の概要〕

平均して受入学生一人当たり、年間 50～60 万円程度で、これには地区からの活動補助（月 10,000 円）が含まれます。最も幅のあるのは学校の費用です。

その他地区会合への参加補助、保険料などを見込んで下さい。下に、公立高校で、入学金・授業料免除のケースを一例にあげました。南半球の場合は、これが 2 年度にほぼ 1/2 ずつ必要というわけです。

青少年交換計画 クラブ予算一例

収 入			
クラブ費	569,000		
地区補助金	120,000	10,000×12 ヶ月	
合 計	689,000		
支 出			
受入関係			
学生の小遣い	120,000	10,000×12 ヶ月	
通学費補助	36,000	3,000×12 ヶ月	
携帯代補助	36,000		
地区会合出席交通費補助	18,000	3,000× 6 回	
クラブ例会出席費	36,000	3,000×12 回	
クラブ奉仕活動補助	16,000	4,000× 4 回	
教科書・教材費	20,000		
制服・体操服代	60,000		
修学旅行費	80,000		
国民健康保険料	15,000		
学校謝礼	100,000		
小 計	537,000		
派遣関係			
クラブ例会出席費	12,000	3,000× 4 回	
地区会合出席交通費補助	18,000		
小 計	30,000		
委員会費			
送迎費	36,000	6,000×3 人×2 回	
地区会合出席交通費	18,000	3,000×6 回	
地区会合参加費	22,000		
通信・事務費・雑費	46,000	バナー代別	
小 計	122,000		
合 計	689,000		

（３） 事務局の体制

〔クラブ事務局員の協力〕

このプログラムは迅速な実務処理を要求されますから、文書の受取から発送など、事務局員の理解と協力がとても大切です。事務局員にはこのマニュアルを読んで頂き、写しを取って、実務の都度に間違いなく処理できるよう配慮をお願いします。

〔ファイルの整備〕

もし問題が起こった時、国際間でやりとりした文書の記録が大事になります。日常的にも、委員長はじめ、担当委員が状況を把握できるよう、クラブ事務局に専用のファイルを整えて下さい。

〔緊急事態への対処〕

このプログラムの特性として、アクシデントが起こることを考えておかねばなりません。緊急連絡の電話、FAX、メールアドレスの控えを事務局に整備して下さい。

V. カウンセラーの職務

交換学生の受入が決まったら、先ずカウンセラーを選びます。カウンセラーは学生と最も緊密に接触するロータリアンであるため、交換の成功にとって非常に重要な役割を果たします。長期交換学生は、複数のホストファミリーと生活することになるため、カウンセラーが交換中に終始一貫して支援を提供する唯一の存在となります。カウンセラーは学生が困難に直面している時に励まし、学校やクラブ、地域社会の生活に学生が積極的に関与していくよう支援していただく必要があります。カウンセラーは、ホストファミリーの家族の一員であってはならず、クラブまたは地区の青少年交換役職に就いていない人を選びます。

女子学生には、女性カウンセラーや、カウンセラー夫人の協力が重要です。

必ずしも英語が上手である必要はありません。担当委員と兼ねることは結構です。

派遣学生にもカウンセラーを付ける必要があります。受入学生と兼ねてフォローすることもよい方法です。担当委員長は、派遣学生の保護者とのコミュニケーションに気を配って下さい。

カウンセラーの心得は、ロータリーの「4つのテスト」に尽きます。

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情をふかめるか
4. みんなのためになるかどうか

1. カウンセラーの役目

〔カウンセラーの選任〕

ホストクラブ会長は会員の中より受入学生のカウンセラーを選任する必要があります。

カウンセラーの選任に当たっては 「カウンセラーの任務」を考えて選任してください。但し、ホストファミリーとの兼任は出来ません。

カウンセラーは、豊富な人生経験と交換プログラムに対する認識は勿論必要ですが、学生に対し指導するよりはむしろ相手の立場を理解し、話を良く聞く誠実な相談相手となる人が望ましいです。

そして、受入学生の日常的な状況把握が必要です。

〔カウンセラーの任務〕

カウンセラーは受入学生滞在中の家庭生活および学校生活全般へ常に注意を払って下さい。その際、生活や健康等に適切な指導を行い、あらゆる相談に応じ、このプログラムの円滑な推進を図って下さい。

学生本人、ホストファミリー、高校の担当教員及び各委員会と常に連絡を密にし、トラブルを未然に防止するように努めて下さい。もしトラブルが発生した場合には、直ちに関係者と対策を協議し問題が悪化する前にその解決に努めて下さい。

カウンセラーは常に地区青少年交換委員会と連絡を取り、苦情やトラブルがあった場合には、直ちにこれらの対応策を協議して下さい。

受入学生等の素行に関し、初期の『うわさ』程度の悪評だとしても、トラブル（万引きなどの犯罪行為を含め）が報告されたときは、決して戸惑うことなく地区委員会へ報告して下さい。

地区委員会は危機管理委員会と連携しマニュアルブックの『危機管理ハンドブック』の手順に従って対応します。

カウンセラーはホストファミリーの受入れ状況を把握し、適当な助言をすると共に、ホストファミリー間の情報の交換、意志の疎通等を図って下さい。

受入学生の旅行等の許可を承認するとともに、特別事項の許可等は地区委員会と相談して下さい。別紙「受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式」も確認ください。

カウンセラーは次の報告書をそれぞれの方から入手してチェックし、毎月第1週目（目安）までにクラブに提出してください。（クラブは原本を保管し、すみやかにPDFデータをYESSにアップするようにしてください）。

- ・ホストファミリーからは「ホストファミリー・カウンセラー月例報告書」

カウンセラーは必要に応じて上記に追記する。

- ・受入学生からは「来日学生月例報告書（Monthly Report）」

カウンセラーは受入れ学校及び担任教師と密に連絡を保ち、その教育状況を出来る限り把握すると共に、受入学生に対するクラブの行事、指導プログラム等に理解、協力を求め、適時学校を訪問して相互の意思の疎通を図って下さい。

〔受入学生到着時の公式書類の点検と確認〕

後述の『来日学生到着時の手続きについて』に従って、来日後すみやかに各手続きを完了して下さい。

その他、クラブにおける受入学生の様々な用事は極力カウンセラーまたは、クラブの担当委員会が受け持って下さい。例えば、学校へのあいさつ、学校生活上の用具の準備、年間スケジュールの調整、などなどです。ホストファミリーの負担の軽減をするよう努めて下さい。

〔カウンセラーの任期〕

クラブカウンセラーの任期は、受入れ書類が届いて、カウンセラーに任命された時に始まり、受入学生が帰国したときに終わります。ロータリー年度ではありません。複数年度にまたがる任期となります。

〔カウンセラー研修〕

地区委員会では、カウンセラーの研修会、必要に応じて会議（学校、ホストクラブ・ホストファミリー、カウンセラーとの三者懇談会など）を適宜開催します。このプログラムの成功のための重要な研修・会議であり必ず出席して下さい。

〔カウンセラーの立場〕

青少年交換はクラブ対クラブの交換が基本です。地区委員会は原則として直接学生に連絡しません。地区行事等はカウンセラーと受入学生との関係を円滑に推進する目的も含め、各クラブのカウンセラーまたは担当委員会経由で連絡します。すみやかに受入学生やホストファミリー等、関係者に連絡をして下さい。（ただし、緊急時および危機対応時にはこの限りではありません）

〔受入学生の相談相手〕

受入学生にとって先ず何事でも相談できるのはカウンセラーです。ホストファミリーとクラブの間に立って、ホストファミリーと良好な関係か、友達はできたかなど話を聞いて下さい。

〔小遣いを渡す〕

受入学生には、カウンセラーから、毎月の小遣いを渡して頂くのがよいです。

〔関係者との連絡〕

クラブの委員会・ホストファミリー・学校の先生と常に連絡をとって下さい。カウンセラーは、学生の状況を見て、ホストの変更など、クラブの担当委員長に進言して下さい。

受入学生が健康で、安全に1年間を過ごせるか、さらに交換学生としての成果を上げられるかは、カウンセラーにかかっています。

〔緊急連絡先の周知徹底〕

カウンセラーは、地区委員会にその連絡先を登録します。緊急の場合に24時間対応できる連絡先(電話番号)を明記するとともに、受入学生にも知らせて下さい。また、緊急時のために、ホストファミリー、高等学校の担当教員等の関係者にカウンセラー及び地区委員会の緊急連絡先を配布して下さい。

〔緊急事態発生の場合〕

カウンセラーは、受入学生やその家族に緊急事態が発生した場合、直ちに地区委員会に連絡をし、地区委員と協力して対処して下さい。その場合、海外への緊急連絡は地区委員会の担当を通じて行います。

- * 重大な病気やケガは、すみやかに地区委員会の担当委員に連絡して下さい。
- * 深夜でも連絡して下さい。
- * どなたが連絡していただいても結構です。

内容によっては、国際ロータリーの『ゼロ容認方針』に従う必要があります。十分、地区危機管理体制、仕組みを理解して下さい。

〔受入学生到着前の手紙交信〕

カウンセラーに決まったら、担当受入学生へメールを送り、自己紹介をし安心させ下さい。

2. 国際ルール（順守すべきルール）

〔特別注意事項（4 Dルール）〕

- ・派遣滞在中いかなる場合でも自動車(モーターボート、モーターサイクルを含む)の運転は許されません（DRIVE）
- ・アルコール飲料および喫煙は許されません（DRINK）
- ・恋愛行為(性行為)は許されません。異性との交際は特に気をつけること（DATE）
- ・麻薬類の使用は許されません（DRUG）

以上の各項を遵守すると共に、派遣先または受入先の地区で定めた規則・条件の遵守、ホスト家庭の生活習慣やしつけに従わなければなりません。

もし、これらのことが守られない場合には、地区委員会の命令で帰国の措置がとられます。

〔国の法律〕

交換先の国の法律は厳格に守らなくてはなりません。

交換先の国で、喫煙等、法律上の制限年齢が学生の年齢に達している場合でも、上記特別注意事項（4 Dルール）は世界共通のロータリー青少年交換プログラムのルールとして有効です。

例えば、ヨーロッパの多くの国では、喫煙は16歳から許可されていますが、ロータリー青少年交換プログラムもとの学生は世界共通ルールとして、喫煙（DRINK）は許されていません。

〔学校のルール〕

学校のルール（校則等）は、遵守しなくてはなりません。

〔家庭におけるルール（約束事）〕

各家庭にあるルールや約束事は、守るよう指導下さい。

例えば、門限は地域特性や交通手段等に合わせて、各ホスト家庭で決めてください。

また、食事の後片付け・掃除の手伝い、インターネット・スマートフォン・SNSなどの許可時間などの約束事は、各ホスト家庭で決められている場合があります。従うよう指導下さい。

引きこもりは、交換前半によく起こりうる事態ですが、長引いたり、極端な場合は、強制送還=受入の中止=に繋がります。明るく前向きに生活することを心がけてさせてください。

注) SNS 等、インターネットの使用に関しては原則として夜の12時以降はしないように。最近の家庭での一番多いトラブルの原因となっています。

〔ロータリーの青少年交換プログラムは、国際ロータリーの正式プログラム〕

すべてがロータリー章典に準拠したルールで、RI理事会の決定事項が適用されます。

また、すべての交換学生（派遣・受入とも）は、保護者と本人の署名の下、Application内の『交換プログラムの規則と条件』に基づいて（前提となって）交換が実施されています。

その内容に反した行為は、早期帰国（強制送還）の対象になります。

3. 受入学生の家庭生活と旅行

〔家庭生活〕

来日当初は、日本語での会話が不自由な事が多いため、第一ホストファミリーはできるだけ、外国人をホストした経験のある家庭が望ましいです。

このプログラムの経験上、上手に英語を話す家庭では、日本語の習得が遅れる傾向にあります。逆に、英語が全くできない家庭では日本語の習得が早い傾向にあります。言葉が通じないことで、特別問題が起きるわけではありません。

約束ごと、日程、時間などは、お互いにしっかり守るよう指導して下さい。

生活様式や生活サイクルの違いを説明し、日本式に合うように指導して下さい。

受入学生は原則として3～4ヶ月くらいでホストファミリーを移動します。時期や移動先について、本人に少なくとも2週間くらい前までに伝えて下さい。

病気やケガには十分注意を払うとともに、薬や食事のアレルギーについても十分留意して下さい。

受入学生がホストファミリーを移動するときは、次のホストファミリーに必ず「申し送り帳：引き継ぎ書等」を渡すよう依頼し、カウンセラーもその内容について把握しておく必要があります。

なお、このプログラムのルールについて、受入学生からGENERAL RULES AND REGULATIONS（受入学生の規則・基準）に遵守のサインをとっています。

〔旅行〕

受入学生には、地区外への単独旅行、または、友人とだけでの旅行は禁止しています。地区外への旅行等に関しては、責任のとれる大人（ロータリアン、学校の先生、ホストファミリーの保護者などボランティア誓約書の提出した人）の同行が必要です。

また、地区行事以外で地区外に出る場合は、地区委員会指定の地区外旅行の原則に基づき、『地区外移動届』で、カウンセラー等の許可を得たのち、地区委員会に書類を提出しなければなりません。地区委員会は、常時、学生の所在場所を知っておく義務を負っています。

詳しくは、別紙「受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式」を確認ください。

〔禁句〕

日本での生活のあらゆる場面において、受入学生の生活を担保しているのは、ホストファミリーです。それゆえ冗談でも口に出してはならない言葉があります。

1. 私(ホストファミリー)は、もうあなたをホストすることはできない。

これは、明日から直ちに、受入学生は路頭に迷う可能性を秘めているということです。学生の過剰反応を引き起こす可能性があります。

2. 食事を食べないのなら、もうつくることはしないので勝手にしなさい。

生命に直結する、食べるということに対し、明日からの手段を持たないと考える学生もいます。

3. 眠るところ(学生の部屋)に関して、手きびしい言葉を使ってしまうこと。

よほど広く収納の整った個室を与えていない限り、学生たちは1年間の生活のすべてを持ってきます。大きなトランクから部屋に十分な収納の無い場合は、床一面に荷物を広げることになります。

それを『だらしない』と言うことは、学生にとってはかなりきつい言葉となります。

学生を受入れた数か月は、余裕を持って見守ってください。

学生の保護者(ホストファミリー)になる最低条件は、食事を満足に与えることができること、宿泊場所を提供できることと規定されています。この契約をほごにするような言動は、冗談でも避け

るべきです。学生は過剰反応を起こす場合があります。

4. 受入学生の病気・ケガ

〔RIJYEM保険（JI傷害火災保険）〕

受入学生は、当地区の指定したRIJYEM保険に加入して来日してきます。RIJYEM保険は、国民健康保険と組み合わせて、ロータリー章典に準拠する内容です。よって、来日してなるべく早く、国民健康保険加入手続きをお願いします。各市町村で手続きをして下さい。

ケガ、病気等で病院へ治療費を支払う際は、国民健康保険を使用し、窓口で3割の自己負担分を支払った後、RIJYEMを通じてJI（ジェイアイ）傷害火災保険会社へ自己負担分の保険金請求手続きを行う仕組みになっています。その際、医療機関で支払った自己負担分の領収書が必要になります。

この保険は、ケガだけでなく病気も担保されていることが重要です。

受入学生のケガや病気にいつでも対処できるよう、カウンセラーは夜中でも電話連絡が取れるようにしておいて下さい。すべて事前にホストファミリー等には、よく説明しておいて下さい。

5. 受入の中止 = 強制送還・早期帰国

〔特別注意事項（4Dルール）を破った場合〕

特別注意事項（4Dルール）以外に、その国の法律を守ること、収入のあるアルバイトの禁止、校則を守ること、などがあります。これらを破った場合は強制送還となります。

〔病気・ノイローゼなど〕

病気・ケガ・ノイローゼ・強度なホームシック・登校拒否などの場合には、期間中でも交換を取消し強制送還することがあります。その決定は、派遣元地区委員会と当地区委員会が十分な協議を重ね決定します。交換学生は、決定に従わなければなりません。

〔危機管理上の問題〕

危機管理の上から交換の継続が困難な時（自然災害、広域な伝染病の蔓延、セクハラ等の問題等）は派遣元地区委員会と当地区委員会（危機管理委員会も含め）が十分な協議を重ねた結果決定します。交換学生は、決定に従わなければなりません。

上記のほかすべて、必要と認められたときは、学生の安全を最優先に、派遣地区、当地区の関係者と十分な協議を重ねた結果、派遣中止を決定します。

おわりに クラブ挙げての奉仕が成功の鍵

ロータリーの組織も大きくなり、ロータリーの事業はさらに複雑になり、手続きが煩雑になっています。青少年担当委員会はクラブ会員に、繰り返しインフォメーションをして理解を深めて頂くようお願いします。

国際関係には、約束や契約が大事です。Application や Guarantee は英文で書かれていますので、理解し難いものですが、学生達には勿論、保護者やホストファミリーによく理解して頂くようお願いします。

クラブ担当委員長は、申込や書類提出の期日を忘れないようお願いします。折角のチャンスを会員子弟や地域の高校生に提供できなくならないようお願いします。

最近、外国への留学がビジネスになっています。ロータリーの青少年交換プログラムはそうした留学とは違います。これは、ロータリーの目的に従ったプログラムです。

“若い使節” 青少年交換学生を通じて、外国との付き合い方を経験し上手になります。このプログラムの実務への奉仕はそのような機会であります。

クラブにおいての成功の鍵は、クラブ会長・幹事はじめ、クラブ挙げての理解と取り組みです。子弟を派遣している会員、ホストファミリーや担当委員に任せるのではなく全員が関心を持ち、協力できるようにもって行くことです。

受入学生に、街で会ったらちょっと優しい言葉をかけるだけでも良いのです。

青少年交換を通じて、国際化とはどのようなことかを、我々自身が体験できるのです。

最初に記載したように、このプログラムは、クラブによる We Serve であると同時に無数の I Serve の機会を与えてくれます。このプログラムに参加して、クラブが活性化したといわれますが、それは全員が関心をもち、奉仕の行動に参加されるからです。青少年交換の成功のために、会長はじめ、理事会の理解を先ずお願いします。

このマニュアルは、まだ不十分なものですが、新しくこのプログラムに参加されるクラブが早くご理解いただけるよう、また、経験のあるクラブでも少し間が空くと状況の進展から遅れを取ってしまうことがありますので、新しい経験を知って頂きたいと思い作成しました。逐次版を重ねて、充実して行きたいと考えています。忌憚ないご意見・ご質問をお寄せ下さい。

ホストファミリーの手引き

目 次

1. はじめに -----	①-39
2. 受け入れる前に -----	①-39
3. 受け入れに際して -----	①-39
4. 受け入れてから -----	①-39
5. 帰国に際して -----	①-41
7. むすび -----	①-42

2024. 10. 15 改訂

交換学生（受入学生）の受け入れについて

（下記に関し、ホストクラブの青少年交換委員長とよく相談の上、お進めください）

1. はじめに

受入学生はあなたの家族の一員です。家族が増えた気持ちで過保護、過剰サービス、放任放縦にならないよう、決してお客さま扱いをしないことが大切です。実の子と同じように接し、家庭に溶け込ませるように導いて下さい。ホストファミリーとして受入学生の健康、通学、交友など心身両面で良好な状態を保てるよう、常にホストクラブの関係委員（青少年交換委員）と緊密に連絡をとって下さい。

学校側ともよく連絡・相談し、受入学生の意見、疑問をよく聞き、話し合い、はっきりした方針のもと、受入学生が途方にくれないように気を配って下さい。そして、ロータリアンや家族との話し合いの場を出来るだけ多く持ち、一日も早く日本の生活に慣れさせ、お互いの風俗・習慣・言語等のギャップをなくすようにお願いします。

また、受入学生は来日前にこのプログラムの規則等を教えられて来日しているはずですが、その国々によっては簡単なオリエンテーションだけで来日する場合があります。こうした場合には多少のトラブルが生じることもあります。その時はクラブのカウンセラー、委員、地区委員と連絡をとり、一日も早くそのトラブルを解消してこのプログラムの実のあるものにしていただきますようお願いいたします。

2. 受け入れる前に

- ① クラブから依頼されホストファミリーになり、特に第一ホストファミリーの方は来日学生と交信（メール等）を始めて下さい。
- ② ホストすることになった3～4軒のホストファミリーの方々はクラブの関係委員を交えて十分に打ち合わせをし、扱いにあまり差異のないようにしてあげて下さい。

3. 受け入れに際して

- ① 第一ホストファミリーの方は、指定された空港、場所へクラブの方と一緒にあたたかく出迎えてあげて下さい。
- ② 空港から自宅に到着されましたら、受入学生の家庭宛に無事到着した旨を本人から電話等で連絡させて下さい。
- ③ 到着当日は本人も疲れておりますから、ゆっくり休ませて下さい。

4. 受け入れてから

〔一般事項〕

- ① 受入学生は日本の法律及び地区のルールを遵守しなければなりません。
- ② 受入学生はわずかですが、小遣いとして外貨や日本円を持ってくると思います。本人と相談の上、近くの銀行に口座を作り、外貨の場合は円貨に換えて預金させ、緊急の場合以外はできるだけ使わせないで下さい。

その他、滞在期間中の地区主催のエクスカーション費用として250,000円を地区委員会に預けてもらう必要があります。学生本人には来日前にメールで知らせています。最初の地区研修会の時に振込用紙を本人に渡しますので、振り込みの補助をお願いします。また、緊急時用としての費

用（50,000 円）を持参してきます。なるべくクラブに預けるように指導して下さい。

〔学校生活〕

- ① 受入学生は学校に通学しなければなりません。来日したらクラブの関係委員と学校へ行き入学手続きをして下さい。制服、教科書代等はそれぞれ受入クラブが用意致します。
- ② 学校の担当教師と常に連絡を密にすることが大切です。
- ③ 学生が通学路、交通手段、昼食について理解していることを確認して下さい。
- ④ ロータリークラブの行事は一番優先されますが、学校の行事も大切です。ロータリーの行事のある時は事前に学校側へ連絡し、了解を取って下さい。
- ⑤ 学校の修学旅行は大変良い経験になります。可能な限り参加させて下さい。
- ⑥ 学校へは原則として弁当を持たせて下さい。弁当が持たせない場合は昼食代として 500 円程度のお金を渡して下さい。
- ⑦ 学校のルールを遵守するよう指導ください。

〔日常生活〕

- ① 受入学生は家族の一員ですが、子守ではなく、召使でもありません。同時にお客さんでもありません。受入家庭のルールに従わせて下さい。
- ② 来日時において受入学生はほとんど日本語を知りません。受入学生とのコミュニケーションにおいて、誤解が生じたり、不満を感じたりすることがあるかもしれません。慣用句は避け、ゆっくりと辛抱強く話すように心がけて下さい。家庭では英語を使うよりも、日本語で押し通した方が本人のためにもなります。3ヶ月～6ヶ月でかなり日本語を話せるようになります。
- ③ 寝具、トイレ、風呂等についても日本式で結構です。食事も家族と全く同じとし、特別な扱いを避けて下さい。しかし来日早々は少し気をかけてやって下さい。
- ④ 食事は特別な料理を考える必要はありません。普段通りの食事をお願いします。（宗教上の理由で特定のものが食べられない場合があります。）
- ⑤ 自分の身の回りのこと（部屋の掃除・洗濯など）はもちろん、家事手伝いなども積極的にさせて下さい。日本の生活様式や習慣も理解できるようになります。
- ⑥ 宗教については本人の希望を聞き、必要であれば教会等へ案内してやって下さい。
- ⑦ 毎月の小遣いはクラブから直接本人に手渡します。地区で統一された額（2022 年現在 1 万円）となっています。追加の小遣いは不要です。
- ⑧ 病気やけが等、万が一事故が起きた時は本人加入の保険証でカバーして下さい。（国民健康保険にも加入済）軽い病気の時はクラブのロータリアンの医師に好意的に診てもらって下さい。
- ⑨ 電話やコンピューターの使用については始めから注意しておきましょう。友達との長時間通話は家庭に迷惑がかかります。又、母国への国際電話は着信払い（コレクトコール）として下さい。特に母国との電話はホームシックを誘発させます。十分にご配慮下さい。
- ⑩ 交換学生として絶対にしてはいけない事は次の 4 項です。

【4 D ルール】

- ・自動車、オートバイの運転（D R I V E）
- ・アルコール類を飲むこと、喫煙の禁止（D R I N K）
- ・恋愛感情におぼれること（D A T E）
- ・マリファナ、コカイン、覚醒剤、麻薬類はすすめられても絶対に吸ってはいけません。（D R U G）

これらはロータリー青少年交換プログラムの世界共通のルールです。注意して下さい。

- ⑪ 地震・火災等緊急時に備えて、避難場所・避難方法等を教えておいて下さい。また、外出先での緊急時の連絡先（自宅・クラブのカウンセラー等）を常に携帯させて下さい。
- ⑫ 受入学生の誕生日やクリスマスには、特別に配慮してあげて下さい。
- ⑬ 正月にお年玉を渡すことは日本古来の習慣ですが、高額なお年玉はご遠慮下さい。
- ⑭ 受入学生とホストファミリーには「相性」があります。ホストファミリーを引き受けたから、絶対に最後までという決まりはありません。相性が悪く、難しい場合はホストファミリーとクラブ担当者（カウンセラーなど）は相談し、解決できない場合、できるだけ速やかに別のホストファミリーに移行して下さい。
- ⑮ あらゆることの相談は、クラブのカウンセラーもしくは担当委員にして下さい。
- ⑯ このプログラムの規則を無視したり、不真面目な者はクラブ委員かカウンセラーを通じて地区委員へ連絡して下さい。本国へ送還されることがあります。

〔外出・旅行〕

- ① 外出する際は、かならず事前に家族に行先と帰宅予定時間を伝え、また予定より帰宅が遅れる場合も、かならず連絡させる習慣をつけさせて下さい。
- ② 受入学生にホストファミリーの住所・電話番号を書いた名刺やメモなどを携帯させて下さい。また夜間の単独外出はさせないようにして下さい。受入学生はホスト家庭の承諾なしの旅行や、みだりに自由行動をとることは許されません。日本の生活に慣れてくるとその兆候が出ます。充分留意して下さい。いろいろな行事や旅行に招待された場合も、たとえ相手がロータリアンからであっても、必ずホストファミリーに相談してから受けるように指導して下さい。
- ③ 学生は日本を出来るだけ多く知るため、また善意と国際理解の使節として多くの人々に接するために来日しています。ホストファミリーのみならず、ホストクラブの会員が、地域の様々な場所を訪れ、いろいろな経験ができる機会を与えてあげて下さい。しかし多大の費用のかかる旅行は自粛下さるようお願いします。

地区（京都・奈良・滋賀・福井）外へ旅行する時は、必ず1週間前迄に地区委員会へ届けを出して下さい。（受入学生地区外移動届）ホストクラブの会員、成人のホストファミリー、受入高校の教師等が同行できない場合は許されません。受入学生の家族が来日し、一緒に地区外への旅行（国外への旅行は許されません）の場合も届けを出してください。交換学生個人又は仲間同士での地区外の旅行は許されていません。詳しくは、別紙「受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式」を確認ください。

〔引き継ぎ〕

現在のホストファミリーから次のホストファミリーへ移る前には、あらかじめお母さんやお子さん達と出会う機会をつくり、スムーズな引き継ぎができるように配慮して下さい。クラブによってはホスト記録をつけて、次々に引き継いでおられるところもあります。これは非常によい方法です。

5. 帰国に際して

- ① 受入学生の在日滞在期間は一年を超えることはできません。
- ② 帰国の日時は、交換の期間が終わる前に、クラブ関係委員とホストファミリー、そして受入学生で相談し決定して下さい。
- ③ 航空券の手配等は受入学生自身で行うように指導して下さい。

- ④ 一カ年日本に滞在すると荷物も多くなります。帰国する2～3ヶ月前に安い船便等で不必要になった荷物を発送するように指導して下さい。費用は本人負担です。

6. むすび

ホストファミリーの方々にとって、3～4ヶ月の間、受入学生をお預けすることは大変な事と思います。次のホストファミリーへ移るとき、また、帰国するとき、日本人の感情として寂しくなるものです。しかし、日本を知ってもらうために苦勞して頂いた事で国際理解と国際親善の花も咲き、実も結んでくることと思います。

このプログラムに参加くださいましたホストファミリーの皆様に心より感謝申し上げます。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために、安全な環境づくり、維持するために努力している。ロータリアン、ロータリアンの配偶者、その他のボランティアは、最善を尽くして、接する児童や青少年の安全を守り、肉体的、性的、精神的虐待から彼らを保護しなければならない。

受入高校の手引き

目 次

1. ロータリーとは -----	①-43
2. 青少年交換プログラムとは -----	①-44
3. ロータリー青少年交換プログラムの特徴 -----	①-44
4. 青少年交換のルール -----	①-45
5. 受入の時期と期間 -----	①-45
6. 学校の体制 -----	①-45
7. 費用負担 -----	①-46
8. その他 -----	①-46
9. ロータリーに関すること -----	①-46

2024. 10. 15 改訂

交換学生（受入学生）の受け入れについて

1. ロータリーとは

〔ロータリークラブの目的〕

ロータリークラブの会員すべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を掲げることを目的としています。

さらに、奉仕の理想に結ばれた世界中のロータリアンとの親交によって、国際間の理解と親善と平和の推進を目的としています。

〔ロータリークラブの誕生とその成長〕

アメリカ・シカゴで、青年弁護士ポール・P. ハリスが、3人の友人と語らって、1905年2月23日に第一回の会合を開いたのが、ロータリークラブの誕生です。その後、ロータリークラブは世界中に広まり、現在、世界には200以上の国と地域に36,926のロータリークラブがあり、会員総数は1,172,284人に達しています。(2023年8月14日RI公式発表)

〔ロータリークラブの名称〕

ロータリーとは、創立当初、会員が持ち回りで順番に、集会を各自の事務所で開いたことから名付けられました。

〔国際ロータリー〕

国際ロータリーとは、全世界のロータリークラブの連合体であり、ロータリークラブの活動を管理調整しています。

〔日本のロータリークラブ〕

1920年(大正9年)10月20日、当時、三井銀行の重役であった米山梅吉氏が、初めて東京に『東京ロータリークラブ』を創立し、翌大正10年4月1日、世界で855番目のロータリークラブとして加盟承認されました。現在では、北は北海道から、南は沖縄まで、2,206クラブ、会員数83,600人に達しています。(2023年7月末現在)

日本のロータリークラブでは『財団法人・ロータリー米山記念奨学会』を設立し日本で勉強する外国人留学生を援助しています。

〔ロータリアン〕

ロータリークラブの会員を『ロータリアン』と呼びます。
会員は地域内の理想に燃える堅実な実業家、専門職業人および地域の中で活躍している人々でロータリークラブを構成しています。

〔スポンサーロータリークラブ〕

派遣学生として推薦してくれるロータリークラブを、スポンサーロータリークラブ又はスポンサークラブと言います。

〔ホストロータリークラブ〕

受入学生を受け入れて、お世話してくれるロータリークラブを、ホストロータリークラブ又はホストクラブと言います。

〔地区(DISTRICT)〕

ある地域の中にあるロータリークラブが集まって一つの地区(DISTRICT)を形成しています。日本では34の地区があります。

我々の地区は、第2650地区（京都・滋賀・奈良・福井）で、正式名称は『国際ロータリー第2650地区 RI D. 2650』です。現在、地区内には95のロータリークラブがあります。

2. 青少年交換プログラムとは

〔地区青少年交換委員会〕

地区には、青少年交換プログラムを推進、広報、運営するために『地区青少年交換委員会』が設置されています。（以下、このマニュアルでは地区委員会と呼びます。）

地区委員会は海外地区委員会との連絡や、オリエンテーション等を実施します。

〔プログラムの正式名称〕

『国際ロータリー第2650地区青少年交換プログラム』と言います。通常、『ロータリー青少年交換プログラム（Youth Exchange Program (YEP)）』と略します。

〔プログラム内容〕

このプログラムは、高校生のための一学年間の交換プログラムです。

主催及び責任団体は、ロータリークラブです。交換学生の滞在費や学費は、交換学生を引き受けるホストロータリークラブが負担します。派遣学生は、派遣先でホームステイをします。このプログラムは、ロータリークラブ会員（ロータリアン）のボランティアで運営されています。経験豊富なロータリアンが、このプログラム実施のために多くの時間と労力を奉仕しています。1972年に国際ロータリーで正式プログラムに認定されました。毎年世界では約8,000名を超える高校生が海外に留学し、国際平和の実現のために、国際親善と国際理解を図っています。

〔プログラムの目的〕

ホームステイや学校生活を通して、互いの文化や習慣を体得させます。

言葉や文化、習慣のまったく異なる外国での生活を体験することにより、それらを理解し、国際感覚を身に付け、将来の世界平和と国際理解に役立つようにとロータリークラブは願っています。

〔交換学生の使命〕

交換学生に課せられた使命は、日本と外国との間に『友情の架け橋』を築くことです。交換先の文化や習慣を体験するだけでなく、自国を紹介しなければならない義務もあります。交換学生は自国を代表する『民間親善大使（Rotary Ambassador of Goodwill and International Understanding）』となります。

〔受入と派遣〕

このプログラムは交換を目的としています。交換学生を派遣するロータリークラブは来日してくる学生の受入をお願いすることになります。しかし、派遣を希望する学生が見つからない場合は、受入だけでもできます。

3. ロータリー青少年交換プログラムの特徴

ロータリー青少年交換プログラムは、他の諸団体が実施しているプログラムと違って、経費もはるかに安く留学ができます。毎月の小遣いまで出るプログラムは他にはありません。また、受入も、一地域社会に密着した市町村単位のロータリークラブが、クラブ会員全員で学生の世話をします。安全面でも最高のプログラムと言えます。

4. 青少年交換のルール

〔4 Dルール〕

1. 自動車、オートバイ、船舶、飛行機等の運転の禁止 (DRIVE)
2. アルコール飲料の飲酒およびタバコの喫煙の禁止 (DRINK)
3. 恋愛、セックスの禁止 (DATE)
4. 大麻、麻薬の所持、使用の禁止 (DRAG)

ルールに違反した場合、あるいは病気、怪我、極度のホームシック、ノイローゼ等で、健全な生活が困難な場合、交換途中であっても帰国させられる場合があります。帰国の決定は、関係者が十分な協議を重ねた上で行います。

その他、日本の法律、学校の校則等を守ることを承諾して来日しています。

5. 受入れの時期と期間

・夏受入

通常、8月に来日してきます。9月から翌年7月頃までお願いすることになります。

・春受入

通常、1月か3月に来日します。1月下旬から2学期終了までお願いすることになります。

6. 学校の体制

〔学年〕

学校側にお任せしますが、出来れば修学旅行に参加できる学年に編入させて下さい。

受入学生の中には、その年の6月に高校を卒業してから来日する学生もありますが、その場合は2年生に入学させ、3年生に進級させて帰国という方法が一番いいようです。

〔保険〕

交換学生は、それぞれの派遣国、受入国のロータリークラブが指定する保険(国民健康保険・海外旅行傷害保険)に加入しています。なお、学校の指定する保険がありましたら、ロータリークラブの担当ロータリアンにお話下さい。

〔登下校〕

受入学生は、在校生と同じように通学します。ロータリークラブの行事以外は、在校生と同様に扱って下さい。

〔制服〕

指定された制服がある場合は、それを着用させて下さい。

〔授業〕

少しは日本語を勉強してくる生徒もありますが、とても日本の授業にはついていけません。原則的には他の生徒と同じように扱っていただいて結構ですが、可能な範囲で受入学生の希望により科目を選択させて下さい。

〔クラブ活動〕

クラブ活動には積極的に参加させるようご指導をお願いします。

本人の得意な分野はもちろん、日本でしか経験できない部活もあると思いますので、アドバイスをお願いします。

7. 費用負担

制服代、体操着、通学費、修学旅行の費用、教材費等はホストロータリークラブが負担します。その他、必要経費があれば、ロータリークラブ担当者（カウンセラー）にご相談下さい。

8. その他

〔親善使節〕

このプログラムで交換される学生は、派遣先の文化や習慣を勉強する他に、自国の文化や習慣を伝える義務も持っています。学生はスライドやビデオ等の準備をしてくれておりますので、スピーチの機会があればいつでも活用して下さい。

〔病気や怪我〕

病気や怪我が発生した場合、ロータリークラブが責任を持って対処します。

〔学生の移動・旅行〕

受入学生の移動、旅行については受入学生に一定の制限があります。詳しくは、「受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式」を確認ください。

9. ロータリーに関すること

〔ロータリークラブの行事〕

受入学生には、ロータリークラブの例会や様々な行事に参加しなければならない義務があります。その場合は、事前にロータリークラブから連絡いたします。

〔クラブ担当ロータリアン〕

受入学生・受入高等学校・ホストファミリー・地区委員会等との連絡調整のため、ホストクラブで指名されたロータリアンです。ロータリークラブでは、青少年奉仕委員長か国際奉仕委員長、または青少年交換委員長がその任に当たります。

〔カウンセラー・クラブカウンセラー〕

受入学生滞在中の生活全般の動静に注意を払い、受入学生の立場であらゆる相談に応じ、適切なアドバイスを与えるため、ホストクラブで指名されたロータリアンです。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために、安全な環境づくり、維持するために努力している。ロータリアン、ロータリアンの配偶者、その他のボランティアは、最善を尽くして、接する児童や青少年の安全を守り、肉体的、性的、精神的虐待から彼らを保護しなければならない。

受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式

目 次

●地区内の移動、旅行 -----	①-47
●地区外の移動、旅行 -----	①-47
●母国の家族の訪問と移動、旅行 -----	①-48
届出書早見表 -----	①-49
受入学生地区外（国内）移動届 01-----	①-50
受入学生のロータリアン同行による地区外移動届 O P 01 -----	①-51
受入学生の修学旅行に関する海外移動届 02-----	①-52
受入学生と保護者の旅行に関する国内移動届 03-----	①-53

受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式

国際ロータリー第2650地区青少年交換委員会

●地区内の移動、旅行

- ・地区内での日帰りの移動※は、学生単独、学生同士のみでもホストファミリーの許可を得て自由に移動できます。
- ・地区内での旅行※は、学生単独、学生同士のみでの旅行は禁止です。成人のホストファミリーが同行する場合は可能ですが、宿泊を伴う旅行の場合は、地区内でも【受入学生地区外（国内）移動届01】を提出してください。ホストファミリー宅以外で宿泊する場合も同様です。
- ・地区主催のエクスカッションや地区大会への参加のために居住地の市区町村から出るときは、クラブの会員（ボランティア誓約書の提出などの手続きが完了している者に限る 以下同じ）、地区委員、成人のホストファミリーなどが同行してください。
- ・地区内外を問わず学生単独、学生同士のみ、または学校の友達宅などの外泊は禁止します。
- ・学生同士がいずれかのホストファミリー宅で宿泊しようとする場合は、両学生のホストファミリー、カウンセラーの許可が必要です。この場合も【受入学生地区外（国内）移動届01】を提出して下さい。

※「日帰りの移動」ホストファミリーの定めた門限までに帰宅可能な宿泊を伴わない移動とする。

※「旅行」日帰りの移動の範囲を超えた移動とする。

●地区外の移動、旅行

- ・地区外の移動、旅行は次の場合に限り許可されます。【 】に記載の届出書を提出してください。
- （１）地区主催の国内旅行（エクスカッション）
- （２）成人のホストファミリーまたはクラブ会員が同伴する移動や所属クラブでの活動などの日常生活に必要な移動は【受入学生地区外（国内）移動届01】を提出して下さい。
- （３）成人のホストファミリーが同伴する国内旅行についても【受入学生地区外（国内）移動届01】を提出して下さい。
- （４）クラブ会員が引率するクラブ主催の国内の親睦旅行についても【受入学生地区外（国内）移動届01】を提出して下さい。
- （５）クラブ主催以外でホストファミリーではないクラブ会員が同伴する国内旅行については【受入学生のロータリアン同行による地区外移動届 OP 1】を提出し、受入学生の本国の

保護者の承認を取って下さい。最終的に地区委員長の承認が必要です。

同行するクラブ会員は必ずボランティア誓約書の提出など必要な手続きが完了している必要があります。地区内であっても旅行の場合はこの手続きが必要です。

- (6) 学校教職員の同行による国内の修学旅行その他学校行事については【受入学生地区外（国内）移動届 01】を提出して下さい。
- (7) 学校教職員の同行による海外の修学旅行その他学校行事については【受入学生の修学旅行に関する海外移動届 02】を提出し受入学生の本国の保護者の承認を取って下さい。最終的に地区委員長の承認が必要です。学生は青少年交換プログラムから一時離脱となります。

・ホストファミリー同伴の地区外の旅行に他クラブの学生を誘って旅行する場合について。

- (1) 2650地区以外の地区の学生を誘って旅行することは禁止します。
- (2) 誘われた他クラブの学生のホストクラブ、ホストファミリーに日程や負担する費用等も含め十分に相談のうえ承認を得てから誘うようにしてください。学生から他の学生を誘いたいと提案された場合も安易に同伴を許可しないようにお願いします。許可する前に他クラブの学生のホストクラブ、ホストファミリーに相談するようにしてください。
- (3) 他の学生を誘った場合、旅費等すべての費用は、企画した側のホストファミリーが負担すべきです。学生が企画して連れて行くように要請した場合は、学生負担してもかまいません。

●母国の家族の訪問と移動、旅行

・交換期間中、ロータリー青少年交換プログラムの妨げになる家族の訪問は推奨されていません。よってホストクラブは家族の訪問を認める必要はありません。

・家族の訪問を認める場合でも、時期は受入学生の帰国時期の3か月前より2か月前までの間とし、帰国前1か月は厳禁とします。学生が家族と一緒に帰国することは認められていません。また、家族との旅行により地区の行事を欠席することも認められていません。

学生の家族が日本を訪問するという計画を学生から聞いた際は、ホストクラブだけで決定せず、必ず地区へ相談ください。地区委員長の承認が必要です。

また、学生がホストファミリーのもとを離れ、家族と旅行する際は、【受入学生と保護者の旅行に関する国内移動届 03】を提出し、地区委員長の承認を得て下さい。学生は青少年交換プログラムから一時離脱となります。

届出書早見表

(地区内)

移動旅行形態	学生のみ	H F 同伴	会員同伴	移動届	署名対象
日帰り	○	○	○	不要 H F の許可は要	
宿泊旅行	×	○	×	受入学生地区外（国内）移動届 0 1	担当委員長、 カウンセラー
	×	×	○	受入学生のロータリアン同行による地区外移動届 OP 1	会長、当委員長、 カウンセラー、 学生、保護者 地区委員長

(地区外)

移動旅行形態	国内	海外	プログラム	移動届	署名対象
地区主催旅行	○	×	継続	不要	
日常移動（HF、会員同伴） HF 同伴旅行 クラブ主催行事	○	×	継続	受入学生地区外（国内）移動届 0 1	担当委員長、 カウンセラー
修学旅行・学校行事（国内）	○	—	継続	受入学生地区外（国内）移動届 0 1	担当委員長、 カウンセラー
会員同伴旅行	○	×	継続	受入学生のロータリアン同行による地区外移動届 OP 1	会長、当委員長、 カウンセラー、 学生、保護者 地区委員長
修学旅行・学校行事（海外）	—	○	一時離脱	受入学生の修学旅行に関する海外移動届 02	会長、当委員長、 カウンセラー、 学生、保護者 地区委員長
保護者帯同旅行（一時的）	○	×	一時離脱	受入学生と保護者の旅行に関する国内移動届 03	会長、当委員長、 カウンセラー、 学生、保護者 地区委員長

受入学生地区外（国内）移動届 01

★地区外移動日（日帰り・宿泊を問わず）の一週間前までに提出してください
提出順序：同行責任者 ⇒ ホスト R C ⇒ 地区青少年交換委員会

交換学生名	
期間	_____年 _____月 _____日から _____月 _____日
行き先 宿泊先 (宿泊先名・電話 等)	
移動方法	
同行者	
届出日	_____年 _____月 _____日

上記の地区外移動届が同行責任者より当 R C に提出されました。当 R C は、関係委員会委員長・カウンセラーおよびホストファミリーとで検討の結果、適当と認めましたので地区委員会へ届け出をいたします。尚、学生の健康・安全・行動に関する一切の責任を負うことを保証致します。

ホストロータリークラブ： _____ ロータリークラブ

会 長： _____

幹 事： _____

担当委員会名： _____

委員長署名： _____

クラブカウンセラー署名： _____

同行 責任 者	氏 名	
	住 所	〒 _____
	電 話	

受入学生のロータリアン同行による地区外移動届 OP01

Notification of travel outside the district for IBS and RC member

交換学生名 Name of Student	
同行ロータリアン名 Name of Rotary Club Member	
旅行期間 Date of travel	_____年_____月_____日から _____月_____日
旅程 Itinerary	旅程表の詳細資料を添付してください。 Please attach Itinerary
届出日 Notification Date	_____年 _____月 _____日

上記の受入学生の旅行に関する地区外（県外）移動届がホストRCに提出されました。当RCは、関係委員会委員長・カウンセラーおよびホストファミリーとで検討の結果、適当と認めましたので地区委員会へ届け出をいたします。

ホストRC Host Club Name	
会長署名 Signature of Host Club President	
委員長署名 Signature of Host Club Youth Exchange Officer	
カウンセラー署名 Signature of Host Club Counselor	

宣言

以下に署名した申請者およびその両親または法的保護者は、学生がホストファミリー以外のロータリークラブの会員が同行し、国際ロータリー第2650地区外へ移動することに同意します。

DECLARATION

The undersigned APPLICANT and his/her parents or LEGAL GUARDIANS hereby consent to the student traveling outside Rotary International District 2650 accompanied by a Rotary club member other than a member of the host family.

学生署名 Signature of Student	
保護者署名 Signature of Parent or Legal Guardians	

地区青少年交換委員会 委員長 承認サイン

受入学生の修学旅行に関する海外移動届 02

Notification of travel outside the district (overseas) for a school excursion

交換学生名 Name of Student	
高等学校名 Name of School	
修学旅行期間 Date of travel	年 月 日から 年 月 日
旅程 Itinerary	旅程表の詳細資料を添付してください。 Please attach Itinerary
届出日 Notification Date	年 月 日

上記の受入学生の海外修学旅行に関する地区外（県外）移動届がホスト R C に提出されました。当 R C は、関係委員会委員長・カウンセラーおよびホストファミリーとで検討の結果、適当と認めましたので地区委員会へ届け出をいたします。

ホスト R C Host Club Name	
会長署名 Signature of Host Club President	
委員長署名 Signature of Host Club Youth Exchange Officer	
カウンセラー署名 Signature of Host Club Counselor	

宣言

以下に署名した申請者およびその両親または法的保護者は、修学旅行中は、国際ロータリー青少年交換プログラムから一時離脱をします。法の許す限りで、過失あるいは不作為から起こる可能性も含め、いかなる損失、物的損害、個人の死傷に対する責任についても、重大な過失あるいは意図的な行為がある場合を除き、青少年交換プログラムから申請者が離脱中に申請者、両親あるいは保護者が損害を与えた場合または申し立てをした場合、すべてのホストファミリーのメンバー、および派遣側と受入側のロータリークラブと地区、国際ロータリーのすべての会員、役員、理事、委員会委員、職員を解放し、免責し、保護しかつ損害を与えないことに同意します。

DECLARATION

The undersigned APPLICANT and his/her PARENTS or LEGAL GUARDIANS shall leave the Rotary International Youth Exchange Program temporarily during a school excursion. We, to the full extent permitted by law, hereby release and agree to defend, hold harmless, and indemnify all host parents and members of their families, and all members, officers, directors, committee members, and employees of the host and sponsor Rotary clubs and districts, and of Rotary International, from any or all liability for any loss, property damage, personal injury, or death, including any such liability that may arise out of any negligent act or omission, excepting gross negligence or intentional conduct, of any such persons or entities, which may be suffered or claimed by such applicant, parent, or guardian during secede from Youth Exchange program.

学生署名 Signature of Student	
保護者署名 Signature of Parent or Legal Guardians	

地区青少年交換委員会 委員長 承認サイン

受入学生と保護者の旅行に関する国内移動届 03

Notification of travel outside the district (domestic and overseas) for IBS and parents' travel

交換学生名 Name of Student	
同行保護者名 Name of Parents	
旅行期間 Date of travel	____年____月____日から ____月____日
旅程 Itinerary	旅程表の詳細資料を添付してください。 Please attach Itinerary
届出日	____年 ____月 ____日

上記の受入学生と保護者の旅行に関する地区外（県外）移動届がホストRCに提出されました。当RCは、関係委員会委員長・カウンセラーおよびホストファミリーとで検討の結果、適当と認めましたので地区委員会へ届け出をいたします。

ホストRC Host Club Name	
会長署名 Signature of Host Club President	
委員長署名 Signature of Host Club Youth Exchange Officer	
カウンセラー署名 Signature of Host Club Counselor	

宣言

以下に署名した申請者およびその両親または法的保護者は、旅行中は、国際ロータリー青少年交換プログラムから離脱（☐一時離脱、☐完全離脱）をします。法の許す限りで、過失あるいは不作為から起こる可能性も含め、いかなる損失、物的損害、個人の死傷に対する責任についても、重大な過失あるいは意図的な行為がある場合を除き、青少年交換プログラムから申請者が離脱中に申請者、両親あるいは保護者が損害を与えた場合または申し立てをした場合、すべてのホストファミリーのメンバー、および派遣側と受入側のロータリークラブと地区、国際ロータリーのすべての会員、役員、理事、委員会委員、職員を解放し、免責し、保護しかつ損害を与えないことに同意します。

DECLARATION

The undersigned APPLICANT and his/her PARENTS or LEGAL GUARDIANS shall leave the Rotary International Youth Exchange Program(☐temporarily,☐completely) during travel. We, to the full extent permitted by law, hereby release and agree to defend, hold harmless, and indemnify all host parents and members of their families, and all members, officers, directors, committee members, and employees of the host and sponsor Rotary clubs and districts, and of Rotary International, from any or all liability for any loss, property damage, personal injury, or death, including any such liability that may arise out of any negligent act or omission, excepting gross negligence or intentional conduct, of any such persons or entities, which may be suffered or claimed by such applicant, parent, or guardian during secede from Youth Exchange program.

学生署名 Signature of Student	
保護者署名 Signature of Parent or Legal Guardians	

地区青少年交換委員会 委員長 承認サイン

派遣学生マニュアル

目 次

I.	派遣学生に必要なロータリー知識 -----	②-1
II.	ロータリー青少年交換プログラムとは -----	②-4
III.	出発までの準備 -----	②-5
IV.	ルールと注意事項 -----	②-8
V.	ロータリー交換学生としての心構え -----	②-11
VI.	保護者へのお願い -----	②-19

2026. 8. 2 改訂

I. 派遣学生に必要なロータリー知識

〔ロータリーの目的〕

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにあります。具体的には、次の事項を奨励することです。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業及び社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること

〔ロータリーの誕生〕

1905年2月23日、アメリカ・シカゴ市で、青年弁護士 ポール P. ハリスが、3人の友人と第1回の会合を開いたのが、ロータリークラブの始まりです。

ロータリーとは、会員が持ち回りで順番に集会を各自の事務所で開催したことから名付けられました。

〔日本のロータリー〕

1920年（大正9年）10月20日、当時三井銀行の重役であった米山梅吉氏が、初めて東京に『東京ロータリークラブ』を創立し、翌大正10年4月1日、世界で855番目のクラブとして国際ロータリーに加盟が承認されました。

今や国際ロータリーにおける日本の地位は不動のものになりました。現在、国内では、2,175クラブ、会員数 82,917に達しています。（2025年8月末現在「ロータリーの友」より）

〔ロータリークラブ ROTARY CLUB〕

あなたの町や地域に住んでいる人、仕事をしている人達が会員となり、市町村単位、行政区単位毎にロータリークラブが結成され、地域社会に密着した奉仕活動を行っています。ロータリー活動の基本は、このクラブ組織にあります。

通常、ロータリークラブの名称には存在場所が分かるようにその地域名や市町村名が入っています。

現在、世界には200以上の国と地域に36,415のロータリークラブがあり、会員総数は1,155,822人に達しています。（2025年9月23日RI公式発表「ロータリーの友」より）

〔国際ロータリー ROTARY INTERNATIONAL〕

ロータリークラブをメンバーとして、国際ロータリー（R I）が組織・運営されています。

国際ロータリーの最近の主な事業としては、ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団からチャレンジ補助金3億5,500万ドルが授与されたことを受け、世界中のロータリークラブはこれに2億ドルを上乗せしてポリオ根絶に寄付するための募金活動を行っています。

国際ロータリー世界本部は、アメリカ合衆国シカゴ市郊外のエバンストンにあります。

〔地区 DISTRICT〕

ロータリーでは、地域的に世界を525の地区に分けています。日本には現在34の地区があります。それぞれの地区には『地区番号』が付いており、我々の地区は第2650地区（京都・滋賀・福井・奈良）で、正式名称は『国際ロータリー第2650地区（RID2650）』と呼びます。2025年10月現在、当地区内には96のロータリークラブがあります。

〔地区青少年交換委員会 DISTRICT YOUTH EXCHANGE COMMITTEE〕

それぞれの地区に設けられた青少年交換プログラムを企画、運営するための委員会です。世界中の

地区委員会同士で連絡を取り合い、あなたを交換するための必要な手続きを行います。また、研修やオリエンテーションなども企画、運営を行います。

〔ロータリアン ROTARIAN〕

ロータリークラブの会員のことをこう呼びます。

〔地区大会 DISTRICT CONFERENCE〕

その地区のロータリアンが集まるロータリーの祭典で、年に一回開催されます。

開催地は、通常、その年のガバナーの出身市町村です。

あなたは出発前と帰国後に日本で、あるいは派遣先で必ずこの地区大会に参加することになります。

〔ガバナー DISTRICT GOVERNOR〕

正式には地区ガバナーといいます。その地区での最高責任者です。

任期はその年の7月1日から翌年6月30日までの一年間です。

〔ガバナーエレクト GOVERNOR ELECT〕

翌年度にガバナーになる予定者のことです。

〔パストガバナー PAST DISTRICT GOVERNOR〕

ガバナー経験者のことを言います。

〔スポンサーロータリークラブ SPONSOR ROTARY CLUB〕

あなたを推薦する日本のロータリークラブのことです。

派遣中は、地区番号と同様に『あなたのスポンサークラブはどこですか ?』と、よく聞かれます。

自分のクラブがどこなのか、覚えて行く必要があります。

このスポンサーロータリークラブの推薦がなければ、あなたは交換学生になれません。

〔ホストロータリークラブ HOST ROTARY CLUB〕

あなたを受入、世話をしてくれる派遣先のロータリークラブのことです。

受入先のホストクラブが決まるのは、早くて出発の3～4ヶ月前です。

〔クラブカウンセラー・カウンセラー CLUB COUNSELOR〕

あなたの派遣に関して、色々とアドバイスしてくれるロータリアンのことです。

派遣前はスポンサークラブのカウンセラーに、派遣中はホストクラブのカウンセラーに困ったことや悩みを相談して下さい。クラブカウンセラーは、問題の解決に努力してくれます。

〔イン・バウンド INBOUND〕

日本に（その国に）派遣されてくる受入学生のことを言います。

〔アウト・バウンド OUTBOUND〕

海外に（日本に）派遣される交換学生のことです。

あなたは日本では〔OUTBOUND〕ですが、派遣先では〔INBOUND〕となります。

〔青少年交換学友会（ROTEX・ローテックス）〕

青少年交換学友会は、ロータリー交換プログラムの経験者のことを言います。（ROTEXは〔ROTary youth EXchange student〕の略。青少年交換学友会と同じ）あなたはオリエンテーションその他で、ROTEXのアドバイスをたくさん受けることが出来ます。ROTEXがあなたにもたらず情報は、大変役に立つものばかりです。あなたも帰国後、ROTEXとして後輩の指導をすることになります。

〔受入保証書 ギャランティーフォーム GUARANTEE FORM〕

重要書類です。日本語に訳すと〔受入保証書〕となります。

あなたの受入先等が決まりますと、相手地区委員会からこの書類が送られてきます。この書類には、受入ホストクラブ名やホストファミリーの住所氏名が記載されています。又、あなたが到着しなければならない〔最終到着空港〕も記載してあります。

〔入国ビザ VISA〕

派遣するにあたり、あなたが受入られる国から入国許可を取得する必要があります。これがビザと呼ばれるものです。ビザがないと派遣できません。ビザは、日本にある大使館や領事館に必要書類を揃えて申請します。

国によって申請に必要な書類が違いますが、次の書類はほとんどの国で必要ですので、準備する必要があります。

1. 受入ロータリークラブよりの受入保証書[GUARANTEE FORM]。
2. 保護者の同意書。

これ以外にも、国毎に申請書類や受入書類等が必要になります。

国によっては、ビザの発給に2～3ヶ月要する場合もあります。

ビザの手続きは、ロータリーの指定する旅行代理店が代行しますので、受入先から必要書類が返送されたら、ロータリーの指示に従って速やかに申請手続きを開始して下さい。

〔DS-2019〕

重要書類の一つです。アメリカに派遣される学生が、ビザを取得するのに必要な書類です。この書類は、受入保証書[GUARANTEE FORM]と一緒に、受入先の地区青少年交換委員会から郵送されて来ます。受け取ったら、他の必要書類と一緒にアメリカ領事館に提出し、ビザを申請します。

アメリカ以外の国も同様の書類があります。

〔予防接種証明書 IMMUNIZATION RECORD〕

受入先の学校に入学する際、生まれたときからこれまでに受けた〔予防接種記録〕を提出しなければなりません。記録用紙は受入先のロータリークラブから、他の重要書類と一緒に郵送されてきます。

この用紙に、あなたが生まれてから今日まで受けた予防接種の種類と、正確な年月日を書き込みます。母子手帳を参考に、洩れなく記入して下さい。

アメリカは州によって接種必要回数が違いますが、B型肝炎など足りない分は出発前までに済ませます。この『予防注射記録』がないと、学校に入学できません。ロータリーの指示に従って必ず実施して下さい。

2005年4月より、ツベルクリン反応を受けずにBCGを接種するようになりました。予防接種の証明は、結核でない証明をもらうようにして下さい。

Ⅱ. ロータリー青少年交換プログラムとは

〔交換計画の仕組み〕

このプログラムは一般的な旅行ではなく、語学を修得するための留学でもありません。

人種、宗教、習慣、文化の違いに対し、偏見・差別感を持たない人間を育成することを目的にし、派遣された国の言語を学び、多くのロータリアン並びに市民との交流を持ち、その国の人情、風俗、文化、歴史、社会等について、見聞を広めると共に、日本について紹介し、人間の思いやりの精神を高めようと努力し、人間形成の為の精神を養成し、ロータリーの目的とする国際理解と国際親善を推進することです。若き親善大使の役割を果たします。

文化を越えた一つの小さな友情が、異文化への理解を深め、世界平和へとつながっていきます。

このロータリーの青少年交換プログラムでは留学と言う用語は使いません。あくまでも「交換」であり、留学生ではなく、「交換学生（Exchange Student）」です。交換＝Exchangeですから、派遣＝Outboundと受入＝Inboundがあります。

原則として、交換年度内に派遣したスポンサークラブは、同数の交換学生を受け入れなければなりません。ただし、相手地区の都合によって、翌年に受け入れるなど、変則が起こることがあります。

このプログラムは国際ロータリーを構成するそれぞれのロータリークラブの独立した自治制度のもとに運営されており、現在世界中で長期（一年間）、短期（数週間から数ヶ月）合わせて約8,000人が交換されています。当地区では長期（一年間）のプログラムのみです。長期の場合は、観光ビザではなく、就学ビザが必要になります。

ロータリーの活動は全てそうですが、主体はロータリークラブです。責任はクラブにあります。地区委員会はガバナーの指導の下に、クラブの活動を支援するのが任務であります。例えば、選考会から、派遣学生の為の研修会、受入学生を受け入れるまでの事務手続きなどです。

次に交換の時期は、原則として相手国の学校制度に合わせて、北半球（アメリカ、ヨーロッパ、ブラジルなど）は8月末に来日・出発、南半球（オーストラリア等）は1月来日です。但し、オーストラリアの出発は8月末になります。

Ⅲ. 出発までの準備

〔研修会〕

出発までに6回の研修会を開催します。

これらの研修会は、あなたの交換生活を成功に導くために開催されるものです。必ず出席して下さい。欠席者は派遣を取り消します。

研修会では、派遣に必要な手続きはもちろん、精神的なノウハウ、ホームステイ先での過ごし方、学校生活などについて、経験豊かなロータリアンや、先輩 ROTEXがアドバイスしてくれます。特に一泊二日で実施されるオリエンテーションは、ROTEXも参加し貴重な体験となります。

〔派遣先の決定〕

面接選考の時、あなたに派遣希望国を聞きましたが、地区委員会では希望国に派遣できるように努力しますが、相手国の事情やあなたの性格等を判断して、最も適した派遣先を決めます。時には、あなたの希望国とは全然違う国に派遣されることになるかもしれません。

受け入れする都市・ロータリークラブは、相手の地区青少年交換委員会が決定します。

〔交換の最終決定〕

選考試験をパスしても、これで派遣が決定したわけではありません。あなたがロータリーに提出した英文の申請書類 [APPLICATION FORM]一式を、ロータリー地区委員会が決めた派遣先の青少年交換委員会に送ります。相手地区委員会ではその書類を十分審査した上で、何も問題がなければあなたのホストロータリークラブを探します。

無事、あなたを受け入れてくれるホストロータリークラブが見つかり、受入保証書 [GUARANTEE FORM] が送り返されてきます。その時、初めてあなたの派遣が正式に決定することになるのです。

〔受入先の学校〕

受入保証書の中に、通常、受入学校の名前が書いてあります。

一部の地区では、あなたの到着後に語学力テストしてから入学する学校を決める所もあります。その場合は、学校名の代わりにその地域の教育委員会の名称が書いてあります。

日本の学校によっては、出発前にあなたを受入れる学校の詳しい住所や、受ける予定の授業内容等を提出しなければならない場合もありますが、受ける科目については、現地に着いてから、受入先のロータリークラブのカウンセラーや、スクールカウンセラーと相談して決めることになります。日本の学校にはその旨を説明し、現地到着後、受ける授業が全て決まったら報告するようにして下さい。

また、習得する教科や単位認定に関しては、私たち地区委員会は関与しません。必要とする場合は、各自で派遣期間中に派遣学校に申し出て取得して下さい。

〔渡航手続き〕

パスポートは出来れば誰の助けも借りずに、自分一人で申請し取得して下さい。ロータリー交換学生としての最初の一步です。

査証（ビザ）の申請は、地区の指定した旅行会社が、あなたの手伝いをします。ビザ申請必要書類が全て整ったら、自分で旅行代理店へ出向くか、郵送にて申請して下さい。

〔ロータリージャケット〕

あなたは、ロータリーが指定した『ロータリージャケット（ブレザー）』を着用しなければなりません。派遣中はもちろん、出発前でも、ロータリーの例会や地区大会等の公式行事に出席することになります。これらの公式行事に出席する場合、このロータリージャケットを着用しなければなりません。ロータリーが指定した業者から、全員が同じ物を購入します。ロータリーの指示に従って下さい。購入費用はあなたの負担になります。

〔旅行保険〕

あなたは出発する前に、国際ロータリー（R I）が指定する金額に準拠した日本の交換学生保険と、ホストロータリーが指定する交換学生保険に加入しなければなりません。

日本の保険は、出発近くに開催される研修会で加入申込を案内します。

ホストロータリーが指定する保険は、国によっては、重要書類と一緒に申込書がメール等で送ってくる場合や、ウェブサイトで直接申し込む場合があります。メール等で送られて来た場合は、自分で申込書に必要事項を記入し、日本の銀行に出向いて保険加入金を派遣される国の通貨で小切手を発行してもらい、加入申込書と一緒に郵送します。この保険の加入は、日本のロータリーがあなたを派遣する条件となっていますし、ホストロータリーの地区が、あなたを受け入れてくれる条件にもなっています。最重要事項として出発前に必ず手続きを済ませて下さい。していない場合は出発できません。

尚、派遣地区によってはあなたが現地に着いてから、指定保険の加入手続きをする場合もあります。この時に問題になるのが、『日本で既に保険に加入してきたから、加入しなくてもいい』と断り、ホストロータリーを困らせる交換学生がいます。これは受入の条件に入っており、強制送還の対象となりますので注意して下さい。

保険は、あなたやあなたの家族のために加入するものです。過去の色々な事故・事件のケースから、ロータリーが判断し指定している保険です。

〔持っていく小遣い〕

ホストロータリークラブでは、あなたに毎月小遣いを支給してくれます。金額は国や地区によって異なりますが、日本円で10,000円前後です。

出発時に一年間の緊急用のお金、ホスト地区が主催する旅行（エクスカーション）費用（地域によってエクスカーション費用は違います）などを持って行きます。それ以上は必要有りません。緊急用のお金は、派遣地区によってはホストロータリーに預ける場合があります。派遣される地区に従って下さい。余ったら日本に持ち帰り両親に返して下さい。

あなたは今回の派遣で、両親にかなりの出費をさせているわけですから、派遣中でもできるだけ儉約し、無駄遣いをしないように心掛けて下さい。

又、交換学生の派手な金遣いは、ホストクラブやホストファミリーから嫌がられます。持っていくお金は、安全を考えクレジットカードかデビットカードなどで持って行くことを推奨しています。カードの使用と支払いについては保護者と話し合ってください。また、自動現金支払機（ATM）を使って、自分の銀行口座から直接現金を取り出すこともできます。銀行に連絡をし、滞在先でデビットカードが使えるか、また、滞在先の銀行で利用した場合にかかる手数料がいくらか調べておきましょう。

〔お土産〕

ホストファミリーにお土産を持って行くと良いです。高額なものは必要有りません。心のこもった品物やあなたの住む地域のものを持っていくと喜ばれます。出発前に手紙で家族構成を聞いたら、家族それぞれに持っていくとよいでしょう。2番目、3番目のホストファミリーにも、同じようにお土産を持っていく必要があります。お土産については、ROTEXにアドバイスを受けてください。

〔スーツケース〕

新しいスーツケースを購入する必要があるなら、鍵はカギ式ではなく、ダイヤルロックでTACロック機能付き（アメリカ入国にはTAS機能付きか、施錠しないスーツケースしか認められていません）のものをお勧めします。過去にカギを紛失した例が沢山あります。

飛行機で運べる荷物には、行先、空港会社によって違うので必ず確かめて下さい。規定は随時変更されます。気を付けて下さい。

どの方面でも、スーツケースとは別に機内持ち込み手荷物を一個持って行けますが、乗り継ぎや、

空港での移動のことを考え、なるべく重くならないように注意します。スーツケースは、出発3～4日前に一度詰めてみて一人で持ち運びが出来るか確認して下さい。また、持ち込みできないものなど事前によく調べておいて下さい。

〔渡航ルートの決定〕

受入保証書[GUARANTEE FORM]には、あなたのホストファミリーやホストクラブのロータリアン達が出迎えてくれる〔最終到着空港〕が指定されてきます。

この空港に向けてあなたは出発することになりますが、渡航は往復とも最短コースで、安全を最優先に考慮し地区委員会が指定します。このルートや日程は勝手に変更することは出来ません。航空券は、ロータリーが指定した旅行業者が手配します。

〔ホストファミリーとの交信〕

早ければ、出発の3～4ヶ月前頃には最初のホストファミリーが分かります。氏名・住所・メールアドレスを手に入れたら、すぐメールを送りましょう。

手紙の内容は、先ずあなたのホストファミリーになってくれたお礼と、そして自己紹介も忘れずに書きます。ホストファミリーから先にメールが来ることもあります。

自分や自分の家族の写真を送ると喜ばれます。空港で見つけてもらえる手掛かりにもなります。

ホストファミリーとの意思の疎通は大変重要です。メールを始める事は、あなたが現地に着いたその日から、リラックスしてホームステイをするのに役立ちます。

但し、出発日・飛行機の便・到着空港については、ホストファミリーと勝手に決めてはいけません。地区委員会やクラブが見送りに空港へ行きます。また、派遣先のクラブも出迎えに来てくれます。地区委員会とも相談の上決定して下さい。地区によっては、ホストファミリーやホストクラブが出発間際まで分からない場合もありますが心配はいりません。

〔出発日〕

出発日とフライトスケジュールが決まったら、ホストファミリーやホストロータリークラブのカウンセラーに、次の事を明確にメールで知らせます。

①到着時間 ②利用する航空会社 ③フライトナンバー

そして、確実に最終到着空港まで出迎えてくれるようにお願いします。（地区委員会も相手地区を通じてお願いします。）

特に、深夜の到着便など、誰も迎えに来ていない等ということがないように、念を入れておきます。

また、ビザの取得状況やフライトスケジュールの変更等によって、出発日が変更になる場合もあります。その場合はロータリーの指示に従って行動します。

〔出発〕

ホスト地区が到着日を指定してくる事があります。その場合は、指定日に到着できるように出発することになります。

ほとんどの交換学生は、関西国際空港からの出発となります。関空では、地区青少年交換委員会が立ち会います。保護者や家族、親戚、スポンサーロータリークラブのロータリアン、友達に見送られ出発して下さい。空港での別れは辛いかもしれませんが、大勢に見送られ元気に出発して下さい。

〔乗り継ぎ〕

ホスト地区が指定してくる最終到着空港に行くには、途中の大きな空港で乗換えをしなければならない場合もあります。途中の空港までは、同じ方向に派遣される交換学生と一緒に場合がありますが、そこから先は全員が別々になります。乗り継ぎ空港では、ボーディングカードに記入された航空会社と便名を案内ボードで探し、時間を間違わず乗り継いで下さい。もし判らなくなったら航空会社のカウンターに行き、日本人スタッフを捜し尋ねて下さい。

IV. ルールと注意事項

〔ロータリーのルール〕

ロータリーでは、国際的に次の4つを禁止しています。

すべて『D』で始まることから、通称『ロータリーの4Dルール』といいます。

- 1 **DRIVEの禁止。** 自動車の運転や、自動車だけでなく、オートバイ・スノーモビル等、エンジンやモーターが付いているもの全ての運転を禁止しています。
- 2 **DRINKの禁止。** 交換学生は、どんな事情があるにせよ、一切のアルコール類を飲むことが禁止されています。また、喫煙も禁止しています。
- 3 **DRUG の禁止。** 一切の麻薬・大麻等の使用、所持を禁止しています。これに違反しますと、受入国で逮捕され監禁される恐れがあります。一部の地区では合法的な薬物もありまいが、交換学生は一切、手を出してはいけません。
- 4 **DATE の禁止。** 一切のデート、恋愛関係、セックスを禁止しています。

以上の4Dルールを破りますと、即、強制送還となります。

その他、受入国の法律を守らなければいけないことは、言うまでもありません。

〔日本の勉強の禁止〕

あなたは交換中、日本の大学受験勉強を含めて、日本の勉強は一切してはいけません。

あなたは派遣中日本にいる友達ともメール・LINEをするかもしれません。日本の友達から一生懸命受験勉強している様子や、大学や就職が決まったなどというメッセージが届くと『自分はここで、こんなことをして居ていいのだろうか?・・・』と疑問を持ち、悩みだし焦り始める交換学生がいます。

受験勉強や日本の勉強は、日本に帰国してからでも十分に合います。たった一年の交換ですが、学ぶものは日本での一年間に比べて、比較にならない程多く学べるはずです。派遣された国の語学を含めた勉強や、今しかできない体験、経験を精一杯して下さい。

〔報告書〕

あなたは、毎月一回、所定の用紙で、日本の地区委員会並びに、あなたを推薦してくれたスポンサーロータリークラブに、報告書を提出しなければなりません。用紙・データは出発前に渡されます。その他に、日本の高校にも月一回は手紙や絵葉書、メール等を送り、近況を知らせる様にします。

〔成績表〕

試験を受ける度に、あなたは成績表を受け取るでしょう。この成績表は、受け取ったら直ぐ日本の高校のあなたの担任教諭に送るようにしましょう。

〔帰国後の単位について〕

帰国後、日本の高校でも、海外で受講した科目が単位として認められるケースもありますが、私たちロータリー地区はいかなる保証も致しません。日本の学校で派遣国高校の出席証明・在籍証明・成績表などが必要な場合は、派遣期間中に自己責任で取得して下さい。

〔国際電話〕

あなたが派遣中に使用する国際電話を含む通信料は、全て自己負担となります。ネットを使って通話が主流になっていますが、外国ではWi-Fiの使用に時間制限がある場合があります。ホストファミリーと十分に話し合ってください。

日本への電話は、到着時に無事着いたことを知らせる電話や余程の緊急な時以外、連絡しないで下さい。少なくとも3カ月は家族や日本の友達への連絡を禁じています。派遣当初の3ヶ月は、言葉や文化の違いからホームシックにかかりやすい状態にあるためです。家族、友人の声はホームシックの原因となります。

〔ロータリーの旅行〕

派遣先の地区によっては、アメリカ一周旅行やカナダ横断旅行、西海岸縦断旅行、アマゾン旅行、ヨーロッパ一周旅行等を実施している所もあります。いずれも有料です。費用は約20～30万円程度から、それ以上かかる地区もあります。参加希望の方は、到着後直ぐホストクラブカウンセラーに相談して申し込んで下さい。出発前に申し込みをする所も有りますので、受入先からの書類をよく読んで下さい。地区によってはこの種の旅行がない地区もあります。

〔緊急時〕

緊急の場合、例えば派遣先で怪我や重大な病気をしたとか、或いは留守家庭に何か有った場合等、全てロータリー地区委員会を通じて相手地区と連絡を取り合います。もし緊急なことが起きましたら、夜中でも構いませんので直ちにロータリーに連絡して下さい。

〔帰りの航空券〕

このロータリーの青少年交換プログラムでは、帰りの航空券を持って行く事が、交換の条件になっています。これは、緊急時の帰国の際や、あなたがルールを破った場合の強制送還に、いつでも対処できるようにするためです。

出発時に復路の航空券を持って行きますので、帰国する時まで決して紛失しないようにしっかり管理して下さい。紛失した場合には、新たに購入しなければなりません。

〔帰国の方法〕

ロータリーが予め設定した最短ルートで帰国します。途中の寄り道は一切許可しません。帰国の日程は、ホストロータリークラブのカウンセラーと相談し、ロータリーの旅行や行事などのスケジュールの確認をし、あなた自身で決めて下さい。

帰国日を決めたら、自分自身で現地の航空会社に予約を入れます。あなたの帰国する頃には、ちょうど夏休みの時期と重なり、とても混雑します。遅くても2月から3月末までに予約・変更を完了して下さい。帰国日程が決まったら、報告書にて日本の地区ロータリーに報告して下さい。又、保護者にも知らせて下さい。

地区委員会では、帰国時の関空への出迎えはしません。スポンサーロータリークラブとご家族でお願いします。

〔帰国後〕

帰国後、あなたは『帰国報告書』をロータリーに提出して下さい。又、帰国後に開催される『帰国報告会』・『地区大会』に出席する義務があります。

更に、青少年交換学友会（ROTEX）として、次期以降の交換学生の指導に当たります。選考会や研修会に積極的に参加し、手伝って下さい。

〔派遣の取消〕（出発前）

次の場合には、出発前に派遣を取消します。

1. 研修会・歓送会への不参加の場合。
2. 研修会等の受講態度が派遣学生として不適格と判断した場合。
3. 社会生活・学校生活において、補導・逮捕等の事件を起こしたり、在学から停学や退学の処分を受けた場合。
4. その他交換学生として不的確と判断した場合。

取消し決定は、地区委員会とスポンサークラブとで慎重に協議したうえ判断します。

〔派遣の中止・強制送還〕（出発後）

次の場合には、たとえ交換途中であっても、派遣を取消し強制送還される事になります。

1. 『ロータリーの4Dルール』や、万引き等の法律を破った場合。
2. ロータリーの指示に従わない場合。
3. ホストファミリーや皆に、わがままで迷惑を掛ける状態が続いた場合。
4. 登校拒否・ノイローゼ・拒食症・重症のホームシックにかかった場合。
5. 重大な病気や怪我をした場合。
6. ロータリーの交換学生の目的を忘れ親善大使としての使命を果たしていない場合。
7. 学校を退学させられた場合。
8. その他、ロータリーが交換学生として不的確と見た場合。
9. 申請書（Application Form）に書かれてある事項（交換プログラムの規則と条件）に該当する場合。

何れの場合も、相手地区委員会、スポンサークラブ、保護者、学校関係者等と綿密に連絡を取り合い、対策を協議します。

又、強制送還等の緊急帰国に必要な国際電話や送迎費用等の経費は、全て保護者負担となります。

V. ロータリー交換学生としての心構え

〔ロータリー青少年交換プログラムの目的〕

多くの学生が語学力の向上を目的として、この交換プログラムに応募してきた事と思います。

確かに、一年間の派遣で、語学力は飛躍的に向上するでしょう。しかし、ロータリーが求めるこのプログラムの真の目的は、他にあります。ロータリーはあなたを派遣することで、あなたが何の偏見も持たない真の国際人として、世界の平和に貢献してくれることを期待しています。

人類はいつの時代にも、人種や宗教、習慣や文化の違いに偏見を持ち、偏見はやがて差別となり、紛争へと発展させています。今日現在でも、世界の各地で戦争という悲劇が起きています。同じ人間なのに、人種や宗教が違う、習慣や文化が違うからといって、殺し合いをして良い訳がありません。

もし、世界中の国々にあなたの友達が居たら、たとえ宗教や肌の色が違からといっても、異なる習慣や文化があることを理解し合っていたら、あなたはその国と戦争や紛争をしたいと考えないでしょう。派遣先で世界各地の大勢の友達を作り、友情を育て、それぞれの交換学生自身が外国との友好の架け橋になることを、世界中のロータリーが強く望んでいます。

〔ロータリー交換学生の使命〕

日本の文化や日本人をよく知らない海外の人達からすると、あなたという人を通じて、日本の文化や日本人というものを知ることになります。多くの人にその良さを紹介するというのが、あなたに求められるロータリー親善大使としての使命なのです。

◆オーストラリアに派遣された帰国学生は、「大切な友達は、他の国からの交換学生です。私が帰国する日、早朝にもかかわらず空港までサヨナラを言いに来てくれました。いつかは交換学生達に会いに行こうと思っています。」

◆他の先輩交換学生は、帰国報告で、「海外の人達は、トヨタ・ソニー等の日本メーカーやアニメの事を知っています。でも、いまだに忍者や侍が居ると思っていないですが、日本の文化や日本人の事は殆ど理解していません」と。

他にも、派遣先の町で、何かの集まりや近所の小学校を訪問した際に、オリガミを教えたらとても喜ばれたし、驚かれたとも報告しています。

ホームステイ先で日本の料理を作ったり、家族や自分の町の写真を見せたりしながら日本を紹介していくことも、大切なロータリー親善大使としての使命なのです。

〔出発までの心構え〕

あなたを選考するにあたり、ロータリーでは特に次の事に留意しました。

1. 交換学生としての目的意識がしっかりしていて、自分から交換を希望しているか。
2. 奉仕と感謝の気持ちを常に持っているか。
3. ロータリーの親善大使として、ふさわしい社交性を持っているか。
4. どの年代の人々とも打ち解けられる人柄であるか。
5. 家族を愛し、家族に対して感謝の気持ちを持っているか。
6. 自分の考えを明確に相手に伝える能力があるか。
7. 確かな判断力で、多くの良き友人を選ぶ能力を有するか。
8. 人種や国家に対し、偏見を持っていないか。
9. 国際問題に興味と関心を持ち、ある程度の知識を持っているか。

さて、あなたはこの内、いくつ合格したと思いますか。

これを読んで、あなたは『交換学生とは余り関係ないのでは』と考えたかもしれません。しかし、実は、どの項目もあなたの交換プログラムの成功のために、とても大切なことなのです。

〔交換学生としての目的意識がしっかりしていて、自分から交換を希望していること〕

もし、あなたの交換学生としての目的がロータリーの目的と違うので有れば、例えば大学受験や日本の高校での勉強が辛いから逃げ出すのが目的だったり、この交換があなた自身の意思ではなく、誰かの指示によつての派遣だったりするのなら、直ぐにロータリーに申し出て、この交換を取り消して下さい。出来るだけ早く申し出ないと、折角あなたとの交換で来日しようと考えている、交換相手地区の交換学生の夢を潰すことになります。

目的のない憧れだけの交換は、ただの遊びに終わります。もし、あなたが派遣を楽しいことだと夢を見ているだけなら、最初の頃の辛さに耐えられず、きっとあなたの派遣は失敗してしまうでしょう。

◆ベルギーに派遣された、ある交換学生は、到着最初からトラブルに見舞われました。

「自分の力を試すため、人に頼らないで頑張ること目的。トラブルで落ち込んだ自分が情けない、もう一度スタートラインに戻って頑張ろう。」と奮起したといひます。

『言葉』は理解を深めるための手段であり、あなたの意思を伝える道具ですが、語学力の向上はロータリーの目的ではありません。それでも、それは重要な手段であり、大切な道具です。言葉の障害を一日でも早く取り除くことは、あなたの交換を成功させるために必要です。

出発前から、出来るだけ会話を中心とした練習を積み重ねて下さい。特に、発音を重視した練習はとても大切です。派遣先によっては、あなたの住んでいる町では勉強できない国の言葉もあります。ROTEXに相談し、独学で勉強して下さい。

〔奉仕と感謝の気持ちを常に持っていること〕

あなたが特に忘れてならないことは、ロータリーのこの青少年交換プログラムは、全てがボランティア活動で行われているということです。このプログラムに関わる世界中のロータリアンとその家族、ホームステイ先も、誰もが、何の報酬も得ず、自分達の貴重な時間と労力をあなたのために、『奉仕』しているのです。

あなた一人を派遣させるために、信じられないでしょうが、何千人というロータリアンが関係しています。その一人一人の善意の気持ちによって、あなたの交換が存在していることを、決して忘れないで下さい。

私たちロータリアンは、『常に誰か他の人のために自分を役立てよう。何か人のために尽くそう』という『奉仕の気持ち』を持って日々活動しています。ロータリーの交換学生であるあなたにも、同じ気持ちを持って頂きたいのです。この『奉仕の気持ち』は、交換生活でとても役に立ち、あなたの派遣を成功させる大きな力となります。

「人に親切にして欲しかったら、自分から人に親切にしてあげなければならない」

「自分の間違いを人に許して欲しいのなら、人の間違いを許してあげるべき」

「寛容の気持ちを持って人に接するようになってから、全てがうまく行きました」

「何かをしてあげるとき、見返りを期待しては駄目だと思いました」

これらの言葉は、全て帰ってきた交換学生の話です。

ボランティアであなたを受け入れているホストファミリー、学校、そして親身になって世話してくれているロータリアン、全ての人に対して『感謝の気持ち』を持ち続けて下さい。

〔ロータリーの親善大使として、ふさわしい社交性を持っていること〕

あなたの親善大使としての役割には、例えば日本の代表として色々な会合や会議に出席したり、日本文化等を紹介するスピーチを依頼されたりと、様々なものがあります。

時にはロータリーだけではなく、多くの団体からも要請されます。

◆スウェーデンに派遣された宮城県の上石順子さんは、最も貴重な体験をした一人です。なんと彼女は、日本の交換学生の代表として、ノーベル平和賞の授賞式に出席したのです。あなたは派遣中に、

日本ではあまりない『パーティー』や『晩餐会』等にも招待される場合があります。日本の代表として恥ずかしくないマナーと、高校生らしい爽やかな社交性を身に付けておく必要があります。

【どの年代の人々とも打ち解けられる人柄であること】

ロータリーは『大人の世界』です。あなたは様々なロータリーの例会や会合に出席し、大勢のロータリアンと接することになります。

あなたのクラブカウンセラーやスクールカウンセラー、そして派遣中一番頼りになるホストペアレンツも『大人』です。あなたが派遣中に会える大人は、日本の大人のように、あなたを子供扱いにしません。殆どの方があなたを対等に扱い、あなたの意見をハッキリと求めてきます。あなたは、そういった年の離れた大人たちと、心を開いて接することが必要になります。あなたの両親に対する今までの『甘え』は、派遣先では全く通用しなくなることを忘れないで下さい。そして派遣前からその準備をして下さい。

あなたが派遣先で会える人は、大人ばかりではありません。

ホストファミリーが変わり場面が変われば、『主役』であるあなたの立場も変わります。例えば、ホストファミリーに小さな子供がいたら、あなたは兄であり姉として、兄弟の面倒を見ることをホストペアレンツは期待するでしょう。

また、別のホストペアレンツは、もう何年も前に子育てを終え、実の子供は独り立ちして、家を離れている場合もあります。あなたにとっては、おじいさんやおばあさんのように比較的年齢の高い人達かもしれません。そんな人達とも、うまくやっていかなければならないのです。

このようにあなたには、どの年代の誰とでも心から打ち解けられる人柄が必要になるのです。

【家族を愛し、家族に対して感謝の気持ちを持っていること】

派遣中に日本の家族のことを考えない交換学生はいません。誰でも家族と遠く離れて暮らしてみ、初めて家族のありがたさを実感します。

◆スウェーデンに派遣された交換学生とお母さんは、一年の派遣中に50数回の手紙で、互いの状況やそれぞれの家族に対する思いを交信しました。

◆カナダに派遣された交換学生は「まさか家族と文通するとは思ってもなかった。でも、手紙って普段思っても口に出せないことまで書けるんですよ。・・・日本では喧嘩ばかりしていたお兄さんが、とても優しい手紙を書いてくれて、涙が止まらなくて・・・」

高いお金をかけて、あなたを派遣させてくれる両親に、感謝していない人はいないでしょう。でも、その感謝の気持ちをどのくらい、あなたは両親に伝えることが出来ますか。「派遣させてくれてありがとう」と、心で思っていることを、あなたは素直に口に出して言えますか。

◆「アメリカから来た学生は、その日にホストファミリーが自分にくれた何かほんの小さなことでも思い出して、寝る前に必ず『今日は、何々をしてくれてありがとう』と言いました。彼の感謝の気持ちが伝わりとても嬉しかった」とそのホストファミリーは話していました。

派遣先では、あなたはあなたの本当の家族以上に、ホストファミリーに対して感謝しなければなりません。そして、常に感謝の気持ちを持つだけでなく、それを伝える技術を身に付けなければなりません。あなたの両親や家族のように、日本人は言葉に出さなくても、何を考えているかを感じ取ってくれますが、あなたを知らないホストファミリーは、あなたの口から発せられる『言葉』で全てを判断するしかありません。

「この子は、私たちと一緒に暮らしていて楽しいのだろうか、それとも不満なのだろうか。何を聞いても満足な答えが返ってこないし、感謝されているのかどうか判らない」

日本人のあなたをホストしたホストファミリーはあなたを家族の一員として迎えるため、精一杯努力しています。あなたがそれに対して『何の反応も』示さなければ、ホストファミリーにとって『快

適ではない』という答えと受け取るのです。あなたの持つ表現力を最大に使い、あなたの『感謝の心』を言葉や態度で伝える必要があります。

ホストファミリーとは、あなたの本当の家族と同じように、いつも一緒に過ごす事になります。当然、小さな感情のズレや、些細な事で傷つく事が有るかも知れません。そんな時『感謝の気持ち』を持っていれば、やり過ごす事が出来ます。家族を愛するという事は、家族を理解し、寛容の気持ちを持つ事が必要です。自分の本当の家族も愛せない様では、ホストファミリーを愛する事など出来ません。あなたを育てた両親の苦労をもう一度考え、改めて感謝の気持ちを持ち、それを伝えて下さい。

【自分の考えを明確に相手に伝える能力があること】

『言葉は手段であり、道具である』と前に書いた通り、自分の意思を相手に伝えるのは、言葉しかありません。しかし自分の気持ちを理解してもらうことは、たとえ日本語でも難しいことです。まして、最初の頃の単語力の乏しい時にあなたの気持ちを相手に正確に伝えるのは、まさに至難の業です。

◆「アイスクリームを食べるか、と聞かれて遠慮して、『ノー』って言ったら、自分以外の全員が、目の前でおいしそうにアイスクリームを食べ始めた・・・本当は食べたかった私は、自分の分を用意してくれなかったホストマザーにショックを受けた。でも『ノー』と言ったのは自分。日本なら、絶対ノーといっても出てくるのに。次から『YES』の他に、何の種類をどのくらい欲しいかで、ちゃんと答えることにした」帰国した交換学生の言葉です。

◆「恥ずかしくて自分の意見を言わなかったら、馬鹿だと思われた」「たとえ間違ってもいいから、自分の意見や考えは言葉で表現すべき」帰国した交換学生が口を揃えて言います。

『外国人は遠慮をしない』と思っている人が居ますが、それは違います。外国人は、国によって違いますが、自分の考えや、気持ちを伝えることはストレートに言葉で表現しますので、そう感じる日本人が多いのです。これは、単に国民性による『表現方法の違いと受け止め方の違い』によるものです。ただし、相手を傷つけるようなことは、言葉に出さないように『遠慮』しますし、相手を思いやる気持ちは世界中どこも同じです。

例えば、この『アイスクリーム』の場合ですが、日本の場合は確かに、ノーと断ってもその言葉の裏にある『遠慮』を読み取って、アイスクリームが出てくることに、お互いに何の不自然さを感じません。アメリカの場合、『言葉で表現された』相手の気持ちを無視して『アイスクリーム』を出せば、かえって失礼になります。

逆に北アイルランドでは、客が家に来たら『紅茶でも如何ですか？』と聞きます。客は『お構いなく』と答えます。それを三回繰り返し・・・やがて紅茶が出てきて、客は『ありがとう』と言いながら飲むそうです。派遣先の習慣と文化を注意深く観察して下さい。

【交換学生の3つのキーワード】

どこに派遣されても、交換学生にとって必要な言葉が3つあります。どんな小さな事でも、あなたに対して誰かが何かをしてくれた時に、感謝の気持ちを表現する『THANK YOU』。何かを頼むときに必ず使う『PLEASE』。そして相手を傷つけないように思いやる言葉『EXCUSE ME』。この3つの言葉を日本語で、今のうちから使う訓練をしておいて下さい。

【確かな判断力で、多くの良き友人を選ぶ能力を有する事】

世界中どこの学校にも『あまり良くないグループ』は存在します。派遣先の町で生まれ育っていないあなたが『誰が良くて、誰が悪いか』を判断することは、難しいことだと思います。『良くないグループ』であることに気が付かず、ホストファミリーやスクールカウンセラーに注意されても近づいていき、とてもひどい目にあった交換学生も居ます。しかも、ホストファミリーやカウンセラーのアドバイスは大切ですが、彼らがいつも居るとは限りません。最終的にあなたの『確かな判断力』が必要となります。友達を作ることは大切ですが、相手をよく見極める判断力がより必要となります。

◆「最初の頃は友達も限られた人で、行動範囲も狭かったと思う」とある女子交換学生は振り返ります。「友達も学校生活を楽しむという人ではなく、勉強をしている人達だった。だから放課後も家に直行していた。何度か別のグループに誘われたけど、『DRUG & DRINK』の集まりで、途中から行かなくなった。それが原因で友達が出来ないのではないかと悩んだ日もあった。でも結果的には、男の子たちが皆で私をDRUGから守ってくれて、最後には本当にいい友達が大勢出来た」と話します。

もし、彼女が判断を誤り、友達が欲しいがために、そのグループと一緒に麻薬や飲酒をしていたら、彼女自身の身にどんな危険が待ち受けていたか判りません。

日本と違って海外の国では、治安の悪い場所も沢山あります。あなたは、自分の強い意思と自分の正確な判断力で、あらゆるリスクから身を守らなければなりません。

【人種や国家に対し、偏見を持っていないこと】

日本は単一民族国家と言われます。日本に住んでいる人は、皆が同じ髪の色をして、同じ顔の形で、同じ肌の色をしています。ところが、あなたが派遣される国は違います。

◆カリフォルニアに派遣された交換学生は、「白人もいれば、黒人もいて、韓国系、中国系、日本人、ベトナム人、コロンビア人、メキシコ人など、実に沢山の人種が学校にいます。それぞれが、グループを作り、どのグループも排他的で仲間に入れてもらえませんか、同じアジア人がたくさんおり、日本からの交換学生だと思われませんか。かといって、日本人たちのグループに入ったのでは、何をしに派遣されたのかわからない」『人種問題』で大変苦労したと言います。

「交換学生にとって人種差別は大変厄介な問題です。白人に話しかけても無視され、黒人にはバカにされる。しかもアジア人同士国が違えば話もしない」彼女は、最初の頃『英語をマスターする以外解決方法はないのでは・・・』と、考えました。もちろん、それも解決方法の一つです。

では、どのように解決したのでしょうか。

「派遣されて5ヶ月経った頃から、友達が出来るようになりました。自分から人種に対する偏見を捨て、誰にでも積極的に話しかけるようにしました。最初は無視されていたけど、根気強く話しかけることにより、日本人から同じ人間と見てくれるようになりました。」

◆ロサンゼルス近郊に派遣された交換学生は、「他の日本人留学生は『中国人と間違われるのがとても嫌だ』と言っていました。でも、ここでは日本人も韓国人も中国人も皆同じに見えるのだから、仕方ありません。それに中国人に対してとても失礼ですね」

◆日本で生まれ育った韓国籍の交換学生は、「日本では在日韓国人ということで、いじめられたことが沢山あります。同じ人間同士、なぜ仲良く出来ないのだろう」出発前のオリエンテーションで、同期の交換学生にこう訴えました。その彼女は派遣されたアメリカからの報告書で「学校には日本人は一人もいません。中国人、台湾人、韓国人がいます。お互い『アジア人』同士、アジア人だと判ると、嬉しくてすぐ親しくなります。日本で、日本人ということだけで威張っている人も、ここに来たら、きっとアジアの皆と仲良くなると思いました。」

◆スウェーデンに派遣された交換学生からの報告です。「私の友達で台湾から来た学生がいて、その家に泊まった時、久しぶりにヨーロッパから、アジアの生活に戻ったみたいで楽しかったです。日本と台湾は近く、お互いの国の事知らないけど、色々似ていることを見つけられて嬉しかったです。」

◆ベルギーからやって来た交換学生は韓国人でしたが、両親は白人です。生まれて間もなく、妹と共に養子になりました。世界各国ではこのような例はたくさんあります。

偏見は人種問題に限ったものではありません。

◆過去に、日本の首相が『アメリカの労働者階級は知識が低い』と発言し問題になったこともあります。当時アメリカに派遣されていた交換学生は、『同じ日本人として、とても恥ずかしくて、学校に行けなかった』と話しています。

交換中、あなたが想像している以上に、人種や国家間の問題が、あなたの回りに起こるかもしれません。あなた自身から、偏見を持たないようにしましょう。

〔国際問題に興味と関心を持ち、ある程度の知識を持っている事〕

派遣先では、あなたは日本や世界の出来事に対して意見を求められるでしょう。海外の高校生は、日本の高校生以上に国際問題や政治問題に関心があり、誰もが自分の意見を持っています。折角派遣ですから、今起こっている世界の問題に関心を持ち、世界の人達の考え方を知り、国際人としてのあなたの将来に役立てるようにして下さい。

また、日本が抱えている問題について、様々な質問をされるでしょう。今のうちから、毎日のニュースや新聞をよく読み、正しい知識を身につけましょう。しかし発言は、誤解が生じないよう、充分に意思の疎通が出来るようになってからして下さい。

また、宗教や政治など、高度な判断と相当な語学力を要する分野では、発言は慎重にしなければなりません。自分が知らない事は『すみません。私は知らないのです』と答えることも自分の意思を伝える一つであるということを、忘れないで下さい。

〔強い精神力を養う〕

今まで、あなたはご両親や家族の中で、幸せ一杯の生活をしていたことでしょう。恐らく、派遣先でも同じように、周囲の愛に守られ、幸せに暮らすことを夢見ているのではないですか？

◆アメリカに派遣された女子交換学生の体験談です。

「日本での夕食は、家族全員がそろい、今日一日の出来事を皆で話し合いながら、和やかに食事をするのが習慣でした。困ったときは、父や母に相談すれば全て解決しました。兄弟とも仲がよく、喧嘩なんか滅多にしませんでした。」

家族の愛情に恵まれ幸せな生活を送っていた彼女は、派遣生活でもホストファミリーとの楽しい語らいを夢見ながら、出発していったのです。ところが、自分が想像していた、交換生活はまるで違うことに、到着したその日に気がつきました。

「英会話をたくさん勉強したのに、言葉が通じません。夕食時は私を除いた会話が、私の頭の上を飛び交います。ホストファミリーが楽しそうに話をし、笑っているのに私は独りぼっちです。もちろん日本で家事の手伝いはしていましたが、いつも母と一緒にでした。ところがホストファミリーでは、私の係である食事の後片付けは、私一人でやらなければならない、誰も手伝ってくれません。」

「ホストファミリーはとても優しい人達なのですが、英語で話しかけられても理解出来ず、答えることも出来ない私は、やがて、話しかけられるのが怖くなりました。日本では、明るく積極的だったのに、どんどん落ち込みました」

「学校でも誰も話しかけてくれません。もう誰も相談相手はいませんでした。だから日本の母に相談しようと思い国際電話をかけました。受話器から聞こえる母の声はとても優しく、私はすぐにでも母に会いたいと思いました。日本に帰りたくて一晩中泣いていたこともあります。」

彼女は何日も悩んだ末、ロータリーでのオリエンテーションで話し合ったことを思い出し、「何事にも積極的になろう。人に話しかけられるのを待つのではなく、自分から話しかけよう。日本に電話するのは止めよう。自分で解決しよう。悩んでいるのは自分なのだから」そう心がけ、実践して、立ち直ることが出来たのです。

◆ヨーロッパに派遣された全ての交換学生が同じ体験しています。デンマークに派遣された女子交換学生は、「ホストファミリーとは、簡単な英語でコミュニケーションを取ることが出来ました。ところが夕食後の家族団欒の席で、ホストファミリーはデンマーク語で話をするのです。時々私の名前が出てきます。ホストファミリーが私のことを話しているは分かっても、その内容が分かりません。」

ホストファミリーの会話の中に入らず、寂しい思いをしましたが、それと同時に、負けず嫌いの彼

女は『それは、自分がデンマーク語を話せないからだ』と、自分に言い聞かせたのです。

彼女は学校やホームステイ先で回りにいる人を捕まえては、デンマーク語を教えてくれるように頼みました。彼女のこういった積極的な姿勢に、たくさんの人達が心を打たれ、時間を見つけては彼女にデンマーク語を教えました。そして、ついに 2～3 ヶ月後には、デンマーク語で日常会話ができるようにまでなったといえます。

◆ブラジルに派遣された男子交換学生も、「日常会話は英語で充分通じていましたが、ある日ホストのお兄さんに言われました。『君は本当のブラジル人にはならないつもりか？本当のブラジル人は、ポルトガル語を話す。』そこから特訓が始まり、僕はブラジル人になりました」周囲の人達のお陰だと言います。

あなたがもし、派遣生活中に起こる問題を全部想定して、一つ一つの問題に対してどうやって解決したらいいかを考えているとしたら、それは不可能です。

このマニュアルに書いてあること以外にも、沢山のトラブルがあなたに起こり得ることも考えられます。あなたが交換学生として、出発前に心がけなければならない事は、『どんなトラブルにも対処できる強い精神力を養うこと』以外にありません。

では、強い精神力とは、どんな構造でしょうか。

- ・ 先ず、悩みや困難を誰にも頼らず自分自身で解決しようとする自立心が必要です。
- ・ そのためには、確かな判断力と決断したことを確実に行動に移す実行力と積極性が伴わなければなりません。
- ・ 更に、事が自分の思うように進まない時のために、どんな事態をも受け入れることが出来る柔軟性と忍耐力も必要です。柔軟性には人を許す寛容の心も必要になります。

出発前から、強い精神力を育てるよう、心がけて下さい。

トラブルから逃げたり、パニックに陥っていても、何の解決にもなりません。『友達が出来ない。誰も話しかけてくれない』と悩んでいるのではなく、自分から話しかけて、自分から友達を作るように努力しなければ問題は解決しません。ホストファミリーとうまく行かない。と悩んでいる暇があったら、『なぜうまく行かないのか？ 解決するためにはどうやればいいのか』を考えることのほうが遙かに重要であり、解決への近道です。

どの交換学生も、そのように奮起して自分でトラブルを克服してきたのです。

〔基本は人間関係〕

ホストファミリーとのトラブルや、学校での友人関係のトラブルなど、すべての問題は、『人間関係の問題』である事が分かります。

日本にいても、人間関係のトラブルはたくさんありますし、派遣先で起きる問題も、あなたの日本での日常生活で起るトラブルと、何ら変わらないのです。

例えば、ホストファミリーでうまく行かない事は、日本で両親や兄弟と喧嘩するのと同じです。友人関係で悩むのは、日本でも派遣先でも変わりありません。派遣先での生活は、根本的には日本での生活と何ら変わることなく、人と人の付き合いの中で、すなわち人間関係の積み重ねによって、構築されていくものです。あなたがこれから経験する喜怒哀楽も、あるいは派遣生活のトラブルも、あなたとあなたを取り巻く人達の間に起こるものなのです。

しかし、日本でなら簡単に解決できる問題や、あるいは問題にもならないことが、派遣先では語学力の不足が生む誤解や、習慣の違い、考え方の違いにより一層複雑にし、問題を大きくしていきます。ましてや、克服できる精神力が備わっていないとしたら解決は更に遅れるでしょう。

何度も言いますが、今のうちから強い精神力を養うように努力して下さい。

ROTEXやロータリアンの話を良く聞いて、青少年交換とはいったいどんなものかを認識してください。

但し、ROTEXの体験談やこのマニュアルに書いてあることが、必ずしもあなたに起こるとは限りません。
もっと最悪の派遣生活を体験するかもしれませんし、もちろんその逆の場合もあります。
誰からも好かれる素直な人間に成れるよう、今から努力して下さい。

VI. 保護者へのお願い

〔自立心の向上〕

この交換学生のためのマニュアルをお読み頂いてお分りの通り、交換生活はそんなに甘いものではありません。

日本では困ったときに家族の助けを容易に得ていた子供達は、全く一人で問題解決をして行かなければなりません。今日から皆様のお子様の自立心を向上させるよう、努力して下さい。

①自分のことは、全て自分でやらせる。

②自分で考え自分で判断させる。

③自分の行動に責任をとらせる。

自分の部屋の掃除も自分でやらせ、常に整理整頓されているようにさせます。

又、家事の手伝いを必ずさせて下さい。男の子でも炊事・皿洗い・掃除・洗濯・アイロン掛けが出来るようにしておきます。

日本料理も男女を問わずある程度教えて下さい。言葉ができなくとも、料理でコミュニケーションをとれることもあります。

朝も自分で起きるように、もし起きなければ遅刻するのは自分であって学校で先生に怒られるのも自分であることを認識させて下さい。

ご両親は、一緒に派遣できません！

学生の保護者による絶対的な支援は、交換前、交換中、交換後において極めて重要です。支援として手助けすることと、手を出さず見守ることをしっかり使い分けて下さい。派遣学生の保護者は、選考手続きや研修会に参加し、情報を習得して下さい。

〔パスポートの取得〕

お子さんの出発時まで、ご両親も一緒にパスポートを取得しておいて下さい。

これは、緊急事態が発生し、お子様を現地まで出迎えに行かなければならない場合に必要です。

〔留守家族の健康〕

留守家族の健康も重要なポイントになります。ご家族に重大な問題が起きると、早期帰国しなければならない可能性もあります。皆様のお子さんが一年間無事交換生活を送れるように、留守家族の皆様も健康に充分ご留意下さい。

〔ロータリーへの相談〕

ロータリーでは、本人の自立心向上のため、本人が直接話し、出発に必要な書類手続き等も全て自分で行うようにしています。もし質問がありましたら、どんな小さな事でも構いませんので、派遣中はもちろん、出発前・帰国後など何時でも連絡して下さい。皆様のお子さんの派遣が、有意義なものになるようにロータリーではあらゆる努力を惜しみません。

〔学生との連絡〕

3ヶ月は連絡をすることも、受けることも禁止です。厳守して下さい。

緊急・特別な用事がない限りできるだけ、メール・Skype・LINEもしないで下さい。家族・知人の声を聞くことで、かならずホームシックが悪化します。回復するには、自らが自分の殻を破って、今の環境に慣れ、ホームステイ先との信頼関係を築き、友達を作るしかありません。連絡をしないことがなによりもお子さんのためであることをご理解下さい。

〔財政的義務と保険〕

パスポートとビザにかかる費用を含め、すべての旅費そして保険加入料金（受入国により義務づけられているその他の要件も含めて）は保護者の負担となります。

〔保険について〕

保険に関しては、事故によるけがおよび疾病に対する、医療および歯科治療(虫歯治療は除外)、死亡の場合(遺体の本国送還を含む)、身体障害／四肢切断の場合(現金給付とも呼ばれます)、緊急医療移送、緊急訪問費用、24時間緊急援助サービス、法的賠償責任(学生のいかなる行為または青少年交換プログラムに関する不作為を補償する)に適用される旅行保険への加入を勧めます。学生が母国を出発する時点から帰国する時点までの期間に有効なものでなくてはなりません。

〔親の訪問〕

お子さんが派遣中、下記の条件のもと派遣先を訪問することができます。

訪問できる時期は、帰国3か月前からの2か月の間です。派遣学生の帰国間際に訪問して一緒に帰って来ることは禁止です。1年間、あなたのお子さんのために、ボランティアで世話をしていただいているホストファミリーやロータリアンと派遣学生関係を壊さないためです。

訪問するに当たっては、日本のロータリー地区委員会と、ホストロータリークラブの許可が必要です。

〔緊急連絡〕

留守宅での緊急連絡は、全てロータリーを通じて行います。24時間電話連絡を受けますので、緊急の場合は直ちにご連絡下さい。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者およびパートナー、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

国際ロータリー第2650地区青少年交換委員会

資 料

(青少年交換プログラム)

目 次

ロータリー章典 最新版（抜粋）

最新年度従来の交換形式における地区認定の要件

第 2650 地区危機管理ハンドブック 最新版

ハラスメントに対する危機管理マニュアル 最新版

YESS 運用マニュアル

日本語版国際ロータリー青少年交換長期来日学生用保険案内

ロータリー

章典

2025 年 10 月

(2025 年 6 月までの理事会決定を含む)

【青少年交換関連 抜粋】

2.120. 青少年の保護

2.120.1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、そのパートナー、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くさなければならない（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：2002 年 11 月理事会会合、決定 98 号。

2006 年 11 月理事会会合、決定 72 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

2.120.2 虐待およびハラスメントの防止と報告手続き

「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を守るため、すべてのクラブと地区は、事務総長が設定した虐待およびハラスメントの防止と報告の要件を確実に遵守しなければならない。

1. RI は、虐待およびハラスメントに対して、いかなる違反も法規適用する方針（ゼロ容認方針）を有する。
2. 事務総長による決定の通り、すべての地区ガバナーエレクトは、ガバナーとしての任期開始前に青少年保護に関するコースを完了しなければならない。
3. いかなる青少年プログラムに参加する地区も、地元の慣習に従って青少年保護の方針を立案し、実施してもよい。ロータリー青少年交換プログラムに参加する地区は、ロータリー章典第 41.050.節「ロータリー青少年交換」に記されている青少年保護の方針を立案し、実施しなければならない。
4. 青少年プログラムに参加している地区は、青少年保護役員を任命すべきである。青少年保護役員は、クラブおよび地区に虐待およびハラスメント防止に関する助言をし、青少年の安全に影響を及ぼすリスクや危機を管理できるよう地区を支援し、カウンセリング、ソーシャルワーク、法律、警察、子どもの発達のいずれかの分野で専門的な経験を有すべきであり、ロータリアンでもロータリアンでなくてもよい。
5. 虐待やハラスメント（嫌がらせ）のすべての申し立ては、この事態の報告を受けてから 72 時間以内に RI に報告するものとする。72 時間以内の RI への事態報告を怠った場合、地区の青少年交換への参加資格が停止される場合がある。個人、クラブ、地区が、義務づけられた通りに報告を故意に怠ったという十分な証拠がある場合、事務総長は、関係者が引き続きロータリー青少年プログラムに参加する資格があるかどうか、および／または同プログラムにどの程度参加する資格があるか、またはその人の会員身分終結をクラブに義務づける（ただしこれに限らない）などの追加の制裁措置が必要かどうかを判断することができる。

6. 虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用する RI の方針（ゼロ容認方針）に則り、即刻、適切な法執行機関（警察等）に報告されなければならない。法執行機関による事情聴取はすべて、ロータリーと提携関係のない司法当局によって実施されなければならない。
7. 捜査のため警察への報告に加え、虐待あるいはハラスメントの申し立てについて、クラブと地区は、今後同様の状況を予防する方法の決定も含め、第三者による徹底した調査を行われなければならない。
8. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての被疑者となったロータリーに関与するいかなる人も、問題が解決するまでは、青少年との接触を禁じられなければならない。クラブは、青少年との接触が禁じられる旨の通知を受けた後にロータリー関連の文脈において青少年との接触を開始した個人に対し、その会員身分を終結しなければならない。
9. 青少年または青少年プログラムの参加者に対して性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られているいかなる個人についても、クラブは、その会員身分を終結しなければならない。性的虐待、セクシャルハラスメント、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られているロータリアンまたはロータリアン以外のボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動することが禁じられなければならない。クラブは、青少年保護の方針に違反したとされる人物に対し、会員身分を認めることはできない（クラブが、事実を知りながらそのような個人の会員身分を終結しなかったという情報が得られた場合、RI 理事会は方針の遵守を怠ったことを理由に、クラブを終結する）。
10. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての調査で結論が導き出されなかった場合、青少年の参加者の安全および被告発者の保護のため、当人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申し立てが引き続き寄せられた場合、その人物は、ロータリーの枠組みでの青少年活動への関与を、永久的に禁じられるものとする。刑事上の罪あるいは民事上の罪にかかわらず、当該成人の存在は当組織の評判を損なうものとなり、青少年にとって有害となる可能性がある。罪を問われ

、後に嫌疑が晴れた当人は、青少年プログラムへの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、いかなる人物も元の活動に復帰できるという保証はない。

11. 地区は、青少年との接触を禁止されているすべての人物を追跡し、毎年そのような禁止措置が地区全体で一貫して実施されていることを確認しなければならない。

12. 青少年活動への関与を禁止された人物は、地区インターアクト委員長、インターアクトクラブのアドバイザー（顧問）、地区 RYLA 委員長、地区青少年交換委員長、地区青少年保護役員、またはその他の青少年と接触する可能性のある地区またはクラブの役職を務めることはできない。

（2025 年 2 月理事会会合、決定 101 号）

出典：2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2016 年 9 月理事会会合、決定 57 号。

2006 年 11 月理事会会合、決定 72 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号、2020 年 1 月理事会会合、決定 85 号、2024 年 4 月理事会会合、決定 119 号、2025 年 2 月理事会会合、決定 101 号により改正

2.120.3. 青少年の旅行および宿泊

ロータリークラブと地区は青少年を育成する活動を実施するよう奨励されていることを踏まえ、クラブと地区のプログラムあるいは活動で、未成年者が地元地域の外に旅行するもの、または宿泊を伴うものについては、青少年保護方針と書面による手続きを作成、維持し、これを遵守しなければならない。受入地区によって、または受入地区に代わって運営される旅行およびツアーを除き、青少年交換の旅行は、ロータリー章典第 41.050 節「青少年交換」に概説されている方針に準拠する。

ガバナーは、地区内のすべてのプログラムおよび活動で、未成年者が地元地域の外に旅行するもの、または宿泊を伴うものの監督と管理に対し責任を持つ。

クラブと地区は以下を行う。

1. 地元地域の外に旅行する、または宿泊を含む旅行をする青少年参加者全員の両親または保護者から事前に書面で許可を得るものとする。
2. 両親または保護者に、プログラムの詳細、行事の場所、旅行日程、宿泊先、プログラム運営者の連絡先を出発前に提供するものとする。
3. 自宅から 150 マイル（241 キロ）以上離れた場所、あるいは母国外に旅行する場合は、旅行する未成年者の両親または保護者が旅行保険を提供するよう義務づけるべきである。その補償内容には、医療（母国を離れる旅行の場合）、緊急医療移送、遺体の本国送還、法的責任を含め、補償額は、活動または行事を主催するクラブまたは地区にとって満足のいくものでなければならない。また、補償期間は、未成年者が自宅を出発し、自宅に帰るまでとする。

（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）

出典：2009 年 1 月理事会会合、決定 155 号、2010 年 6 月理事会会合、決定 210 号。

2013 年 6 月理事会会合、決定 196 号。2016 年 9 月理事会会合、決定 57 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

2.120.4. クラブと地区の要件

クラブと地区の方針および手続きには以下を含めるべきである。

1. ボランティアの申請と審査の手続き
2. ボランティアの任務内容と責務の概要
3. 未成年者数に対する成人数の割合に関する監督基準
4. 以下を含む危機管理計画：
 - a. 医療とそのほかの緊急事態への対応と成人の支援の提供
 - b. 両親および法的保護者との連絡の手続き
5. RI の方針に準じて、申し立てあるいは事態を報告し、これに十分に対応するための書面による指針

（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）

国際ロータリー章典

2025 年 10 月

出典：2009 年 1 月理事会会合、決定 155 号

引照

41.050. ロータリー青少年交換

41.040. ロータリー青少年交換

ロータリー青少年交換は、1974 年に理事会で採択された国際ロータリーのプログラムである。

ロータリー青少年交換プログラムは、海外の人びとと交流し、外国での生活を通じて異文化を体験する機会を青少年に提供する。異文化出身の学生との交流を通じて、受入クラブ、ホストファミリー、そして地域社会が豊かになる。このプログラムは、青少年の国際理解と親善の精神を育み、平和の構築と維持に不可欠な異文化理解能力の養成に役立つものである。

こうした方針は、クラブと地区が青少年交換活動を責任をもって効果的に実施できるように援助し、特に記載がない限り、長期および短期の交換に関係する。

クラブまたは地区は、これらの方針と相反しないこのほかの規定も採用できる。地区は、これらの方針に特記された一部の責務を、ある役職から別の役職へ割り当て変更することができる（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。

2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2012 年 10 月理事会会合、決定 96 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.1. 地区ガバナーの権限

各ガバナーは、地区内の青少年交換プログラムの監督と管理に対し責任を負う。地区の青少年交換役員または委員会は、ガバナーの監督下に置かれ、ガバナーに報告を行うべきである。

ガバナーは、ロータリー章典第 2.120.節に概説された青少年保護に関する研修を完了することが義務付けられており、指名された時点から就任するまでの期間に、地区内の青少年交換プログラムおよびプログラム管理者の資格とスキルに関し、できる限り学ぶよう奨励されている（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1977 年 10～11 月理事会会合、決定 159 号。

1979 年 5 月理事会会合、決定 355 号、1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.2. 地区認定プログラム

事務総長は、地区認定プログラムを管理するものとする。認定を受けるためには、地区の全青少年交換プログラムは、RI の青少年保護方針、および事務総長によって定められたその他の要件を遵守するものとする。青少年交換プログラムに参加するには、受入地区と派遣地区の両方が、事務総長から認定を受けなければならない。

認定手続きは、全地区の青少年交換プログラムが、RI 長期および短期の交換プログラム（ツアーや合宿／キャンプを含む）において、認定要件を満たしているという証拠を国際ロータリーに提出することを義務づけている。ロータリアン個人、クラブ、または地区がこれらの要件に従ったプログラムの運営を怠った場合、地区の青少年交換の参加認定が終結される場合がある。

RI の方針や認定要件が地元の法律に反する場合、事務総長は、RI の方針の意図に適う代替方針と代替手続きを導入した地区に対し、免除を許可することができる。地元の事情によって要件を法的に満たすことができない場合、地区は、遵守を不可能とする特定の状況が存在することの証拠と、方針または要件の意図を満たす代替手続きを説明した文書を、事務総長に提出しなければならない。事務総長は、地区が設定した代替案が RI の方針の意図に適うかどうかを、評価、判断し、必要とあらば理事会にこれを付託することができる。

認定に関するその他の方針には以下が含まれる。

1. 学生の派遣のみを行う地区の認定

青少年交換学生を受け入れず、学生の派遣のみを希望する地区は、派遣のみの認定を申請することができる。

2. 複数の国が含まれる地区の認定

複数の国が含まれる地区で、一部の国のみが青少年交換プログラムへの参加を希望する地区に対し、事務総長は、認定要件を満たす参加国にのみ認定を認める。

(2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号)

出典：2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号。

2006 年 11 月理事会会合、決定 72 号、2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号、2007 年 6 月理事会会合、決定 274 号、2007 年 11 月理事会会合、決定 32 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2012 年 10 月理事会会合、決定 96 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.3. 法的組織

地区は、地区青少年交換プログラムを含む法人組織または同様の正式な法的組織を設立しなければならない。この要件は、地区青少年交換プログラム、青少年交換を含む複数のプログラムのグループ、またはロータリー章典第 17.020.節に従い地区全体を法人化することによって満たすことができる。

地区はまた、多地区合同プログラムの範囲内で実施される地区活動のために法人化された多地区合同青少年交換プログラムに加入することによって、この要件を満たすこともできる（2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号）。

出典：2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号。

2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号により改正

41.040.4. 損害賠償保険

地区は、地区青少年交換プログラムのために、その地域にふさわしい補償額と限度額を備えた賠償責任保険に加入しなければならない。クラブと地区は、青少年交換活動を実施する前に、法的責任に関する問題について法律顧問に相談するよう強く奨励されている。

地区全体が米国内にある地区の青少年交換プログラムは、米国のロータリークラブ用および地区用の損害賠償保険プログラムに参加することでこの要件を満たすこととなる。

事務総長は、そのような保険が存在しないと実証された地区に対して、損害賠償保険の要件に例外を認める権限を有する（2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号）。

出典：2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号。

2008 年 1 月理事会会合、決定 253 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.040.5. 青少年の国外旅行

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、未成年を海外へ派遣するために、RI の青少年保護方針、前述の青少年交換方針、国または政府の移民方針、旅行方針を回避するような代替的なプログラムを始めてはならないものとする。

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、提案された旅行の全側面について事前に慎重な計画（地区青少年保護役員と地区青少年交換委員長による承認を含

む)を立てることなく青少年を海外派遣活動のために送り出すことを援助したり、協力してはならないものとする。青少年保護役員のいない地区では、地区ガバナーと地区青少年交換委員長が手配を承認しなければならない。

いかなる地区も、受入地区による受入や援助に関して事前に完全な相互の合意を得ることなく、身分証明書や紹介状、援助要請状、その他青少年の身分を明かしたり、紹介するような書類を、他国の地区に提供すべきではない。

ロータリークラブまたは地区から派遣されたことを示す書類やそういった主張があっても、受入地区が事前にそのような受入や援助を提供することに明確に同意していない場合、地区は他国からの青少年に対して受入や援助を提供する義務はない(2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号)。

出典：1979 年 5 月理事会会合、決定 355 号。

2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2009 年 6 月理事会会合、決定 242 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.6. 地区青少年交換の財務

地区青少年交換活動の資金は他の地区資金と区別して保持するものとし、地区青少年交換委員長および地区財務委員会の委員もしくはその代理人を署名人とするものとする。地区青少年交換委員会は、予算を作成し、ガバナーおよび地区財務委員会に提出して承認を受け、地区の年次財務表および財務報告書に記載するものとする。地区青少年交換委員会および地区財務長は、半年に一度、青少年交換に関する財務報告書を作成し、地区ガバナーに提出するものとする(2021 年 1 月理事会会合、決定 91 号)。

出典：1992 年 6 月理事会会合、決定 328 号、補遺資料 G。

2003 年 5 月理事会会合、決定 325 号、2009 年 11 月理事会会合、決定 56 号、2014 年 10 月理事会会合、決定 38 号、2015 年 1 月理事会会合、決定 118 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2021 年 1 月理事会会合、決定 91 号により改正

41.040.7. 国際ロータリーへの報告

事故、死亡、早期帰国、犯罪、虐待やハラスメント（嫌がらせ）の申し立てなど（ただしこれに限るものではない）、すべての事態は、この事態の報告を受けてから 72 時間以内に、RI に報告するものとする。72 時間以内の RI への事態報告を怠った場合、地区の青少年交換への参加資格の停止、または遵守不履行について事務総長により決定されたその他の措置が実施される場合がある。RI 理事会は、個人、クラブ、地区が、適時の報告を故意に行わなかったことを知った場合、クラブを終結させる場合がある。

地区は、事務総長が定める認定要件に従って、学生のデータを RI に提出するものとする（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。

2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.8. 交換の種類

青少年交換プログラムには二つの異なる種類のプログラムがある：

長期交換プログラム

長期交換は 1 学年度とするが、学年度の直前あるいは直後の休暇期間の一部またはすべてを含めて延長することができる。学生は、受入国で学校に通学することが義務付けられる。寄宿を義務づける学校、または学校により主な下宿が提供される学校への通学は禁じられる。

学生は 2 家族以上の家庭でホームステイをするべきであり、連続して三つの家庭に滞在することが望ましい。複数のホストファミリーの手配を妨げるような事情がある場合、事前に派遣地区と受入地区の両方が同意し、学生の親または法的保護者に通知しなければならない。少なくとも 1 家庭を、予備のホストファミリーとして手配しなければならない。

派遣学生の両親は、受入学生のホストファミリーとなる義務はないものとする。ただし、派遣学生の両親は、ホストファミリーとなることを申し出ることができるほか、適切なホストファミリーを探す際に援助を求められることがある。

受入クラブは、学生 1 名につきロータリアンのカウンセラーをクラブから 1 名ずつ選ばなければならない。このカウンセラーは学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の両親または法的保護者、ホストファミリー、地域社会全体との連絡役を果たす。派遣クラブおよび／または地区は、派遣学生の支援者としての役割を担うロータリアン 1 名を選ぶ。カウンセラーは、ホストファミリーの一員、地区またはクラブの青少年交換役員、学校長など、学生の交換に対して権限をもつ立場にあってはならず、肉体的、性的、心理的虐待を含め、交換中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けなくてはならない。

受入クラブは、一切の教育費を提供し、適切な学業プログラムを手配すべきであり、オリエンテーション・プログラムを提供し、学生が受入先地域に溶け込めるよう連絡を絶やさないようにしなければならない。

受入クラブまたは地区は、関係者が定めた小遣いを学生に提供すべきである。毎月の小遣いは学校またはそれ以外の場所での食費を賄うのに十分な額とするものとする。

短期交換プログラム

短期交換の期間は数日間から数週間、あるいは数か月までとさまざまである。学校の休校中に行われることが多く、学業プログラムを含まないことがある。短期交換は、受入国の一つの家庭にホームステイをするのが一般的だが、国際的な青少年キャンプまたはツアーとして実施することもできる。

受入クラブは、学生 1 名につきロータリアンのカウンセラーをクラブから 1 名ずつ選ばなければならない。このカウンセラーは学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の両親または法的保護者、ホストファミリー、地域社会全体との連絡役を果たす。派遣クラブおよび／または地区は、派遣学生の支援者としての

役割を担うロータリアン 1 名を選ぶ。カウンセラーは、ホストファミリーの一員、地区またはクラブの青少年交換役員、学校長など、学生の交換に対して権限をもつ立場にあってはならず、肉体的、性的、心理的虐待を含め、交換中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けなくてはならない。（2020 年 4 月理事会会合、決定 127 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 235 号、1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。

2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2006 年 6 月理事会会合、決定 248 号、2007 年 11 月理事会会合、決定 64 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2009 年 6 月理事会会合、決定 241 号、2012 年 10 月理事会会合、決定 96 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2018 年 10 月理事会会合、決定 56 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号、2020 年 4 月理事会会合、決定 127 号により改正

41.040.9. 資格条件

青少年交換プログラムの参加者は、交換の開始時に年齢 15～19 歳の学生を対象とする。ただし、特定の国における法律および規制がこれを認めない場合は、この限りではない。18 歳以上の学生は、参加クラブと地区が相互に合意した場合は参加することができる。

青少年交換は、プログラムの資格要件を満たし、クラブまたは地区により推薦された青少年であれば、誰でも参加することができる。参加者は、学業成績が平均以上であるべきである。

障害者は、可能な時期と可能な場所で、かつ派遣側と受入側のクラブもしくは地区が合意した場合には、参加することができる（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。

2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2012 年 10 月理事会会合、決定 96 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.10. 学生の申請

候補者は、記入した申請書式を提出し、クラブレベルと地区レベルで両親あるいは法的保護者を交えた個人面接を含む選考手続を踏まなければならない。

クラブと地区は、地区および多地区合同の青少年交換役員のネットワークによって維持および更新される青少年交換の標準申請書式を使用するよう奨励されている（2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。

2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.040.11. 選考と交換先の決定

派遣地区は、各学生が、相手地区のクラブに受け入れられ、世話を受けられるよう確認する責務を負う。地区は、交換活動を行う際に、相手の地区と同意書を交わすよう要請されている。これは、相手地区の認定、諸準備、学生の選考とオリエンテーションなど、交換におけるすべての期待事項が確実に満たされるように責務を明確に説明するためである。

学生、その両親または法的保護者、ホストファミリー、およびそのカウンセラーを含め、交換に関わるすべての人は、派遣および受入クラブまたは地区が定めたプログラムの全条件に同意しなければならない。

学生の旅行日程には、学生の両親または法的保護者と受入クラブまたは受入地区が同意しなければならない（2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。

2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2012 年 10 月理事会会合、決定 96 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.040.12. ロータリー青少年交換学生の旅行保険

派遣地区と受入地区は、国の健康保険または旅行保険の補償範囲について差異がありうる項目を判定し、最低限の補償を満たすための補完的な保険を特定して加入するものとする。

学生旅行保険の加入証明書は、学生が自宅を出発する前に、受入地区に送達、受理され、承認されるものとする。受入地区は必要に応じて即時かつ緊急の治療を手配する立場に置かれるため、学生が加入している保険が信頼できる保険会社によるものであり、（医療）サービス提供者が支払いを全額、迅速に受け取ることをこの会社が保証するなど、受入地区が承認するものでなければならない。青少年交換学生の両親または法的保護者は、すべての医療および事故の費用の支払いについて責任を負う。

各学生の両親または法的保護者は、事故によるけがおよび疾病に対する医療および歯科治療、遺体の本国送還、緊急搬送、24 時間緊急援助サービス、および個人法的賠償責任を含む（ただしこれに限るものではない）場合に適用される旅行保険に加入するものとする。補償額は以下の最低限度額および学生あたりの保険給付額を下回らないものとする。

1. 保険期間は、合意した交換期間前後の個人旅行を含め、交換学生が自宅を出発する時点から自宅に戻るまで、毎日 24 時間有効であること。
2. 学生の母国を除き、受入国、経由国、およびすべてのツアーに含まれる国において有効であること。
3. 24 時間緊急援助サービスを提供すること。
4. 病院、医師、歯科医、救急車、その他の通常かつ慣習的医療サービスなど、けがまたは病気に関連する費用として最低 100 万米ドル
5. 重篤な病気または身体のけがの場合に必要なとされる学生の緊急搬送または移送に対して最低 5 万米ドル
6. 学生が死亡した場合の遺体の本国送還または火葬費用として最低 5 万米ドル

7. 政治危機または自然災害など医療以外の緊急事態における学生の緊急搬送または移送に対して最低 5 万米ドル
8. 学生の行為または不作為から生じる、第三者への対人または対物賠償に対する個人の法的賠償責任に対して最低 50 万米ドル。

両親または法的保護者は、以下についても補償する旅行保険への加入も検討することができる。

1. 事故による死亡、四肢切断、または身体障害。
2. 緊急訪問費用。緊急訪問費用として、一名の近親者または友人が、学生の重篤なけが、病気、または死亡により、学生の所在地への旅行、学生に同伴しての旅行、学生に同伴しての滞在、または学生の付添のために発生した、合理的な移動および宿泊の費用を支払うため。
3. 旅行のキャンセルまたは縮小。旅行のキャンセルまたは縮小の費用を支払うため。けがまたは病気による予期しないキャンセルによって発生した旅行費用の補償。
4. 対物補償。学生の現金遺失、または盗難、または荷物など所有物の全損を含む、個人の所有物遺失に対する補償。
5. 誘拐および恐喝の保険。学生の誘拐事件、または殺害、損傷、誘拐の脅迫が発生し、身代金が要求された場合に、対応する訓練を受けた専門家を派遣し、身代金の費用を支払うため。

受入国において旅行保険の加入が法定または法的に義務づけられている場合、そのような保険は上記の限度額および補償内容に従うものとする。それ以外のすべての場合は、派遣側および受入側の双方の合意による場合を除き、二重保険は回避すべきである。

クラブおよび地区は、賠償責任保険およびその他の補償の加入に関して保険専門の弁護士に相談することが強く奨励されており、保険の補償範囲の要件を含め、外国人の学生に関する政府の方針および規制に関して十分精通すべきである。

ハンググライディング、ロッククライミング、バンジージャンプなどの過激なスポーツへの参加は控えるものとする。学生が過激なスポーツへの参加を認められた場合は、受入地区と両親または法的保護者の書面による許可を得た上で活動を行い、十分な保険に加入すべきである（2019 年 1 月理事会会合、決定 112 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。

2004 年 6 月理事会会合、決定 260 号、2005 年 3 月理事会会合、決定 218 号、2007 年 11 月理事会会合、決定 64 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2012 年 1 月理事会会合、決定 189 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 1 月理事会会合、決定 112 号により改正

41.040.13. 青少年交換学生の旅行

青少年交換学生は、ホストファミリーの親とともに、またはロータリークラブや地区の行事のため、承認された旅行をすることができる。受入地区は、事前に受入地区が定義した地元地域以外への旅行について、学生の両親または法的保護者の書面による許可を得るものとする。

その他のすべての旅行について、受入地区はプログラム、場所、旅程、宿泊施設、連絡先など具体的な詳細を確実に両親または法的保護者に提供しなければならない。受入地区により、あるいは受入地区の代理者により実施される旅行とツアーは、ロータリー章典第 2.120.3.項に従う（2010 年 6 月理事会会合、決定 210 号）。

出典：2010 年 6 月理事会会合、決定 210 号

41.040.14. 準備

学生の両親または法的保護者は、適切な衣類と、母国と受入地区間の往復航空券を提供する責務がある。

受入地区が来訪する学生に費用を請求する慣習はない。しかし、語学コース、ツアー、保険など、すべての国内で発生するオプション費用は、青少年交換実施前に概要を提示し、合意に達しなくてはならない。派遣地区は青少年交換に参加するためにどのように資金が使用されたかを示す項目別請求書を、派遣学生の両親

または法的保護者に提供するものとする。このような請求書の写しは、派遣ロータリークラブにも提供すべきである。

受入クラブと派遣クラブまたは地区は、問題が生じた場合や緊急の場合に連絡できる人びとのリストを学生に提供しなければならない。このリストには、ロータリアンのカウンセラー、クラブ会長、地区委員長、地区ガバナー、ロータリアンではない 2 名の支援提供者（男性、女性各 1 名）の氏名と連絡先を含めなければならない。また、このリストには、医者、歯医者、精神科医、警察といった地元の支援提供者の情報も含めなければならない。入手できる場合には、このリストに、自殺防止ホットライン、レイプ被害者ホットライン、地元の児童保護施設などの情報も掲載すべきである（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。

004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2009 年 11 月理事会会合、決定 56 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2018 年 7 月理事会会合、決定 16 号、2018 年 10 月理事会会合、決定 56 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.15. オリエンテーション

派遣クラブまたは地区は、出発の前に、派遣学生ならびにその両親または法的保護者を対象とした必須のオリエンテーションを実施しなければならない。オリエンテーションでは、青少年交換プログラムの規則、手続き、期待事項について参加者に伝え、学生と両親または法的保護者の両者に対して、虐待の防止と認識に関する研修を行わなければならない。地元のロータリークラブとその活動についての簡単な説明も行うべきである。

受入クラブまたは地区も、来訪する学生のために必須のオリエンテーションを実施しなければならない。これには、放任による虐待、身体的虐待、性的または精神的虐待といった問題に遭遇した場合の学生向けの指針と、地元の支援者や任命されたカウンセラーの連絡先を含めなければならない。国によっては法律および慣習が他の国と大きく異なる場合があるため、オリエンテーションには地元の法律および慣習に関する情報を盛り込まなくてはならない（2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。

2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2005 年 6 月理事会会合、決定 271 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.040.16. 学生の責務

学生は、受入先地域において、ロータリーの価値、超我の奉仕への献身を反映した形で、また平和構築者として、自己、母国、そしてロータリーを代表しなければならない。相手を尊重し、責任を持って行動し、プログラムならびに世界のロータリーを代表する者としての自分の役割に相応しくあるべきである。

学生は、事情のいかんを問わず、交換期間中いかなる種類の自動車その他の動力付き車輛も運転すべきではない。また受入国内で動力付き車輛を所有すべきではない。

学生は、受入クラブおよび地区、両親または法的保護者の同意なくして、受入クラブの所在地域外へ旅行すべきではない。

学生は、交換中、ホストファミリー、受入クラブまたは地区の監督と権限を受入れるべきである（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。

2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.17. 学生の交換後の報告

逆カルチャーショックの影響を考慮し、交換後、学生と両親または法的保護者は、家庭、学校、地域社会環境の変化に順応することを目的とした交換後ミーティングに出席するよう奨励されるべきである（2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。

2007 年 11 月理事会会合、決定 64 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号により改正

41.040.18. ボランティアの選考と審査

青少年交換に関与する個人全員を慎重に選考する手続きは最も重要であり、細心の注意と配慮をもって行われるべきである。

本プログラムに関与する成人（ロータリアンおよびロータリアン以外）、すなわち委員、ホストファミリー、クラブのカウンセラー、その他の青少年と多大な接触または監視下にない接触を持つ人びと（ただしこれらの人びとに限らない）は、青少年と活動する適正を判断するための面接を受け、青少年ボランティア書式に記入、署名し、警察が保管する公的記録の確認や経歴照会を含む犯罪に関する背景調査を受けることに同意しなければならない。

受入クラブまたは地区は、申請書の記載内容、警察の公的記録の確認や経歴照会などその家庭の成人全員の犯罪歴照会、個人面接、家庭訪問（事前通知ありとなしの両方でなければならない）に基づき、細心の注意を払ってホストファミリーを審査、選考すべきである。

プログラムの要件を遵守しない成人のボランティア（ロータリアンおよびロータリアン以外）は、地区がロータリーにおける青少年への関与から永久的に外さなければならない（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。

2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号、2007 年 11 月理事会会合、決定 64 号、2006 年 6 月理事会会合、決定 248 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.19. ボランティアの研修

本プログラムに関与するすべての成人（ロータリアンおよびロータリアン以外）、すなわち委員、ホストファミリー、クラブのカウンセラー、その他の人びと（ただしこれらの人びとに限らない）は、プログラム運営、規定、および虐待とハ

ラスメントの認識と予防に関する情報を含む研修を受けなければならない（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号。

2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.040.20. ホストファミリーの規定と期待事項

ホストファミリーは学生に部屋と食事を提供し、学生が十分な生活を送ることができるように適切な監督と親代わりの責任を果たすべきである（2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。

2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号により改正

41.040.21. 早期帰国

プログラムの要件に従わない学生は、母国へ送還するものとする。受入地区がこの決定に関する権限を持つものとする。学生が受入国を出発する前に、派遣クラブと地区、ホストファミリー、学生の両親は旅行の手配について十分に知らされていなければならない。

学生は、現実的な最も早い時期および経路で帰国すべきである。行き詰った事態には、仲介役を務める独立したロータリアンを地区が任命することができる（2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。

2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.040.22. 青少年交換の学友

地区とクラブは、ROTEX などの青少年交換学友グループを設立し、公式のロータリー学友会として認証を受けるよう奨励されている（2017 年 6 月理事会会合、決定 149 号）。

出典：1998 年 10 月理事会会合、決定 97 号。

41.040.23. 多地区合同青少年交換プログラム

二つ以上の地区が合同で青少年交換の実施を希望する場合がある。これらの地区のクラブの 3 分の 2 がまず承認した場合にのみ活動やプロジェクトを実施するのであれば、理事会は、このような協力活動に対し何ら反対するものではない。さらに、各地区のガバナーは、理事会の権限を代行する事務総長から事前に明確な許可を得るものとする。

各ガバナーは、地区内の青少年交換プログラムの監督と管理に対し責任を持つ。多地区合同活動は、現任の地区青少年交換委員長と、参加地区の各ガバナーが任命したその他の役員で構成される委員会が運営するものとする。このような多地区合同委員会は、その活動と財務に関して、少なくとも年に 1 回、参加地区の全ガバナーに対し、書面にて報告する責務がある（2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号）。

出典：1979 年 5 月理事会会合、決定 355 号。

2001 年 11 月理事会会合、決定 45 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.040.24. 地域青少年交換グループ

理事会は、認定地区と多地区合同活動の間で情報を伝達し、コミュニケーションを円滑にし、ラーニング行事または会議を開催し、またはベストプラクティスを共有するために地域グループを結成することに対し何ら反対するものではない。ただし、以下を条件とする。

1. そのようなグループの名称または所在地に基づき、対象参加者となりうる地区のガバナーから反対のないこと。
2. このグループは、グループ自体の活動に関する決定を除きいかなる意思決定や立法の権限も持たないこと。
3. このグループは、いかなる交換活動も直接実施せず、認定地区または他地区合同活動のみが交換活動を計画または手配できることを明確に伝達すること。

4. 組織の活動を実施するための資金は、強制することはできないこと。

(2024 年 4 月理事会会合、決定 119 号)

出典：2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号

2024 年 4 月理事会会合、決定 119 号により改正

41.040.25. ロータリー青少年交換における奉仕活動

奉仕の理念を奨励および推進し、生涯にわたる奉仕への献身を青少年の心に芽生えさせるため、ロータリー青少年交換の体験は「ロータリーの目的」と一致すべきである。クラブと地区は、倫理的リーダーシップの育成、チーム構築、国際理解、親善、および平和を促進する奉仕活動とカリキュラムを含むよう奨励される (2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典：2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号

41.040.26. 青少年交換学生への賃金

国によっては、雇用規制のため、参加者が賃金を受け取るような国際交換プログラムにクラブや地区が参加することに支障がある場合もある (2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。

2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号により改正

41.040.27. 地区青少年交換委員長と多地区合同役員の名簿

事務総長は、地区青少年交換委員長、多地区合同役員、および地域グループ役員の全員の連絡先を記載した名簿を作成し維持するものとする (2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号)。

出典：1979 年 5 月理事会会合、決定 355 号。

2009 年 6 月理事会会合、決定 217 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

この文書にはロータリー青少年交換に参加するための認定要件が記載されています。ロータリー青少年交換に関するご質問はyouthexchange@rotary.orgまでご連絡ください。

1～9ページは、従来の交換形式(派遣と受入の両方)で認定された地区です。10～16ページは、一方向のみの交換形式(派遣のみで受入なし)で認定された地区です。

2024-25年度 従来の交換形式における地区認定の要件

地区ガバナーの権限

- ☐ 地区ガバナーは、地区内の青少年交換プログラムの監督と管理に対し責任を持つ。地区青少年交換役員あるいは委員会は、その地区のガバナーの監督下にあり、ガバナーに報告を行う。
- ☐ ガバナーは、事務総長により決められた通り、就任前に青少年保護に関する研修を修了することが義務づけられている。
- ☐ 地区は、ロータリー章典の青少年保護と青少年交換のセクションの記載事項を遵守する。
- ☐ 交換は、地区の青少年交換プログラムの組織内で手配される。
- ☐ 地区は、クラブが地区の青少年交換方針を遵守するよう確認する体制を整えている。

青少年保護

- ☐ 地区は、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を採択している。
- ☐ 地区は、虐待およびハラスメントに対していかなる違反も法規適用するRIの方針(ゼロ容認方針)を採択している。
- ☐ 地区は、申し立てが出された後、学生の両親または法的保護者、ならびに派遣した地区とクラブに連絡を取る手続きを定めている。
- ☐ 地区は、すべてのボランティアとプログラム参加者が、青少年保護の懸念に関する報告義務およびRIへの報告方法を理解するよう、法律および該当する規制を遵守した報告手続

きを定めている。地区は、ロータリーの方針に従って、すべての事態がRIに通知されるよう確認する。

- ☐ ロータリーの青少年プログラムに関与し、性的虐待あるいはハラスメントの申し立てを受けたいかなる人も、問題が解決するまでは、青少年との一切の接触を断たなければならない。
- ☐ 地区は、ホストファミリーの一員について申し立てが出された場合に備え、学生を一時的にほかの宿泊先に移動させる手続きを整えている。
- ☐ 地区は、ロータリー会員ではないカウンセラーを各学生につけるなど、虐待またはハラスメントの報告をした学生を適切に支援する方法を備えている。
- ☐ 虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用するRIの方針(ゼロ容認方針)に則り、即刻、ロータリーとの関連を持たない適切な法執行機関(警察等)に報告しなければならない。
- ☐ 青少年または青少年プログラムの参加者に対して性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られているいかなる個人についても、クラブは、その会員身分を終結しなければならない。
- ☐ クラブは、ある会員が性的虐待またはハラスメントを行ったと知った場合、その人の会員身分を認めることはできない。
- ☐ 性的虐待、セクシャルハラスメント、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られているロータリー会員またはそれ以外のボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動することが禁止されなければならない。
- ☐ 地区は、禁止された人に関する極秘の記録を保管し、このような禁止が地区全体で年度を超えて一貫して施行されるようにしなければならない。
- ☐ 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てに関する地区による調査で結論が導き出されなかった場合、青少年の参加者の安全および被告発者の保護のため、当人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申し立てが引き続き寄せられた場合、その成人は、ロータリーに関連して行われる青少年活動への関与を、永久的に禁じられるものとする。罪を問われ、後に嫌疑が晴れた当人は、青少年プログラムへの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。
- ☐ 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てがあった場合、地区は、将来に同様の事態が起こるのを防ぐ方法を定めるために、第三者による徹底した調査を行う。

- ☐ 地区は、RI理事会が定める[安全のガイドライン](#)を満たす危機管理計画を立てなければならない。直接対面式の交換を行う前に、危機管理計画を確定する必要がある。
- ☐ 学生の安全上の理由により、現交換年度中に認定身分を失った地区は、受入学生の全交換を終了しなければならない。学生は母国に帰らなくてはならない。認定身分を失った地区による派遣学生は、親または法的保護者、ならびにそれぞれの受入地区の許可があれば、交換を完了することができる。

法的組織

- ☐ 地区は、地区青少年交換プログラムを含む法人組織または同様の正式な法的組織を設立している。

損害賠償保険

- ☐ 地区は、地区青少年交換プログラムのために、その地域にふさわしい補償額と限度額を備えた賠償責任保険に加入している。

プログラム別の要件

現在、地区が以下に記されるプログラムに参加していない場合も、将来において参加するのであれば、以下の項目を遵守する必要がある。

長期交換プログラム

- ☐ 交換は1学年度とするが、学年度の直前あるいは直後の休暇期間の一部またはすべてを含めて延長することができる。
- ☐ 学生は2家族以上の家庭でホームステイをするべきであり、連続して三つの家庭に滞在することが望ましい。複数のホストファミリーの手配が不可能となるような事情がある場合、派遣地区と受入地区の両方が事前に同意しなければならない。学生の親または法的保護者に通知しなければならない。少なくとも1家庭を、予備のホストファミリーとして手配しなければならない。
- ☐ 派遣学生の両親は、受入学生のホストファミリーとなる義務はない。
ただし、派遣学生の親は、ホストファミリーとなることを申し出ることができるほか、適切なホストファミリーを見つけるために援助を求められることがあります。

- ☐ 派遣クラブと受入クラブは、ロータリーのカウンセラーを1名ずつ選ぶ。このカウンセラーは各学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の親または法的保護者、ホストファミリー、地域社会全体との連絡役を果たす。カウンセラーは、ホストファミリーの一員、地区またはクラブの青少年交換役員、学校長など、学生の交換に対して権限をもつ立場にあってはならない。カウンセラーは、肉体的、性的、精神的虐待を含め、交換中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けなくてはならない。
- ☐ 派遣および受入をするクラブあるいは地区は、学生が少なくとも四半期ごとに報告書を提出するよう義務付ける。報告書には、これまでの交換について、ホストファミリー、感想や懸念、意見、提案などの情報を含めるべきである。青少年交換役員は、報告書を慎重に読み、必要であれば交換学生から報告された不正行為に適切に対処する。

短期交換プログラム

- ☐ 交換の期間は数日間から数週間、あるいは数カ月までとさまざまである。学校の休校中に行われることが多く、通常は学業プログラムを含まない。ホームステイ、キャンプ、ツアーを含むこともある。
- ☐ ホームステイは、通常、1家庭で十分である。
- ☐ 派遣クラブと受入クラブは、ロータリーのカウンセラーを1名ずつ選ぶ。このカウンセラーは各学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の親または法的保護者、ホストファミリー、地域社会全体との連絡役を果たす。カウンセラーは、ホストファミリーの一員、地区またはクラブの青少年交換役員、学校長など、学生の交換に対して権限をもつ立場にある人ではない。カウンセラーは、肉体的、性的、精神的虐待を含め、交換中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けなくてはならない。

バーチャル交換プログラム

- ☐ バーチャル交換は、旅行が不可能であるときに、直接対面式の交換の代わりに実施できる。
- ☐ 地区は、未成年者が関与する場合のデータプライバシーとインターネット利用に関連する地元の法律を認識し、ボランティアとプログラム参加者に電子的コミュニケーションとオンライン上での安全に関する研修を提供しなければならない。

学生の申請手続き

- ☐ 候補者は、記入した申請書式を提出し、クラブレベルと地区レベルで親あるいは法的保護者を交えた個人面接を含む選考手続を踏まなければならない。

学生の選考と交換先の決定

- ☐ 派遣地区は、相手地区が国際ロータリーから青少年交換プログラムへの参加認定を受けており、各学生がその地区内クラブで受け入れられ、世話を受けられるよう確認する。
- ☐ 学生、その親または法的保護者、ホストファミリー、およびそのロータリーカウンセラーを含め、交換に関わるすべての人は、派遣および受入クラブまたは地区が定めたプログラムの全条件に同意している。
- ☐ 学生の旅行日程には、学生の親または法的保護者と受入クラブまたは受入地区が同意している。

学生の責務

- ☐ 学生は、事情のいかんを問わず、交換期間中いかなる種類の自動車その他の動力付き車輛も運転することはできない。また受入国内で動力付き車輛を所有することはできない。
- ☐ 学生は、親または法的保護者、および参加クラブまたは地区の同意なくして、受入クラブの所在する地域外へ旅行しないものとする。

学生へのオリエンテーションと交換後のミーティング

- ☐ 派遣クラブまたは地区は、出発の前に、学生ならびにその両親または法的保護者を対象とした必須のオリエンテーションを実施する。
- ☐ オリエンテーションでは、青少年交換プログラムの規則、手続き、期待事項を参加者に説明し、地元のロータリークラブとローターアクトクラブおよびその活動についての簡単な説明も行う。
- ☐ 派遣クラブまたは地区は、学生と親／法的保護者の両方に対して、虐待とその防止に関する研修を行う。
- ☐ 受入クラブまたは地区は、来訪する学生のためにオリエンテーションプログラムを提供する。オリエンテーションには、放任による虐待、身体的虐待、性的または精神的虐待といった問題に遭遇した場合の学生向けの指針と、地元の支援者や任命されたカウンセラーの連絡先を含める。
- ☐ 国によっては法律と慣習が他の国と大きく異なる場合があるため、学生のためのオリエンテーションには、青少年に適用される地元の法律と慣習に関する情報を盛り込む。

- ☐ 逆カルチャーショックの影響を考慮し、交換後、学生と両親または法的保護者は、家庭、学校、地域社会環境の変化に順応することを目的とした交換後ミーティングに出席するよう奨励されている。

準備

- ☐ 受入クラブと派遣クラブまたは地区は、問題が生じた場合や緊急の場合に連絡できる人々のリストを学生に提供する。このリストには、次の氏名と連絡先を含める：

- 受入クラブのカウンセラー
- 受入クラブ会長
- 受入地区委員長
- 受入地区ガバナー
- 派遣クラブ会長
- 派遣地区委員長
- 派遣地区ガバナー
- ロータリー会員以外の2名の支援提供者（男女各1名）

- ☐ また、以下の地元の支援提供者も含めなければならない：

- 病院・医師
- 歯科医
- 精神科医
- 警察

- ☐ 入手できる場合、以下の情報も含める：

- 自殺防止ホットライン
- レイプ被害ホットライン
- 地元の児童保護施設
- LGBTQホットライン

- ☐ 地区は、学生がいつでも電話で地区代表者と連絡を取れるよう、24時間の緊急連絡先またはその他の連絡手段を提供している。

学生の旅行保険

- ☐ 学生旅行保険の加入証明書は、学生が自宅を出発する前に、受入地区に送達、受理され、承認されるものとする。受入地区は必要に応じて即時かつ緊急の治療を手配する立場に置かれるため、学生が加入している保険が信頼できる保険会社によるものであり、（医療）サービス提供者が支払いを全額、迅速に受け取ることをこの会社が保証するなど、受入地区が承認するものでなければならない。青少年交換学生の両親または法的保護者は、すべての医療および事故の費用の支払いについて責任を負う。

- ☐ 派遣地区と受入地区は、国の健康保険または旅行保険の補償範囲について差異がありうる項目を判定し、最低限の補償を満たすための補完的な保険を特定して加入するものとする。
- ☐ 各学生の両親または法的保護者は、事故によるけがおよび疾病に対する医療および歯科治療、遺体の本国送還、緊急搬送、24時間緊急援助サービス、および個人法的賠償責任を含む(ただしこれに限るものではない)場合に適用される旅行保険に加入するものとする。補償額は、ロータリー章典に定められた最低限度額および学生あたりの保険給付額を下回らないものとする。
- ☐ 両親または法的保護者は、ロータリー章典に定められた補償を提供する旅行保険への加入も検討することができる。
- ☐ 受入国において旅行保険の加入が法定または法的に義務づけられている場合、そのような保険は上記の限度額および補償内容に従うものとする。それ以外のすべての場合は、派遣側および受入側の双方の合意による場合を除き、二重保険は回避すべきである。
- ☐ クラブおよび地区は、賠償責任保険およびその他の補償の加入に関して保険専門の弁護士に相談することが強く奨励されており、保険の補償範囲の要件を含め、外国人の学生に関する政府の方針および規制に関して十分精通すべきである。
- ☐ ハンググライディング、ロッククライミング、バンジージャンプなどの過激なスポーツへの参加は控えるものとする。学生が過激なスポーツへの参加を認められた場合は、受入地区と両親または法的保護者の書面による許可を得た上で活動を行い、十分な保険に加入すべきである。

早期帰国

- ☐ プログラムの要件に従わないいかなる参加者も、プログラムへの参加から外される。
- ☐ 学生が早期帰国する前に、受入クラブと地区、派遣クラブと地区、ホストファミリー、学生の親または法的保護者にその旨が十分に知らされる。その決定には、受入地区と派遣地区の同意が必要となる。学生は、現実的な最も早い時期に、親または法的保護者と派遣地区が合意した経路で帰国すべきである。行き詰った事態には、仲介役を務める第三者のロータリー会員1名を地区が任命できる。

国際ロータリーへの報告

- ☐ 地区は、RIに年次調査への回答を提出する。

- ☐ 事故、死亡、早期帰国、犯罪、虐待やハラスメント(嫌がらせ)の申し立てなど(ただしこれに限るものではない)、すべての事態は、地区役員がこの事態の報告を受けてから72時間以内に、地区からRIに報告する。地区は、RIへの報告を担当する人を1名、地区内で指定している。
- ☐ 個人、クラブ、地区が、義務づけられた事態の報告を故意に怠ったという十分な証拠がある場合、事務総長は、関係者が引き続きロータリー青少年プログラムに参加する資格があるかどうか、および／または同プログラムにどの程度参加する資格があるか、またはその人の会員身分終結をクラブに義務づける(ただしこれに限らない)などの追加の制裁措置が必要かどうかを判断することができる。

記録と書類

- ☐ 地区には、学生、ボランティア、ホストファミリーの申請書と青少年交換の関係書類の保管に関する方針がある。
- ☐ 地区は、地区が作成する青少年交換の推進資料(Eメールアドレスやウェブサイトを含む)において、最新の手続要覧に詳述されているロータリー標章の使用に関する手続きを遵守する。

ボランティアの選考と審査

- ☐ 本プログラムに関与する成人(ロータリー会員およびロータリー会員以外)、すなわち委員、ホストファミリー、クラブのカウンセラー、その他の人は、青少年と活動する適正を判断するための面接を受け、青少年ボランティア書式に記入、署名し、警察が保管する公的記録の確認や経歴照会を含む背景調査を受けることに同意しなければならない。経歴照会では、交換学生世話をする役割への適性について、3人に確認を取る必要がある。この3人は家族であってはならず、またそのうちロータリー会員は1人までとする。
- ☐ 受入クラブまたは地区は、申請書の記載内容、警察の公的記録の確認や経歴照会などその家庭の成人全員の背景調査、個人面接、家庭訪問に基づき、細心の注意を払ってホストファミリーを審査、選考する。経歴照会では、交換学生世話をする役割への適性について、3人に確認を取る必要がある。この3人は家族であってはならず、またそのうちロータリー会員は1人までとする。交換前および長期交換の期間中に、事前に通知をした家庭訪問と抜き打ちの家庭訪問を行うべきである。
- ☐ プログラムの要件に従わないいかなる参加者も、プログラムへの参加から外される。成人のボランティア(ロータリー会員およびロータリー会員以外)の場合、プログラム要件を遵守しない人は、ロータリーにおける青少年への関与から永久的に外されることとなる。

- ☐ ホストファミリーは、地元で適切とされる補償限度額の個人賠償責任保険と自動車損害賠償責任保険に加入しているべきである。

ボランティアの研修

- ☐ 地区青少年交換の方針で、研修の内容と頻度、研修を受けなければならない参加者、研修の手配と実施の担当者、参加者記録の保管方法について定める。
- ☐ 本プログラムに関与するすべての成人（ロータリー会員およびその他）、すなわち委員、ホストファミリー、クラブのカウンセラー、その他の人は、プログラム運営、規定、および虐待とハラスメントの認識と予防に関する情報を含む研修を受ける。

プログラムの評価

- ☐ 認定されたすべての地区は、直接対面式および／またはバーチャル形式によるプログラム評価の対象となる可能性がある。

2024-25年度 一方向(派遣)のみの交換形式における 地区認定の要件

地区ガバナーの権限

- ☐ 地区ガバナーは、地区内の青少年交換プログラムの監督と管理に対し責任を持つ。地区青少年交換役員あるいは委員会は、その地区のガバナーの監督下にあり、ガバナーに報告を行う。
- ☐ ガバナーは、就任前に事務総長により決められた通り、青少年保護に関する研修を修了することが義務づけられている。
- ☐ 地区は、ロータリー章典の青少年保護と青少年交換のセクションの記載事項を遵守する。
- ☐ 交換は、地区の青少年交換プログラムの構造内で手配される。
- ☐ 地区は、クラブが地区の青少年交換方針を遵守するよう確認する体制を整えている。

青少年保護

- ☐ 地区は、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を採択している。
- ☐ 地区は、虐待およびハラスメントに対していかなる違反も法規適用するRIの方針(ゼロ容認方針)を採択している。
- ☐ 地区は、申し立てが出された後、学生の両親または法的保護者、ならびに関係地区とクラブに連絡を取る手続きを定めている。
- ☐ 地区は、すべてのボランティアとプログラム参加者が、青少年保護の懸念に関する報告義務およびRIへの報告方法を理解するよう、法律および該当する規制に沿った報告手続きを定めている。地区は、ロータリーの方針に従って、すべての事態がRIに通知されるよう確認する。
- ☐ ロータリーの青少年プログラムに関与し、性的虐待あるいはハラスメントの申し立てを受けたいかなる人も、問題が解決するまでは、青少年との一切の接触を断たなければならない。

- ☐ 地区は、ロータリー会員ではないカウンセラーを各学生につけるなど、虐待またはハラスメントの報告をした学生を適切に支援する方法を備えている。
- ☐ 虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用するRIの方針(ゼロ容認方針)に則り、即刻、ロータリーとの関連を持たない適切な法執行機関(警察等)に報告しなければならない。
- ☐ 青少年または青少年プログラムの参加者に対して性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られているいかなる個人についても、クラブは、その会員身分を終結しなければならない。
- ☐ クラブは、ある会員が性的虐待またはハラスメントを行ったと知った場合、その人の会員身分を認めることはできない。
- ☐ 性的虐待、ハラスメント、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られているロータリー会員またはそれ以外のボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動することが禁止されなければならない。
- ☐ 地区は、禁止された人に関する極秘の記録を保管し、このような禁止が地区全体で年度を超えて一貫して施行されるようにしなければならない。
- ☐ 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てに関する地区による調査で結論が導き出されなかった場合、青少年の参加者の安全および被告発者の保護のため、当人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申し立てが引き続き寄せられた場合、その成人は、ロータリーに関連して行われる青少年活動への関与を、永久的に禁じられるものとする。罪を問われ、後に嫌疑が晴れた当人は、青少年プログラムへの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。
- ☐ 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てがあった場合、地区は、将来に同様の事態が起こるのを防ぐ方法を定めるために、第三者による徹底した調査を行う。
- ☐ 地区は、RI理事会が定める[安全のガイドライン](#)を満たす危機管理計画を立てなければならない。直接対面式の交換を行う前に、危機管理計画を確定する必要がある。
- ☐ 認定身分を失った地区による派遣学生は、親または法的保護者、ならびにそれぞれの受入地区の許可があれば、交換を完了することができる。

プログラム別の要件

現在、地区が以下に記されるプログラムに参加していない場合も、将来において参加するのであれば、以下の項目を遵守する必要がある。

長期交換プログラム

- ☐ 交換は1学年度とするが、学年度の直前あるいは直後の休暇期間の一部またはすべてを含めて延長することができる。
- ☐ 派遣クラブは、ロータリーのカウンセラーを1名選ぶ。このカウンセラーは派遣学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の親または保護者、地域社会全体との連絡役を果たす。カウンセラーは、地区またはクラブの青少年交換役員など、学生の交換に対して権限をもつ立場にあってはならない。カウンセラーは、肉体的、性的、精神的虐待を含め、交換中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けなくてはならない。
- ☐ 派遣をするクラブあるいは地区は、派遣学生が少なくとも四半期ごとに報告書を提出するよう義務付ける。報告書には、これまでの交換について、ホストファミリー、感想や懸念、意見、提案などの情報を含めるべきである。青少年交換役員は、報告書を慎重に読み、必要であれば交換学生から報告された不正行為に適切に対処する。

短期交換プログラム

- ☐ 交換の期間は数日間から数週間、あるいは数カ月までとさまざまである。学校の休校中に行われることが多く、通常は学業プログラムを含まない。ホームステイ、キャンプ、ツアーを含むこともある。
- ☐ 派遣クラブは、ロータリーのカウンセラーを1名選ぶ。このカウンセラーは派遣学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の親または保護者、地域社会全体との連絡役を果たす。カウンセラーは、地区またはクラブの青少年交換役員など、学生の交換に対して権限をもつ立場にあってはならない。カウンセラーは、肉体的、性的、精神的虐待を含め、交換中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けなくてはならない。

バーチャル交換プログラム

- ☐ バーチャル交換は、旅行が不可能であるときに、直接対面式の交換の代わりに実施できる。
- ☐ 地区は、未成年者が関与する場合のデータプライバシーとインターネット利用に関連する地元の法律を認識し、ボランティアとプログラム参加者に電子的コミュニケーションとオンライン上での安全に関する研修を提供しなければならない。
- ☐ 派遣のみの地区がバーチャル交換学生を「受け入れる」ことに関心がある場合、追加の[青少年保護の証明フォーム](#)をRIに提出しなければならない。

学生の申請手続き

- ☐ 候補者は、記入した申請書式を提出し、クラブレベルと地区レベルで親あるいは法的保護者を交えた個人面接を含む選考手続を踏まなければならない。

学生の選考と交換先の決定

- ☐ 派遣地区は、相手地区が国際ロータリーから青少年交換プログラムへの参加認定を受けており、各学生がその地区内クラブで受け入れられ、世話を受けられるよう確認する。
- ☐ 学生、その親または法的保護者、ロータリーカウンセラーを含め、交換に関わるすべての人は、派遣および受入クラブまたは地区が定めたプログラムの全条件に同意している。
- ☐ 学生の旅行日程には、学生の親または法的保護者と受入クラブまたは受入地区が同意している。

学生へのオリエンテーションと交換後のミーティング

- ☐ 派遣クラブまたは地区は、出発の前に、学生ならびにその両親または法的保護者を対象とした必須のオリエンテーションを実施する。
- ☐ 派遣する学生のオリエンテーションでは、青少年交換プログラムの規則、手続き、期待事項を参加者に説明し、地元のロータリークラブとローターアクトクラブおよびその活動についての簡単な説明も行う。
- ☐ 派遣クラブまたは地区は、学生と親または法的保護者の両方に対して、虐待とその防止に関する研修を行う。
- ☐ 逆カルチャーショックの影響を考慮し、交換後、学生と両親または法的保護者は、家庭、学校、地域社会環境の変化に順応することを目的とした交換後ミーティングに出席するよう奨励されている。

準備

- ☐ 派遣クラブまたは地区は、問題が生じた場合や緊急の場合に連絡できる人々のリストを学生に提供する。このリストには、次の氏名と連絡先を含める：
 - 派遣クラブカウンセラー
 - 派遣クラブ会長
 - 派遣地区委員長
 - 派遣地区ガバナー

学生の旅行保険

- ☐ 学生旅行保険の加入証明書は、学生が自宅を出発する前に、受入地区に送達、受理され、承認されるものとする。受入地区は必要に応じて即時かつ緊急の治療を手配する立場に置かれるため、学生が加入している保険が信頼できる保険会社によるものであり、(医療)サービス提供者が支払いを全額、迅速に受け取ることをこの会社が保証するなど、受入地区が承認するものでなければならない。青少年交換学生の両親または法的保護者は、すべての医療および事故の費用の支払いについて責任を負う。
- ☐ 派遣地区と受入地区は、国の健康保険または旅行保険の補償範囲について差異がありうる項目を判定し、最低限の補償を満たすための補完的な保険を特定して加入するものとする。
- ☐ 各学生の両親または法的保護者は、事故によるけがおよび疾病に対する医療および歯科治療、遺体の本国送還、緊急搬送、24時間緊急援助サービス、および個人法的賠償責任を含む(ただしこれに限るものではない)場合に適用される旅行保険に加入するものとする。補償額は、ロータリー章典に定められた最低限度額および学生あたりの保険給付額を下回らないものとする。
- ☐ 両親または法的保護者は、ロータリー章典に定められた補償を提供する旅行保険への加入も検討することができる。
- ☐ 受入国において旅行保険の加入が法定または法的に義務づけられている場合、そのような保険は上記の限度額および補償内容に従うものとする。それ以外のすべての場合は、派遣側および受入側の双方の合意による場合を除き、二重保険は回避すべきである。
- ☐ クラブおよび地区は、賠償責任保険およびその他の補償の加入に関して保険専門の弁護士に相談することが強く奨励されており、保険の補償範囲の要件を含め、外国人の学生に関する政府の方針および規制に関して十分精通すべきである。
- ☐ ハンググライディング、ロッククライミング、バンジージャンプなどの過激なスポーツへの参加は控えるものとする。学生が過激なスポーツへの参加を認められた場合は、受入地区と両親または法的保護者の書面による許可を得た上で活動を行い、十分な保険に加入すべきである

早期帰国

- ☐ プログラムの要件に従わないいかなる参加者も、プログラムへの参加から外される。
- ☐ 学生が早期帰国する前に、受入クラブと地区、派遣クラブと地区、ホストファミリー、学生の親または法的保護者にその旨が十分に知らされる。その決定には、受入地区と派遣地区の同意が必要となる。

学生は、現実的な最も早い時期に、親または法的保護者と派遣地区が合意した経路で帰国すべきである。行き詰った事態には、仲介役を務める第三者のロータリー会員1名を地区が任命できる。

国際ロータリーへの報告

- ☐ 地区は、RIに年次調査への回答を提出する。
- ☐ 事故、死亡、早期帰国、犯罪、虐待やハラスメント(嫌がらせ)の申し立てなど(ただしこれに限るものではない)、すべての事態は、地区役員がこの事態の報告を受けてから72時間以内に、地区からRIに報告する。地区は、RIへの報告を担当する人を1名、地区内で指定している。
- ☐ 個人、クラブ、地区が、義務づけられた事態の報告を故意に怠ったという十分な証拠がある場合、事務総長は、関係者が引き続きロータリー青少年プログラムに参加する資格があるかどうか、および／または同プログラムにどの程度参加する資格があるか、またはその人の会員身分終結をクラブに義務づける(ただしこれに限らない)などの追加の制裁措置が必要かどうかを判断することができる。

記録と書類

- ☐ 地区には、学生とボランティアの申請書と青少年交換の関係書類の保管に関する方針がある。
- ☐ 地区は、地区が作成する青少年交換の推進資料(Eメールアドレスやウェブサイトを含む)において、最新の手続要覧に詳述されているロータリー標章の使用に関する手続きを遵守する。

ボランティアの選考と審査

- ☐ 本プログラムに関与する成人(ロータリー会員およびロータリー会員以外)、すなわち委員、派遣クラブのカウンセラー、その他の人は、青少年と活動する適正を判断するための面接を受け、青少年ボランティア書式に記入、署名し、経歴照会が行われることに同意しなければならない。経歴照会では、交換学生の世話をする役割への適性について、3人に確認を取る必要がある。この3人は家族であってはならず、またそのうちロータリー会員は1人までとする。
- ☐ プログラムの要件に従わないいかなる参加者も、プログラムへの参加から外される。成人のボランティア(ロータリー会員およびロータリー会員以外)の場合、プログラムを遵守しない人は、ロータリーにおける青少年への関与から永久的に外されることとなる。

ボランティアの研修

- ☐ 地区青少年交換の方針で、研修の内容と頻度、研修を受けなければならない参加者、研修の手配と実施の担当者、参加者記録の保管方法について定める。
- ☐ 本プログラムに関与するすべての成人(ロータリー会員およびその他)、すなわち委員、派遣クラブのカウンセラー、その他の人は、プログラム運営、規定、および虐待とハラスメントの認識と予防に関する情報を含む研修を受ける。

プログラムの評価

- ☐ 認定されたすべての地区は、直接対面式および／またはバーチャル形式によるプログラム評価の対象となる可能性がある。

地区危機管理 ハンドブック



国際ロータリー第2650地区
危機管理委員会

目 次

- 国際ロータリー第 2650 地区危機管理総則
- 第 2650 地区危機管理委員会規定
- RI の青少年と接する際の行動規範に関する声明
- RI のゼロ容認方針について
- 第 2650 地区青少年保護方針
- 虐待とハラスメントの申し立てに関する指針
- 青少年ボランティア誓約書等
- 危機管理委員会構成図
- 参考資料

国際ロータリー第2650地区 危機管理総則

地域社会のリーダー的メンバーによって構成されるロータリーには、常に高い道徳性と社会的責任が求められる。

危機管理が問われている現代社会において、国際ロータリー第2650地区は、ロータリーの活動に関連して起こりうる危機に対し、率先してその社会的責任を全うする必要があるとの認識に基づき、ここにガバナー統括の下、第三者委員を含む危機管理委員会を設置し、ロータリーの信頼を高めることとする。

第1条（ロータリーにとっての危機管理の危機）

国際ロータリー第2650地区、地区内各ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリアン、ローターアクターにとって、「好ましくない事態の全て」を危機管理の「危機」とする。

ただし、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ内あるいはロータリアン、ローターアクター相互間の人的・内的諸問題は除く。

第2条（危機管理委員会の任務）

危機管理委員会は、前条に規定された危機について、その防止・解決のため必要な提言や適切な指導・助言を行うと共に、第4条の手続きによって当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうかを判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

第3条（危機管理委員会の構成）

危機管理委員会は、ガバナーが任命するロータリアン、ローターアクター及びそれ以外の第三者により構成される組織とする。

第4条（危機事案の報告）

第1条の危機に相当する事案が発生した場合には、地区委員会、地区内各ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリアン、ローターアクターは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

第5条（危機管理委員会の決定事項の遵守）

危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

第6条（保険）

地区は、危機への対応のため必要な保険に加入する。

第7条（危機管理基金）

危機発生時の対応に必要な資金として、地区に危機管理基金を常設する。
その管理・執行は、危機管理委員会の決定に従う。

第8条

この総則の実施に必要な事項は別途定める。

国際ロータリー第 2650 地区危機管理委員会規定

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 危機管理委員会
- 第 3 章 青少年奉仕プログラムに関する特別規定

第 1 章 総則

第 1 条 (趣旨)

国際ロータリー第 2650 地区危機管理総則第 8 条に基づき、危機管理委員会の組織および運営に必要な事項に関してこの規定を定める。

第 2 条(定義)

国際ロータリー第 2650 地区、地区内各ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリアン、ローターアクターにとって、「好ましくない事態の全て」を危機管理の「危機」とする。ただし、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ内あるいはロータリアン、ローターアクター相互間の人的・内的諸問題は除く。

第 2 章 危機管理委員会

(危機管理委員会の任務)

第 3 条 危機管理委員会は、危機について、その防止・解決のために必要な提言や指導・助言を行うとともに、当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうか判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

1. 報告のあった事案について法令上所定の機関への通告等の義務がある場合は、これに従うほか、報告された内容が犯罪に該当すると判断したときは、原則としてガバナーにおいて適時に刑事当局に対する手続きを行う。
2. 地区として適切かつ一貫した対応を図り関係者の権利を保護するため、報道機関等の外部への発表は、危機管理委員会において定める者がこれにあたるものとし、その他の委員ならびに関係者は、知り得た情報を外部および他のロータリアン等に提供してはならない。

(危機管理委員会の構成)

第 4 条 危機管理委員会は、次に挙げる委員をもって組織する。

- (1) ガバナーが指名するガバナー補佐もしくはパストガバナー
 - (2) ガバナーエレクト
 - (3) ガバナーノミニ
 - (4) 地区青少年奉仕委員長
 - (5) 地区青少年育成委員長 (RYLA 担当)
 - (6) 地区青少年交換委員長
 - (7) 地区ローターアクト委員長 (ロータリアン 1 名、地区 RA 代表 1 名)
 - (8) 地区インターアクト委員長
 - (9) 地区学友委員長
 - (10) 地区財団委員長
 - (11) 地区米山奨学委員長
 - (12) 地区公共イメージ委員長
 - (13) ガバナーが指名する地区研修委員もしくは地区危機管理委員会委員経験者
 - (14) ガバナーが委嘱するロータリアン以外の外部有識者 2 名以上 (その中には、司法関係者、メディア関係者、あるいはこれに精通した者を含む)
 - (15) 前各号の者に弁護士各 1 名以上を含まないときは、ロータリアンからこれらの者各 1 名以上を委員としてガバナーが委嘱する。
- ただし、上記委員会構成には女性委員を 1 名以上含むものとする。
2. 各委員の任期は 2 年とし、再任されることができる。

3. 危機管理委員会の委員長は委員の中から選任する。
4. 委員の中から副委員長若干名を定めることができる。
5. 委員長は、委員会を招集し、業務を統括する。
6. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員会が定めた順位により、副委員長がこれに当たる。
7. 危機委員会は第三者機関的立場にあることに鑑み、弁護士以外にも医師等の専門家を委員として選任することが推奨される。
8. 青少年保護の目的から、危機事案が発生した場合には、青少年奉仕、青少年交換、ローターアクト、インターアクト、青少年育成、地区学友、米山奨学、地区ロータリー財団、公共イメージ委員会の各委員長は、危機管理委員会の要請に従い、事案の調査、報告等に協力するものとする。

第5条（危機事案の報告）

危機に相当する事案が発生した場合には、地区委員会、地区内ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリアン、ローターアクターは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

第6条（危機管理委員会の開催）

危機管理委員会は危機事案の報告を受けたとき、または、危機に相当する事案が発生したと認めたときは、速やかに危機管理委員会を開催しなければならない。

2. 危機管理委員会の開催にあたって、危機管理委員長は、地区ガバナーに出席を求めることができる。

第7条（危機管理委員会の決議）

危機管理委員会の決議は、委員の2分の1以上が出席し（委任状による出席を含む）、その過半数をもって行う。同数の際は、委員長が決するところによる。

第8条（緊急時における危機管理委員会の開催）

災害・事故・政変等の緊急を要する危機に迅速な対応が必要な場合、危機管理委員長は、前条にかかわらず、必要な処置を行うことができる。ただし、次の危機管理委員会において報告し、承認を受けなければならない。

第9条（危機管理委員会の決定事項の遵守）

危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

第10条（守秘義務）

個別事案の調査および対応に関与する者は、当事者その他の関係者のプライバシーを含めその権利の保護に配慮するとともに、任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その任務を退いた後も、同様とする。

第11条（庶務）

危機管理委員会に関する庶務は、地区ガバナー事務所が行い、ガバナーの指名する地区幹事が担当する。

第3章 青少年奉仕プログラムに対する特別規定

第12条（青少年奉仕プログラムにおける地区の責務）

地区は、地区において実施する青少年奉仕プログラムに参加するすべての青少年の安全と健康および健全な生活を守り、交通災害、自然災害等の事故・災害からの保護と身体的、性的、精神的虐待あるいはハラスメント（以下、ハラスメント等という）を防止するとともに、事態の発生の場合の適切な対応のために必要な業務を行う。

第13条（青少年奉仕プログラムに関係する地区委員長の責務）

青少年奉仕プログラムに関係する地区委員会の委員長は、危機管理委員会との連携を図りつつ、プログラムに参加するロータリアン、ローターアクターおよびロータリアン以外の者に対し、危機を防止するため適切な指導・啓発等を行うとともに、事態の発生の場合に青少年の安全と健康の確保など適切な対応に努めるものとする。

第14条（青少年奉仕プログラムにおける危機管理委員会の業務）

第3条に定める危機管理委員会の任務には、青少年奉仕プログラムにおける次の事項を含むものとする。

- （1）交通災害、自然災害等の事故・災害およびハラスメント等に起因する事態が発生した場合に事実関係を調査すること。
- （2）前号の調査結果に基づき、当事者たる青少年の安全と健康の保護ならびに事態への適切な対処のための方策を講じること。
- （3）前号のため必要な対策をガバナーに提言し、あるいは、関係委員会の委員長その他の関係者に対し必要な指示、指導を行うこと。
- （4）青少年交換プログラムにおいて、プログラムに携わる関係者について、参加資格を調査・確認すること。
- （5）青少年交換プログラムにおいて、当該事案について必要と認めたときは、原則として報告を受けたときから72時間以内に申立てについてガバナーから国際ロータリーに報告し、その後の手はずと調査の結果および講じられた措置について報告すること。
- （6）その他危機管理、防止等に関し必要な業務。

第15条（青少年の保護）

前条の調査および対応においては、当事者である青少年の安全と健康の保護を最優先とし、被申立人の権利にも留意する。

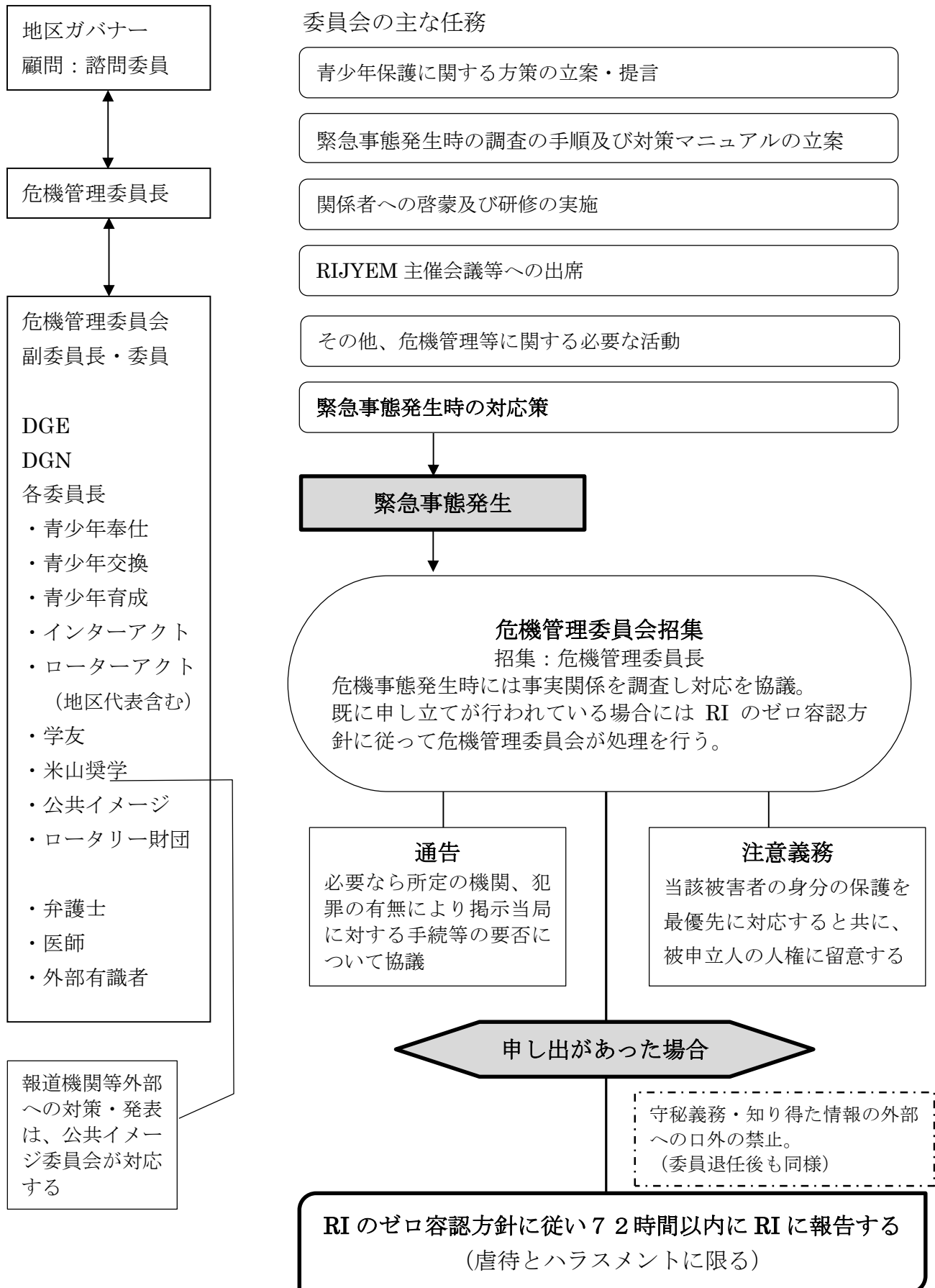
第16条（改定）

本規定は、ガバナーによって規定される。ガバナーは、危機管理委員会の意見を聞いた上で、本規定を改定することができる。

2021年7月1日 制定

国際ロータリー第 2650 地区危機管理委員会関係図

設置場所：ガバナー事務所



国際ロータリーの青少年と接する際の行動規範に関する声明

この行動声明は、青少年と活動するあらゆる状況で ロータリアンが守るべき基本的な原則を規定しています。

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために、安全な環境をつくり、維持するために努力している。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

2006 年 11 月、RI 理事会により承認

「ロータリー青少年保護の手引き」(MY ROTARY から利用できます。)は安全かつ安心な環境で青少年がロータリープログラムや活動に参加できるようにするための、総合的な手引きです。地区の青少年を守るための効果的な手続きを作成・実施・維持するためのガイドラインも含まれています。

この手引きの内容は、地元の法令に合わせて 適宜変更し、地元で作成された研修資料と併せて利用してください。

ゼロ容認方針（ZERO TOLERANCE）とは

ゼロ容認方針とは、とにかくセクハラや虐待の申し立ての報告があった場合、被害を受けてから（報告があった場合）その真偽や重大性、刑事上の事件性があるなしにかかわらず 72 時間以内に RI に報告するというものです。また、ゼロ容認方針とは意を別にしますが、RI に報告すべき重大事故や重篤な疾病等の発生した時にも、関係するすべての学生の保護、安全確保、その後のケア等のために 72 時間以内に RI に報告する必要があります。ゼロ容認方針の考え方の前提として、セクハラや虐待を受けた（可能性のある）学生・青少年は、立場が非常に弱く、往々にして組織（ロータリーという組織も含まれる）は、隠ぺいなどにより、その組織自体を守ろうとする意識が強く働くものです。よってそれを避けるため、とにかく勇気を出して申し立てた報告に関しては、それがあったものとして受け止め、結果として、RI に報告することを求めているものです。

RI へ報告してその後、外部委員（ロータリアン以外の法曹関係者、医師その他有識者等）も含めた危機管理委員会で、真偽の調査や司法当局への通知が必要かどうかを判断します。その結果虚偽の報告とか、勘違いによる報告とか重大なトラブルではなく当地区内で十分解決できる事案であったなどの可能性もありますが、その後の手はずと調査の結果および結果としてとられた措置について、再度 RI に事後報告するという仕組みです。

まとめますと、事案の上程されてきた報告において、当該地区・クラブの判断で RI に報告するか、しないかを判断するものではなく、（RI への報告は危機管理委員会が行います）とりあえず、危機管理に該当する事案が申し立てのルールに従って

申し立て報告された場合は、

- ① 学生たちの保護を第 1 優先として、被申立者からの分離、安全確保、またはその可能性を十分配慮する体制を即刻とること。
- ② それと同時に 72 時間以内に RI に申し立てがあったことの事実の報告をする。
- ③ その後、危機管理委員会で申立者の勘違い等による誤解や事案の真偽などを確認する。
- ④ 危機管理委員会はその後の手はずと調査の結果、および結果として取られた措置について RI に事後報告する。

結果として、誤解や重大でなかったもの等に関しても、RI はその最終結論を採用するというもので、最終の申し立ての報告が該当事案に対し、影響を与え続けるものではないことを理解する必要があります。よって、RI への報告を、ためらいをもってはならないという事です。

第 2650 地区青少年保護方針

効果的な青少年保護方針を定め、これを導入することは、ロータリー青少年プログラムの参加者を守ろうとする地区の姿勢を明確に表すものである。本文書は、あらゆる青少年プログラムに関して、地区方針の基本的な枠組みを定めたものである。網掛けのセクションには、ロータリー青少年交換の認定条件が反映されている。

1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明

第 2650 地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境を作り、維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接触する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

2. 定義

ボランティア：監督者の有無に関わらず、ロータリーの青少年活動で学生と直接の接触を持つすべての成人。

ロータリーボランティアには以下が含まれる。

- クラブと地区の青少年プログラム役員と委員会委員
- ロータリー会員と非会員のカウンセラー
- 活動や外出において学生と行動をともにする、または学生に同行する人（ロータリアンであるなしを問わない）、およびその配偶者またはパートナー
- ホストファミリーの兄弟姉妹やその他の家族を含む、青少年交換のホストファミリーの親とその他同居している成人
- 地区に当てはまるボランティアの役割と説明をここに記載すること。

青少年プログラム参加者：年齢にかかわらず、ロータリー青少年プログラムに参加する人。

3. 法人化と損害賠償保険

第 2650 地区は、特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会と称する独立した法人の一部である。

特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会は、東京都港区芝公園二丁目 6 番地 1 5 号に所在し、日本国の「特定非営利活動促進法」によって法人化されたものであり、現在有効である。

第 2650 地区は適切な補償内容と限度額を備える損害賠償保険に加入している。本方針は、組織、従業員、またはボランティアの過失による第三者の損害賠償や訴訟から当組織を守るものである。

4. クラブの遵守事項

地区ガバナーは、ロータリー青少年交換に関連した活動を含む、地区内のあらゆる青少年活動の監督および管理を行う責任を負う。地区はすべて参加クラブが青少年保護およびロータリー青少年交換の認定条件を遵守するよう監督する。

ロータリー青少年交換に参加するすべてのクラブは、審査と認定のため、以下の書類を地区に提出しなければならない。

- クラブが地区および国際ロータリーの方針を遵守してプログラムを運営する旨を明記した署名入りの文書
- 申込書、面接、身元照会、犯罪歴調査が終了し、監督なしでプログラム参加者と接することが許可されるまで、ボランティアがプログラム参加者に接触することを禁止することの確認
- パンフレット、申請書、方針、ウェブサイトなど、青少年交換プログラムに関するクラブのあらゆる資料
- クラブが作成したあらゆる青少年保護の研修資料

5. ボランティアの選考と審査

国際ロータリーはいかなる形の虐待もハラスメントも許さない。青少年プログラム参加者との活動に興味があるすべてのロータリアンとその他のボランティアは、国際ロータリーおよび地区の認定条件を満たしていなければならない。

国際ロータリーは、性的虐待もしくはハラスメント、または地域社会で認められた行動基準に反する行為を自ら認め、有罪判決を受け、またはそれに関与したと認められたいかなるボランティアも、ロータリー会員であるかそうでないかを問わず、青少年プログラムに参加することを禁じている。

地区は、青少年との接触を禁止された人に関する極秘の記録を保管し、このような禁止が地区全体で年度を超えて一貫して施行されるようにしなければならない。

青少年活動への関与を禁止された人物は、地区インターアクト委員長、インターアクトクラブの顧問、地区 RYLA 委員長、地区青少年交換委員長、地区青少年保護役員、またはその他の青少年と接触する可能性のある地区またはクラブの役職を務めることはできない。

性的虐待もしくはハラスメントの告発を受け、警察による調査で結論が導きだされなかった場合、または警察が調査を行わなかった場合、告発された人、およびこの人と将来接触を持つかもしれない青少年プログラム参加者の両方を守るため、さらなる保護措置が講じられなければならない。疑いが晴れた人物は青少年プログラムのボランティアとして活動を続けることを申請できる。そのような復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。

プログラム参加者と直接、監督なしで接触する機会を持つ、あらゆる青少年交換ボランティア（ロータリアンと非ロータリアンの両方を含む）は以下を行わなければならない。

- ボランティア申込書を提出する。
- 犯罪歴調査を受ける（ただし、国法律や慣習によってはこれができない場合がある）。
- （できれば直接）個人面接を受ける。
- 青少年交換のホストファミリーは、面接で適性が審査される。面接では以下を示すべきである：
 - 学生の身の安全と安全確保に力を入れること。
 - 学生を受け入れる動機が、国際親善と異文化交流というロータリーの理念と一致していること。
 - 学生に対する十分な宿泊設備（部屋と食事）を提供できる経済力があること。
 - 学生の福利を保証するため、適切な監督と親代わりとしての責務を果たす能力があること。
- 連絡先の記載された身元保証人のリストを提出する（身元保証人には家族を含めず、2 名以上のロータリアンは含めないこと）。
- 国際ロータリーと地区の青少年交換プログラム方針を遵守する。

青少年交換プログラムのホストファミリーも、以下の基準を満たしていなければならない。

- 学生の受入前と受入中に、事前通知のあるなしを問わず、家庭訪問を受け入れること。家庭訪問は、以前に学生受入の経験があるホストファミリーに対しても毎年実施しなければならない。

注：ホストファミリーの家に同居するすべての成人は、選考と審査基準を満たさなければならない。これには、ホストファミリーの成人した子ども、他の親族、住みこみもしくはパートの家事使用人も含まれる。

青少年交換学生には、すべてのボランティアに適用される基準を満たすロータリアンのカウンセラーを 1 名割り当てなければならない。また、カウンセラーは以下の条件も満たさなければならない。

- カウンセラーはこの学生の交換に関して他の権威ある役割を担っていない（例えば、ホストファミリーの一員、校長、クラブ会長、地区またはクラブの青少年交換役員など）。
- カウンセラーは、肉体的、性的、または心理的虐待やハラスメントなど、起こりうるいかなる問題や懸念にも対処できなくてはならない。

6. 参加者の選考と審査

地区青少年交換プログラムへの参加に興味があるすべての学生は、地区の指針を満たさなければならない、かつ、以下を行わなければならない。

- 申請書に記入する。
- 派遣クラブと地区の面接を受ける。
- クラブと地区のすべてのオリエンテーションと研修に出席し、参加する。

また、プログラム参加のための学生の適性を判断するため、青少年交換プログラム参加者のすべての親または法的保護者も、クラブと地区レベルでの面接を受けなくてはならない。

7. 研修

地区とそのクラブは、青少年保護の研修および青少年プログラムの情報を提供する。第 2650 が研修セッションを実施する。

地区青少年交換プログラムは、すべての学生とボランティアに対し、青少年保護についての研修と情報を提供しなければならない。

第 2650 地区が研修を実施する。地区は以下を行う。

- 地区の指針、地元の慣習や文化に関する情報および法的な義務事項を考慮の上、「ロータリー青少年保護の手引き」を適宜、修正して使用する。
- 研修の出席者、頻度、形式を盛り込んだスケジュールを組む。
- 以下の青少年交換プログラム関係者に対し、それぞれ特化した研修を行う。
 - 地区ガバナー
 - 地区青少年交換役員および委員会委員
 - クラブ青少年交換役員および委員会委員
 - ロータリーカウンセラー
 - 青少年交換活動（地元ツアーや
 - 地区行事など）に参加するその他のロータリアンおよびロータリアン以外の人
 - ホストファミリー
 - 学生（派遣学生と受入学生）
- 参加記録をつける。

8. 申し立てへの対処

地区はあらゆる虐待やハラスメントの申し立てを深刻に受けとめ、地区の虐待およびハラスメント申し立ての報告に関する指針に従って対応する。

警察、児童保護当局、法的調査機関すべてに協力する。

地区は、地区とそのクラブに虐待とハラスメント防止について助言し、リスクや青少年の安全に影響を及ぼすあらゆる危機を管理できるようにするため、青少年保護役員を任命するべきである。青少年保護役員は、カウンセリング、ソーシャルワーク、法律、警察、子どもの発達のいずれかの分野で専門的な経験を有すべきであり、ロータリアンでもロータリアンでなくてもよい。

第 2650 地区はロータリー青少年保護の手引きに示された通り、危機管理計画を作成する。

9. 青少年の旅

地元地域を離れて青少年が旅行する場合は、国際ロータリーと地区の青少年保護方針に従わなければならない。

地区またはそのクラブがスポンサーとなるあらゆる青少年の旅に関して、受入地区は以下を行わなければならない。

- あらゆる青少年プログラム参加者の親または法的保護者から書面による許可を得る。
- 親または法的保護者に、場所、宿泊、旅程、主催者の連絡先など旅行に関する詳細を伝える。
- 推奨事項（必須ではない）：居住する家または国から 150 マイル（240 キロメートル）以上の距離を移動する場合、医療、緊急移送、遺体の本国送還、賠償責任などを含む適切な保険に、活動または行事を企画するクラブまたは地区が納得する金額で、プログラム参加者の出発から帰還までの期間、プログラム参加者が加入していることを確認する。
- クラブにおける青少年の海外研修(未成年者)とインターアクトの海外研修は青少年交換学生の旅行手続きに準ずる。
- さらに、青少年交換学生が、ホストファミリーと一緒に、またはロータリーの行事に出席するために地元地域を離れて旅行する場合、または通常は交換プログラムの一環として行われない旅行をする場合、受入地区は派遣地区から事前に許可を得るものとする。

10. 地区における青少年交換の運営

地区の青少年交換プログラムは、参加クラブと協力して以下を行わなければならない。

- すべての来訪学生がロータリー章典の規定によって求められている最低条件を少なくとも満たす保険に加入していることを確認する

(受入地区は診察が緊急で必要になった場合即座に手配できなければならないため、学生が十分な保険に加入していることを確認しなければならない)。

- プライバシー保護に関するあらゆる適用法に従って、プログラム参加の後5年間、地区における青少年交換の参加者とボランティアの記録を安全に保管する。
- 地域内の支援団体や支援サービスの一覧（レイプ被害者ホットライン・自殺防止ホットライン、十代向けのアルコール薬物意識向上プログラム、関連した法執行機関、LGBTQ サービスなど）を各学生に提供する。このリストには以下の連絡先を含めなくてはならない。
 - 来訪学生向け：ロータリーカウンセラー、受入側クラブ会長、受入側の地区青少年交換委員長、受入側の地区ガバナー、および互いに関係がなく、ホストファミリーまたはロータリーカウンセラーと近い関係になく、いかなる問題であれ学生の力になれる、ロータリアン以外の少なくとも2名の支援提供者
 - 派遣学生向け：ロータリーカウンセラー、派遣側クラブ会長、派遣側の地区青少年交換委員長、派遣側の地区ガバナー
- プログラム活動に関する毎年の調査に記入し、国際ロータリーに提出する。
- 緊急時 24 時間対応の電話番号を学生に提供する。
- 青少年交換学生が関わるすべての事態（虐待やハラスメントの申し立て、事故、犯罪、早期帰国、死亡など）について、事態を知ってから 72 時間以内に RI 職員（youthprotection@rotary.org）に報告する。
- ロータリー青少年交換プログラムの枠組み外、または地区認定の仕組み外で交換学生を派遣するなど、あらゆる非公認の交換活動を禁止する。
- 審査済みの緊急用の家庭など、臨時の受入態勢を整えておく。学生をホストファミリーから引きはなす際の基準と手順を設けておく。一時的に滞在する予備の宿泊施設を手配する。
- すべての学生の受け入れは任意であることを確認する。派遣学生の親やクラブ会員に対し、学生を派遣する条件として来訪学生のホストファミリーとなることを義務づけてはならない。
- 長期プログラムの参加者には、可能であれば複数のホストファミリーを手配するようにする。プログラム中に3軒のホストファミリーの元で滞在することが推奨される。複数のホストファミリーの手配を妨げるような事情がある場合、事前に派遣地区と受入地区が同意し、学生の親または法的保護者に通知しなければならない。少なくとも1家庭を、予備のホストファミリーとして手配しなければならない。
- 来訪学生と派遣学生から毎月報告書を提出するよう求める。この報告書は、現在のホストファミリー、気持ち、懸念、考え、提案などの情報を含むものとする。地区青少年交換委員会は、この報告書に目を通し、プログラム参加者に必要な援助を提供する。

第 2650 地区 虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する指針

第 2650 地区申し立て報告に関する指針

青少年と接する際の行動規範に関する声明地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

いかなる虐待もハラスメントも許されない。

国際ロータリーと地区は、あらゆる青少年活動プログラム参加者の身の安全と福利を守ることに尽力し、虐待やハラスメントを許さない。すべての申し立ては、深刻に受けとめられ、以下の指針に沿って対応しなければならない。

プログラム参加者の安全と福利を、常に最優先しなくてはならない。

定 義

精神的または言葉による虐待：他者の行動をコントロールするために、脅威、侮辱、または言葉による攻撃を行うこと。例として、青少年を拒絶すること、普通の社会的関係を築くのを妨げること、本人の人種、宗教、能力、知性、好み、または個人的な容姿について軽蔑的な発言をすること、などが挙げられる。

肉体的虐待：痛み、傷、その他の肉体的な苦痛や危害を与えることを目的として肉体的に接触すること。

放置（ネグレクト）：青少年の福利に必要とされる食事、住居、医療、心のケアを提供しないこと。

性的虐待：間接または直接に性的な行動に及ぶことを強制あるいは促すこと。これには、同性・異性および年齢を問わず、性的同意年齢に満たない相手に、単独で性的な行動を行うよう圧力をかけること、またはその相手と直接的な行動に及ぶことを含む。成人と未成年者、青少年プログラム参加者の間におけるいかなる性的行動、または同世代の間におけるいかなる同意のない性的行動も性的虐待とみなされる。

性的虐待の例には、のぞき見、公然わいせつ、ストーカー行為、電子的方法によるハラスメントや青少年に性的資料またはポルノ類を見せるなど、接触のない犯罪も含まれる。

性的ハラスメント：同意したくない、または同意能力のない人に対する性的な誘いかけ、性的行為の要求、または性的な性質を持つ発言もしくは行為。時に、性的ハラスメントは性的虐待へとエスカレートし、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、不適切な行為に慣れさせるために用いられる場合がある。性的ハラスメントには次のような例がある。

- 性的な言葉、冗談、性的言動に関連する書面あるいは口頭による言及、個人の性生活に関する噂話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及
- 性的なものを含む、個人的もしくは秘密の贈り物
- 性的な性質を持つ言葉による虐待
- 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- 性的な示唆を含む目線や口笛
- 通りすがりに体をかすめるなどの不適切な身体的接触
- 卑猥な言語または身ぶり・手ぶり、性的示唆や侮辱を含む言葉

手なづけ：性的虐待を目的として、相手を油断させて信頼を勝ち取るために精神的なつながりをつくること

同意：性的行動を含め、何らかの行為に対する情報にもとづいた、意図的かつ自主的な許可

虐待またはハラスメントの申し立ての受理

プログラム参加者から虐待またはハラスメントの報告を受けた成人には、以下が求められる。

- **注意深く耳を傾け、冷静に対処する**：虐待やハラスメントを報告するのは大変勇気ある行動であることを認める。相手を支えるが、中立的な立場を保つ。ショックや恐れ、不信感を表さない。
- **プライバシーを守ることを約束するが、極秘ではない旨を伝える**：事態に歯止めをかけ、他の人々に同様の事が起こることを防ぐために、虐待やハラスメントについて誰かに伝える必要が

あることを説明する。

- **事実を収集する際、尋問のように参加者を問いただすことはしない：**誰がいつどこでどうやって何をしたかを聞いて事実を収集する。事実を報告するのは正しいことであるとその青少年に伝える。青少年の動機を疑っている、自分が悪いとほめかしている、または自分が信じられていないと取られかねない「なぜ」の質問は避ける。申し立ての報告を受けた成人は、この情報を適切な当局に報告する責務があることを忘れない。
- **中立的な立場を保ち、かつ安心感を与える：**起こったことについて、学生や他の当事者に対する批判的な態度を取らない。告発された人についても、学生が慕っている人かもしれないため、批判的な態度を取らない。青少年を責めたり、批判したりしないことは、特に重要である。事態の責任はその青少年にはないこと、およびこの件を報告したことは勇気ある成熟した行動であることを青少年に伝え、安心させる。
- **辛抱強く、理解を示す：**トラウマを経験した人にとって、体験を詳しく語るのは難しいこともある。できるかぎり、または話せるだけ報告するように励ます。体験を繰り返して説明しなければならない必要性をできるだけ抑える。
- **申し立ての内容を記録する：**できるだけ早く極秘の会話記録を取る（会話で言及された日付や場所などの詳細を記録）。青少年が使った言葉を用いるようにする。

申し立てへの対応

虐待またはハラスメントの申し立てがあった場合、直ちに以下の手立てを講じなければならない。プログラムボランティアが行えるものもあるが、地区役員が行わなければならないものはその旨が明記されている。

1. 青少年を保護する

直ちにその状況から青少年を引き離し、疑いのある虐待者やハラスメントを行った人とのあらゆる接触を避けることで、青少年プログラム参加者の身の安全と健康を確保する。このような措置は、青少年の安全を確保するためであり、処罰ではないことを伝えて安心させる。

直ちに行動を起こして青少年の無事と健康を確保し、必要であれば医療または精神科医の診察を受けさせる。問題を報告した人および告発された人が青少年である場合、両者に支援を提供する。

2. 申し立てについて適切な当局に報告する

虐待またはハラスメントの申し立てがあった場合、必ず、直ちに青少年保護役員に連絡して調査を依頼し、それからクラブと地区リーダーに連絡する。虐待やハラスメントの申し立ての調査はすべて法執行機関に委ねなければならない。調査はすべて、ロータリーと関係のない当局によって実施されなければならない。

ロータリー内での第一の連絡先は、ほとんどの場合、当局との窓口となっている青少年保護役員である。この人が、適切な当局に助言を求めることとなる。

ただし、申し立てにこの人が関わっている場合、地区ガバナーまたは地区危機管理委員会がロータリー内での主な連絡先となる。

地区は、警察または法執行機関による調査に協力する。

地区は、申し立ての報告など、青少年保護に関連した地元、自治体の条例、および国の法令を調べ、あらゆるボランティアが把握していなければならない法令上の要件を以下に特記する。

3. 告発された人を青少年と接触させない

地区は、問題が解決するまで、性的虐待またはハラスメントを行ったとされる人に青少年プログラム参加者との一切の接触を断たせる。

ロータリー青少年交換学生がホストファミリーの一員について申し立てを行った場合、地区の正式な基準と手順に従ってこの学生をホストファミリーから引き離す。事前に審査済みの別のホストファミリーに学生を移動させる。

4. 噂話や非難は避ける

申し立てについて報告すべき相手以外には、誰にも口外しない。調査の間は、当事者全員の権利が守られるように配慮する。

地区は、告発を受けた人のプライバシー（極秘情報とは区別される）を保つために以下の手順を実施する。

（別紙：虐待とハラスメント申し立てと報告手順を参照のこと）

5. 解決まで見届け、安全対策を講じる

申し立ての事実を知ったあらゆるボランティア（ロータリアンであるかどうかを問わない）は、72時間以内に国際ロータリーが報告を受けるようにしなくてはならない。地区役員は国際ロータリーに、随時、状況の報告を行う。

地区は必ず、プログラム参加者（告発された側であっても、告発した側であっても）の親または法的保護者に連絡する。地区は、あらゆる青少年の当事者に、専門家として精神的なサポートを提供する、独立した、ロータリアンではないカウンセラーを紹介する。

警察が調査を行わない場合、または調査により結論が導きだされない場合、地区ガバナーが地区調査委員会を任命する。この委員会は、地区青少年保護方針の遵守を徹底させ、青少年の身の安全が第一に考えられていることを確認し、必要であれば地区の手順を変更する。地区調査委員会は、申し立ての正当性を判断する責任を負わない。このような判断は、青少年保護当局の職員や訓練を受けた警察官にしかできないものである。

地区は、警察により調査の結果について連絡を受けたら、犯罪性があつた場合もない場合も、当事者全員に連絡する。地区は、不適切な行為に関するあらゆる申し立てと告発、最終結果、問題解決のために行った対応を記録しておく。不適切な行為のパターンがあれば、これを見分け、対処しなければならない。

ロータリー 青少年保護に関する申し立て報告書

概要			
事件の日時:	カレンダーから日付を選択	事件が起きた場所:	
事件の詳細:			

申し立て後の措置
以下の措置は、RI 青少年保護方針により要件として定められています。既に取りられた措置に印をつけてください。 ☐ 青少年は現在、安全な場所にいる。 ☐ 警察による調査が行われている間、被疑者とされる人は青少年との接触を一切断っている。 ☐ 申し立てのあった事件について、地元の警察に連絡した。 - 警察による調査はどのような状況にありますか: - 被疑者が起訴された場合、その罪状を記入してください: ☐ 本件にかかわる参加者の受入地区と派遣地区に、事件について連絡した。 ☐ 参加者の両親または保護者に、事件について連絡した。 この事件について連絡されたそのほかの関係者をすべて挙げてください: 上記のうち満たされていない要件がある場合、その理由を説明してください:
申し立てのあった事件について取られたそのほかの措置: ☐ 被害者とされる人に対し、専門家による支援サービスが提供された。 ☐ 本件にかかわった学生の早期帰国を手配する。 早期帰国を手配する場合、早期帰国報告書式に記入し、RI への報告書に添えてご提出ください。 ☐ 事件後に取られたこのほかの措置について報告があった(ご説明ください):

今後も本件について新しい展開がありましたら(メディアから問い合わせがあった、等)、RI 職員まで E メール (youthprotection@rotary.org) でご連絡ください。

本書式に記入された情報は内密のものである可能性があり、知る必要のある人のみと共有すべきです。保管や輸送は厳重に行ってください。



ロータリー 青少年保護に関する申し立て報告書

報告に関する説明: 以下の書式に漏れなくご記入ください。質問に該当しない場合は、「該当せず」と記入してください。申し立て報告書は、Eメール(youthprotection@rotary.org)でRIにご提出ください。本書式を提出後も新しい情報が入り次第、担当職員に引き続き連絡するよう、よろしくお願いいたします。

報告者に関する情報			
報告日:	カレンダーから日付を選択	役割/役職:	
氏名:		電話番号:	
地区:		Eメール:	

被害者とされる人に関する情報			
被害者とされる人が2人以上いる場合、すべての人の情報を記入してください。			
姓:		名:	
申し立ての対象となる事件が青少年交換中に発生した場合は、以下もご記入ください:			
受入地区:		派遣地区:	
受入クラブ:		派遣クラブ:	

被疑者とされる人に関する情報			
被疑者とされる人が2人以上いる場合、すべての人の情報を記入してください。			
姓:		名:	
上記の青少年との関係:		役割/役職	
その他の関係者:			
被疑者とされる人が青少年交換学生である場合、以下もご記入ください。			
受入地区:		派遣地区:	
受入クラブ:		派遣クラブ:	

補遺資料C（2015年5月、日本34地区RⅠ再認定版）青少年ボランティア誓約書

第2650地区は、ロータリーの活動に参加するすべての人々のために最も安全な環境を作り、維持するよう最善を尽くしています。ロータリープログラムや活動に参加する児童や青少年の安全を守り、若い参加者の肉体的、性的、精神的な虐待を防止するよう最善を尽くすことは、すべての、ロータリアン、配偶者、およびその他のボランティアの責務です。

●ボランティア本人の情報

氏名： _____ 住所： _____
 現住所での居住年数 _____（5年間未満の場合は、この書式の裏面に以前の住所を記入してください。）
 政府発行の身分証明（健康保険証や免許証の番号） _____
 生年月日（西暦年／月／日）： _____／_____/_____/

●同意事項

この誓約書および添付書類に記載された情報はすべて、私の知る限り真実かつ正確であり、この誓約書が不利益な影響を与えるような情報を差し控えていないことを保証します。私は、第2650地区青少年交換プログラムが、暴力犯罪に関わったいかなる個人もボランティアの任務から排除することを理解します。私は、この情報がボランティアとしての適性を判断する目的でも使用されることを理解します。私は、また私がボランティアを務める期間中はいかなる時も再度情報の確認を受ける場合があることを理解します。

●権利放棄（免責事項）

青少年交換プログラムへの採用および参加に鑑みて、私は、法の許す限りで、この誓約書に関連した私の過去の調査の結果、被免責者による過失から起こる可能性も含め、いかなる損失、物的損害、個人の死傷に対する責任についても、私が損害を被った場合または申し立てをした場合、関与しているロータリークラブ、地区、国際ロータリーのすべての会員、役員、理事、委員会委員、職員（被免責者）を免責し、保護しかつ損害を与えないことに同意します。

私はまた、国際ロータリー、20____-____年交換プログラム、およびその関連団体の定める規則、規定、方針に従うことに同意します。

私は、上記の誓約、同意、免責についての条項を読み、理解し、この書式に任意で署名することを認めます。

申込者署名： _____

（ふりがな）

氏 名： _____ 日付： _____／_____/_____/（西暦）

●その他の情報

自宅電話番号： _____ Eメール： _____

勤務先電話番号： _____ FAX： _____

ロータリークラブの会員ですか。 ☐ はい ☐ いいえ

「はい」と答えた場合は、クラブ名と入会年を記入してください。 クラブ名： _____ RC 入会年： _____ 年

希望する任務： _____

過去にロータリー青少年交換プログラムに関与したことがありますか。 ☐ はい ☐ いいえ

「はい」と答えた場合、過去の役職と時期を記入してください。

職務履歴（過去5年間について。必要な場合は別紙を添付してください。）

現在の勤務先： _____

住所： _____

電話： _____ 役職： _____

雇用年月日： _____ 上司の氏名： _____

過去の勤務先： _____

住所： _____

電話： _____ 役職： _____

勤務年数： _____ 上司の氏名： _____

●青少年に関わるボランティア経験（過去5年間について、必要な場合は別紙を添付してください。）

団体名： _____

住 所： _____

電 話： _____ 役職： _____
参加期間： _____ 担当責任者： _____

それ以前の団体名： _____
住 所： _____
電 話： _____ 役職： _____
参加期間： _____ 担当責任者： _____

●資格および研修

この任務に関連して、どのような資格を持っていますか、または研修を受けた経験がありますか。すべて説明してください。

●犯罪歴

1. これまでに何らかの犯罪で罪状を認めた、または有罪が確定したことはありますか。 ☐ はい ☐ いいえ
2. 一切の性的、肉体的、あるいは言葉による虐待について、家庭内暴力・迷惑行為差止命令、保護命令など（ただしこれに限らない）、裁判所の命令（民事、家庭、刑事裁判所を含む）を受けたことがありますか。 ☐ はい ☐ いいえ
「はい」と答えた場合は、その内容を説明してください。それぞれについて、命令を受けた年月日と場所（都道府県と市町村）を明記してください（必要に応じて、別紙を添付してください）。

●身元保証人（親族以外、ロータリアンまたは元ロータリアンは1名までに限る）

身元保証人は、ボランティアと個人面接し、ホストファミリーの場合は家庭訪問を実施して、ボランティアが学生と共に活動するための RI および地区の資格要件を満たしていること、ならびに、性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したことがないことを確認して、ボランティアの身元を保証する。

1. 氏名： _____ 署名： _____ 日付： _____ / _____ / _____
住所： _____
電話： _____ 本人との関係： _____
2. 氏名： _____ 署名： _____ 日付： _____ / _____ / _____
住所： _____
電話： _____ 本人との関係： _____
3. 氏名： _____ 署名： _____ 日付： _____ / _____ / _____
住所： _____
電話： _____ 本人との関係： _____

地区使用欄

（個人情報の利用目的）：

地区とクラブは、本誓約書により取得する個人情報を青少年交換プログラムの目的に限定して利用します。

（調査・確認）：地区危機管理委員会によって調査・確認をします。

確認者： _____ 日 付： _____ / _____ / _____

（保 管）：この誓約書は地区で保管します。（原本で5年保存、電子データで永久保存）

☐ ロータリアン	☐ ホストファミリー	☐ その他
---------------------------------	-----------------------------------	------------------------------

青少年プログラム ボランティア申込書の見本



第2650地区 青少年プログラムボランティア申込書

第 2650 地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努めています。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任があります。

この情報は、当ロータリー地区が身元調査のために外部機関に提供する場合があります。また、身元調査書の入手を申込者本人に要請する場合があります。

●参加者に関する情報

氏名： _____ 住所： _____

現住所での居住年数 _____ (5 年間未満の場合は、この書式の裏面に以前の住所を記入してください。)

政府発行の身分証明 (マイナンバー、健康保険証や運転免許証の番号) _____

生年月日 (西暦年/月/日)： _____ / _____ / _____

●同意事項

本申込書およびあらゆる添付書類に記載された事項はすべて、私の知る限り真実かつ正確であり、審査に不利に働くような情報を隠していないことを私はここに保証します。暴力、性的虐待やハラスメント、またはその他性的犯罪の有罪判決を受けた人、およびそのような嫌疑を受けたことがある人を第 2650 地区はボランティアとして受け入れないことを、私は理解しています。

第 2650 地区が、以前の雇用主や身元保証人に連絡すること、かつ、私が提出した正式に認証された公の記録を確認し、警察などの公の記録 (道交法違反歴や犯罪歴を含む) を調べて本申込書の記載情報を確認することを許可します。この情報は、私のボランティア適性を判定するため使われることを理解しています。また、ボランティアを務める期間中、いつでもこの情報の再確認が行われる可能性があることを理解しています。私の犯罪歴が閲覧される機会があることも理解しています。

●権利放棄 (免責事項)

ロータリー青少年プログラムへの採用および参加を約因として、本申込書と関連した身元調査、それと関連した行為、またはその情報により、被免責者による過失により生じる、または私が被るもしくは請求する以下の賠償責任を含む、いかなる請求、損失、損害、損害賠償、費用、身体的傷害、または死亡に対する責任についても、プログラムに参加するロータリークラブ、ロータリー地区、多地区合同組織、およびそれらの会員、役員、理事、委員、代理人、従業員、ならびに国際ロータリー、その理事、役員、委員、従業員、代理人、および代表者 (「被免責者」) を、私は法の許す限りでここに免除し、防御し、損害を与えず、免責します。

国際ロータリー、第 2650 地区の青少年プログラム、およびその関係者の定める規則、規定、および方針に従うことに完全に同意します。

暴力犯罪、児童虐待またはネグレクト、児童ポルノグラフィ、児童誘拐、レイプ、またはその他性的犯罪の有罪判決も告発も受けたことがなく、それらに関して精神または心理的な治療を受ける命令を裁判所から受けたこともないことを私はここに確約し、表明し、保証します。

本合意書のいかなる規定であれ違法または執行不能とみなされた場合、残りの規定は完全な効力を持ちつづけるものとします。本申込書に署名することで、私は本申込書を読み、その内容を完全に理解していることを認めます。

申込者署名： _____

(ふりがな)

氏 名： _____ 日付： _____ / _____ / _____ (西暦)

●その他の情報

自宅電話番号： _____ E メール： _____

勤務先電話番号： _____ FAX： _____

ロータリークラブの会員ですか。 ☐ はい ☐ いいえ

「はい」と答えた場合は、クラブ名と入会年を記入してください。

クラブ名： _____ RC 入会年： _____ 年

希望する役割/役職： _____

職務履歴 (過去 5 年間について。必要な場合は別紙を添付してください。)

現在の勤務先： _____

住 所： _____

電 話： _____ 役職： _____

入社年月日： _____ 上司の氏名： _____

過去の勤務先： _____

住所： _____

電話： _____ 役職： _____

勤務年数： _____ 上司の氏名： _____

●青少年に関わるボランティア経験 (過去 5 年間について、必要な場合は別紙を添付してください。)

団体名： _____

住 所： _____

電 話： _____ 役職： _____
参加期間： _____ 担当責任者： _____

それ以前の団体名： _____
住 所： _____
電 話： _____ 役職： _____
参加期間： _____ 担当責任者： _____

●資格および研修

この役割／役職に関連して、どのような資格を持っていますか、または研修を受けた経験がありますか。すべて説明してください。

●犯罪歴

1. これまでに何らかの犯罪で嫌疑をかけられたか、有罪判決を受けたか、罪状を認めたことはありますか？

☐ はい ☐ いいえ

2. 性的、身体的、または言葉による虐待について、家庭内暴力や迷惑行為差止命令、保護命令など、裁判所命令（民事、家庭、刑事裁判所を含む）をこれまでに受けたことがありますか？ ☐ はい ☐ いいえ

1 または 2 で「はい」と答えた場合は、その内容を説明してください。また、それぞれについて、命令を受けた年月日と場所（都道府県と市区町村）を明記してください（必要に応じて、別紙を添付してください）。

●身元保証人（親族以外、ロータリアンまたは元ロータリアンは 1 名までに限る）

1. 氏名： _____ 署名： _____ 日付： _____ / _____ / _____
住所： _____
電話： _____ 本人との関係： _____

2. 氏名： _____ 署名： _____ 日付： _____ / _____ / _____
住所： _____
電話： _____ 本人との関係： _____

3. 氏名： _____ 署名： _____ 日付： _____ / _____ / _____
住所： _____
電話： _____ 本人との関係： _____

この申込書は、クラブが国内において実施する青少年奉仕活動のみに適用し各クラブで保管する。
クラブが海外との派遣および受入事業は、青少年交換ルールに従いボランティア誓約書を地区危機管理委員会に提出するものとする。

（個人情報の利用目的）：

地区とクラブは、本誓約書により取得する個人情報を青少年奉仕事業プログラムの目的に限定して利用します。

（調査・確認）：

地区危機管理委員会によって提出を求められた場合は、速やかに提出をし、地区危機管理委員会の調査・確認に協力をします。

確認者： _____ ロータリークラブ 役職 _____ 氏名 _____

青少年プログラムボランティア面接質問の見本

申込者を面接する目的は、ボランティアとして必要とされる要件を満たすためのスキルがあるかどうか、潜在的に虐待を行う人としての特徴を備えているかどうかを判断することです。また、ボランティアの責務と期待事項を理解してもらうことも目的としています。国際ロータリーは、申込者が青少年との生産的な関係を築く能力を総合的に調べるため、少なくとも2名の面接官が対面式の面接をそれぞれ行うことを推奨しています。面接官は、すべての人に対して同じ質問を用いるべきです。ただし、会話の中で自然と出てきた追加の質問をするのは構いません。同じ質問を用いることで、回答を比較し、一貫した審査を行うことができます。対面式だとより率直な反応を得ることができるため、面接は対面式で行うことが大事です。

以下の質問は地元のプログラム、習慣、法律に応じて修正してご利用ください。

ボランティア面接の質問

1. _____活動に興味がある理由を教えてください。
2. 青少年との活動に興味がある理由を教えてください。
3. 青少年プログラムのボランティアとして自分がふさわしいと考える理由を教えてください。
4. 趣味と、ロータリー以外で行っているボランティア活動について教えてください。
5. 時に、法律や方針を遵守するために、不必要と思われる手続きを踏まなければならないこともあります（申込者がロータリークラブや地区と顔見知りでも、身元照会を行うことが義務づけられる、など）。合理的ではないと思っても規則に従わなければならなかった経験について教えてください。どう思いましたか。どのように対応しましたか。
6. 規則を破る必要があると思ったときのことについて教えてください。
7. 忍耐力が試されたときのことについて説明してください。どう思いましたか。どのように対応しましたか。
8. 青少年と接した際に忍耐力を試された、または青少年があなたの言うことを聞かなかったときの例を教えてください。どのように対処しましたか？
9. 次の質問は聞きづらいトピックですが、大事な質問なのでさせていただきます。子どもや成人を虐待したり、性的いたづらをしたことはありますか？
10. 子どもの人生にいい影響を与えたと感じたことはありますか？どのような影響でしょうか？また、どうしてそう思えたのですか？
11. 難しい決断を下さないといけなかったときのことを教えてください。あなたはどのような行動を取りましたか？また、なぜそのような決断を下したのですか？
12. [必要に応じて追加の質問]

申込者の面接では、問題があるかもしれないと思える回答に注意してください。その点について踏み込んで聞く必要があるかもしれません。以下は懸念すべき兆候である可能性があります：

- 青少年にいい影響を与えるためではなく、自分自身のニーズを満たすことがボランティア活動を申し込む真の理由であると思われる。
- 申込書に記載されていない関心事を持っているようである。
- 青少年との活動に過剰な関心を寄せている（特に、特定の年齢や性別に関心を寄せている場合）。
- 難しい状況で間違った判断を下したと思われる。
- 難しい状況で平常心を保てないと思われる。
- 青少年との活動で適切な距離を保てないと思われる。
- 虐待的な行為について直接的に聞かれたときに、言い訳がましかったり言い逃れようとしたりした（ただし文化的な要素も考慮に入れる）。

青少年プログラムボランティアの身元照会 見本

ボランティアの役割とプログラムの要件によっては、青少年とかかわるボランティアは身元照会を行う必要があります。少なくとも3名の身元保証人に、申込者が希望する役割で青少年とかかわるのにふさわしい人かどうか尋ねてください。身元保証人は申込者の親族であってはならず、元／現ロータリー会員は1名まで認められます。

可能であれば、身元保証人と電話で話してください（地元の要件に反しない場合）。申込者が希望する役割について伝え、青少年とかかわる活動である点を強調しましょう。申込者の情報と照らし合わせて食い違いや矛盾がないかどうかを調べるために、全員に対して同じ質問を用い、回答を記録してください。

以下の質問は地元のプログラムや法律に合わせて修正してご利用ください。

青少年プログラム 身元照会の質問

1. 申込者と知り合って何年になりますか？ また、どのように知り合いましたか？
2. 申込者が青少年とかかわるところを見たことがありますか？そのとき、どのような行動をとっていましたか？見たことがない場合は、申込者が青少年に対してどのような行動をとると思われるか、思い当たるエピソードを教えてください。
3. 申込者が青少年に寄り添い、親身になれる人だということを示すエピソードを教えてください。そういうエピソードがない場合、青少年との活動にふさわしい人だと思える申込者の資質は何でしょうか？
4. 困難な状況において申込者が青少年に対応するのを見たことがありますか？それはどのような状況でしたか？どのように対処していましたか？そのような状況を見たことがない場合、青少年がかかわっていても、申込者がどのような困難な状況に直面したのを見たことがありますか？その際、申込者はどのように対処していましたか？
5. 申込者の判断が適切だと思ったエピソードを教えてください。
6. 申込者がロータリーの青少年プログラムで活動するべきではないと思われる理由がありますか？
7. 申込者についてほかに何か言っておきたいことや気にかかることはありますか？

身元保証人と話す際には、問題があるかもしれないと思える回答に注意してください。その点について踏み込んで聞く必要があるかもしれません。以下は懸念すべき兆候である可能性があります：

- 例えば知り合って6カ月以内など、身元保証人が古くからの知り合いではない
- 身元保証人が申込者と1年以上連絡をとっていない
- 身元保証人が申込者とは短時間しか会っていない
- 身元保証人が申込者と知り合った状況が、申込者の説明と異なる
- 申込者がかつて青少年と監督なしでかわることを好んでいた
- 申込者が身体的、感情的に粗暴である、または怒りやすい
- 申込者が成人とうまく付き合えない
- 申込者が指示に従うのを苦手としている

危機管理委員会組織

委員長	ガバナー補佐もしくはパストガバナー
副委員長	パストガバナー
副委員長	ガバナーエレクト
委員	ガバナーノミニー
委員／保護役員	青少年奉仕委員長
委員	青少年育成委員長
委員／保護役員	青少年交換委員長
委員	ローターアクト委員長
委員	ローターアクト委員長（地区 RA 代表）
委員	インターアクト委員長
委員	学友委員長
委員	地区財団委員長
委員	地区米山奨学委員長
委員	地区公共イメージ委員長
委員	医師
委員	RIJYEM 研修部門委員
委員	法曹関係
委員／保護役員	教育関係
委員	メディア関係

ガバナーが委嘱するロータリアン以外の外部有識者 2 名以上

（その中には、法曹関係者、メディア関係者、医師あるいは青少年保護に精通した者を含む。

委員に弁護士各 1 名以上を含まないときは、ロータリアンからこれらの者各 1 名以上を委員としてガバナーが委嘱する。

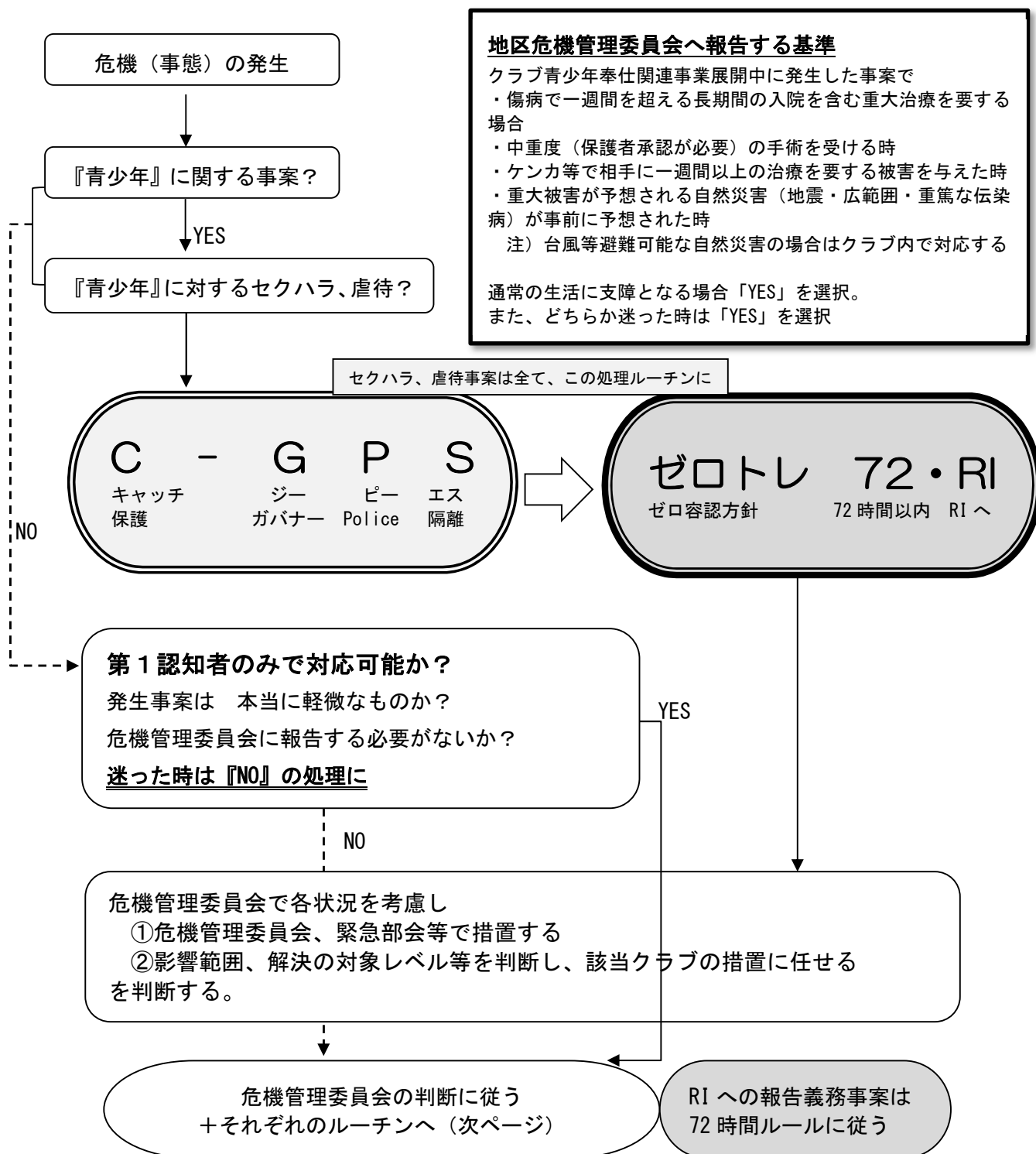
（上記委員会構成には女性委員を 1 名以上含むものとする）

最初の 1 歩

全てのロータリアンにとって『好ましくない事態の全て（危機管理の「危機」）』が発生または発生することが予想されたときの第1歩（手続きフロー）



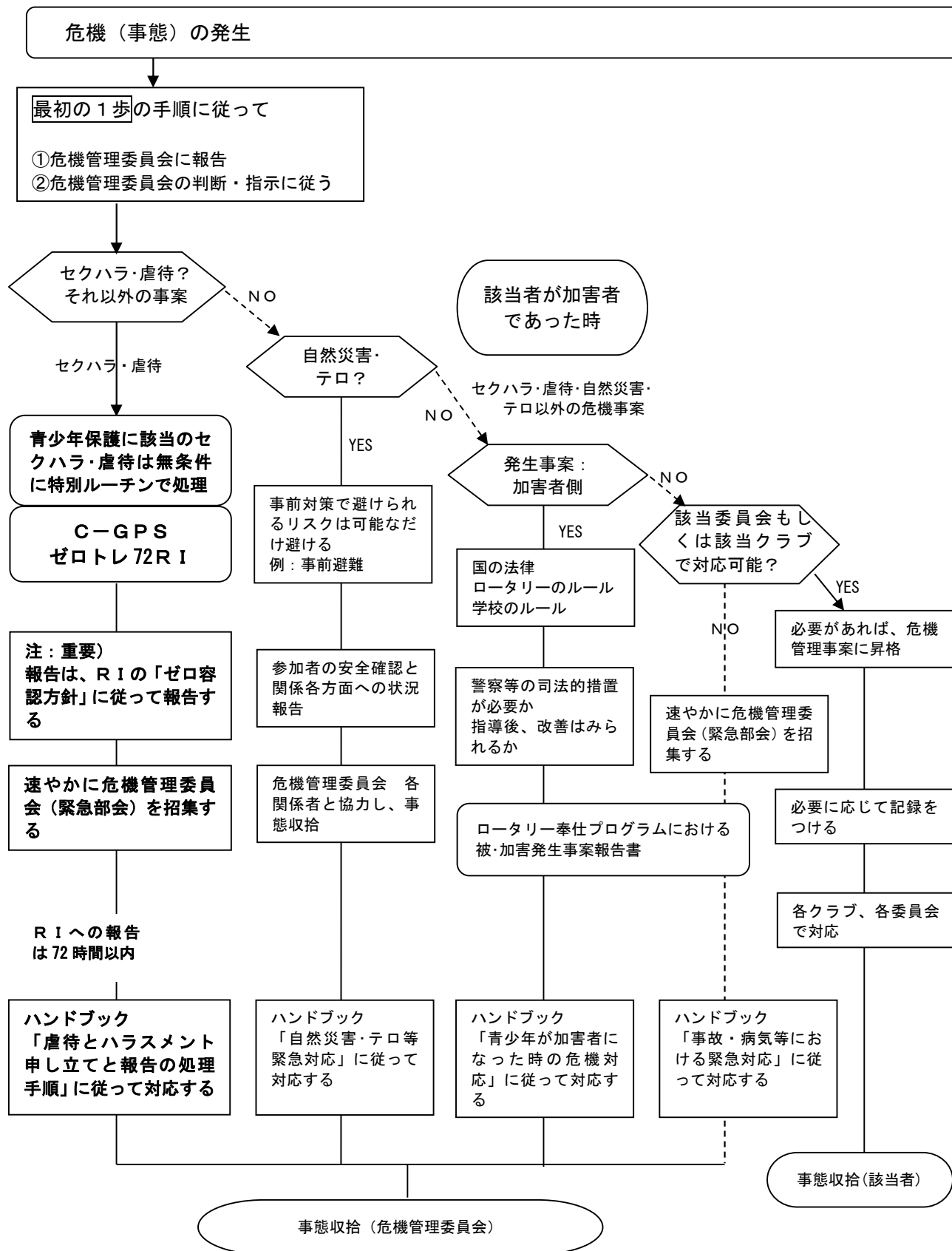
各クラブ主催の奉仕事業 および 各地区委員会主催の奉仕事業における危機事案の報告及び緊急措置に関する手順



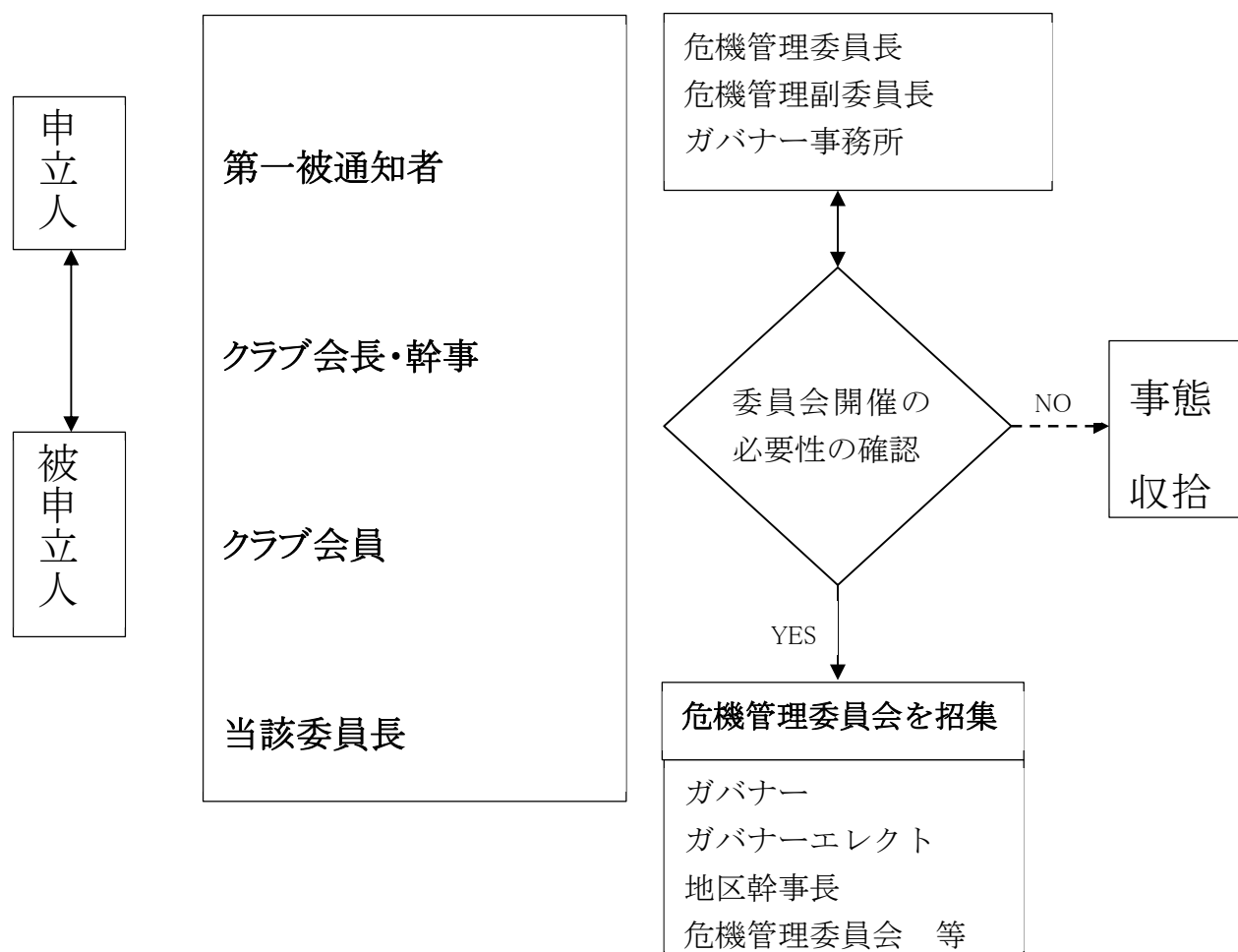
次の2歩目

危機管理委員会が、重要度・影響範囲・緊急性などで、第2歩目の判断を行います

申立者 → 第1認知者・クラブ・地区委員 → 危機管理委員会・ガバナー事務所 → R I・スポンサー地区・公的放送機関



国際ロータリー第2650地区 緊急連絡網



※委員会の開催の必要堰の確認については基本的に危機管理委員長・副委員長・ガバナー事務所が行う

※危機管理委員会会合の集合場所は危機管理委員長が指定しない限りはガバナー事務所とする

※連絡は自宅・職場・携帯電話・Eメールに

ガバナー事務所 TEL 075-353-2650 / 075-343-2650

FAX 075-343-2651

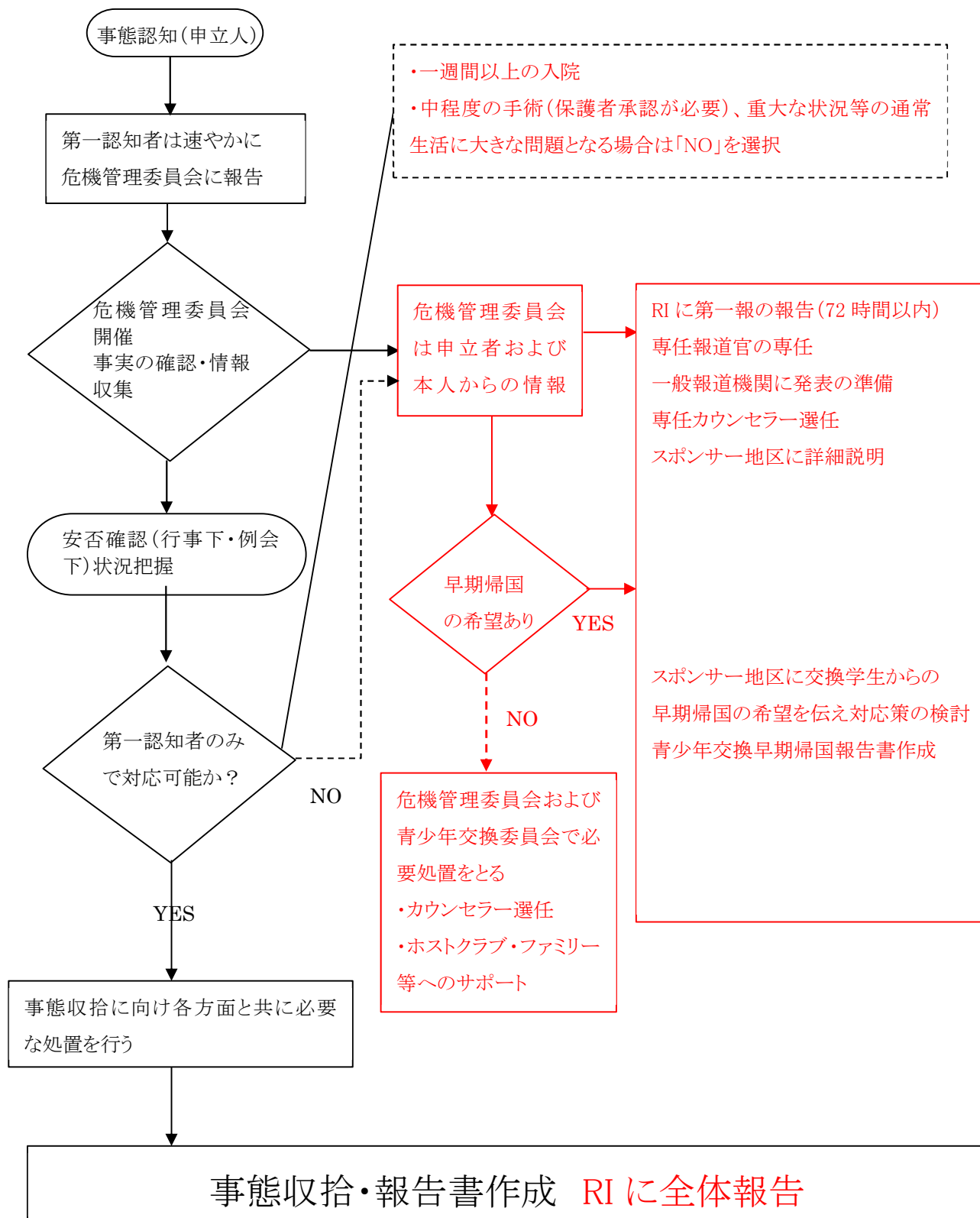
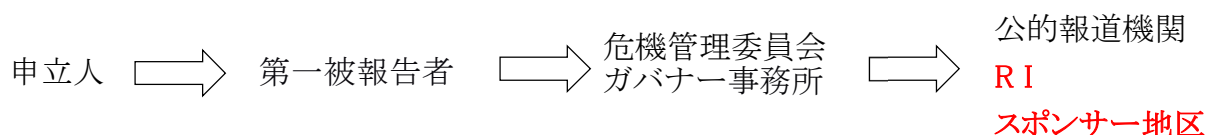
Eメール gov20XX-XX@rid2650.gr.jp

↑ XXの部分に該当年度番号をいれる

事故・病気等の緊急対応

(ロータリーの関わる青少年活動全て)

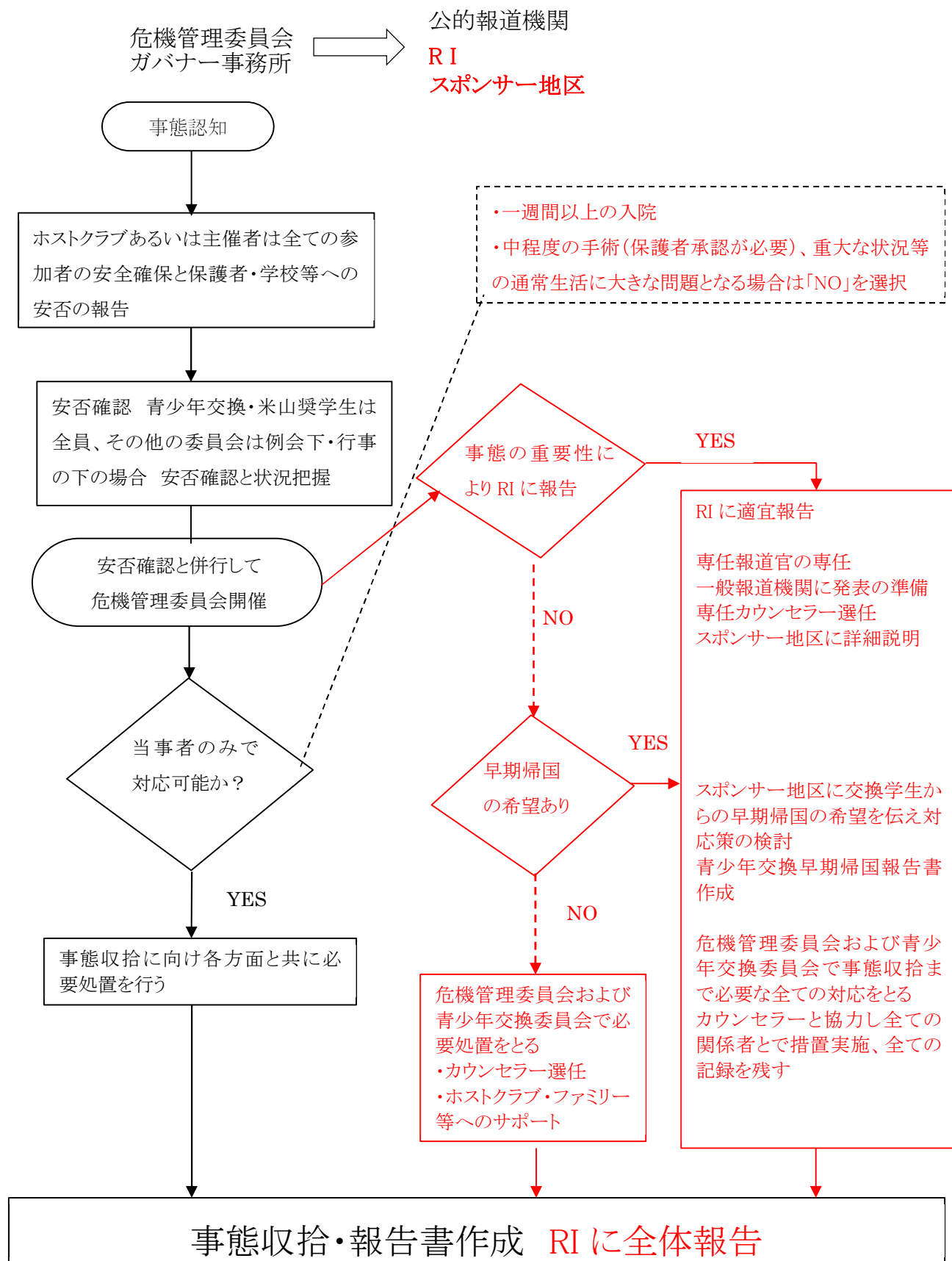
(赤文字は青少年交換に限る)



自然災害・テロなどの緊急対応

(ロータリーの関わる青少年活動全て)

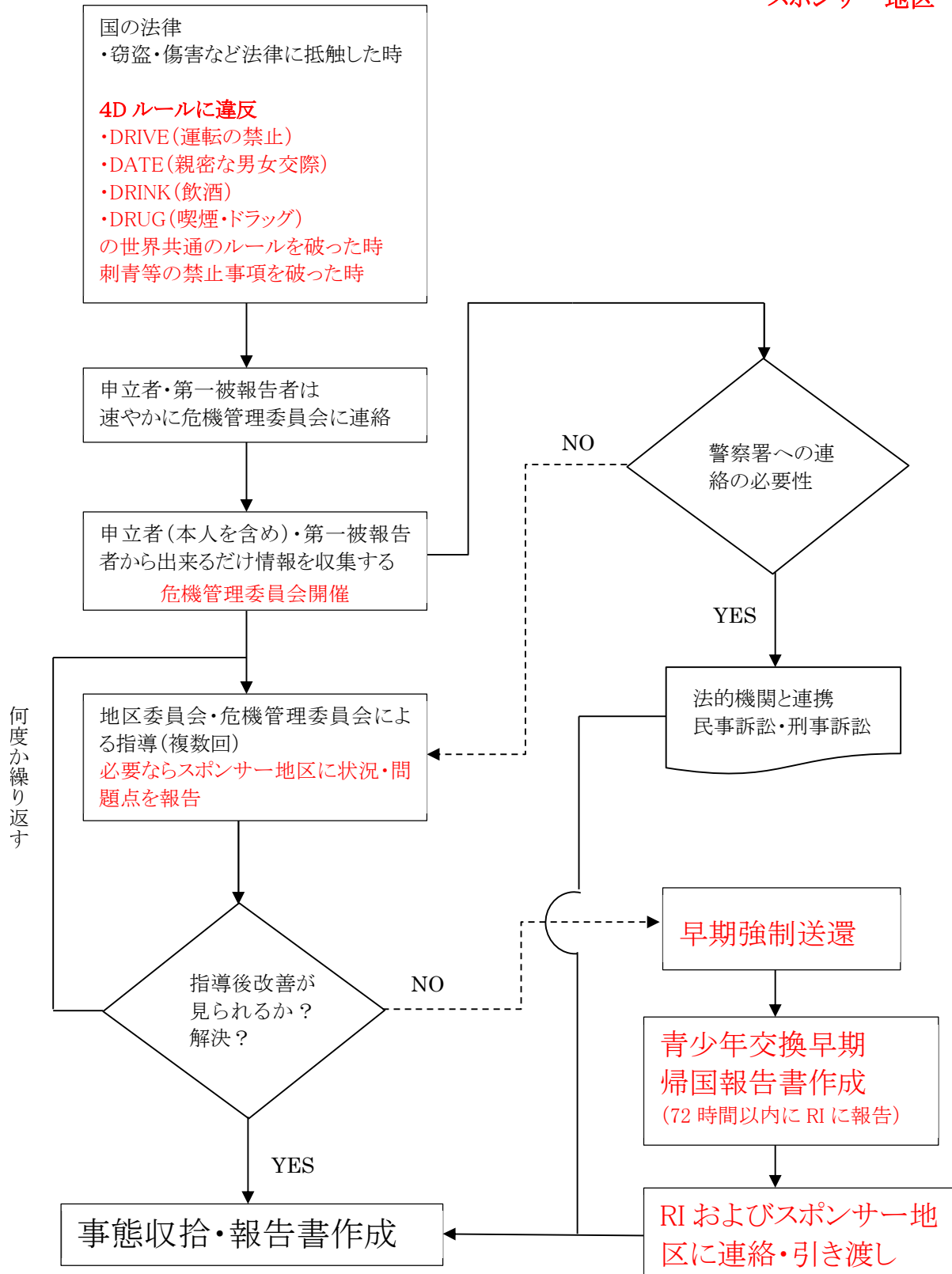
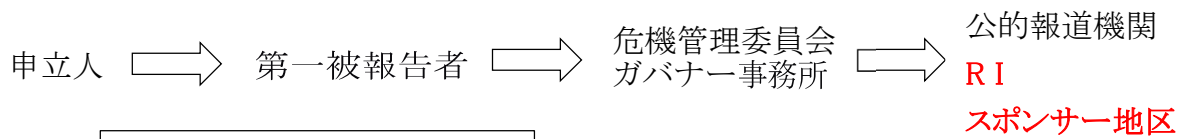
(赤文字は青少年交換に限る)



青少年が加害者になった時の危機管理対応

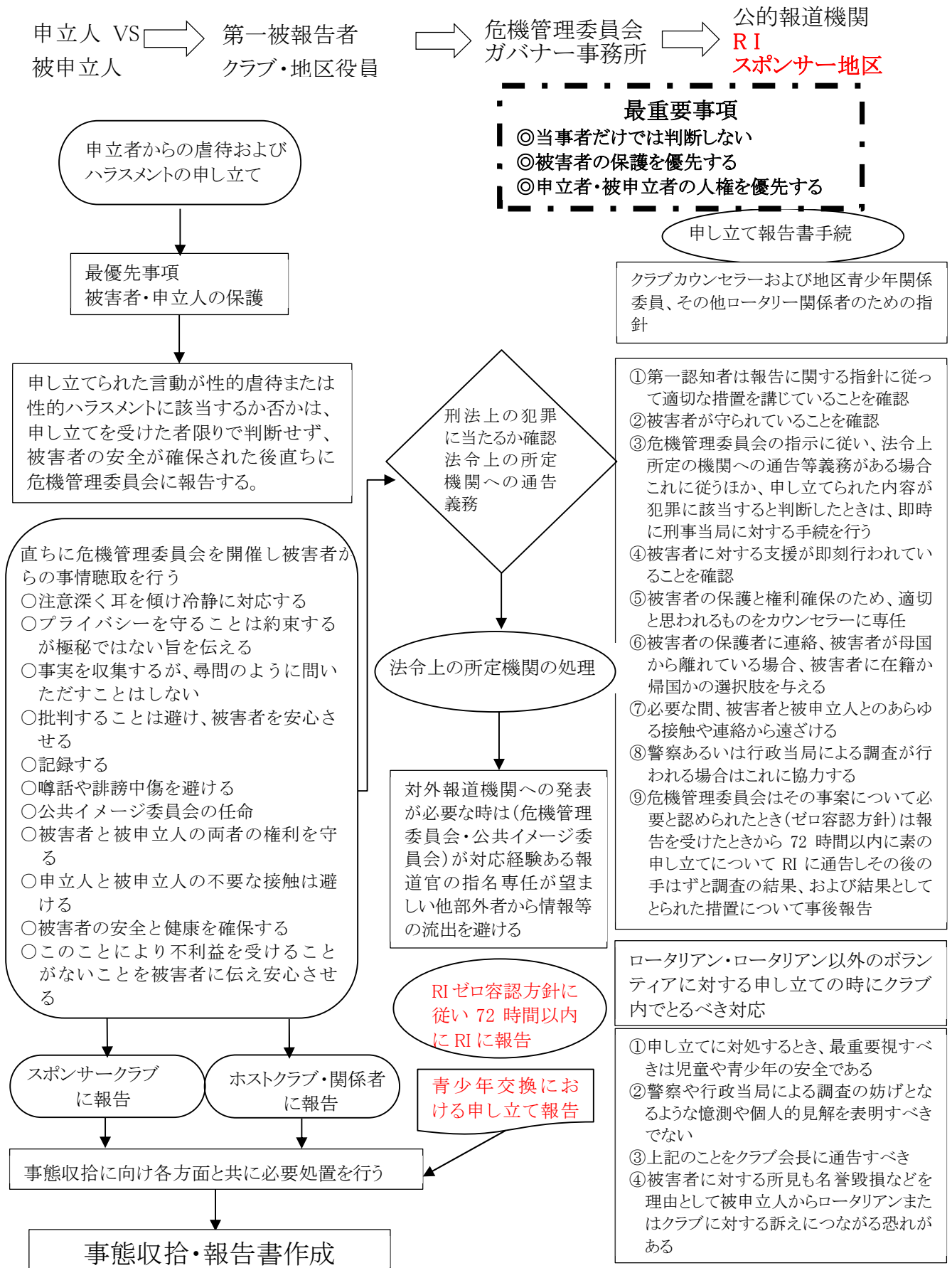
(ロータリーの関わる青少年活動全て)

(赤文字は青少年交換に限る)



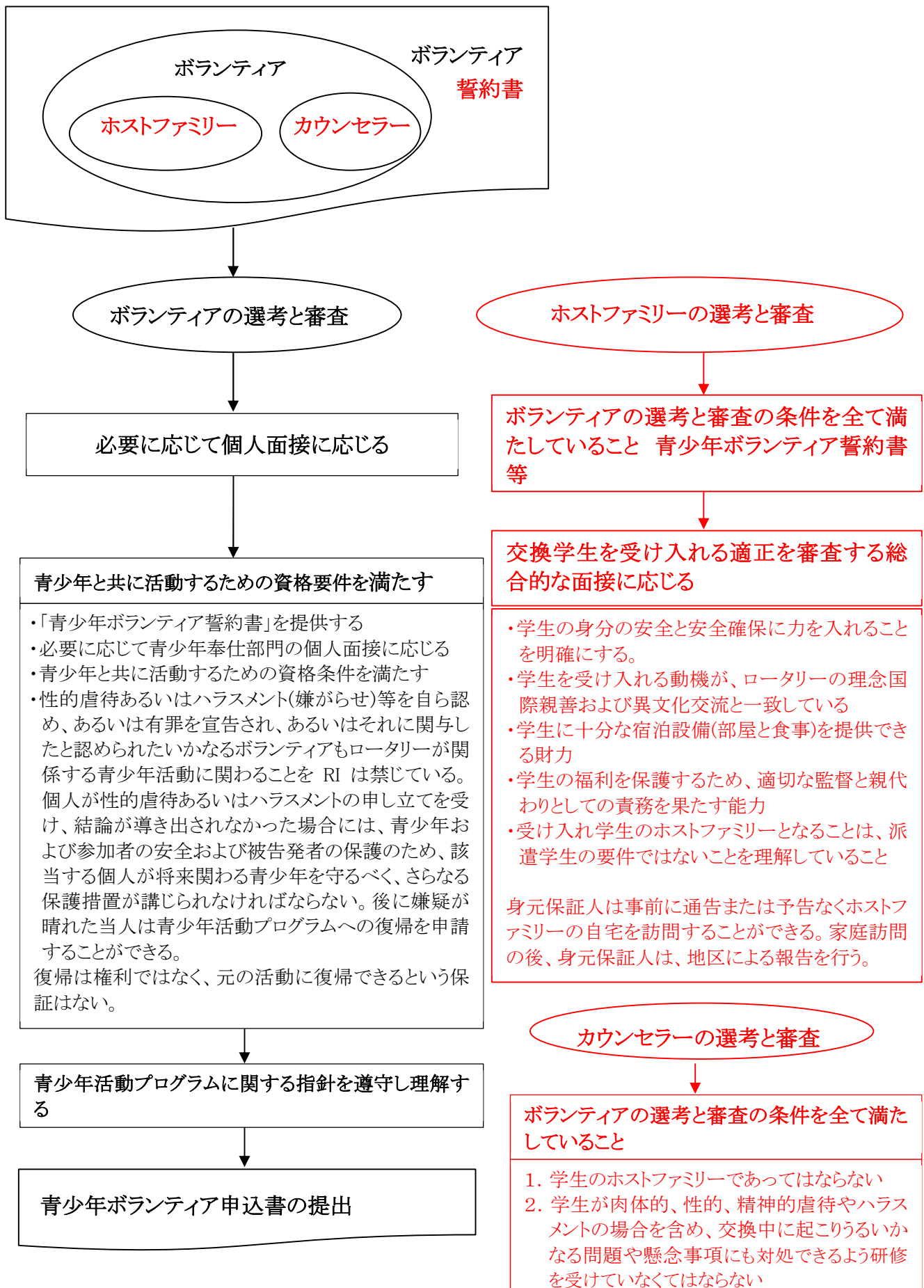
虐待とハラスメント申し立てと報告の処理手順

(赤字は青少年交換に限る)



ボランティアの選考と基準

(赤字は青少年交換に限る)



ハラスメントに対する 危機管理 ハンドブック

2025 年改訂版

国際ロータリー第 2650 地区危機管理委員会

目 次

- 第1章 概要
- 第2章 ハラスメントとは
- 第3章 ハラスメントのない環境を作る
- 第4章 ハラスメントに関するロータリー章典の規定
- 第5章 ハラスメントが起きてしまったら
- 第6章 不祥事の公表とマスコミ対策
- 第7章 シナリオ演習

第1章 概要

ロータリーは、いかなる形であれハラスメントのない環境を維持することに力を注いでいます。ハラスメントには、同意なく身体に触れる、誘いかける、不適切なコメントを述べるといった言動が含まれます。ロータリーの会合、行事、活動に参加するすべての人は、全参加者の安全、礼儀、尊厳、尊重を大切にすることを努めなければなりません。

クラブ、地区、ゾーンのリーダーは、会員がそれぞれ異なる信条や価値観をもっていることを尊重しつつ、ロータリーの寛容の原則を適用するために配慮する必要があります。ロータリー行動グループと親睦活動グループのリーダーも、ロータリーの原則を反映した安全で開放的な環境で会合や行事を行うために適切な判断を働かせる必要があります。

会員は「ロータリアンの行動規範」に従うことが求められます。

「会員の行動規範」

8.030.2. 会員の行動規範 (Member Code of Conduct)

全会員（ロータリアンおよびローターアクター）には以下のことが求められる：

1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
2. 敬意を込めた言葉遣いを心がけ、支え合い、居心地の良い環境を育み、すべての個人の特性を尊重することで、他者を公平に扱う。
3. ロータリーを通じて自分の職業スキルを生かし、地域社会や世界のほかの地域の人びとの生活の質を高める。
4. ロータリーやほかのロータリー会員の評判を落とすような言動は避ける。
5. ロータリー関連行事のすべての行動規範に従う。

(以下省略)

出典：規定審議会、89-148号。 2025年4月理事会会合、決定147号により改正

(アンダーラインは、国際ロータリー第 2650 地区危機管理委員会による)

「ロータリアンの行動規範」は、すべての国と文化の会員に適用されます。文化的な習慣や規範はさまざまですが、常に適切な言動をわきまえ、自分の発言や行動を受ける側の気持ちや反応に敏感であることは、どの文化でも大切です。

ハラスメントに関する法律は国によって異なるため、地元の法律を調べ、これを守ってください。このコースでは、ロータリーの方針を基にハラスメントに対処する方法を紹介しています。ハラスメントが起きた場合に警察に連絡し、何らかの措置が必要かどうかを判断する責任は、あなた自身にあります。青少年、または青少年と接する大人がかかわるハラスメントの申し立ては、「ロータリー青少年保護の手引き」に沿って対処してください。

第2章 ハラスメントとは

ロータリーは、すべての人に安全で、楽しく、差別のない環境をつくるために、ハラスメントに関する方針を定めています。この方針で「ハラスメント」とは、個人またはグループを特性（年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会・経済的地位、文化、性別、性的指向、性自認）に基づいて、言葉または身体的に、中傷、侮辱する言動、または攻撃的な言動を指すと定義されています。

ハラスメントの例

ハラスメントはさまざまな形を取りますが、以下はその例です：

- 口頭または文面で侮辱的な言葉を使うこと（Eメールやソーシャルメディアを含む）
- いじめ（上記に挙げた特徴に基づく口頭または身体的な脅しや威嚇を含む）
- ソーシャルメディアやEメールでの中傷的なコメント
- 噂話やゴシップ（その人の評判を落としかねない私生活に関する侮辱的なコメントを含む）
- 相手の動きを意図的に妨げること
- ある人の性生活や性的経験について質問したりコメントしたりすること
- 相手の特徴（上記参照）に関する冗談や中傷的な言葉
- 同意のない身体的接触（体に触れること、抱擁、つねることなど）またはそのような接触を与えることの脅し
- ある人の魅力や容姿に関する一方的なコメント
- じろじろ見たり、口笛を吹いたりすること
- 性的な示唆を含む、または侮辱的な、言葉、物、写真、記事、手紙、Eメール、テキスト、ウェブサイトを使用、表示、シェアすること

※年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、性自認への言及すべてのリーダーがあらゆるハラスメントの申し立てを深刻に受け止め、適切に対処することが重要です。

第3章 ハラスメントのない環境をつくる

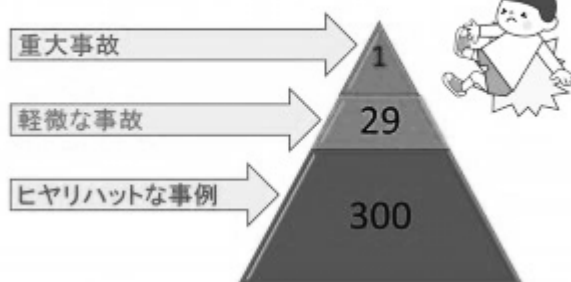
会合や親睦行事でハラスメントのない環境をつくるには、全会員の協力が必要とされます。ガバナー、ガバナー補佐、各委員長をはじめとする地区リーダーは、クラブと協力しながら、すべての人にとって安全で、礼儀と尊重を重んじる環境を維持しなければなりません。ロータリー行動グループと親睦活動グループのリーダーも、同じ基準に従う必要があります。

以下は、クラブと地区のリーダーが取ることのできる、ハラスメントのない環境づくりのステップです。ロータリー行動グループと親睦活動グループのリーダーも、グループの構成や活動について以下のステップを取るべきです：

1. ハラスメントのない環境に関するロータリーの方針（第4章を参照のこと）についてクラブ理事会で話し合い、この方針を会員に伝える方法を検討する。
2. クラブ協議会でこの方針について話し合う。センシティブな話題となる可能性があるため、事前に話し合いのルールを決めておくとういでしょう（例：「自分の体験や感情を率直に話す」「不明な点があれば質問する」など）。
3. 過去のハラスメントの事例を示し、そのような言動が容認されないことを会員に明確に伝える。
4. ハラスメントを一切容認しないというロータリーの姿勢を強調する。
5. ハラスメントが起きた場合に会員が声を挙げ、必要であれば警察やクラブ・地区リーダーに安心して報告できる環境を築く。
6. ハラスメントの報告があった場合にクラブと地区のリーダーがどう対処するかを、会員に知らせておく。
7. ハラスメントのない環境づくりは全会員の責務であることを強調する。

安全でハラスメントのない環境を築いてはじめて、「より良い地域社会を築くために多様な人びとがつながる」というロータリーの理念を実践できます。

ハインリッヒの法則(1:29:300)



小さな「おかしさ」を発見
すれば大事故は防げる

「おかしい」「あぶないかも」
＝リスクの芽
＝改善のチャンス
＝組織を救うヒント

第4章 成人のハラスメントに関するロータリー章典の規定

成人のハラスメントに関する規定は、下記のようにロータリー章典の中で多く見られます。

2019年1月理事会で、ロータリアンの行動規範にハラスメントに関する第5項が追加され、それに伴い、ロータリー活動の中でハラスメントのない環境を維持し、ロータリアンがその研修を受講することが定められています。

成人のハラスメントに関するロータリー章典の規定

8.030.2. ロータリアンの行動規範 (Member Code of Conduct)

26.120. 会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境

26.120.1. 成人のハラスメント方針に関する研修

41.050.7. 国際ロータリーへの報告

41.050.19. ボランティアの研修

41.060.3. RYLA ファシリテーター

第8条 クラブのプログラム

8.030.2. ロータリアンの行動規範 (Member Code of Conduct)

2025年4月理事会会合、決定147号により改正

全会員（ロータリアンおよびローターアクター）は、以下のことが求められる。：

- 1) 個人として、または事業において、高潔性、および高い倫理基準をもって行動する。
- 2) 敬意を込めた言葉遣いを心がけ、支え合い、居心地の良い環境を育み、すべての個人の特性を尊重することで、他者を公平に扱う。
- 3) ロータリーを通じて自分の職業スキルを生かし、地域社会や世界のほかの地域の人びとの生活の質を高める。
- 4) ロータリーやほかのロータリー会員の評判を落とすような言動は避ける。
- 5) ロータリー関連行事のすべての行動規範に従う。

さらに、地区ガバナーを含む地区リーダーと地域リーダーは次のことに従う。

- 1) ロータリーの活動に従事する際、および生活においても、適用されるすべての法律と規制を遵守する。
- 2) 国際ロータリー定款と国際ロータリー細則の規定、ならびにロータリー章典にあるRI理事会の定めた規定を遵守する。
- 3) ロータリーの目的に従ってすべての会員と参加者の利益のために奉仕し、地区会員の利益を優先し、自らの行動が不適切な印象すら与えないようにする。
- 4) 地区において、安全、礼儀、品格を奨励する環境を育む。これには、ハラスメントのいかなる申し立てにも迅速に対処することが含まれる。
- 5) 自分の役職を個人的な威信や利益、または家族や友人の利益のために利用することを避ける。
- 6) すべての当事者に対する公正さに基づいて行動する。
- 7) 財務情報の透明性を奨励し、財務管理に関して地元と国の適用法を遵守し、ロータリーの経費支払いの方針に従う。
- 8) 極秘情報を（決して個人目的のためではなく）意図された目的のためだけに使用し、そのような情報の開示、連絡、使用を禁止かつ制限し、不慮の開示に対して細心の注意を払う。

すべての会員とガバナーへの期待に応えることに加え、理事は以下を行う。

- 1) (自らが選出された地域だけでなく) すべての会員とRI全体の最善の利益のために行動し、RIに対する忠誠の義務を遵守し、不適切な影響から独立して行動し、当組織の利益を第一に優先する。
- 2) 理事会の「利害の対立に関する方針」に従う。この方針は、理事会の決定に関して不適切な印象すら与えないようするために作成されたものであり、従って、理事会が検討する案件に対する影響や立場と引き換えに、申し出、贈答品、または恩恵を受けることを控える。
- 3) 入念かつ適切な注意を払って自らの責務を果たす。この責務には、理にかなった質問をすること、決定を下す前に可能な限り多くの情報を集めること、一般に同様の状況において同等の立場にある人と同程度の慎重さをもつことが含まれる。
- 4) 自らの決定(この決定はしばしば多様なグループや個人に大きなインパクトを与える)がもたらし得るインパクトについて、四つのテストに一致した方法で慎重に検討し、そのインパクトを受けるすべての人を公平に扱うようにし、そうすることで理事会が公平かつ当組織の最善の利益のために行動しているという会員の信頼を維持する。
- 5) この規範が遵守され、その目標が達成されるようにするため、この規範の違反の疑いや可能性があれば、事務総長またはRI会長に報告し、他の理事も報告するよう奨励する。
- 6) オリエンテーションでこの行動規範の内容を確認し、少なくとも年に一度、この規範を読み、理解し、責務の遂行にあたってこれを遵守することを確認する。

事務総長またはRI会長は、理事がこの規範に違反した可能性があることを知った場合、理事会の執行委員会に可能な限りあらゆる詳細を提供する。その後、委員会は、すべての関連情報を入手し、委員会が適切とみなすあらゆる措置を取るものとする。これには、申し立てられた違反者への忠告や、理事会全体による是正措置の勧告などが含まれる。理事に対して懲戒措置をとることができるのは、理事会のみである。

(2025年4月理事会会合、決定147号)

出典：規定審議会、89-148号。2011年5月理事会会合、決定204号、2011年9月理事会会合、決定87号、2013年10月理事会会合、決定31号、2014年1月理事会会合、決定88号、2014年10月理事会会合、決定60号、2019年1月理事会会合、決定119号、2023年4月理事会会合、決定114号、2025年4月理事会会合、決定147号により改正

第26条 国際ロータリー

26. 120. 会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境 (Harassment-free Environment at Meetings, Events, or Activities)

ロータリーは、ハラスメントのない環境を維持することに力を注いでいる。ハラスメントとは大まかに定義すると、個人またはグループを、以下の特性に基づいて、言葉であれ身体的であれ、脅迫、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す：年齢、民族、人種、肌の色、障がい、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性自認。

すべての会員およびロータリーの会合、行事、または活動に出席または参加する個人は、ハラスメントのない環境を期待すべきであり、安全、礼儀、品格、およびすべての人への尊敬を促す環境を維持するよう援助するものとする。青少年と接する成人は、ロータリー章典第2. 120節に概説されている方針の対象となる。

ガバナー、ガバナー補佐、委員会委員長を含む地区リーダーは、ハラスメントのない環境を作るためにクラブと協力するよう奨励されている。地区リーダーはまた、行動規範を定め、クラブ内、会員同士、およびロータリーのほかの参加者に対するハラスメントの対処と予防

の方針を確立するためにクラブと協力すべきである。

犯罪行為の申し立てはすべて地元の管轄の警察署に伝えるべきである。

ロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会、地区、またはゾーンのリーダーは、ハラスメントの申し立てに迅速に対応するものとし、申し立てを行った者に対する報復をしてはならない。

ロータリークラブまたはローターアクトクラブでは、ロータリーの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、ロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとする。違反の申し立ての対象者がロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会メンバーである場合、自ら審議から外れることが期待される。審査および／または調査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。ハラスメントの申し立てがロータリークラブまたはローターアクトクラブによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いて地区ガバナーに伝えることができる。

地区では、ロータリーの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、ガバナーまたはこの件のためにガバナーから任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとする。地区ガバナーが違反の申し立ての対象者である場合は、直前ガバナー（または直近の過去ガバナー）が直接、または本件に関する委員会を任命することにより、申し立てを審査して回答するものとする。地区ガバナー、ガバナーエレクト、およびガバナーノミニによるハラスメントの申し立ては、すべて2週間以内に事務総長に通知するものとする。審査および／または調査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。ハラスメントの申し立てが地区によって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いて、当該地区を含むゾーンのRI理事に伝えることができる。

ゾーンでは、ロータリーの会合、行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、RI理事またはこの件のためにRI理事から任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとする。違反の申し立ての対象者がRI理事である場合は、RI会長が任命する別の現または元RI理事が申し立てを審査して回答するものとする。

RI理事、理事エレクト、および理事ノミニによるハラスメントの申し立ては、すべて2週間以内にRI会長に通知するものとする。ハラスメントの申し立てがゾーンによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いてRI会長に伝えることができる。

性的虐待あるいはセクシャルハラスメントのあらゆる申し立ての被疑者となったロータリーに關与するいかなる人も、問題が解決するまでは、青少年との接触を一切断たなければならない。

性的虐待、セクシャルハラスメント、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られている、あるいは判明している（ロータリアン以外の）ボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動することが禁止されなければならない。

性的虐待あるいはセクシャルハラスメントあるいは深刻かつ／または広範囲におよぶハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られている、または判明しているいかなる個人についても、ロータリークラブまたはローターアクトクラブは、その会員身分を終結しなければならない。

性的虐待あるいはセクシャルハラスメントあるいは深刻かつ／または広範囲におよぶハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られている、または判明しているいかなる人物に対しても、ロータリークラブまたはロータリーアクトクラブは、会員身分を認めることはできない。クラブが、事実を知りながらそのような人物の会員身分を終結しなかったという情報が得られた場合、RI理事会は機能していないことを理由に、クラブを終結する。

ロータリークラブおよびロータリーアクトクラブ、地区、およびゾーンのリーダーは、性的虐待、セクシャルハラスメント、深刻かつ／または広範囲におよぶハラスメントならびにその結果生じた会員身分の終結について事務総長に迅速に報告しなければならない。ハラスメントの調査結果への適切な対応を怠った場合、クラブ終結またはその他の制裁を含むしかるべき措置のためにRI理事会に報告される。

ロータリー学友会、ロータリー行動グループ、ロータリー親睦活動グループに関して、学友会、ロータリー行動グループおよびロータリー親睦活動グループのリーダーは、ハラスメントの申し立てに迅速に対応するものとし、申し立てを行った者に対する報復をしてはならない。学友会、行動グループ、または親睦活動グループの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、学友会、行動グループ、または親睦活動グループによって、あるいは学友会、行動グループ、または親睦活動グループの委員長により任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとする。学友会、行動グループ、または親睦活動グループの委員長またはその他のリーダーが違反の申し立ての対象者である場合は、直前委員長（または直近の委員長）が直接、または本件に関する委員会を任命することにより、申し立てを審査して回答するものとする。違反の申し立ての対象者が学友会、行動グループまたは親睦活動グループの理事会のメンバーである場合は、自ら審議から外れることが期待される。審査および／または調査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。ハラスメントの申し立てが学友会、行動グループ、または親睦活動グループによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いてRI会長に伝えることができる。

ロータリー学友会、ロータリー行動グループ、およびロータリー親睦活動グループは、ハラスメントの申し立てを申し立ての対象者のクラブ会長および地区ガバナーに報告しなければならない。ロータリー学友会、ロータリー行動グループ、およびロータリー親睦活動グループがハラスメントの調査結果への適切な対応を怠った場合、RI会長は適切な措置を求めてRI理事会に通知するものとする。そのような措置には、グループの終結またはその他の適切な制裁が含まれる可能性がある（2023年4月理事会会合、決定114号）。

出典：2019年11月理事会会合、決定119号。2019年10月理事会会合、決定48号、2020年4月理事会会合、決定132号、2021年6月理事会会合、決定177号により改正

26. 120. 1. 成人のハラスメント方針に関するカリキュラム

(Curriculum on Adult Harassment Policies)

現職と次期クラブ会長、ガバナー、地域リーダー、理事は、RIの成人ハラスメント方針と手続についてカリキュラムを受けるものとする。この研修は会長エレクト研修セミナー（PETS）や国際協議会など（ただしこれらに限定されない）行事において実施する（2024年4月理事会会合、決定119号）。

出典：2019年10月理事会会合、決定34号、2020年1月理事会会合、決定85号、2024年4月理事会会合、決定119号により改正

成人ハラスメントの問題を報告する

ロータリー章典に従い、ロータリーは現在、会合、行事、活動においてロータリアンまたはローターアクターがかかわるハラスメントの問題を報告するための以下の方針を定めている。

ロータリーは、いかなる形のハラスメントもない環境を維持することに力を注いでいる。ハラスメントとは大まかに定義すると、個人またはグループを、あらゆる特性*（年齢、民族、人種、肌の色、障害、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性自認）に基づいて、言葉であれ身体的であれ、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す。

成人がかかわるハラスメントのいかなる申し立てについても通知を受けた場合、またはハラスメントを受けたと感じた場合、以下のステップに従うこと。

1. 身の安全が脅かされていると感じる場合は、警察に相談する。
2. クラブ役員（クラブ会長または幹事）、地区リーダー（地区ガバナーまたは地区ガバナーエレクト）、あるいはゾーンのリーダー（RI 理事）に通知する。
3. 問題について国際ロータリーのクラブ・地区支援室（cds@rotary.org）に報告する。
4. 青少年がかかわるハラスメントまたは虐待の申し立てはすべて、72時間以内に国際ロータリーに報告（youthprotection@rotary.org）しなければならない。

* ここに挙げられた特性は、ロータリー章典第26.120.節「会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境」からの引用である。ロータリー章典が改訂された場合、この行動規範も改訂される（2024年4月理事会会合、決定119号）。

出典：2021年6月理事会会合、決定184号

2021 年11月理事会会合、決定34号、2024年4月理事会会合、決定119号により改正

第5章 ハラスメントに対する対応

(RI ウェブサイト ラーニングセンター ハラスメントの防止と対処法より抜粋)

あなたがハラスメントを受けたと感じた場合は、

- 身の安全が脅かされていると感じたら、警察に相談する

一番大切なのは、あなたの身の安全です。重大なハラスメントを受けた場合は、警察に連絡しましょう。犯罪行為の申し立てがあったら、警察に連絡する必要があります。

- クラブ理事会、地区リーダー、ゾーンリーダーなど適切な人に伝える

クラブまたは地区の誰かからハラスメントを受けた場合、または、ロータリー行事でハラスメント行為があった場合には、起きた場所に依りて適切な人に伝えてください(クラブ理事会、行事責任者である地区リーダー、担当するゾーンのリーダーなど)。ロータリー行動グループまたは親睦活動グループが運営する行事や活動でハラスメント行為があった場合、グループの委員長またはリーダーシップチームのメンバーに報告してください。

- 国際ロータリーに報告する

国際ロータリーの行事(国際協議会、国際大会など)で起きたハラスメントの申し立ては、国際ロータリー世界本部に報告してください。

地区ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニ、理事、管理委員によるハラスメントに関する申し立ても、ロータリー世界本部に報告しなければなりません(その場合は**日本事務局**の職員にご連絡ください)。

それ以外のハラスメントについては、クラブ、地区、ゾーンのリーダーのいずれかに報告します。報告したにもかかわらずこれらのリーダーが対応しなかった場合には、クラブ・地区支援室の職員にご連絡ください。職員が該当する地区とゾーンのリーダーに連絡を取り、さらなる調査を行って問題解決を促すようリーダーに求めます。

性的虐待、セクシャルハラスメント、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られているロータリアンまたは一般のボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動することが禁止されなければなりません。

申し立てへの対処

クラブ、地区、ゾーン、行動グループ、親睦活動グループのリーダーは、ハラスメントの申し立てに対して迅速に対処しなければならず、申し立てを行った人への報復があってはなりません。

ロータリーは、このような申し立てへの対応を行う委員会を設置することを、これらのリーダーに強く奨励しています。地区は、地区の行動規範、ならびにクラブ内、会員間、その他のロータリー参加者との間で起こるハラスメントの防止と対処に関する方針を定めるべきです。この方針には、ハラスメントではあるものの犯罪行為とは見なされない場合にどう対処すべきか、青少年との接触をどのくらいの期間禁じるかなどを具体的に定めるべきです。性的ハラスメントが発覚した場合、青少年との一切の接触を禁じる必要があります。手続きの透明性を保つことは、ハラスメント防止の第一歩となります。

犯罪性のある行為の申し立てはすべて、警察に連絡しなければなりません。会員は常に調査や捜査に協力すべきであり、妨害すべきではありません。報告された事態や言動に直接関わった人は、その件に関する調査や決定にかかわるべきではありません。

青少年がかかわるハラスメントの申し立てはすべて、72時間以内に国際ロータリー(youthprotection@rotary.org)に報告しなければなりません。

ロータリーのさまざまなレベルにおける責務

● 会員の責務

ハラスメントのない環境づくりは、全会員の責務です。ハラスメントと思われる状況を目にしたら、その行為がロータリーの方針に反することを本人に伝えてください。懸念がある場合は、クラブや地区のリーダーに伝えてください。ハラスメントを黙認することは、それを許容することと同じです。

● クラブ理事会の責務

行事や活動中のハラスメントの申し立てについては、クラブ理事会またはそのために任命された委員会が調査を行います。理事会または委員会は、迅速に（通常 1 カ月以内）に回答します。

ハラスメントを行ったとされるのがクラブ理事会メンバーである場合、その人は理事会による調査や話し合いに参加すべきではありません。

ハラスメントを報告したにも拘わらず、理事会または委員会がこれに適切に対処していないと感じた場合には、その件を地区ガバナーまたはハラスメントの申し立てを扱う地区委員会に報告してください。

● 地区の責務

行事や活動におけるハラスメントの申し立ては、ガバナー、またはガバナーがその目的で任命した委員会が調査を行います。ガバナーまたは委員会は、迅速に（通常 1 カ月以内）に回答します。

ハラスメントを行ったとされるのが地区ガバナーである場合、直前ガバナーまたは委員会が申し立ての内容を調査し、申し立てを行った人に返答します。また、ハラスメントを行ったとされるのがガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーである場合には、クラブ・地区支援室にも連絡する必要があります。

ハラスメントを行ったとされるのが地区リーダー職にある人である場合、その人はその件の協議に参加すべきではありません。

ハラスメントを報告したにもかかわらず、ガバナー、パストガバナー、委員会がこれに適切に対処していないと感じた場合、その件を RI 理事に報告してください。

● ゾーンの責務

行事や活動中のハラスメントの申し立ては、RI 理事、または RI 理事がその目的で任命した委員会によって調査が行われなければなりません。理事または委員会は、迅速に（通常 1 カ月以内）に回答しなければなりません。

ハラスメントを行ったとされるのが RI 理事である場合、直前理事または委員会が調査を行い、申し立てを行った人に回答します。また、申し立てられたのが RI 理事、理事エレクト、理事ノミニーである場合には、RI 会長にも報告しなければなりません。

ハラスメントを行ったとされるのが RI 理事である場合、その理事は協議に参加すべきではありません。

ゾーン役員にハラスメントを報告したにもかかわらず、役員がこれに適切に対処していないと感じた場合、その件を RI 会長に報告してください。

● 行動グループと親睦活動グループの責任

ロータリー行動グループまたはロータリー親睦活動グループの行事や活動におけるハラスメントの申し立ては、グループまたはこの目的のために任命された委員会が審査しなければなりません。委員会は、妥当な期間内（通常 1 カ月以内）に回答しなければなりません。

グループの理事会または委員会のメンバーが申し立ての対象である場合、その人はこの

話し合いに参加すべきではありません。

行動グループと親睦活動グループは、会員に対するハラスメントの申し立てがあった場合、関連するクラブ会長と地区ガバナーに通知しなければなりません。

行動グループや親睦活動グループのリーダーにハラスメントを報告したにもかかわらず適切に対処されていないと感じた場合、適切な書類を添えて、その懸念を RI 会長に伝えることができます。行動グループや親睦活動グループがハラスメントの指摘に適切に対処していない場合、RI 会長は、RI 理事会に適切な措置を要請することになります。

ハラスメントの報告にどう対処するか

ハラスメントの申し立ては、常に深刻にとらえる必要があります。

● すべての報告に真摯に対応する

ハラスメントを報告した人には、ハラスメントを一切容認しないというロータリーの方針を伝えてください。可能な対処方法の選択肢を伝えた上で、調査を行うことを希望するかどうかを本人に尋ねてください。

● 申し立てについて適切な人または委員会に報告する

状況から判断して適切であれば、ハラスメントの申し立てを行った人が警察に連絡した場合にはこれをサポートすると伝えてください。

申し立てに公正かつ迅速に対応するため、クラブ、地区、ゾーン、行動グループ、親睦活動グループでも調査委員会を設置すべきです。そのような委員会がない場合、クラブ会長または地区ガバナーに連絡しましょう。

● 疑いのある人を青少年活動から除外する

関係者全員を守るため、またロータリーの青少年保護方針を守るため、性的虐待またはハラスメントの疑いをかけられた人については、その件が解決するまで青少年との接触を含む活動から除外しなければなりません。この措置は、青少年を守るためだけでなく、さらなる申し立てからその人を守るためでもあります。

● 申し立ての内容を吟味し、誰から話を聞くかを決める

申し立ての内容を吟味し、誰から話を聞くかを決めましょう。関係者すべてから聞き取りを行うべきです。特に、ハラスメントの申し立てを行った人、ハラスメントを行ったとされる人、それを目撃した人から話を聞くことが大切です。聞き取りを拒む人、または連絡しても返答がない人がいる場合、その旨を報告書に含めてください。返答がない場合、少なくとも 2 種類の方法で 3 回は連絡すべきです。直接会う代わりに、電話やビデオ会議を使うこともできます。どのような手段であれ、聞き取りの際には詳細なメモを取りましょう。

● 徹底した調査を行う

まずは申し立てを行った人と話し、次の点を尋ねます

何が起きたのか。

1. 目撃した可能性のある人は誰か
2. どのような対応を望んでいるか（例：地区による対応など）。

次に、ハラスメントを行ったとされる人と話し、申し立てがあったことを伝えます。何が起きたのかを尋ね、それを目撃した可能性のある人の名前、およびそのようなハラスメントがなかったことを示す文書や証拠があれば提出するよう求めます。

目撃者についても同様のアプローチをとります。事実を集めることを目的とした質問にとどめます。「なぜ起きたのか」といった質問は、申し立てを行った人の不名誉や批判につながりかねないため避けてください。

直接目撃した人から話を聞くのが理想的です。双方の当事者だけから話を聞いても、その内容がまったく異なる（時には正反対である）可能性があります。目撃した第三者の話によって、事実に近い結論を導くことができます。

目撃者がいない場合、双方の当事者から話を聞いた上で、どちらの証言により信ぴょう性があるか、実際に何が起きたのかを判断する必要があります。これは非常に難しいことであるため、この判断は個人ではなく、調査委員会が行うのが理想的です。

調査委員会の設置

個人ではなく委員会が調査を行った上で必要な措置を判断すべきであることをご説明しました。ハラスメントが起こる前にそのような常任委員会を設置しておくことは、手続きの透明性を保つ上でも重要となります。クラブの委員会は3名程度、地区の委員会は3～5名程度が推奨されています。

● 調査委員（会員または一般の人）人選のポイント：

- ◇ 警察官、ソーシャルワーカー、メンタルヘルスのカウンセラーなど、ハラスメントの申し立てを仕事で扱ったことのある人
- ◇ ハラスメントのない環境づくりに熱心な人
- ◇ 客観的な視点で調査に徹することができる人

委員となる意欲がありながらハラスメントの調査の仕方がわからない人がいる場合、この分野の専門家や地元警察署の人を招き、講習をしてもらうとよいでしょう。

委員会の設置と委員の研修が済んだら、委員会とその責務内容を会員と地区リーダーに伝えましょう。

● 調査結果を報告書にまとめ、推奨事項を含める

一連の聞き取りが終わったら、結論を含む報告書を作成します。この結論に基づき、すべての関係者の安全を守るためにさらなる措置が必要かどうかを判断します。この措置には、ハラスメントを行った人を退会処分とする、役職からの辞任を求める、青少年関連活動への参加を禁じる、などがあります。

同じようなハラスメントが二度と起きないように、報告書には今後の推奨事項（当事者間の話し合いの仲裁をする、クラブの行動規範を作成する、など）を含め、これらが確実に行われることを確認してください。

調査結果は地区で保管してください。ハラスメントを行った人による今後の青少年活動への参加を禁止すべきだと地区が判断した場合、または方針によってそのような禁止または退会が義務づけられている場合は、国際ロータリーにその旨通知してください。

ハラスメント相談窓口の設置

ハラスメントが発生した事実の把握や適切な対応を行うことが、ハラスメント相談窓口を設置する目的です。

ハラスメントを受けた場合でも相談しやすい体制を整備していれば事実を確認した上で対処できるため、ハラスメントによる被害を抑えやすくなるだけでなく再発を防ぐことも可能です。

相談した事実が外部に広がり、ハラスメントの被害を受けた者が不利益にならないようにするためにも、ハラスメント相談窓口を運用する際は相談者のプライバシーを守らなければなりません。

被害者の個人情報はもちろん、相談内容を公表することのないように注意する必要があります。相談者が安心して相談できる体制を整備するためにも、相談を受けた内容や相談者に関する情報管理を厳重に行うことを委員会内で周知しておきましょう。

内部相談窓口

内部相談窓口とは、委員会の人材を活用して設置したハラスメント相談窓口のことです。相談窓口を設ける際は、少なくとも実際に窓口になる担当者に男女各1名と責任者1名の3名を配置するのが理想的です。

メール相談窓口：各部門別に相談窓口および相談員3名を配置する

青少年奉仕委員会・・・・	青少年プログラム全般
青少年交換委員会・・・・	青少年交換学生（日本語と英語対応）
米山記念奨学委員会・・・・	米山奨学生（日本語と英語対応）
ローターアクト委員会・・・・	ローターアクター
学友委員会・・・・	ロータリーフェローズ 2650 会員

外部相談窓口（委託）

ハラスメント相談窓口を地区内に設置せずに外部相談窓口を設置して、運用を外部に委託することもできます。

委託先として、ハラスメント対策に対応できる専門家や外部サービスを選びましょう。また、契約を締結する際は、相談者のプライバシーを守るために情報管理に関する取り決めをしておくことも大切です。

会員の退会措置を取る

クラブは、性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められた会員を退会させなければなりません。ハラスメントが理由で退会となった会員はすべて、クラブ・地区支援室の職員に報告しなければなりません。

性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められたロータリアン以外の人は、青少年がかかわるロータリー活動に携わることを禁じなければなりません。クラブは、性的虐待またはハラスメントに携わったと分かっている人を入会させることはできません。

そうと知りながらそのようなロータリアンをクラブが退会させなかったと RI 理事会が知った場合、理事会はそのロータリアンの会員身分とクラブの加盟身分を終結することができます。

● 会員身分の存続に関する RI 定款と標準ロータリークラブ定款の規定

クラブ会員が、会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、これらの告発が立証された場合、あるいは当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合は、クラブ理事会は、直ちに、会員身分の一時保留を検討すべきでしょう。

またクラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、クラブ理事会は、当該会員の身分の終結を検討することが求められています。会員身分の終結ならびに一時保留の要件は次の通りです。

第13条 会員身分の存続

第3節 - 自動的終結 - RI 理事会。

RI 細則（第 3.060. 節）の手續に従って RI 理事会がクラブに指示した場合、会員身分は自動的に終結するものとする（2025 年規定審議会で採択 [25 - 28]）

第6節 — 終結 — その他の理由。

(a) 正当な理由。

理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 8 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。

(b) 通知。

理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第11節 — 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

(a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、

(b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、 および、

(c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、 および、

(d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他のクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大 90 日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第 6 節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

2025 年規定審議会で国際ロータリー細則は次のように改正された。

第 3 条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結

3.060. 正当な理由による会員またはローターアクターの終結

クラブとローターアクトクラブは、会員資格条件を満たさなくなった会員およびローターアクターの会員身分を、正当な理由をもって終結すべきである。クラブがそうしない場合、理事会は、正当な理由をもって、その会員またはローターアクターの会員身分を終結するようクラブに指示することができる。終結の決定の指針となる原則は、RI 定款第 4 条第 2 節 (a)、および会員またはローターアクターに期待される高い倫理基準である。理事会は、終結すべきでない理由を説明するための 30 日間の猶予を当該会員またはローターアクターに与えるものとする。理事会は、当該会員またはローターアクターが十分な理由を提示しなかったと理事会が判断した場合、30 日間の期間後、クラブに対して当該会員またはローターアクターの会員身分を終結するよう指示できる。会員またはローターアクターの会員身分を終結するには、理事会全体の 3 分の 2 の投票が必要となる。理事会は、その裁量により、本節の手続に従って、RIBI 内のクラブの会員またはローターアクターの会員身分に関し、RI 理事会に代わって決定する権限を RIBI に与えることができる。

(2025 年規定審議会で採択 [25 - 28])

ただし、会員の資格要件は下記の通りです。

RI 定款

第 4 条 会員

第 2 節 — クラブの構成。

(a) クラブは、以下のような成人によって構成される。

1. 善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示す
2. 事業、専門職務、職業および／または地域社会でよい評判を受けている
3. 地域社会および／または世界において奉仕する意欲がある

標準ロータリークラブ定款

第 8 条 会員身分

第 1 節 — 全般的資格条件。

本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

ただ、警察、被疑者、被害者等関係者から詳しい情報が得られず、真相が判らない場合もあります。

しかし、地区委員会およびロータリークラブ出来る限り情報を収集し、早期に対応することが求められています。(一時保留措置 ⇒ 会員身分の終結)

起訴猶予となった場合でも、捜査機関が犯罪の嫌疑がない(無実である)という判断をしたわけではないため、ロータリークラブとしてどのように対応すべきか、収集した情報をもとに判断することが求められることになります。

クラブからのハラスメント報告に対する地区危機管理委員会の対応と立場

クラブからのハラスメント報告に対する地区危機管理委員会の対応と立場について記載します。

[対応]

- ① 事実だけを正確に早くガバナーに報告・相談する。
(関係者から情報を入手し、直ぐに臨時危機管理委員会を開催する。憶測で話さない。)
 - ロータリーの活動か？
 - 成人（18 才以上）か？

青少年プログラムの場合

72 時間ルールの対象となるのは青少年交換とインターアクト及び、18 歳未満の RYLA 参加者

成人の場合（日本の成人年齢は 18 歳以上）

72 時間ルールは適応されないが、RAC・RYLA を含むすべてのロータリアンに、RI への報告を推奨している。

- ② クラブ内で解決できるか？ロータリーの運営・活動はクラブが主体であり、ハラスメントが発生した場合もクラブ内で解決することによってクラブの浄化につながる。
- ③ ガバナーの責務はクラブを支援することであり、軽々にクラブに指示をすべきではない。
- ④ 日本の法律を優先し、次に RI の規定に対応する。
- ⑤ ロータリーの行動規範を遵守する。
- ⑥ 地区方針を地区内で情報共有する。（研修セミナーを実施する。）

奨学生に対する何気ない言葉がハラスメントになっていませんか？

◆ パワーハラスメント

「お金を出してやっているのだから・・・」、「自分は、社会的地位が高いんだ・・・」と言つてと高圧的な接し方をすると、パワーハラスメントになる場合があります。

◆ セクシャルハラスメント

「飲んだ席で思わず・・・」、「夜間例会で、お酒が入り・・・」、「写真撮影の時に肩を抱き寄せる・・・」、「外国人だからと思って、親しみを込めてハグをする・・・」、「足が綺麗だねと褒める」などは、セクシャルハラスメントになる場合があります。特に異性の場合は、不必要に二人きりになる状況をなるべく避け、無用な誤解を生まないようにしましょう。

「そんなつもりはない」は通じません。

相手が不快に感じたら、それは「ハラスメント」になる恐れがあります。

重要なことは相手の人格を尊重すること、多様性を認めること、異文化を理解する姿勢です。

ハラスメント理解度チェック

該当すると思われる項目にチェックを入れてください。

- ☐ あまりセクハラにこだわり過ぎると、クラブの雰囲気が悪くなると思う。
- ☐ クラブで一番若いし、奨学金をあげているのだから、家族会などでお酌をするのは当然だ。
- ☐ 冗談で言っているのに、性的だ、卑猥な言葉だと不快に思うのは過剰反応だ。
- ☐ ハグをしたり、肩を抱いたり、腰に手を回すことは親近感の表れで、それくらい良いと思う。
- ☐ 「男(女)なのだからもっと男(女)らしくした方が良い」とアドバイスしたことがある。
- ☐ 一人暮らしが心配なので生活状況をちゃんと把握しておきたい。
- ☐ カウンセラーとして、何度も電話をしたり、メールを送って奨学生の行動を全て把握したい。
- ☐ 似合いそうだったので、好みの服装(浴衣、民族衣装、コスプレなど)を着て欲しいと強要した。
- ☐ ロータリーと研究とどちらが大事なのかと強く二者択一を迫った。
- ☐ 奨学生の悪い印象を、周囲の人に言いふらしてしまった。
- ☐ 疲れている様子だったので肩をもんであげた。これもコミュニケーションの一つだと思う。
- ☐ 異性の奨学生に対して、落ち込んでいたので手を握って励ましてあげた。
- ☐ 心配だし、異性関係について聞くのは必要な情報交換だと思う。
- ☐ 奨学金を出してあげているのだから、もっとロータリーに尽くして欲しい。
- ☐ 「女性なのだから、化粧ぐらいはできるようになった方がいい」とアドバイスしたい。
- ☐ 奨学会を出しているのだから、プライバシーに関係なく経済状況を調べ上げるべきだ。
- ☐ 「男のくせに根性がないね。昔の男は、もっと根性があった…」くらいはいつて良いと思う。
- ☐ 見た目と性別が異なつて見えることに対して本人に聞いてみたい。

いかがでしたか?理解度チェックの項目は、すべてハラスメントの観点から問題になる可能性があるものです。それぞれの項目が、なぜ、ハラスメントとして問題があるのか考えてみましょう。実際には奨学生との関係性や、具体的な状況によって、絶対にハラスメントになるとは限りませんが、ひとつでもチェックを入れた項目があつた場合は、ふだんから気を付ける必要があります。ロータリーは、多様性を重んじ、年齢、民族、人種、肌の色、障害、宗教、信条、文化、性別、性的指向などあらゆる背景の人に、平等に接しなければいけません。性的マイノリティの人に対しても不信感を抱かせる言動は避けましょう。

(ロータリー米山記念奨学会 奨学事業ハンドブックより抜粋)

まとめ

すべての申し立てをクラブ、地区、ゾーン、奉仕活動グループ、親睦活動グループのリーダーが深刻にとらえることが極めて重要です。

例会やロータリーの行事は、誰もが快く安心して参加できる場所であるべきです。

そのためには、ハラスメントの方針を全会員に伝えることが求められています。

さらに、ハラスメントの申し立てを調査する委員会や機関を設置したり、懸念があればいつでも相談することができる窓口を設置することが奨励されています。

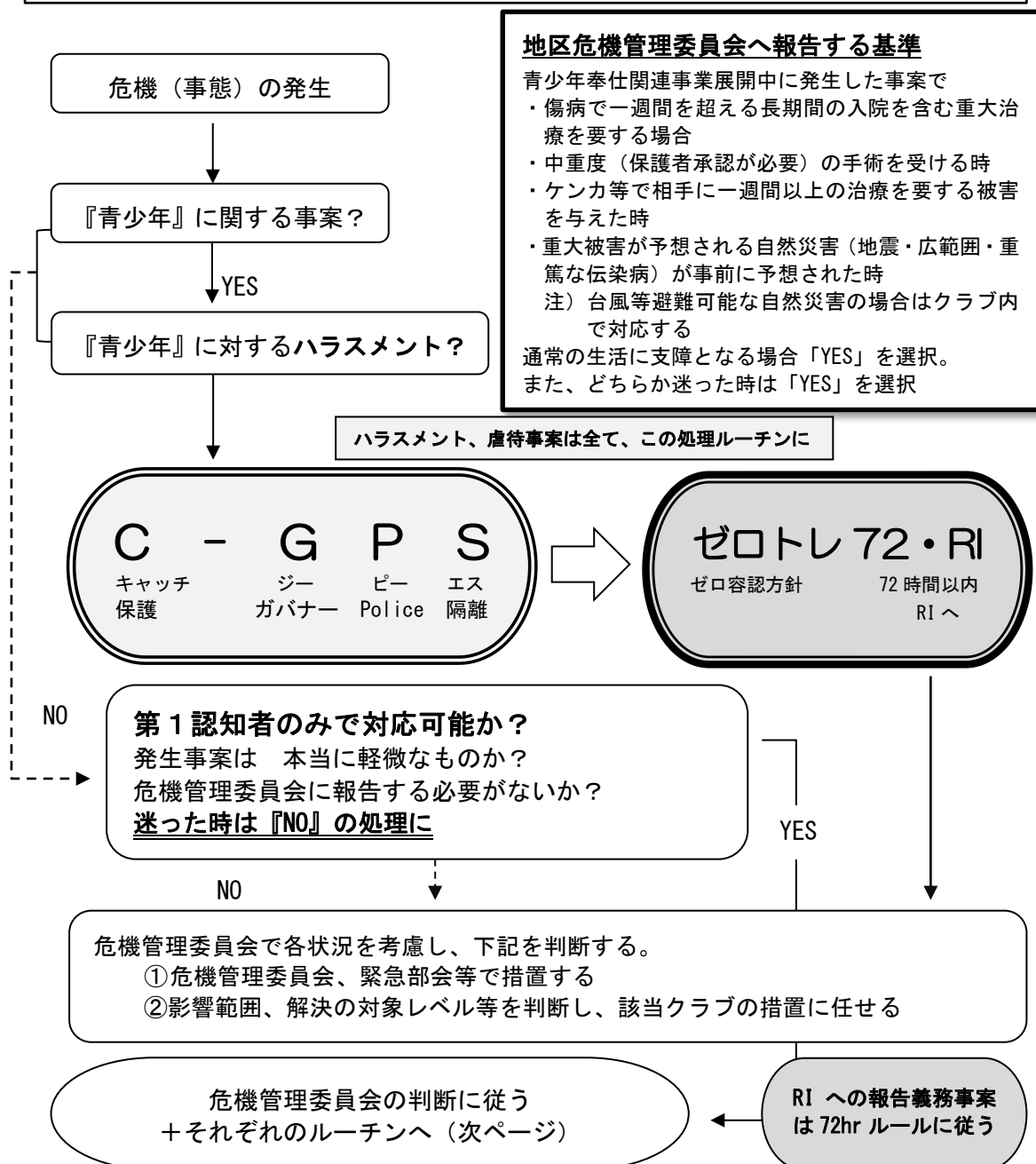
最初の 1 歩

全てのロータリアンにとって『好ましくない事態の全て（危機管理の「危機」）』が発生または発生することが予想されたときの第 1 歩（手続きフロー）



各クラブ主催の奉仕事業 および 各地区委員会主催の奉仕事業における危機事案の報告及び緊急措置に関する手順

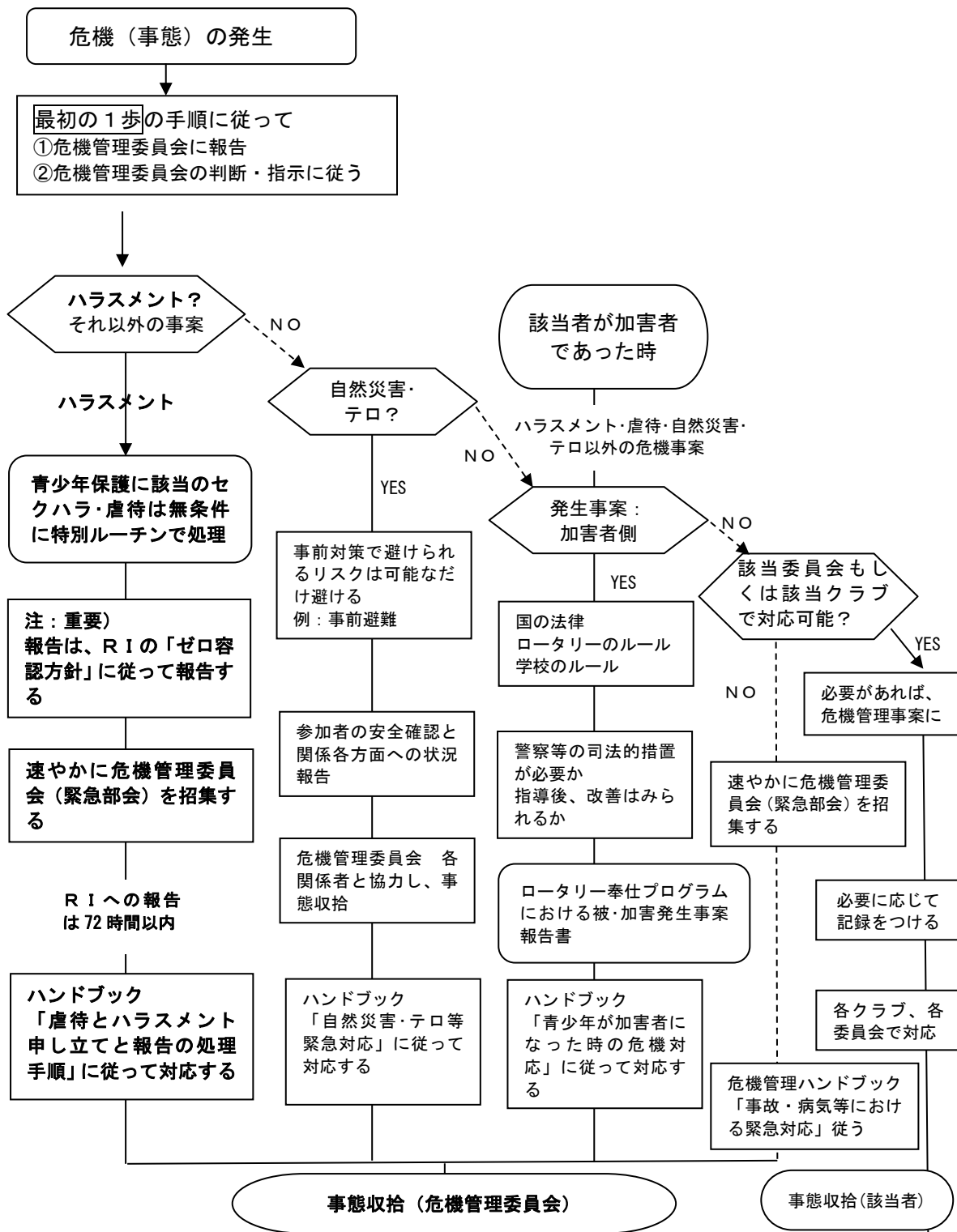
※ ロータリー活動とは関係のないロータリアンの個人的な事案については、P17-P18 の会員資格要件に照らして、クラブ理事会が厳正な対応をとる。



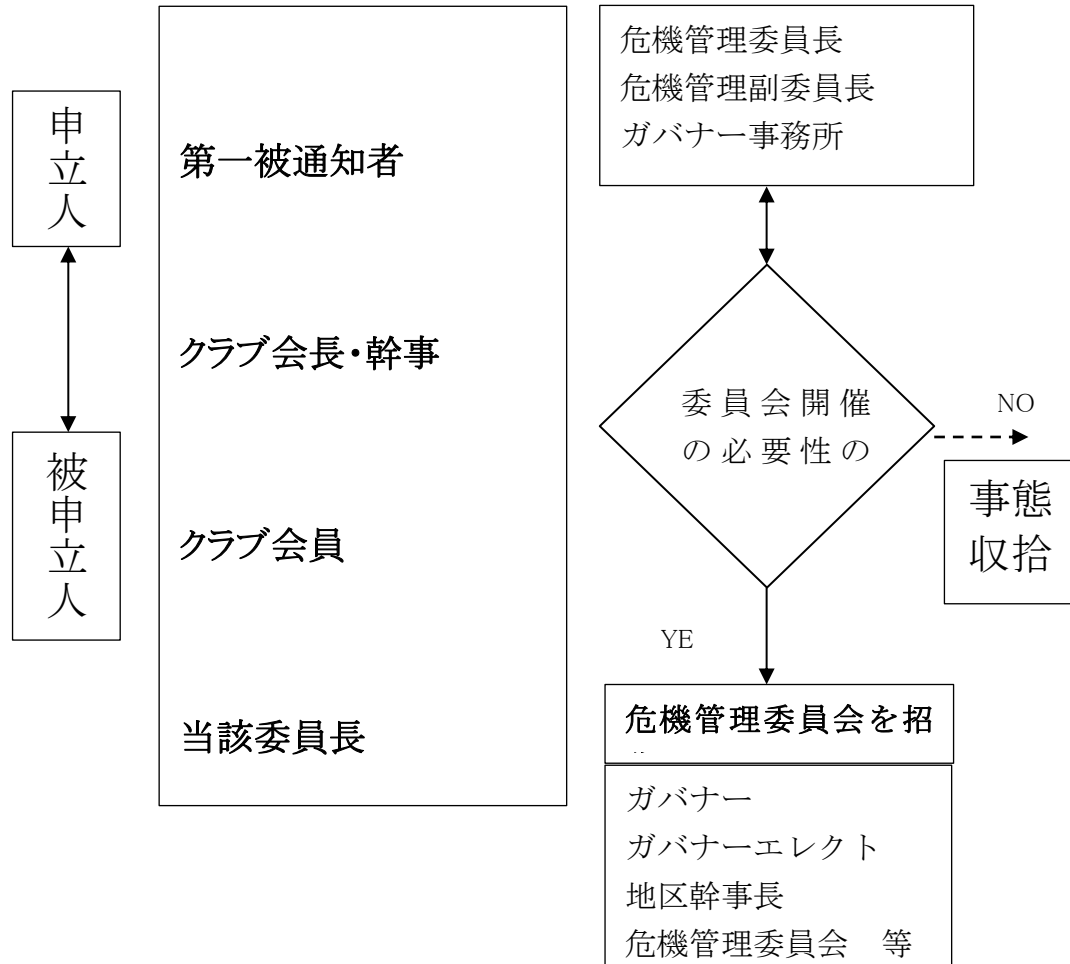
次の2歩目

危機管理委員会が、重要度・影響範囲・緊急性などで、第2歩目の判断を行います

申立者 → 第1認知者・クラブ・地区委員 → 危機管理委員会・ガバナー事務所 → RI・スポンサー地区・公的放送機関



国際ロータリー第2650地区 緊急連絡網



※委員会の開催の必要性の確認については基本的に危機管理委員長・副委員長・ガバナー事務所が行う
 ※危機管理委員会会合の集合場所は危機管理委員長が指定しない限りはガバナー事務所とする
 ※連絡は自宅・職場・携帯電話・Eメールに

ガバナー事務所 TEL 075-353-2650 / 075-343-2650

FAX 075-343-2651

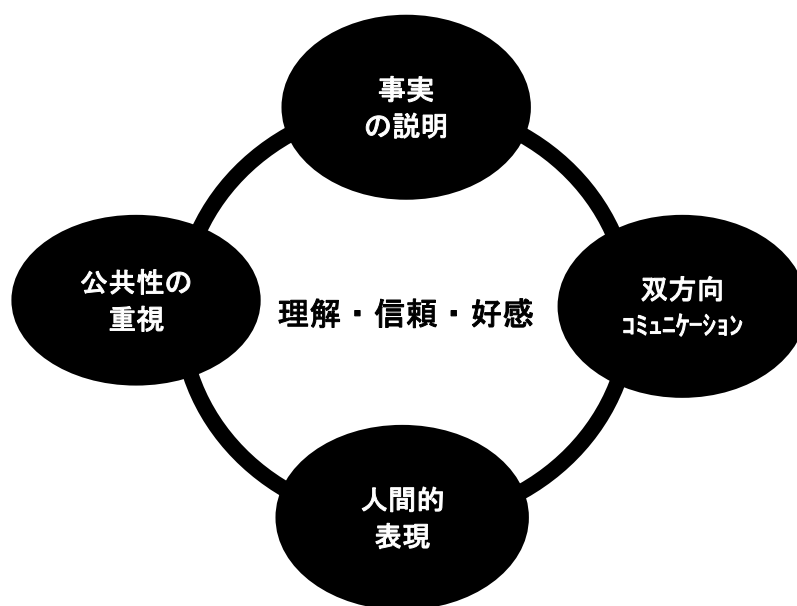
Eメール gov20XX-XX@rid2650.gr.jp

第6章 不祥事の公表とマスコミ対策

リスクマネジメントというと、専門的な用語に聞こえるかもしれませんが、要は、危機を予測し、できるだけその影響を受けない、あるいは影響を小さくする活動です。これに対して、危機が発生したときにダメージを最小限に抑えるための活動をクライシスマネジメントと言いますが、実は、危機の発生直後は、当事者でさえ何が起きているのか情報を正確に把握できないことが多いものです。たとえば、某食品メーカーで食中毒事件が発生したとき、総務部の社員でさえ、何が起きているのかまったくわからなかったそうです。そこで役に立つのが「危機管理広報」です。

「広報」というと、記者会見を思い浮かべる方が多いかもしれませんが、それだけではありません。当事者の中で何が起きているかを共有するのも、対外的に発信するのも、すべて「危機管理広報」です。危機管理広報がなぜ役に立つのかと言えば、何を守るのか、誰に対して何を伝えるのか、その方針を明確にすることで事態を収束させていくことができるからです。実は、この危機管理広報には、特に初動、つまり危機が発生した際の行動における3つの大原則があります。これを知っておくだけで、危機管理の対応は劇的に変わるはずです。

広報の目指すもの



危機管理広報に求められる3つの役割

危機管理広報ではトラブルが発生した場合の対応と、トラブルが発生する前の活動が重要となってきます。そこで次に、実際の危機管理広報の役割や、具体的にどのような活動を行っているかについて紹介します。

1. 危機的状況に対してあらかじめ準備しておく

組織の存続を揺るがすような大きなトラブルでも、発生は思いがけず突然起こることがほとんどです。とはいえ、トラブルが発生した際に手をこまねいては、組織に深刻なダメージが発生する危険性もあります。

そのため突然危機的状況が発生したとしても、迅速に対応できるよう、起こりうるトラブルの想定や、実際にそのトラブルが起こった場合の対応方針、社員の役割などを明確化しておきましょう。現場の社員に対しては、実際にトラブルが発生した場合を想定したシミュレーションなどを実施しておくにより安心です。

2. 危機発生時には情報を速やかに開示する

もし実際にトラブルなどで危機的状況が発生した場合は、できる限りスピーディーに正しい情報を開示することが重要となってきます。関係者からすぐに情報を収集し、現在どのようなことが起こっているのかを把握、事実関係やその対応について明確に情報伝達を行ってください。

危機管理広報では、この情報の開示など初動対応が、ブランドや組織への印象、サービスの存続などに直結する重要なポイントです。トラブル自体は多かれ少なかれ発生してしまうものであるため、その後の情報開示は迅速に行いましょう。

3. 風評被害を防ぐ

プレスリリースや緊急記者会見、SNS、Web サイトなどを通じて情報開示を行った後は、自組織が発信した情報に対して事実誤認が起こっていないかどうかをエゴサーチ（自社についての評判を検索・調査）します。

ネガティブな情報ほど拡散されやすく、浸透スピードも速くなる傾向があるため、早めに確認を行うことが重要です。もしメディアなどによって誤った情報が発信されていた場合には、毅然とした態度を取ることで、風評被害や大幅なイメージダウンを防ぐことができるでしょう。

危機管理広報の重要性はどれくらいか

社会や経済環境が複雑化するなかで、組織はトラブルに発展する危険性を潜在的に抱えています。そのため組織は日ごろからトラブルや事件・事故に備えた活動と、実際にトラブルが発生した場合の迅速な対応が必要になります。もしこの対応を誤ってしまうと、信用の失墜、公共イメージの低下、会員の不信感を招く危険性があり、これらが組織運営に大きなダメージを与えることもあるでしょう。

しかし実際には事件や事故が発生してからその重大性に気づく組織がほとんどです。アメリカのエンロンやワールドコムなどのように、危機対応の甘さから巨大な企業が崩壊する事例も実際に存在します。そのため企業が今後厳しい競争社会を生き抜くためには、危機管理システムを構築し、リスクを最小限に抑える努力を重ねていくことが重要となります。

危機管理広報で注意すべきポイント

危機管理広報のポイントは何より誠実な対応で挑むということです。

実際にトラブルが発生し、情報開示を行う場合は誠実な態度で対応することが重要です。この情報開示は、自組織のトラブルによって迷惑や心配をかけた参加者やロータリー関係者、一般賛同・協力者関係者（ステークホルダー）に対してお詫びを行うためのコミュニケーションであるため、それにふさわしい態度を心がけましょう。

このとき事態を軽く見た態度や発言は批判的になり、この情報開示自体がさらなる不信感や炎上の対象となる危険性もあります。情報開示によってメディアの追求を受け、ストレスがたまることもありますが、常に誠実な態度で対応することが事態収束の近道です。

説明に失敗するとダメージは広がる

繰り返しになりますが、「危機管理広報」は、危機が発生した際に、組織内外の関係者（ステークホルダー）に対し適切な説明を行う活動のことを言います。誤解や信頼失墜を防ぐことを目的として「クライシス・コミュニケーション」とも呼ばれています。

これに失敗すると、人々の不安や不快感、不信感を増大させ、顧客離れやイメージダウンを引き起こし、時には組織の解散にまで至らせることがあります。

広報が目指すのは理解、信頼、好感の獲得

そもそも、現在組織で使われている「広報」という言葉は、「Public Relations（パブリック・リレーションズ、略称：PR）」を翻訳したもので、理解、信頼、好感の3つを獲得することで社会と良好な関係作り、組織の存続を目指す活動を指します。広報・PRの理念には、「事実の説明」「双方向コミュニケーション」「人間的表現」「公共性の重視」が掲げられており、危機時における説明責任もこの理念を軸とする必要があるのです。

初動三原則は「SPP」と覚えましょう

では、具体的には何をすべきでしょうか？ 危機発生時から24時間以内の初動三原則をお勧めしています。覚えやすいようにSPPと名付けています。S=Stakeholder（ステークホルダー）、P=Policy（ポリシー）、P=Position Paper（ポジションペーパー）。

危機管理広報 初動3原則 S P P

S	・ ステークホルダー ・ 被害者は誰か ・ 連絡の優先順位はつけたか
P	・ ポリシー ・ 何を守り、誰に何を伝えるか ・ 公表基準、方法は
P	・ ポジションペーパー ・ 状況説明、取り組み姿勢 ・ 文書に対する言葉や表現は適切か

広報対応を行うにあたって、まず何よりも重要なのは事実関係の確定です。現実には、どのような現象が起こっているのか、また、その現象に関係する組織内の事実関係はどうなっているのか、これらが理解できていなければ、何を広報すればいいのか、すら判断することができません。

これでは、地域社会やマスコミ、国際ロータリー、監督官庁などのステークホルダーに不正確な事実を伝えてしまう危険性が高いだけでなく、そもそも、組織としての明確な対応方針すら定めることができないため、社会からの不信感が高まることとなります。

初動1：ステークホルダーを把握する

危機管理委員会を中心に、被害者、市民、関係先、国際ロータリー、ロータリー会員、ロータリーファミリー、マスコミ、警察を含めたすべての関係者（ステークホルダー）を洗い出し、図式化し、対応や連絡の優先順位を決めます。被害者が誰で、被害者を増やさないことを目的とした情報発信をするためです。いずれにせよ、ステークホルダーの洗い出しによって被害者や組織のポジションを明確にでき、誰に意識をむけるべきか共通認識を形成することができます。

考えられるステークホルダー：①被害者・ご遺族（代理人）②国際ロータリー、日本全国の会員：83,000人、地区会員4300人、日本国内クラブ：2,176、地区内クラブ96）③自治体（行政）教育委員会（ロータリープログラム提携）、④TV/新聞 週刊誌 メディア各社 ⑤一般賛同・協力者など。

そこで、不祥事に見舞われた組織としては、速やかに調査チームを編成して、事実関係の調査を急ぐ必要があります。

当該不祥事に関連する事実関係に詳しく、かつ、当該不祥事から一定の距離がある、第三者的な立場の人物を責任者に指名し、少数精鋭、かつ十分な権限が与えられたチームを編成して調査にあたってください。また、事実関係の確定に専門的・技術的な知見が必要と思われる場合には、社内外を問わず、その分野のスペシャリストの起用を検討すべきです。

初動2：ポリシーを明確にする

何を守り、誰に何を伝えるべきかの方針を決めることです。具体的には、いつどのような形で公表するのか、記者会見を開くのか、開かないのか、個別対応とするのか。ウェブサイトでのコメントのみとするのか。記者会見を開く場合にはいつ開くのか、何回開くのか、誰が説明するのか、単独か、別組織と共同がいいか、どのような報道を成功イメージとして持つのか。

例えば、ネットでの炎上や噂の広がりに対しては、自社サイトで事実関係のコメントを発表することで収束します。しかし、今月、大手飲食チェーン店で従業員による不衛生な動画が続けて投稿されたことを受け、同社は記者会見を開催し、一斉休業すると発表。今後はネット炎上であっても記者会見する時代になってしまったかもしれません。

広報方針の作り方

どの手法を使うのか	記者会見、ホームページ掲載
何のためにやるのか	ロータリーのブランドを守るため
いつどこから発信するのか	〇月〇日 〇〇時 貸しホール
誰がスポークスマンになるのか	危機管理委員長
誰に向けて	主要ステークホルダーに向けて
何を伝えるのか	哀悼、謝罪、原因解明、再発防止策、責任の所在表
トップの行動は？	どこで何をするのか？

初動3：ポジションペーパーを作成する

起こった事実を客観的視点で説明し、どう取り組んでいるのか姿勢や見解を示す文書を「ポジションペーパー」と言います。「公式見解書」「統一見解」「プレスリリース」と表現する人もいますが、危機管理委員会としては現状を説明する資料として「ポジションペーパー」としています。これは説明責任を明確にする最重要文書で、Web サイトへの掲載、報道関係者やその他の関係者に配布します。

内容は5つの項目でまとめると収束しやすくなります。

(1)事実関係 (2)経緯と現状説明 (3)原因 (4)再発防止策 (5)見解。

事実関係は5W1Hで簡潔にまとめる。

経緯は組織として把握した時点から現在までどのような行動を起こしてきたのか。原因はわからない状況の場合には、どのように原因を調査しようとしているのか、経緯と共に記載し、原因を調査中であっても組織として反省すべき点を記載すると事態の収束はしやすいでしょう。昔と異なるのは「〇〇がミスをした」と個人の責任にすると印象が悪くなることは肝に銘じておきたいものです。

再発防止策は、「再発防止に努めます」といったありきたりな表現ではなく、具体的な記載がある方が反省や意欲をより強く伝えることができます。

見解は、関係者の処分や責任表明、反省の言葉や再発防止の決意を記載します。自分たちが被害者の場合には、断固とした憤りの姿勢にしてもいいのです。ここでは言葉の選択力が必要であり、記者会見ともなれば、どう伝えるかといった表現力も重要になってきます。

マスコミからの質問への回答

記者等からの質問への回答も重要な情報発信の方法です。回答は、ポジションペーパーで確認されている事実関係や基本的な対応方針およびプレスリリースによる公式な発表内容に沿って行います。これらの書面の内容から外れた回答を行わないよう留意が必要です。

マスコミから受ける質問のなかには、担当者の立場からすると悪意を感じるような質問が含まれているかもしれませんが、冷静な対処を心がけてください。不祥事対応の局面において、感情に任せた回答がプラスの影響を与えることはありません。

記者からの質問に対しては、その質問内容をよく確認し、質問事項を特定してから回答するように心がけましょう。回答まで時間的な余裕がある場合には、たとえば、電話などにより口頭で質問を受けた場合であっても、あらためて質問内容を書面に記して送るよう依頼することも有効です。また、記者からの質問事項が多い場合は、質問に対して一問一答の回答にこだわる必要はありません。複数ある質問の全体に対して、会社が真に伝えたいコアのメッセージを交えつつ、簡潔に回答できる統一的な回答を行うことも考えられるでしょう。

マスコミの特性と対応方法

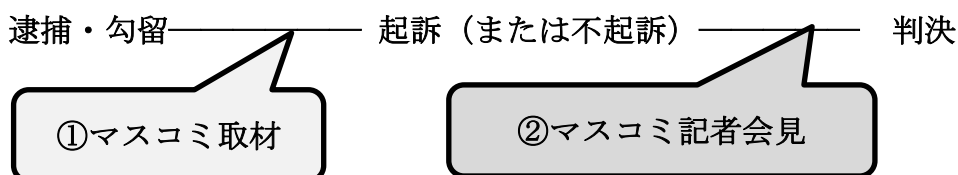
記者会見を想定した危機管理広報訓練（メディアトレーニング）

対策訓練や危機対応・緊急事態対応に関する研修などを実施して、緊急事態の時にミスをしないように、平時から備えておくことが重要です。

ロータリーに関する不祥事が発生した場合、マスコミから対応を求められるケースがあります。おもに下記の2つのケースが想定されます。

不祥事の公表とマスコミ対応

マスコミから対応を求められる場面



不祥事の公表とマスコミ対応の事前の対応

不祥事の公表とマスコミ対応のための事前の対応として、クラブや地区は、あらかじめ広報担当者を決めておく必要があります。地区の場合は、地区危機管理委員会が対応します。クラブ会長、地区ガバナーは、事件が決着した時のみ、公式発表することになります。

不祥事公表時におけるマスコミの関心

- 事実として何が起こったのか
- 発生後どのように経過し、現在はどうなっているのか
- なぜ起きたのか
- 過去に類似事件（事故）があったのか
- 今後の対策
- この事態をどう思っているのか
- 関係者は誰か
- 責任者は誰か
- トップは今どこにいるのか
- 社会的責任はどのように取るのか
- 被害者への補償、謝罪は
- 活動自粛、広告停止は
- 次の会見はいつか

記者ならではの質問

- 仮定の質問
・・・ もし事実が違っていたら、どう責任を取るのか
- 二者択一式での質問
・・・ それはAとBのどちらになるのか
- 結論の押し売り
・・・ 組織の安全体制に問題があったということですね
- 思い込みや誤解に基づく質問
・・・ 横暴な対応をしたということですが、〇〇をするそうですが、、
- 誘導尋問形式の質問
・・・ 責任について検討中とのことですが、ご自身の進退も含めてですね、、
- 圧力をかける
・・・ 責任を取って辞めるべきではないですか

不祥事の会見での NG ワード

- ① 「仕方がない」
- ② 「私は知らなかった」
- ③ 「法的に問題ない」
- ④ 「大したことではない」
- ⑤ 「〇〇から言われた」
- ⑥ 「遺憾です」
- ⑦ 「私たちは被害者なのです」
- ⑧ 「ノーコメント」（ノーコメントは賛同の意味に取られる）
- ⑨ 「・・・せざるを得ない」
- ⑩ 「警察の捜査を待つて、、」

- ⑪ 「事実を把握している」（言うなら、事件発生を「認識している」）
- ⑫ 推測・憶測・希望的発言は絶対にしない

謝罪に必要な要素の欠如

- 事実認識（5W1Hを正確に説明できること）
- 後悔
- 反省（起きてしまったことへの率直な見解や反省）
- つぐない（罰・責任）
- 具体的な再発防止策がある
- 二度と起こさない決意（断固たる決意と将来への展望）
- 最重要ステークホルダーへのメッセージがある
- 非言語との一致（態度・服装など）

会見で繰り返されると、目障りや耳障りな癖

（平時は気にならないが、危機時だと気になることがある）

ありがちな癖

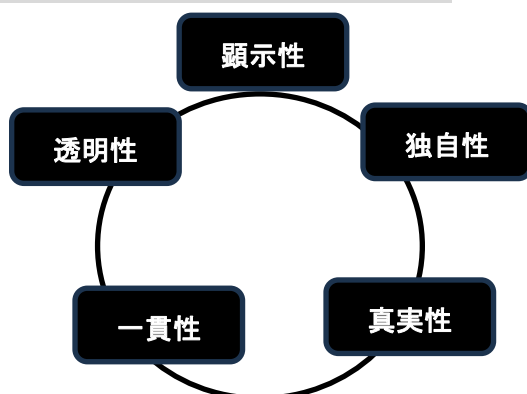
- えー
- あのー
- で、
- やはり
- 助詞を強調
- 語尾を強調

男性に多い癖

- 顔を触る
- ○○しーの連続
- 実は

声のトーンが高い、元気すぎると反省の気持ちが伝わらない。言語、非言語の一致が必要。立て板に水ではなく、少し間をおいて話す。時には沈黙も有効となる場合がある。

信頼・評判を高める表現力5要素



- ✓ わかりやすいか
- ✓ らしさが出てるか
- ✓ 嘘をついていないか
- ✓ ブレがないか
- ✓ オープンマインドか

5つの要素が説明や回答内容に盛り込まれていると信頼を高めることができる

マスコミ取材時の対応として、広報担当者以外のロータリアンは、発言は一切しないことが肝要です。とくに、記者からの誘導には注意する必要があります。

まとめ

クライシス・コミュニケーション初動 3原則のキーワードは、「ステークホルダー」「広報方針」「ポジションペーパー」。

「ステークホルダー」は、事件事故発生をしたら、すぐに関係者を洗い出し、連絡の優先順位、担当者振り分けをすること。被害者を見失わないためでもある。何か発生するとどうしても「ああ運が悪かった」と自分達が被害者意識をもってしまうため、それを防ぐ狙いがある。

「広報方針」が一番わかりやすいのは記者会見を開くかどうか、開くならいつなのか、かない場合の理由は何かを明確にすることである。上記事例ではネット炎上だけ記者会見を開いていないが、迅速にコメントを出したために会見を開かずに済んだともいえる。

「ポジションペーパー」は、公式見解書である。説明責任を果たす重要な文書といえる。盛り込む要素は、「事実」「経過」「原因」「再発防止策」「見解」の5つ要素を盛り込むと質問を減らすことができる。会見は混乱状態になることを予測し、ペーパーだけでも記事が書けるよう十分な量であることが事態収束には不可欠である。1回で出せない場合には2回に分ける覚悟を最初に持つ選択もできる。

最後に「表現力」の訓練も提唱しておきたい。

どれだけ準備が万全であってもスポークスパーソンの表現力不足で伝わらない事態に陥り・誤報・誤解を生じてしまうことがある。中でも表情・服装・態度などの非言語要素も対策が必要であることを忘れずに準備を整えることを勧めたい。

非言語コミュニケーションとは

非言語コミュニケーションとは、その名の通り言葉を介さずにおこなわれるコミュニケーションのことです。

「ノンバーバルコミュニケーション」と呼ばれることもあり、具体的には表情・身振り手振り・声のトーン・話すスピード・視線・服装などが挙げられます。コミュニケーションの空気感を作るのが非言語コミュニケーションとも言われており、スムーズな会話ができるかの鍵を握ります。

もし非言語コミュニケーションが取れておらず、暗い雰囲気のまま言葉だけ明るくしても、思うように気持ちが伝わらないことが多いでしょう。また、相手の本音も聞き出しにくくなり、意思疎通が図れなくなることも増加します。

ビジネスでもプライベートでも、人対人のコミュニケーションを取るときは非言語コミュニケーションまで意識してみるのがおすすめです。

非言語コミュニケーションの重要性

非言語コミュニケーションが重要だと言われている理由のひとつに、「メラビアンの法則」が挙げられます。

メラビアンの法則はアメリカの心理学者であるアルバート・メラビアンにより提唱された法則であり、人は相手の感情のほとんどを視覚情報から読み取っていることを明らかにしました。具体的には、55%を視覚情報から、38%を聴覚情報から、7%を言語情報から読み取っているとしているので注目しておきましょう。

つまり、声のトーン・話すスピード・表情・態度・仕草などが場に合っていないと、相手の印象を損ねてしまうのです。反対に、非言語コミュニケーションが取れていると印象をよくしやすいくことから、特に重要な視点であると語られるようになりました。

非言語コミュニケーションの種類は7つ

ここからは、非言語コミュニケーションの内容について具体的に解説していきます。

7つの種類があるので、自分に足りている部分・欠けている部分を探したいときにお役立てください。

1. 身体動作

身体動作には、身振り・手振り・仕草・ジェスチャーなど体の動きが当てはまります。表情や視線の動きなども含まれており、目を合わせて頷きながら話を聞いたり、考えている素振りをするときにあえて視線を外したりする動きが考えられます。

なお、身体動作は国や文化による違いがあまりなく、言葉が通じない場所でも効果的に活用できます。

2. 身体の特徴

身体の特徴には容姿・体型・髪型などが当てはまりますが、服装の清潔感や TPO に合ったファッションなども該当します。

同じ人でも、休日用のラフな恰好をしているときとパーティーに相応しい恰好をしているときとでは、印象が大きく異なります。また、肌・髪・歯・爪のメンテナンスを欠かさない人は清潔感のある印象を与えやすく、良いイメージを持ってもらいやすくなるでしょう。

3. 接触行動

接触行動には、握手・ボディタッチ・ハグ（抱擁）などが当てはまります。日本人は接触行動が少なくパーソナルスペースの広い文化であるとされていますが、海外では初対面の人もキスやハグをすることが多いことから、文化による違いが大きいとされています。

4. 近言語

近言語とは、直接的な意味を持たない言葉によるコミュニケーションのことを指します。具体的には「うん」「ええ」などの相槌・話すスピード・声の大きさ・声のトーンなどが当てはまります。

内緒話をするときは声のトーンを抑えたひそひそ声を、プレゼンテーションのときはハキハキと大きな声を使い分けるように、近言語ごとにイメージが変わるので注意しましょう。

5. プロクセミクス

プロクセミクスとは、距離の取り方を指す言葉です。物理的な距離感が近いと親近感を覚えやすいという効果を活用し、親しくになりたい人と、反対に一定の距離感を確保してビジネスライクに付き合いたい人とで距離を使い分ける方法とも言えます。

ただし、日本人の場合はいきなり距離感を詰められると却って困惑してしまう人も多いので注意しましょう。変に馴れ馴れしい印象を与えないよう、心理的な距離感も重視する必要があります。

6. 人工物の使用

人工物の使用とは、メイク・アクセサリー・バッグや手帳などの小物などのことを指します。メイクひとつとっても、地味目で落ち着いたメイクと、パーティー用の華やかなメイク

とでは与える印象が大きく異なります。

男性でも、バッグのブランドや手帳の大きさ・質感、それぞれのアイテムの扱い方などに応じて印象が変わることは多いです。TP0・自分の年齢や体型・相手の好みに合わせた使用ができれば、印象がよくなるかもしれません。

7. 環境

コミュニケーションを取る場所も、大きく印象を左右します。同じ会議室でも、陽の光が入る明るい場所と、半分倉庫のような物が多くて暗い場所とではイメージが変わります。

また、開放的な屋上・緑の多い中庭・終業後の居酒屋・ZOOMなどを活用したオンラインミーティングスペースなど、コミュニケーションを取る場所は多様です。インテリアや周りの雑音の大小なども影響してくるでしょう。

非言語コミュニケーションを最適化するメリット

次に、非言語コミュニケーションを最適化するメリットを解説します。なぜ言葉だけでなく非言語の部分にもこだわる必要があるのか、その理由を理解していきましょう。

話を補完できる

言葉だけで事務的に伝えるよりも、非言語コミュニケーションを交えた方がより話を補完できます。

頷きながら視線を合わせて話を聞けば、自分が確実に内容を理解していると相手に伝えられます。また、特に伝えたい部分だけ声のボリュームを大きくしたりゆっくり話したりすれば、どこが重要なポイントか相手に伝えやすくなるでしょう。

非言語コミュニケーションを意識的に活用すると、ただ言葉で伝える以上の効果が発揮されるのです。

信頼関係が築ける

TP0に合った服装にしたり、意欲的な姿勢で話を聞いたりすることは信頼感の構築につながります。反対に、話を聞く側の立場でありながら常に視線を合わせず、半身で座りながら頬杖をついているようでは、理解度の高低を問わず信頼感を構築することができません。

その後の付き合いを円滑にしたいときにこそ、非言語コミュニケーションに意識を配るメリットがあるのです。

相手の心情が読み取れる

表情や仕草を見ていると、相手の心情を読み取りやすくなります。首をかしげている人がいればもう一度内容を噛み砕きながら話したり、相手が時計を気にしていれば少し早めに話を切り上げたり、その場で臨機応変な対応がしやすくなるでしょう。

同様に、自分の心情を相手に伝えるためのツールとして、非言語コミュニケーションを活用するのも効果的です。

最後に、非言語コミュニケーションにおける注意点を解説します。誰にとっても意識すべき内容なので、参考にしてみましょう。

確認作業を怠らない

非言語コミュニケーションに意識を配ることは大切ですが、非言語コミュニケーションだけに依存しないよう注意します。時には書類やチャットなど非言語コミュニケーションを介さないツールで理解度を確認したり、「わかっていそうで実はわかっていない」などのギャップがないかチェックしたりすることが大切です。

態度や様子だけ見て確認作業を怠ってしまうと、あとで大きなトラブルになることも多いです。また、相手の心情に配慮したコミュニケーションをすることも意識してみましょう。

文化の違いを理解する

非言語コミュニケーションは、国・文化・年代により常識が異なるケースも多いです。よかれと思って距離感を縮めたことが結果的に「馴れ馴れしい」と思われたり、マナーに配慮しているつもりが「近づきがたい」と思われたりする場合はよくあります。

自分が良いと思えるコミュニケーションだけでなく、相手のトーンに合わせたコミュニケーションを意識してみましょう。また、文化の違いを勉強するなど、前もって心づもりをしておくことも大切です。

レピュテーション管理

不祥事を公表するかどうかの判断基準とレピュテーション管理のポイント

レピュテーションの維持・向上を目指すため、組織は「誠実性＝Integrity」と「適切なコミュニケーション」を行動指針とすべきです。これらを実現して社会からの信頼を得るためには、会員のために必要な情報は自ら公表し、事実関係、発生原因、再発防止策などを十分に説明して透明性を高めることが重要となります。

実際に公表を要するかどうかの判断には「会員とロータリーの適正な利益を守るために必要な情報であるか否か」という目線が必要になりますが、不祥事の当事者である会員が適切な判断を下せるかは疑問ですので、クラブ役員、地区役員、弁護士や地区危機管理委員会等など、第三者的な意見を参考に判断を下すことが適切でしょう。

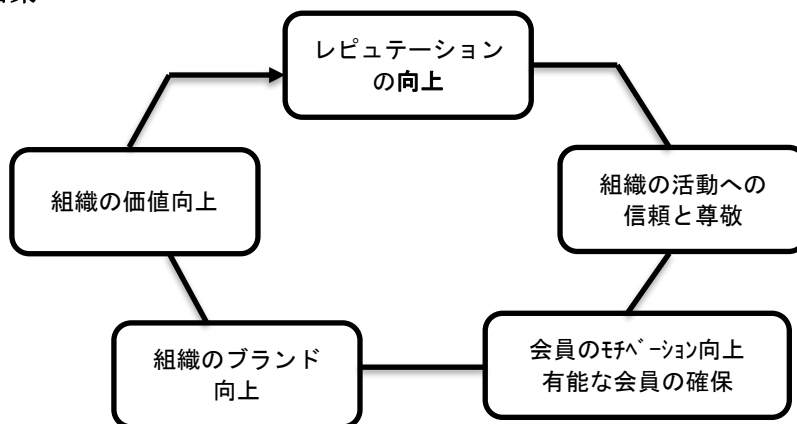
レピュテーションを向上させる局面

レピュテーションとは、「評判・世評」のことです。

昨今、不祥事に見舞われた組織が、まずい広報対応をしてしまい、「レピュテーションを落とした」と評価されるような事態も生じています。このため、多くの組織では、こういった事例を他山の石として、組織の「レピュテーションリスク」対応体制を整備するべく努力を続けています。もっとも、この場合には、万が一の事態が生じた場合に、レピュテーションの低下、活動へのマイナスをいかに最小限に食い止めるか、というリアクションの方向性で議論されることが多いと思われます。

レピュテーションが高い組織は、社会からの高い信頼・尊敬を得ることが可能となり、優秀な会員の獲得、組織ブランド価値向上に結び付きます。次に、これらから生まれた総合的な価値の増加が、新たな社会からの評価、信頼を呼び込むことにつながり、再び、レピュテーションの向上に期待が持てるようになります。

好循環



このように、組織は、レピュテーションを適切に管理することにより、上記のような好循環による恩恵を受けることが可能となります。この意味で、レピュテーションは組織に計り知れないプラスの影響を与える重要な無形資産であると捉えるべきです。

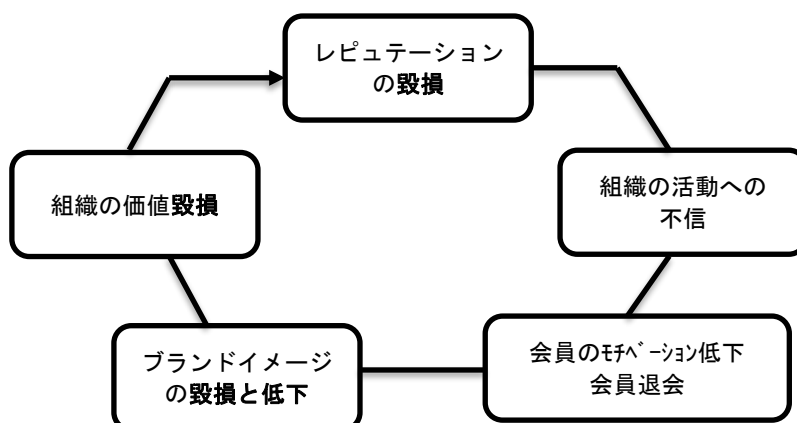
このため、組織としては、緊急時におけるレピュテーションの低下を防ぐ、というリアクションのことばかりを考えるのではなく、平常時から、積極的な行動によってレピュテーションという資産の維持・向上に向けた努力を続け、適切に管理する必要があります。

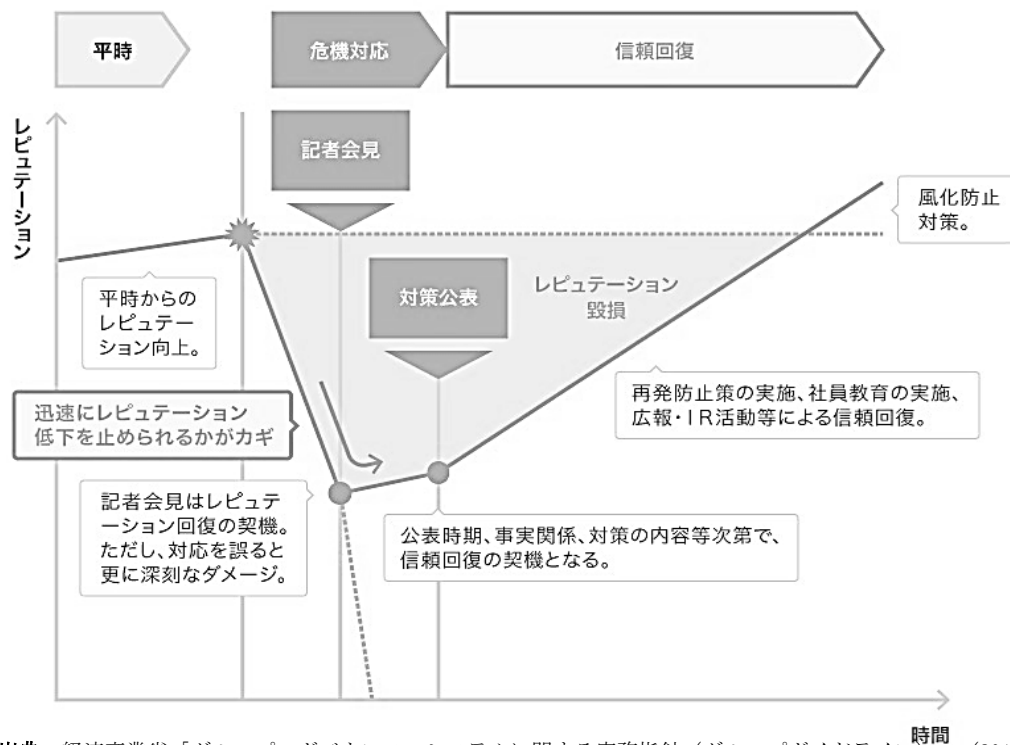
危機発生時の局面

一方、ひとたびレピュテーションを大きく毀損する事態が発生すれば、ロータリーへの信頼度は一気に低下します。これに対し、迅速かつ有効な対策を取ることができないまま放置すれば、会員の士気の低下・退会やロータリーブランド価値の毀損を招き、次には組織の価値の毀損に結び付き、これがさらなるレピュテーションの低下を招くという「負のスパイラル」に落ちることとなり、クラブのレピュテーションを長年にわたって毀損し続けることになります。

負のスパイラル

レピュテーション・マネジメント（有事対応の場合）





出典：経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（グループガイドライン）」（2019年6月28日策定）97頁より引用、修正。

不祥事は、このようなレピュテーションにおける負のスパイラルの代表的な入り口といえるでしょう。そして、ひとたび負のスパイラルに入ってしまったら、転がり落ちていく状況をコントロールすることはきわめて困難です。もし、そのような事態に直面した場合には、状況を漫然と放置して状況を悪化させたり、自らの失策で落ちていくスピードを加速させたりしないように、迅速・的確な対処が必要となります。

では、クラブとして、どのように行動すべきでしょうか。

その指針となるのは、「誠実性＝Integrity」と「適切なコミュニケーション」です。

前述のように、レピュテーションは、社会一般から当該企業に対する評価の集積から成り立っています。社会一般の評価というのは、すなわち、社会に存在する個人の感情の積み重ねです。そして、個人と個人の間の信頼関係は、誠実な人柄と適切なコミュニケーションにより形成されることと同様、個人と組織の間の信頼関係もまた、組織の誠実性と社会とのコミュニケーションの在り方に大きく左右されるのです。

不祥事を自ら公表するかどうか

たとえば、未だ明るみにになっていない不祥事を発見した場合にありがちな、最も間違った対応は、「隠ぺい」です。そして、事実が社会に明るみにになったときにありがちな間違った対応は「ごまかし」です。隠ぺいや、嘘をつくこと（ごまかしは嘘をつくことと同一視されるでしょう）は、それが故意に基づく行動であるか否とにかかわらず、人の信頼を大きく損ねる行動の代表例です。

組織において、自己に不利益な情報を自ら開示するという選択がきわめて難しいことは理解できます。しかし、インターネット・SNSなどの発展により個人の情報発信力が強化され、これに伴って組織に対するメディア・社会からの監視が強まっている現代においては、すべての不祥事はいずれ世の中に知れ渡るものだと覚悟する必要があります。

このようななかで、仮に、不利益な情報を隠ぺいした事実が発覚すれば、後日に受けるダメージは計り知れないものとなります。

結局、不祥事に直面した組織が社会に誠実性を示すためには、社会に必要な情報については自ら公表し、問題となっている事案の事実関係、発生原因、再発防止策などを併せて説明して透明性を高めることが重要です。

とはいえ、事案の性質や社会への影響の大小に関わりなくすべてを公表することは非現実的です。実際に公表を要するかどうかは、当該問題にかかる情報が「会員の適正な利益を守るために必要な情報であるか否か」という基準に従い、会員目線で判断すべきでしょう。ただし、この点について、当事者である会員が適切な判断を下せるかどうかは疑問が残りますので、客観的な立場からの意見が必要となります。

クラブ役員、地区役員や弁護士や、危機管理委員会の専門家など、第三者的な立場の関係者に正しい情報をシェアし、その意見を参考にして判断を下すことが好ましいでしょう。

「社会的責任」か、「法的責任」か

なお、公表するかどうか、公表するとしてどのような内容にするかを検討するにあたっては、法的責任の問題をレピュテーションの対立利益として意識するべきではありません。クラブの法的責任の回避・限定を優先し、情報を一部隠ぺいしたり、公表する相手先を限定してはどうか、いった意見がクラブ内や外部の第三者から出ることがあるかもしれません。

しかし、このような態度は、「誠実性」や「適切なコミュニケーション」とはかけ離れた態度です。クラブが、目の前の法的責任（賠償責任と言い換えることもできる）の回避を優先して情報を隠匿する行動に出れば、将来のレピュテーションに与えるマイナスの影響は格段に大きくなります。これは、たとえば、質問に対して「ノーコメント」と返答するような場合も同様です。「係争中であること」や「事実確認中であること」などを理由とする場合も見られますが、どのような理由をつけたとしても、社会からは、情報の隠ぺい、虚偽事実の発表、責任回避であると捉えられてしまう危険があります。

不祥事発生時に組織が向き合うべきは社会的責任であって、法的責任ではありません。

組織は、自らが起こした不祥事に対する社会的責任と誠実に向き合わなければなりません。そのために、一時的には大きな法的責任、経済的ダメージを負う事態になったとしても、適切な社会的責任を果たしてレピュテーションの低下を最低限に食い止めることができれば、その後のV字回復につなげることも十分に可能なのです。

まとめ

ロータリークラブ会員の不祥事における対応の主体はクラブとなります。

事件が発覚した場合、クラブ理事会はロータリーの組織規定ならびにロータリー章典に従って、速やかな対応を取ることが求められています。

ロータリアンの不祥事における対応の主体はクラブです！

最も重要なことは、事故・事件をいかに事前に防ぐか（予防－リスクマネジメント）です。

平時からの備えについて研修を継続し、
全てのロータリアンが危機への正しい理解を持つことです。
ロータリーは単年度制であり、また社会環境の変化に
対応するためにも研修が重要です。

第7章 シナリオ演習

誰もが安心して参加できるクラブの土台を築くには、ハラスメントが容認されないことを会員に強調して伝え、ハラスメントの報告を直ちに調査することが重要です。ハラスメントに対応する必要がある場合に備え、以下の各シナリオについて、**最も適切な対処法と思われる答えを選んでください。**

Q1:

あなたはクラブ会長です。ある女性会員が、クラブの行事で一人の男性から身体を触られたとあなたに伝えました。この女性会員は、この件について理事会や警察には話したくないと言っています。最も適切な対処法はどれでしょうか？

- ① 打ち明けてくれたことに感謝した上で、どのような対応が取られることを望んでいるかを尋ねる。
- ② 誰にも伝えたくないという本人の意向を尊重する。
- ③ ロータリーがハラスメントを一切許容しないことを伝える。警察への連絡を強く勧め、再発防止のために調査を行いたいと伝える。

答え①

Q2:

RI 理事であるあなたに、ある女性の地域リーダーから連絡がありました。この地域リーダーは、ロータリー研究会中に、ガバナーノミニーから SNS 上で中傷的なコメントを投稿されたと言い、ガバナーノミニーから謝罪を受けること、ガバナーノミニーが懲戒処分となること、およびこのガバナーノミニーのリーダーとしての適性を判断するために調査を行うことを求めています。あなたはどのようにしますか？

- ① 調査を行う（SNS 投稿内容の確認、地域リーダー、ガバナーノミニー、ガバナーエレクト、現ガバナー、その他の関係者からの聞き取りなど）。
- ② ガバナーノミニーに連絡し、SNS 投稿の削除と謝罪を求める。
- ③ 地域リーダーとガバナーノミニー間の話し合いの仲裁役を務め、この件の解決を図る。

答え①

Q3:

あなたはクラブ会長です。あなたが出席しなかった地元のロータリー行事でほかの会員から公の場で中傷されたと、ある男性会員があなたに訴えてきました。この男性は、相手の会員を懲戒処分とするよう求めています。あなたはまず何をすべきですか。

- ① 自分はこの行事に出席していなかったなのでこの件は解決できないと伝える。
- ② 調査を行うことを伝えた上で、目撃した可能性のある人の名前など、詳細を文書にしてもらう。
- ③ この件について先方と話し、このような言動が不適切であると指導することを伝える。

答え②

Q4:

あなたのクラブでは、例会に他クラブの女性会員を招き、プロジェクトについての卓話をしてもらうことになりました。卓話の間、あなたと同じテーブルに座っていた男性会員の一人が、この女性会員を見下すような発言をし、卓話の内容がくだらないと述べました。発言を慎むよう会長から言われた男性会員は、自分の席でブツブツと話し始め、ほかの会員の集中を妨げています。気分を害した女性会員は、卓話を早めに切り上げてしまいました。あなたはどのようにしますか？

- ① 卓話を集中して聞きたいから静かにするよう求め、卓話を行う人を尊重すべきであることを伝える。卓話を聞きたくないなら退出するよう求める。
- ② 何もしない。このような言動に対して指導を行うのは、クラブ会長の役割である。
- ③ 卓話が終わった後で、そのような言動は規律を乱し、卓話をする人にとって無礼であると男性に伝える。卓話のどのような点に問題があるのかを尋ね、もっと適切な形で対処すべきであったことを伝える。

答え③

この男性が攻撃的・挑発的な態度を取った場合には、さらなる措置が必要かどうかをクラブ理事会で話し合ひましょう。

Q5:

あるベテラン男性会員が、クラブで初の女性会員の入会に反対し、女性が入るくらいなら自分は退会すると言っています。この女性会員が入会后、例会でこの男性は女性会員との握手を拒み、一言も口を利こうとしません。さらに、この女性が入会して以来、クラブの評判が下がったと言い出しました。女性会員が卓話をした際には、その内容について否定的なコメントを述べました。このクラブの会員であるあなたはどのようにしますか？

- ① クラブ会長と話し、このベテラン男性会員がクラブの雰囲気陰険にしていると伝える。
- ② ベテラン男性会員に対し、そのコメントは不適切であり、女性会員の入会に自分は賛成であることを伝える。
- ③ 何もしない。このような状況に介入するのはクラブ会長や理事会の仕事である。

答え②

Q6:

あなたはハラスメントの申し立てについて調査し、クラブ会長がほかの会員にセクハラをしたと判断しました。警察に被害届も出されました。クラブは次に何をすべきですか？

- ① 裁判所による決定を待ち、それに応じて対処法を決める。
- ② その会員を退会処分とし、ロータリーの活動への参加を全面的に禁じる。
- ③ 青少年活動へのこの人の参加を保留とし、例会や行事に出席しないよう求める。

答え②

これが最善の対処法と言えます。まずは本人と直接対話するのが最善です。コメントが不適切であることを指摘した上で、なぜそのようなコメントをしたのかを尋ね、それが不適切であることを指摘しましょう。

※この冊子は保存用としてご使用ください。

必要に応じて、RI2650 地区ホームページから、閲覧・ダウンロードして関係者で共有ください。

YESSマニュアル(クラブ用)

国際ロータリー 青少年交換委員会

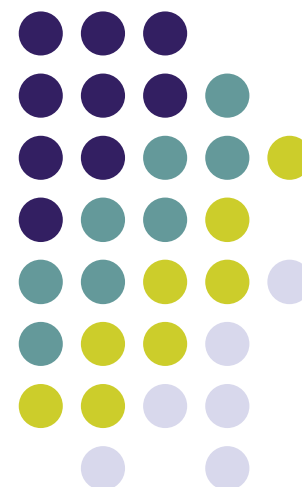


マニュアルダウンロード <https://rijyec.org/>
各種資料→YESSマニュアル

地区委員の皆さんはクラブの皆様のパソコンがインターネットにつながっているか確認してください。

RIJYEM YESS委員会

©2017 RIJYEM. All rights reserved.



YESS開発経緯

YESS開発のきっかけは、東日本大震災です。東日本大震災の発生時は「未曾有、想定外、大津波」などの言葉が並びました。当然、交換学生も被災地に滞在しておりました。

学生たちの所在を確かめようにも、委員会メンバー自身も被災者となり、ガバナー事務所も委員長にも連絡がつかず大変苦労をしました。

そのような経験から考えたのがYESSです。学生の情報やホストファミリー、ホストクラブの情報をクラウドにアップし被災地以外の地区メンバーが助けることができるような仕組みを考えました。

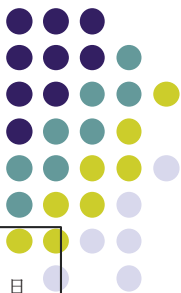
ホストクラブに入力していただく必要がありますが、「受入学生・クラブ・学校・ホストファミリー一覧表」と同じ内容ですし受入学生の部分は学生本人が入力しますのでクラブでの入力は従来よりYESSのほうが少なくなっています。

学生たちの安全のためにも、クラブ関係者の皆様のご協力をお願いいたします。



以前のホストファミリー一覧表

WORDで作っていました。



受入学生・クラブ・学校・ホストファミリー一覧表

青少年交換委員会

受入学生

提出日 年 月 日

氏名（英文）

ニックネーム

生年月日 年 月 日

性別 男 女

スポンサーRC

地区番号 D.

名

国名

受入クラブ：名

RC 分区名

分区／事務所住所 〒

TEL

FAX

E-Mail：

クラブ役職	氏 名	〒	住 所（自宅）	自宅 TEL	事務所 TEL	携帯電話
会長						
幹事						
青少年奉仕委員長						
カウンセラー						

受入高校：

学校所在地 〒

TEL

FAX

校長						
留学担当教諭						
担任						

ホストファミリー：

	期 間	氏 名	RC／非	住 所	自宅 TEL	携帯電話	E-Mail
1	～						
2	～						
3	～						
4	～						
5	～						
6	～						

必要なくなりました。

YESSへ移行しました 3



オリエンテーション時期

オリエン時期 入力時期	ページ名	作業者	説明内容
9月-2月	OBSクラブ情報	クラブ	クラブの住所、メールアドレスなど
9月-2月	OBSクラブ情報	クラブ	会長、幹事、青少年奉仕委員長など
1月-4月	IBSクラブ情報	クラブ	会長、幹事、青少年奉仕委員長など
3月-5月	IBSカウンセラー届	クラブ	アップロード
4月-6月	IBSホスト高校情報	クラブ	高校名、校長先生、担任など
6月-7月	IBSボランティア誓約書	クラブ	アップロード
6月-7月	OBSマンスリーレポート	OBS	直接入力
6月-7月	OBSホストファミリー情報	OBS	GFに記載のホストファミリーを入力します。
7月-8月	自宅出発日の入力	OBS、IBS	IBSの分はクラブもしくは地区が入力をしてください。
7月-9月	IBSホストファミリー情報	クラブ	【重要】ホストファミリー追加、滞在時期変更
7月-9月	IBSマンスリーレポート	クラブ	アップロード
7月-9月	IBSカウンセラー報告	クラブ	アップロード
翌6月-8月 (帰国時随時)	交換学生帰国処理	地区委員	【重要】ステータス変更／帰国日、卒業帰国、早期帰国
翌9月-7月	IBS地区外移動届	クラブ	アップロード



受入派遣クラブのログイン情報

ログイン情報

URL <https://yess.riyjec.org/mp/riyjec/mypage.php>

ログインID: 国際ロータリークラブID番号

パスワード: 国際ロータリークラブID番号

パスワードは各クラブで変更をしてください。

※変更したパスワードは次年度に必ず引き継いでください。

※アクセス方法1

上記のURLをブラウザのアドレスバーに入力する。

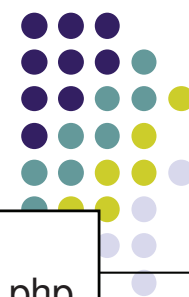
※アクセス方法2

タブレットの場合は、左のQRコードをご利用ください

PC、タブレット用



どうしても、ログインできない場合はYESSログインマニュアルをご覧ください。



クラブ情報の入力方法

ログイン情報

URL <https://yess.riyjec.org/mp/riyjec/mypage.php>

ログインID: 国際ロータリークラブID番号

パスワード: 国際ロータリークラブID番号

RID2560 / 糸魚川中央RC

クラブ名 糸魚川中央RC 住所 〒941-0058 糸魚川市寺町2-8-16 糸魚川商工会議所内
TEL 025-552-1225 FAX 025-552-8800 E-Mail r-kuramata@itoigawa-cci.or.jp

期	学生名	担当委員	クラブ名	出身国 派遣国	交換年度 渡航日	帰国予定日 帰国日	A P F	G F	C C 届	R I P	H F	H F	求 替	C C 報	S 報	写真
長	池田 海里	本副 監介	糸魚川中央RC		2016-08-25	2017-07-08										
長	Jenna Jewel Dantorth		糸魚川中央RC		2016-08-21	2017-08-20				1						

APF ... アプリケーションフォーム GF ... ゴールドカード CC届 ... クラブカウンセラー届 RFP ... RI/MEC保険プラン HG ... ロータリー交換学生身許引受書
HF ... ホストファミリー 求替 ... ボランティア 約書 ... 約書 CC報 ... CC報

クラブの情報をこちらのボタンで編集できます。
クラブの住所や電話番号を編集しましょう。

RID2560リスト 学生基本情報 **クラブ情報** 受入高校 ホストファミリー 書類

カウンセラーR マンスリーR

Outbound 長期 卒業帰国 メール連絡する

ふりがな
いけだ みさと

お名前
池田 海里

国籍
United States of America (アメリカ合衆国)

性別
女

誕生日
1999-01-04 (18歳)

交換年度
—

帰国予定日
2017-07-08

渡航日
2016-08-25

帰国日
2017-07-08

140x140

会長、幹事、担当委員長、カウンセラーの情報を入力

パスワードは各クラブで変更してお使いください。



クラブ担当者情報の入力

受入（派遣）クラブが入力する

RID2560リスト 学生基本情報 **クラブ情報** 受入高校

マンスリー-R

Inbound 長期 メール連絡する

ふりがな
じよなさん みゅー

お名前
JonathonMuller

国籍
Canada/カナダ

性別
男

渡航予定日
2017-08-25

帰国予定日
—

「クラブ情報」をクリックする。

ロータリアンの情報を入力してください。
会長や幹事などの関係者を2年分入力します。
理由は翌年度に学生が来日するからです。

受入（派遣）クラブ

受入クラブ
高田東RC

事務所住所
〒943-0832 上越市本町6-1-5

TEL
025-525-6524

FAX
025-525-1638

E-Mail
taeastro@petsure.jp

クラブの情報を編集する場合はこちらから。

クラブ役職	氏名	〒	住所	TEL	携帯番号	メールアドレス	
会長2017-2018	データは存在しません						新規
会長2016-2017	データは存在しません						新規
幹事2017-2018	データは存在しません						新規
幹事2016-2017	データは存在しません						新規
担当委員長2017-2018	データは存在しません						新規
担当委員長2016-2017	データは存在しません						新規
カウンセラー2017-2018	データは存在しません						新規
カウンセラー2016-2017	データは存在しません						新規

書類

クラブ参加資格認定書

ファイルは存在しません

アップロード

このページの先頭



カウンセラー届など

受入（派遣）クラブがアップロードする

書類情報

村上RC

RID2560リスト 学生基本情報 クラブ情報 受入高校 ホストファミリー **書類** カウンセラー-R

マンスリー-R

「書類」をクリックする。

お名前
Lea Keitel

書類

アプリケーションフォーム	ファイルは存在しません	アップロード
ギランティフォーム	ファイルは存在しません	アップロード
ロータリー交換学生身許引受書	ファイルは存在しません	アップロード
クラブカウンセラー届	ファイルは存在しません	アップロード
ボランティア誓約書	ファイルは存在しません	アップロード
地区外移動届	ファイルは存在しません	アップロード
その他	ファイルは存在しません	アップロード

地区委員会及び RIJYEMがアップします

カウンセラー届けをこちらでアップロードして、地区委員会に送る。
送る方法は地区の指定による。



IBS、OBSホストファミリー情報

【重要】受入クラブが入力する。ホストファミリーの予定が決まったら随時変更を行う必要があります。

「ホストファミリー」をクリックする。

新規ホストファミリー登録をします

新規ホストファミリー登録

保護者の情報を変更する場合はこちらから、

現在、ホストファミリーは登録されていません

保護者

タイトル	氏名	住所	TEL	携帯電話	メールアドレス	
保護者1	Martin Schuetze	Knippingweg 16, Soest, North Rhine-Westphalia, 59494, Germany		49 172 6716346	schuetze@fgms.de	編集
保護者2	Gesa Schuetze	〒59494 Knippingweg 16, Soest, North Rhine-Westphalia, 59494, Germany	49 2921 9819312	49 160 5434606	schuetze@fgms.de	編集
緊急連絡先	データが存在しません					

新規

9



IBSホスト高校情報

学生データに受入高校を登録する。

「受入高校」をクリックする。

新規受入高校登録をします。

新規受入高校登録

登録された受入高校情報はありません。

受入高校情報

お名前
Lea Keitel

10

IBSボランティア誓約書

受入クラブがアップロードします。

書類情報

村上RC

RID2560リスト 学生基本情報 クラブ情報 受入高校 ホストファミリー 書類 カウンセラーR

マンスリーR

「書類」をクリックする。

ボランティア誓約書をこちらでアップロードして、地区委員会に送る。
送る方法は地区の指定による。

お名前
Lea Keitel

書類

アプリケーションフォーム	ファイルは存在しません	アップロード
ギャランティーフォーム	ファイルは存在しません	アップロード
ロータリー交換学生身許引受書	ファイルは存在しません	アップロード
クラブカウンセラー届	ファイルは存在しません	アップロード
ボランティア誓約書	ファイルは存在しません	アップロード
地区外移動届	ファイルは存在しません	アップロード
その他	ファイルは存在しません	アップロード

11

OBS、IBS自宅出発日の入力(学生もしくはクラブ)

学生もしくはクラブが自宅出発日を入力します。

学生詳細

山田太郎

学生基本情報 ホストファミリー 学生レポート

IBSの分はクラブもしくは地区で入力してください。

学生基本情報 ホストファミリー 学生レポート

Outbound 長期 メール連絡する 保護者1 ホストファミリー 保護者2 緊急連絡先

ふりがな
やまだたろう

お名前
山田太郎

国籍
Japan/日本

交換年度
2018-07-01

渡航日
2018-05-01

性別
男

帰国日
2018-11-30

編集 学生情報PDF

編集のボタンを押すと「自宅出発日」の入力欄がありますので自宅を出る日を入力してください。
そのほかにも、LINEやFaceBookのアカウントや現地携帯電話の番号など災害時に利用できるものを複数用意しましょう。

保険に関係する大事な部分のため、入力を忘れないようにお願いします。

12



カウンセラー(HF)レポート

例) ホストファミリー → カウンセラー → クラブ担当委員長 → 地区

書類情報

村上RC

RID2560リスト

学生基本情報

クラブ情報

受入高校

ホストファミリー

書類

カウンセラーR

マンスリーR

RID2560リスト

学生基本情報

クラブ情報

受入高校

ホストファミリー

書類

カウンセラーR

マンスリーR

お名前

池田 海里

カウンセラー報告(ホストファミリーレポート)

クラブカウンセラー報告

ファイルは存在しません

アップロード

ホストファミリーからレポートを受け取ったら内容をカウンセラーが確認してクラブがアップロードします。

13



IBS地区外移動届

受入クラブがアップロードする。

書類情報

村上RC

RID2560リスト

学生基本情報

クラブ情報

受入高校

ホストファミリー

書類

カウンセラーR

マンスリーR

「書類」をクリックする。

お名前

Lea Keitel

書類

アプリケーションフォーム	ファイルは存在しません	アップロード
ギャランティーフォーム	ファイルは存在しません	アップロード
ロータリー交換学生身許引受書	ファイルは存在しません	アップロード
クラブカウンセラー届	ファイルは存在しません	アップロード
ボランティア誓約書	ファイルは存在しません	アップロード
地区外移動届	ファイルは存在しません	アップロード
その他	ファイルは存在しません	アップロード

地区外移動届をこちらでアップロードして、地区委員会に送る。

14



7月-8月 交換学生帰国処理

【重要】帰国の日とステータスの変更。



RI2560リスト 学生基本情報 クラブ情報 受入高校 ホストフ

Student 長期 メール連絡する 留学中

ふりがな
じょなさん まらー

お名前
Jonathon Muller

国籍
Canada/カナダ

性別
男

交換年度
2017-08-25

誕生日
2001-08-20

帰国予定日
—

帰国日
—

基本情報

「編集」ボタンを押します。



学生基本情報

学生名	Jonathon Muller	
ふりがな	じょなさん まらー	
性別	男	
敬称	様	
管理日	登録日	2017/7/29 2 21 消
	誕生日	2001/7/13 9 27 消
	交換年度	2017/7/29 8 25 消
	渡航日	2017/7/29 8 20 消
	帰国予定日	— — 消
	帰国日	— — 消

帰国日を入力します。
これを行わないと、災害の時に
帰国していないことになり
RIJYEMが間違った情報を参照
する可能性があります。
また、ROTEXへのメールも届き
ません

日本版国際ロータリー青少年交換長期来日学生用保険案内
 RIJYEM Insurance Plan for RYE Inbound LTEP Students
 (RIJYEM : Rotary International Japan Youth Exchange Committee)

1) 概要: 国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構 (以下 RIJYEM) は、来日学生のために RIJYEM Insurance Plan を案内しています。このプランは、大きく二つの保険団体によって構成されています。一つは、日本の国民健康保険 (NHI) です。日本国内での傷害・疾病・歯科の治療が給付されます。他方は、引受保険会社ジェイアイ傷害火災保険会社 (JI) の海外旅行保険と事故対策費用保険で、傷害死亡・傷害後遺障害・個人賠償責任・携行品損害・航空機遅延費用・救援者費用・傷害治療・疾病治療を補償します。

(ジェイアイ傷害保険の詳細は 4/5 頁の海外旅行保険の概要、678 頁のインバウンド保険の概要をご参照願います)

(国民健康保険の詳細は 9 頁の国民健康保険の概略をご参照願います)

2) 保険加入資格者: 国際ロータリー青少年交換プログラム の来日学生

3) 補償内容:

補償内容	保険金額	保険期間	備 考	保険団体
傷害死亡	1,000 万円	ドア to ドア	自己負担 0 円	JI
傷害後遺傷害	1,000 万円			
個人賠償責任	1 億円			
救援者費用	500 万円			
携行品損害（時価払）	10 万円			
航空機遅延費用	2 万円			
傷害後遺傷害	50 万円	自宅 to 入国 出国 to 自宅		
治療・救援費用	1 億円			
旅行事故対策費用保険 基本契約（見舞費用・ 救援者費用・事故対応 費用・臨時費用）	100 万円	入国 to 出国		
傷害治療費用	500 万円			
疾病治療費用	500 万円			
緊急避難（自然災害等）	500 万円			
傷害治療費用	無制限		入国 to 出国	自己負担 30%
疾病治療費用				
歯科治療費用				

注記:

- ・補償内容と保険金額の詳細は、保険概要を確認してください。
- ・保険期間: 「ドア to ドア」は、自国の自宅を出てから自宅に戻るまでの期間。
 : 「入国 to 出国」は、日本国内に入国した時から日本国外を出国するまでの期間。
 : 「自宅 to 入国」は、自国の自宅を出てから日本国内に入国するまでの期間。
 : 「出国 to 自宅」は、日本を出国してから自宅に帰るまでの期間。
- ・NHI 加入手続きは、日本国内に入国した日から 14 日以内にしてください。
- ・自己負担: 傷害・疾病・歯科治療費の 30% は自己負担金が必要です。しかし、既往症治療、歯科治療費を除いて、自己負担金は JI の傷害治療費用・疾病治療費用で 1 回のケガまたは疾病につき、500 万円を限度に補償されます。(免責条件に該当した場合、保険金はお支払いできません。)
- ・基本保険期間短縮による返戻金は、保険期間が 6 ケ月以内の場合に適用します。

4) 保険料（1名分）

RIJYEM 保険 Plan	12 か月
保険料	121,241 円

・NHI の費用（税）は別途必要となります。（原則来日学生支払）

5) ジェイアイ傷害火災保険への保険金請求方法：

ケガ、病気等で病院へ治療費を支払う際は、国民健康保険（NHI）を使用し、窓口で3割の自己負担分を支払った後、RIJYEM を通じてジェイアイ傷害火災保険会社（JI）へ自己負担分の保険金請求手続きを行って下さい。（領収書必要）

但し、母国の自宅を出てから日本入国まで、日本出国から母国の自宅到着までは国民健康保険（NHI）は適用不可のため、直接ジェイアイ傷害火災保険会社（JI）への保険金請求となります。
保険金請求手続きは必ずホストファミリーまたは地区委員長を通して行って下さい。

6) 連絡先：

（対応言語：英語、中国語、スペイン語、韓国語、ポルトガル語、日本語）

24 時間緊急支援サービス	
エマージェンシー・アシスタント・ジャパン (E A J)	0800-080-2500

（対応言語：日本語のみ）

（取扱代理店） <u>（株）JTB 京都支店</u>	075-365-7722 （受付時間）9：30～17：30（土日・祝日・年末年始を除く）
（引受保険会社） ジェイアイ傷害火災保険（株）	（事故・保険金請求に関するご相談） 0120-395470（フリーダイヤル） （事故受付）24 時間 365 日対応
	（保険の内容に関する一般的なご相談） 06-6342-1880 （受付時間）9：00～17：00（土日・祝日・年末年始を除く）

（注）国民健康保険に関するお問い合わせは、各市町村へお問い合わせ願います。

●注意

実際の保険金請求に関しては、緊急の場合以外、まず RIJYEM 事務局に連絡を入れてください。

RIJYEM 事務局

T E L : 03-6431-8016 e-mail : rijyem@air.ocn.ne.jp

海外旅行保険の概要

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。 【注】同一のケガにより、【傷害後遺障害】を支払っている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	1. 次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術 ⑦戦争、革命などの事変 ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染 ⑨自動車等による競技、競争、試運転 2. むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 など
傷害後遺障害	海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%～100%を支払います。 傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	
救援者費用 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット	被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガ等により180日以内に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合 ②海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登山中に遭難した場合 ④海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤海外旅行中に誘拐され公的機関に届出した場合 など	保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。（【保険金をお支払いする主な場合】の左記⑤は300万円上限） ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復運賃（救援者3名分まで） ③救援者の宿泊施設客室料（救援者3名分かつ1名につき14日分まで） ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額等は控除します。） ⑤遺体処理費用（100万円まで）、遺体輸送費用 ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費等（合計20万円まで）	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、③、⑦、⑧により生じた事故に加え、 ・ むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 ・ 妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気（保険期間が31日までの契約に限り、妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により治療を開始した場合については保険金を支払います。） ・ 歯科疾病 【注】旅行出発前に発病した病気により入院した場合は、【救援者費用】のお支払いはできません。 など
個人賠償責任	海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 【注】責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 (※) 次の損害に対しては、右記の【保険金をお支払いできない主な場合】の記載に関わらず、保険金を支払います。 ・ 宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害 ・ 居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に与えた損害 ・ 賃貸業者より直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 【注】賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】1. の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・ 同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ・ 所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任 ^(※) ・ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ・ 暴行・殴打による損害賠償責任 ・ 自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・ 罰金、違約金、懲罰的賠償金など

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
携行品 損害 (時価 払)	海外旅行中に携行品^(※)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 (※) 被保険者が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。）かつ携行する身の回り品をいいますが、次の物は対象となりません。 ・現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラムなど ・被保険者が携行していない物	携行品1つ（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計5万円）を限度として損害額を支払います。携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 注1 損害額とは時価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除して算出した金額）または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費を支払います。 注2 旅券は、旅券または渡航書の取得に要した交通費、発給手数料等を損害額とします（1事故につき合計10万円まで）。 注3 運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害 ・差押え等の公権力の行使 ・携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ・偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故（故障等） ・置き忘れ、紛失^(※) など (※) 日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。 有償で借りた携行品の損害に対しては、お支払いできません。 ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、【個人賠償責任】で保険金をお支払いできる場合があります。
航空機 遅延費 用	海外旅行中に次のいずれかに該当した場合 ①搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 ②搭乗した航空機の遅延（搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。）または着陸地変更により乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合	被保険者が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用を支払います。ただし、1回につき、2万円を支払いの限度とします。 ①出発地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間の宿泊施設等客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費（払戻しを受けた額等を控除します。） ②目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の⑦、⑧により生じた損害に加え ・保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震・噴火、これらによる津波 など

用語のご説明

- 「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
- 「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
- 「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

インバウンド保険（旅行事故対策費用保険）の概要

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
基本契約	見舞費用	旅行者が次の①～⑧に該当したことにより被保険者が費用を負担した場合 ①責任期間中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日から180日以内に死亡または通算して7日以上入院した場合 ②責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により遭難してから48時間を経過しても、なおその旅行者が発見されない場合 ③責任期間中に身体に不法な支配を受け行動の自由を妨げられた場合 ④責任期間中に病気または妊娠、出産、早産もしくは流産により、死亡した場合 ⑤責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産は含みません。）により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合（責任期間中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。） ⑥責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産による病気および歯科疾病は含みません。）により、7日以上続けて入院した場合（責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。） ⑦責任期間中に自殺行為を行い、その日を含めて180日以内に死亡または7日以上続けて入院した場合 ⑧責任期間中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合	旅行者またはその法定相続人に対して被保険者が負担した次の費用をお支払いします。 ①弔慰金：旅行者が死亡した場合に負担した費用（旅行者1名につき保険期間を通じ30万円限度） ②見舞金：旅行者が死亡以外の場合に負担した費用（旅行者1名につき保険期間を通じ10万円限度） 注 上記①②が重複する場合は30万円が限度となります。	次の①～⑨のいずれかにより生じた事故 ①保険契約者、被保険者や旅行者の故意または重大な過失 ②旅行者のけんかや犯罪行為 ③旅行者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転 ④旅行者の心神喪失 ⑤地震、噴火、これらによる津波 ⑥戦争、革命などの事変や暴動 ⑦核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑧ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⑨自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 など
	救済者費用	②責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により遭難してから48時間を経過しても、なおその旅行者が発見されない場合 ③責任期間中に身体に不法な支配を受け行動の自由を妨げられた場合 ④責任期間中に病気または妊娠、出産、早産、流産により、死亡した場合 ⑤責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産は含みません。）により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合（責任期間中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。） ⑥責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産による病気および歯科疾病は含みません。）により、7日以上続けて入院した場合（責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。） ⑦責任期間中に自殺行為を行い、その日を含めて180日以内に死亡または7日以上続けて入院した場合 ⑧責任期間中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合	旅行者の救済者に対して被保険者が負担した次の費用を救済者2名分を限度としてお支払いします。 ①救済者の住所から現地までの往復交通費および現地交通費 ②現地における救済者の宿泊費（1名につき14日分限度） ③渡航手続費 ④死亡した旅行者の遺体を現地から自宅まで移送した費用 ⑤現地および移送中における遺体処理に要した費用 ⑥通算して7日以上入院した旅行者を現地から自宅まで移送した費用（ただし、その旅行者が通常要する運賃は除きます。）	
	事故対応費用	②責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により遭難してから48時間を経過しても、なおその旅行者が発見されない場合 ③責任期間中に身体に不法な支配を受け行動の自由を妨げられた場合 ④責任期間中に病気または妊娠、出産、早産、流産により、死亡した場合 ⑤責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産は含みません。）により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合（責任期間中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。） ⑥責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産による病気および歯科疾病は含みません。）により、7日以上続けて入院した場合（責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。） ⑦責任期間中に自殺行為を行い、その日を含めて180日以内に死亡または7日以上続けて入院した場合 ⑧責任期間中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合	被保険者が負担した次の費用をお支払いします（ただし、左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑧の事由が生じた日から180日以内に負担した費用に限ります。）。 ①被保険者の役員、使用人または代理人を現地に派遣した場合の交通費（往復交通費および現地交通費）・宿泊費・渡航手続費・出張手当（出張手当は、1人1日につき1万円限度。ただし、出張規定の定めがない場合は1人1日につき5,000円限度） ②ランドオペレーターに事故対応のために支払った費用（1人1日につき1万円かつ通算して50人日分を限度） ③通信費用 ④旅行者の法定相続人またはその代理人と応対した場合のホテル・事務所等の対応施設借上げ費用、旅行者の法定相続人またはその代理人が日本国内における被保険者の営業店舗または被保険者の指定する連絡場所を訪問した場合の交通費および宿泊費（宿泊費は、1名につき14日分限度） ⑤遭難した旅行者の捜索活動のために要した現地捜索費用	
	臨時費用	②責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により遭難してから48時間を経過しても、なおその旅行者が発見されない場合 ③責任期間中に身体に不法な支配を受け行動の自由を妨げられた場合 ④責任期間中に病気または妊娠、出産、早産、流産により、死亡した場合 ⑤責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産は含みません。）により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合（責任期間中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。） ⑥責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産による病気および歯科疾病は含みません。）により、7日以上続けて入院した場合（責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。） ⑦責任期間中に自殺行為を行い、その日を含めて180日以内に死亡または7日以上続けて入院した場合 ⑧責任期間中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合	被保険者が臨時に負担した費用として、救済者費用保険金と事故対応費用保険金との合計額の20%に相当する額をお支払いします。 注1 合計額には【事故対応費用】①の出張手当は含まれません。 注2 お支払いする臨時費用保険金の額は、保険期間を通じ、次の算式によって算出した額を限度とします。（30万円×左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑧に該当した旅行者数）	
特約		旅行者が、責任期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受け、被保険者がその費用を負担した場合（義手、義足の修理を含みます。）	1回のケガ・病気につき、旅行者の治療のために被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の金額を傷害・疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。ただし、旅行者が日本国内に入国した時から日本国外に出国するまでの間に負担した治療費用に限ります。 ①診療費・入院費関係（入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や医師の治療を受け医師の指示により宿泊施設で静養した場合の宿泊施設客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。）、入院・通院のための交通費および治療のために必要な通訳雇入費 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 ③法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所の消毒を命じられた場合の消毒費用（【疾病治療費用】に限ります。） ④入院により必要となった旅行者の通信費および身の回り品購入費（身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円を1回のケガ、病気の限度とします。） ⑤医師の治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための旅行者の交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額がある場合は、その額を控除します。） 注 健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、日本国内において同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされ	●上記【基本契約】の【保険金をお支払いできない主な場合】①～⑨によって生じたケガに加え、以下により生じたケガ ①旅行者の自殺行為 ②旅行者の脳疾患または病気 ③旅行者の妊娠、出産、早産、流産 ④旅行者に対する外科的手術（事故による傷害の治療を除きます。） ●旅行者のむちうち症または腰痛などで医学的 他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの など

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
	疾病治療費用	旅行者が、日本滞在中に発病した病気(妊娠、出産、早産、流産は含みません。)により医師の治療を受け、被保険者がその費用を負担した場合 注 日本入国前に発病した病気または持病による【疾病治療費用】のお支払いはできません。	ない部分はお支払いできません。	●上記【基本契約】の【保険金をお支払いできない主な場合】①、②、⑥、⑦により発病した病気に加え、 ①旅行者の自殺行為により発病した病気 ②旅行者が被ったケガによる病気 ③旅行者の妊娠、出産、早産、流産による病気 ④旅行者の歯科疾病 ⑤旅行者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病 ●旅行者のむちうち症または腰痛などで医学的 他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものなど

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
特約	安全退避費用	旅行者が責任期間中に次の①～③のいずれかに該当したことにより安全退避を要し、被保険者が安全退避費用を負担した場合 安全退避… 下記①から③までに定める事由を直接の原因として、旅行者が安全を確保するために渡航先の国から、次のaからcまでのいずれかの国に、退避することをいいます。 a.渡航先の国 b.旅行者の母国または居住国 c.旅行者の旅を主催した教育機関または文化機関の所在国 ① 旅行者の渡航先において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合 ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(注1)またはテロ行為(注2) イ. 運送・宿泊機関等の事故または火災 ウ. 渡航先に対する退避勧告等の発出(注3) (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 (注2) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 (注3) 退避勧告等が渡航先の属する国の他の地域に対して発出された場合を含みます。 ② 旅行者に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合 ③ 旅行者に対して災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条(市町村長の避難の指示等)または第61条(警察官等の避難の指示)に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合	旅行者またはその法定相続人に対して被保険者が負担した次の費用をお支払いします。 ①航空運賃等交通費 旅行者の安全退避に要する航空機、船舶等の運賃をいいます。ただし、旅行者が安全退避したことにより払戻しを受けた運賃はこの費用の額から控除します。 ②宿泊施設(注1)の客室料および諸雑費 ア. 安全退避の行程における旅行者の宿泊施設(注1)の宿泊料をいい、旅行者1名につき、14日分を限度とします。ただし、旅行者が安全退避したことにより払戻しを受けた金額または旅行者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。 イ. 諸雑費とは、被保険者または旅行者が必要とした国際電話料等通信費、旅行者の渡航手続費(注2)等をいいます。 ウ. アおよびイの費用は、旅行者1名につき、合計して20万円を限度とします。 (注1)ホテル等の宿泊施設をいい、住宅等の居住施設を除きます。 (注2)旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。	次の①～④のいずれかにより生じた事故 ①保険契約者、被保険者や旅行者の故意または重大な過失 ②旅行者のけんかや犯罪行為 ③旅行者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転 ④旅行者の心神喪失 など

国民健康保険の概要

Guide to National Health Insurance (NHI) System of Japan

日本では、日本国内に住所を持つ人は誰もが国民健康保険などの公的医療保険に加入する皆保険制度がとられており、保険の給付により、病院などで診療を受けた際に支払う医療費（自己負担額）が少なくて済みます。住民登録をしている方は、すべて公的医療保険に加入する義務があります。

Japan has a universal healthcare system, where any person who has an address in Japan must enroll in public health insurance programs, such as national health insurance. As parts of the medical expenses are covered by insurance benefits, your actual payment for care at medical institutions is quite low. All registered residents are obligated to enroll in public health insurance.

●国民健康保険に加入できない人

- ・ 住民登録をしていない人
- ・ すでに他の公的医療保険（企業などで働く人を対象とした被用者保険など）に加入している人とその扶養家族
- ・ 生活保護を受けている人

●People Who Are Ineligible for National Health Insurance

- Those who have not completed resident registration.
- Those who have already joined another public health insurance plan (e.g., employee's health insurance plan), and their dependents
- Those who receive public assistance

●届出が必要なとき

下記に該当する場合は、その日から14 日以内に保険年金課で手続きをしてください。なお、保険の資格は、届出をした日からではなく、保険に加入すべき日にさかのぼって取得することになります。なお、14 日以内に届出をしないと保険の給付を受けられない場合があります。

●When Notification are Necessary

If any of the situations listed below occur, complete the necessary procedures within 14 days at the Health Insurance and Pension Section of the City Office. The starting date for insurance membership is not from the day that you file notification, but retroactive to the day that you were considered eligible and should have enrolled. There may be cases where you will not be able to receive insurance benefits unless you file a notification within 14 days.

○国民健康保険に加入するとき

- ・ 住民登録したとき
- ・ 勤め先をやめたとき（勤め先の被用者でなくなったとき）
- ・ 子どもが生まれたとき
- ・ 生活保護を受けなくなったとき

○ When you must join National Health Insurance:

- Upon completing resident registration.
- Upon leaving your employer (i.e., when you are no longer covered by your employer's ealth insurance program.)
- Upon the birth of a baby.
- Upon termination of public assistance.

○国民健康保険をやめるとき

- ・ 出国するとき
- ・ 勤めをはじめたとき（被用者保険に加入したとき）
- ・ 死亡したとき
- ・ 生活保護を受けたとき

- When you must withdraw from National Health Insurance:
 - When you leave Japan.
 - When you start working (join an employee's health insurance plan)
 - Upon the policyholder's death.
 - When you start to receive public assistance.

○その他

- ・ 紛失などのため保険証を再発行するとき

○ Other cases:

- Upon a change in the household's members or address.
- Upon the need to have the insurance certificate reissued due to loss or other reason.

●保険料の決め方

国民健康保険に加入した人（被保険者）は、保険料を納めなければなりません。保険料は、前年の所得額と世帯人数を基礎にして世帯単位で計算され、世帯主が納めます。

●Insurance Tax (Premiums)

Once enrolled in national health insurance, you must pay tax (premiums).

Tax (Premiums) are calculated by household unit, based on income of the previous year and the number of household members. The head of the household is responsible for making the payments.

●保険料の納め方

国民健康保険の保険料を納める期限は毎月末日で、①納付書により支払う方法、②預金口座から引き落とす方法、③年金から差し引いて納める方法があります。年間の保険料（12 か月分）は、6 月から翌年3 月までに10 回に分割して納めていただきます。

・ ①の納付書により支払う場合

6 月に保険年金課から納付書を郵送します。最寄りの金融機関、区役所・特別出張所の窓口、コンビニエンスストアで納期限までに納めてください。コンビニエンスストアでは、夜間や土・日曜でも納められます。

・ ②の口座から引き落とす場合

預金口座のある金融機関または保険年金課に口座振替依頼書を提出することで、この方法を利用できます。

・ ③の年金から差し引いて納める場合

世帯全員が65 歳～ 74 歳で、世帯主が一定額以上の年金を受け取っている場合は、保険料は年金から自動的に差し引いて納められます。その場合は、年金が支払われる偶数月の支給額から2 回分の保険料額が差し引かれます。また、希望により口座から引き落とす方法に変更することもできます。

●Payment of Insurance Tax (Premiums)

The due date for paying the tax (premiums) for National Health Insurance is the end of every month. There are three ways to pay:

(1) Paying using a payment invoice, (2) arranging for automatic deductions from your bank account, and (3) deductions from your pension.

Annual tax (premiums) are divided into 10 payments made from June to March of the following year

- (1) Payment using a payment invoice

Each year in June, a payment invoice is mailed from the Health Insurance and Pension Section of the City Office. The payment must be made by the due date at a local financial institution, the Office or a special branch office, or a convenience store.

Insurance tax (premiums) payments can be made at convenience stores even at night, on Saturdays and Sundays.

- (2) Automatic deductions from your bank account

This method can be used by submitting a bank transfer request form to the financial institution where your bank account is located, or to the Health Insurance and Pension Section.

- (3) Deductions from your pension

If your entire household is made up of persons between the ages of 65 and 74, and the head of household receives a pension exceeding a certain amount, insurance tax (premiums) are paid through automatic deductions from their pension. In this case, an insurance tax (premium) covering 2 months is deducted from the pension, paid on even months. In addition, you may also change the deduction method so that payment

is deducted from your bank account.

●保険の給付

病気やけがのため病院等で治療を受ける際に保険証を提示すると、保険から給付が行われ病院等で支払う金額（自己負担額）は次のとおりとなります（制度改正により変更になる場合があります）。

- ・ 小学校入学前（6 歳の3 月31 日まで）の乳幼児：医療費の20%
- ・ 小学校入学（6 歳の4 月1 日から）の児童から70歳未満の人：医療費の30%
- ・ 70 歳以上から75 歳未満の人：医療費の10%（一定以上の所得の方は30%）

●National Health Insurance Coverage

If you obtain medical care at a hospital or other healthcare facility due to illness or injury and you present your insurance card, you will be covered by the insurance, and the amount that you must pay to the hospital (out-of-pocket expenses) is as follows (The system may be revised and changed).

- Children not yet enrolled in elementary school (up to 6 years old as of March 31): 20% of medical expenses
- Elementary school children (6 years old as of April 1) to persons under 70 years of age: 30% of medical expenses
- Persons aged 70 years to 75: 10% of medical expenses (30% for those whose income exceeds a certain amount)

○ 保険から給付が行われない場合（全額自己負担になる場合）

- ・ やむを得ない事情を除き、必要な届出を14 日以内にしなかったとき
- ・ 保険を扱う病院等があるのに、保険を扱わない病院等にかかったとき
- ・ 保険で規定した以外の治療を受けたとき
- ・ 自己の犯罪行為、故意、けんか、泥酔などにより病気やけがをしたとき

○Cases Where Insurance Coverage Is Not Available (When You Are Responsible for Paying the Full Cost of Medical Care)

- When the necessary notifications are not made within 14 days, with the exception of extraordinary circumstances
- When a patient is treated at a hospital or other medical facility that does not accept insurance even though an alternate hospital or medical facility that does accept insurance is available
- When a patient receives treatment that is not covered by insurance.
- When a patient becomes ill or injured intentionally, due to a criminal act, fight, drunkenness, etc.

○高額療養費の支給

保険証の提示により病院等に支払った自己負担額が限度額を超えたときは、申請を行うことで高額療養費（限度額を超えた金額）が払い戻されます。

○Reimbursement for High Medical Expenses

When out-of-pocket expenses paid by a patient to a hospital or other medical facility based on presentation of an insurance certificate exceeds the maximum amount for out-of-pocket expenses, the amount in excess will be reimbursed later as a High Medical Expense if you submit an application.

●その他

○出産育児一時金の支給

加入者が出産したとき、出産育児一時金が支払われます。

○葬祭費の支給

加入者が死亡したとき、その葬祭を行った方に葬祭費が支払われます。

○交通事故にあったとき

加入者が交通事故などでけがをし、保険証を提示して治療するときは、必ず保険年金課に届け出てください。加害者が治療費を負担するのが原則ですが、加害者の負担が当面期待できないとき、保険の給付で一時治療費を支払い、後日、加害者に支払った分を請求します。

●Other

○Childbirth Subsidy

When an insured person under NHI has a baby, they can receive a childbirth subsidy.

○Subsidy for Funeral Costs When an insured person under NHI passes away, a subsidy for the funeral costs will be paid to the person who arranged the funeral.

○In Case of Traffic Accidents

In the event that a person covered by insurance is injured in a traffic accident, etc. and wishes to receive treatment by presenting their insurance certificate, appropriate notification must be submitted to the Health Insurance and Pension Section. Although in principle, medical fees must be paid by the person who caused the accident, they will

temporarily be paid for by insurance if that person is not able to pay for some time. The person who caused the accident is charged for the fees at a later date.

海外旅行保険死亡保険金受取人に関する同意書

ジェイアイ傷害火災保険株式会社と **RIJYEM** との間で締結された海外旅行保険契約について、死亡保険金受取人を〇〇〇〇である〇〇〇〇とすることに同意します。

また、保険金請求に際して、保険会社から被保険者である私の親族等へ直接事実確認等を行うことについても異議ありません。

なお、ジェイアイ傷害火災保険株式会社との保険契約内容に変更が生じた場合にはあらたに同意書を取り交します。

証 券 番 号 : _____ (記入しないでください)

被 保 険 者 : _____
(保険の対象となる方)

保 険 金 額 :

傷 害 死 亡
1, 0 0 0 万円

保 険 期 間 : ____ / ____ / ____ より ____ / ____ / ____ まで
(例示 : 15/August/2016)

死 亡 保 険 金 受 取 人 : _____

被 保 険 者 と の 関 係 : _____

平成 年 月 日

被保険者署名 _____

同意書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

ジェイアイ傷害火災保険株式会社 殿

同意者（保護者）署名：_____

私（保護者）は、子（被保険者）_____が未成年者であることに伴い、以下の事項について同意します。

保険金請求及び受領	被保険者が日本滞在中における、100 万円未満の海外旅行保険の治療救 援費用保険金請求及び受領 (保険証券番号：_____ (記入しないでください)
-----------	---

上記保険金の支払先	住所	
	氏名	

本書面取り付ける理由

民法第 5 条（未成年者の法律行為）に「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない」という条文に基づき、取得が必要な書面となります。何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために、安全な環境づくり、維持するために努力している。ロータリアン、ロータリアンの配偶者、その他のボランティアは、最善を尽くして、接する児童や青少年の安全を守り、肉体的、性的、精神的虐待から彼らを保護しなければならない。